

第一章 はじめに 一問題の所在と本稿の目的一

第一節 刑事政策において課題とされる犯罪被害者の法的地位

周知の如く、犯罪被害者の地位については、「血の復讐」・「贖罪金」・「タリオの思想」が働いた時期が第一期の「被害者の黄金期」、近代法の生成発展に伴って被害者の地位が低下した時期が第二期の「被害者の衰退期」、そして、被害者に関する研究が盛んに行われるようになり、その権利が注目されるようになった近代が第三期の「被害者の復興期」と区別されている。もともと、犯罪防止を目的として国家または地方自治体が行う施策、つまり、政治政策の分野において、犯罪被害者に対する関心は、犯罪発生の過程での被害者の役割にあったが、その関心は徐々に拡大し、犯罪後被害者の置かれた状況にも及んだ。1960年代以降は、犯罪後に被害者が重大な被害を被ったにもかかわらず、何等の公的支援も受けられず「忘れ去られた人」となっている状況が認識されるようになり、欧米諸国では犯罪被害者に対する政府や民間団体による支援が行われるようになった。その後も、各国で犯罪被害者の刑事手続の地位や権利を認める立法及び制度の改革が行われ、現在に至る。こうした経緯を見れば、犯罪被害者の法的地位の向上は、刑事政策の犯罪被害者への関心拡大と密接な関係を有していることが判る。

また、犯罪被害者の法的地位については、法学の一分野でありながら、憲法学・民法学・社会学などの学問にも関連しており、とりわけ、刑法・刑事訴訟法との関連が深い。犯罪被害者の法的地位の諸問題において、刑事政策学は関連学問と横の連繋をし、統括する役割を果たしている。ただ、犯罪被害者の法的地位に関する研究は、このような多数の関連分野から成り立つのであるからこそ、関連分野との総合的な検討を行うことが不可避であり、複雑な学問である。犯罪被害者の法的地位が注目されるようになって半世紀以上経った現在でも、その探求には終わりがなく、議論すべき問題が山積している。犯罪被害者の法的地位に関する研究は今後も刑事政策に問いかけ続ける課題の一つである。

第二節 日台比較の意味について

本稿は、犯罪被害者の法的地位をテーマにして、台湾¹（中華民国、以下同じ）の諸制度を中心に検討をしながら日本法との比較を行う。台湾を比較法の対象として取り上げる理由については以下の通りである。

まず、台湾は、沖縄県の与那国島と100キロあまりしか離れておらず、地理上日本と最も近い隣国として、交流が頻繁に行われてきた。経済面では、台湾は日本の輸出相手国第

¹ 本稿において台湾と称するのは台湾が実効支配する主な領土である中華民国を指す。議論の便宜上、現在の中華人民共和国と混同しないよう、特に断りのない限り、中華民国を台湾と称する。

四位で輸入相手国第十位であり、日本の主な貿易相手国である²。社会面においても、50年にも及ぶ日本統治時代で残された影響もあり、今も親日的な考えを持つ国民が多く、国民性ないし社会環境はその他アジア諸国と比べ日本との類似性が高い。それに加え、近年において、両国の民間交流が一層盛んに行われようになっている。ここ数年での訪日者数の統計では、台湾人は常に上位三位を占めており、2014年は280万人を超えていた³。そして、日本人の台湾訪問者数もここ数年で右肩上がりに伸びており、2014年は163万人にも及んでいた⁴。日台交流の隆盛ぶりから見れば、台湾制度を理解すること自体はそれなりの意味があるだろう。

そして、本稿は、日本と台湾の犯罪被害者の法的地位について比較検討を行うため、ある程度の比較基準が存在していることが大前提である。そこで、台湾の刑事法を概観しておく。大陸法系に属している台湾法は、その源流となったのが中国清王朝に作られた法律草案である。清王朝末期、清政府は明治維新を手本にして、法律システムの西洋化に力を注いだ。1906年に日本人学者岡田朝太郎を招聘し新刑法典「新刑律草案」を編纂し、この刑法草案は日本旧刑法の影響を受けた。続いて1911年に同氏の協力を得て「刑事訴訟律草案」が完成し、この草案はヨーロッパ諸国で採用された陪審制度や公開原則を採り入れた。両方とも日本の経験を通じて西洋法制度の導入を図る動きであったといえる。両法律案が未施行のまま清王朝は滅亡したが、後に樹立した中華民国政府に受け継がれ、度重なる修正を経て現在台湾で施行されている現行（中華民国の）刑法・刑事訴訟法の前身になった。ちなみに、台湾現行の刑法典は1935年に制定・施行した「中華民国刑法」で、刑事訴訟法典は1928年に制定・施行した「中華民国刑事訴訟法」（1935年に全面改正がなされ、1967年二回目の全面改正で「刑事訴訟法」に改称）である。地域限定で見れば、台湾地域で初めて施行された近代的刑法・刑事訴訟法典は中華民国法ではなく、日本旧刑法と日本明治刑事訴訟法であり、日本法の適用は終戦に伴い台湾が中華民国に返還されるまで続いていた。現在の台湾法は、日本時代に日本法を始めとした近代法を継受し、戦後になってその礎に中華民国法として展開したものと言える。このような経緯的要素もあるが、実際、台湾では、法改正を行うたびにドイツや日本を始めとする法制度先進国の規定を参考とするのが通例である。近時、欧米法の影響力が增大しながらも、日本法の影響力はまだ残されている。例えば、2000年代前後から行われた「司法改革」の影響により、刑事訴訟法が大幅に改正され、中でも、職権主義の原則を維持しながら、当事者主義色彩のある理念や制度を採り入れた「改良式当事者主義」の採用が大きい変革であった。この改正は戦後に英米法化・当事者主義化した刑事訴訟法を導入した日本法の影響も少なからず存在した。例えば、改良式当事者主義の本格的な導入に先立って、改革の一環とし

² 財務省が発表した2014年の年間統計資料（平成27年3月12日付財務省貿易統計）による。一方、台湾政府の2014年の統計（国際貿易局中華民国進出口貿易統計）によれば、日本は中国・アメリカに次いで、台湾の第三位の貿易相手国である。

³ 日本政府観光局が公表した統計による。この人数は観光・商用客の合計である。ちなみに、2014年の台湾（中華民国）の総人口は約2340万人にもかかわらず、それだけの人数が日本を訪れたことから、台湾人の親日ぶりを垣間見ることができよう。

⁴ 日本政府観光局が公表した統計による。

て導入した「緩起訴」制度は、日本の起訴猶予制度から大きい影響を受けたといわれる。このように、台湾法は法制度の草創期より、日本法との関連性を維持してきたため、日本法との比較する基礎が与えられたと考えられる。

また、台湾法の著しい発展も注目すべき理由の一つである。台湾では 1949 年から 38 年間にも及ぶ長い戒厳令が敷かれたが、1987 年の戒厳令解除とその後の政治民主化を背景に、法学は飛躍的な進展を遂げた。諸外国と比べ出遅れたものの、犯罪被害者支援の必要性はこの頃より胎動し、90 年代頃より既に政府レベルでの支援対策が検討されてきた。その具体的な成果として、犯罪被害者補償を主な内容とした法律が 1998 年に成立・施行された。それ以降も犯罪被害者支援対策や犯罪被害者の法的地位に関する議論が絶え間なくなされ、とりわけ、近年の改正では、日本で実現できなかった制度も次々と導入された。被害者補償制度のみならず、刑事訴訟法を中心に欧米諸国の制度を参考としながら改革が続き、諸国に追いつく勢いである。改革がやや拙速に失し、一部の古い制度が取り残されてはいるが、度重なる改正で刑事手続を中心とした犯罪被害者の地位の変動は避けられず、それによってもたらされた変化について日本法と比較することも興味深いところである。

一方、前述した歴史的な要因、もしくは、独自の発展により、日本にない制度が台湾法に存在している。例えば、大正刑事訴訟法に存在し現行刑事訴訟法にない付帯私訟制度(台湾では付帯民事訴訟という)や、犯罪被害者が訴追を行う制度(自訴)がそうである。制度の違いにより、すべて日本法の参考となれるとは思わないが、犯罪被害者の法的地位に関連する制度として理解し検討する価値はあると考える。

第三節 本稿の射程範囲と限界

まず、多くの場合では、いわゆる「犯罪被害者」は「犯罪により被害を被った者」と定義されるが、その具体的な内容や範囲は刑事法の分野においても多かれ少なかれ、使われる場面によって意味が異なる。刑事手続においても、被害者が被害者として権利を行使する時点で、犯罪によって被害を被った事実がまだ確認されていないこともある。例えば、被害者が告訴をするとき、犯罪事実の存否自体が刑事手続で確認する対象であり、それが証明されていないため、被害者が被害者であることもロジック的に言い切れないはずである。しかし、そもそも、犯罪被害者という言葉を使う各分野や刑事手続の各段階で、犯罪被害者と称するものにはその制度の内容や目的によってズレが存在しており、被害者支援を含む犯罪被害者の法的地位を論ずる際に、前もって「犯罪被害者」に固定した定義を与えることはかえって議論の阻害になると考え、本稿はあえてそれ以上の定義をせず、必要な場合のみにサブテーマの議論中に追加説明をする、という形を採る。

次に、本稿は台湾法を比較の対象とするため、基本的に台湾の制度を中心軸にして説明・検討をし、日本法との比較は交替で行う。本稿が取り上げる刑事手続での被害者の地位に関する各サブテーマは、原則として犯罪の発生から捜査、起訴、公判という時系列の順で配列する(第二から第五章)。刑事手続での地位以外に、犯罪被害者等は往々にして

経済的打撃を受け、それに対する経済的支援や経済的回復についての議論も重要であるため、これらに関する問題（付帯民事訴訟制度や被害者補償制度など）は第六章と第七章に詳しく論ずる。被害者の法的地位の関連問題として、刑事調停に関する内容を第八章に論じ、性犯罪を中心に親告罪に関する問題は第九章に論ずる。

近年、修復的司法に関する議題は、被害者関係の議論としてよく俎上に載せられるが、本稿は構成上の理由でこのテーマのための章を作らず、各サブテーマを検討する傍らに、それと関連する修復的司法の問題を検討する。

本稿はなるべく主な制度を網羅し検討するつもりであるが、例えば、仮釈放段階での被害者への情報提供または被害者の意見伝達、受刑者の釈放にあたり犯罪被害者へ行う情報提供などの制度は存在しているが、紙幅の制約により割愛する。

なお、本稿は成人普通刑事手続を対象に議論するため、それ以外の特別刑事手続に関する議論は原則的に範囲外とする⁵。

⁵ 例えば、少年刑事事件や軍事裁判事件は論稿作成の制約により対象外とする。

第二章 捜査段階における犯罪被害者の地位

第一節 警察・検察段階における被害者

1 警察段階における犯罪被害者

日本では、犯罪の捜査は司法警察職員と検察官が行い、検察官は必要と認めるときに自ら捜査する（日本刑事訴訟法 189 条 2 項・191 条 1 項）。つまり、両者とも捜査機関として認められている。それに対し、台湾の刑事訴訟法では、「検察官は、告訴、告発、自首またはその他事情により犯罪の嫌疑を知ったとき、捜査を開始しなければならない」（第 228 条第 1 項）とされ、「司法警察官は犯罪の嫌疑を知ったときに調査を開始しなければならない（以下略）」（第 230 条第 2 項）とされている。司法警察（官）は、その調査の結果を検察官に報告する義務があり、報告を受けた検察官はその調査が不十分と判断するとき、その事件を警察に差し戻し、再調査を命令することができる（第 230 条第 1 項、第 231 条の 1）。さらに、警察は検察官の指揮を受け犯罪を捜査する義務もある（第 231 条第 1 項及び第 2 項）。これらの規定によれば、刑事訴訟法上での捜査主体に当たるのは検察官のみであり、警察は独自に捜査を行う権限がなく、捜査に関しては検察との関係は上下関係である。しかし、実際、検察官は法律のプロであるが、第一線で犯罪捜査を行うのが検察官でなく捜査専門の養成教育を受けた警察であり、検察官自らが犯罪捜査を始めた事例はむしろ少数である¹。

刑事手続のいずれかの段階においても、被害者の権利と地位は保障されるべきであり、手続と係わりのある人員は適切に被害者の状況を配慮するのが理想的である。特に事件の初期段階の処置は往々にして大きな影響を残し、この段階に当たる機関の対応はとりわけ重要である。現状では、多くの場合、事件発生直後に犯罪被害者に接する者は他ならぬ、事件を受理する警察である。しかし、上述したような体制設計を採った刑事訴訟法においては、当然の如く検察官が捜査を行うことを想定しているため、警察段階での犯罪被害者に係わる特段な明文が殆どなく、検察段階の規定をそのまま警察段階に適用する内容²や、通報受理に関する内容³が多い。また、実務レベルでは、警察の内部規範である「警察犯罪捜査手引」⁴において、刑事訴訟法の規定を受け、それに対応する規定や被害者にかか

¹ 検察と警察の関係について疑問を呈する見解は、検察官は刑事訴訟法に定めた唯一の捜査主体である以上、捜査に関し責任を負うべきであるにもかかわらず、調査不十分のときに事件を警察に差し戻す立法は不当であると批判した。黄朝義「刑事訴訟法(三版)」新学林(2013)153頁以下。

² 例えば、犯罪被害者が捜査中に取調べを受ける際に、一定の者の付添いが許されるという規定(詳しくは後述2を参照)は警察段階にも適用するとされている(刑事訴訟法第248条)。

³ 例えば、司法警察官を告訴提出の受理機関の一つとする規定や、捜査する際に告訴を確認すべきという規定などはこれに属する(刑事訴訟法第242条第1及び第2項)

⁴ これは警察の管理機関である内政部警政署が発布したものであり、正式名称は「警察偵

わる規定がある。例えば、「手引」の第119に「被害者に聴取するとき、その法定代理人、配偶者、直系または傍系三親等内の親族、あるいは、その家長、家族、医師、社会福祉士は被害者に付き添うことができ、意見を陳述することができる」という刑事訴訟法の文言と類似する規定がある。あるいは、告訴事件について、警察は「告訴権者の告訴意志を確かめるべき」（第52の2項）と定められている。このほかに、捜査・差押の立会い⁵や贓品の保管⁶について、被害者にかかわる規定が少し存在する。しかし、「手引」にある内容はあくまでも刑事訴訟法の規定の確認であり、性質上は警察への注意喚起に過ぎない。このように、刑事訴訟法での警察段階の犯罪被害者權益に関する規定が乏しく、積極的に被害者に情報を提供する規定さえない。

他方、刑事手続に関する事項ではなく、警察は被害者支援のための特別法によって、被害者に權益事項を告知しなければならない場合がある。「犯罪被害人（＝被害者）保護法」第29条の1では、同法により保護・扶助対象者とされた者に対し、関係機関は必要な協力を提供しその權益を告知しなければならないとされている。解釈上、警察機関は関係機関にあたり、同法に定められた「犯罪被害者⁷」に、補償金または扶助金の申請について情報を提供しなければならない。被害者の同意を得た場合、事件の情報を被害者支援団体（財団法人犯罪被害人保護協会）に提供し支援を提供してもらおうと解すべきである。

上述のように、警察段階では、被害者支援を図る対策はあるものの、訴訟法上の被害者の地位に関する規定が少なく、権利保障の視点からは十分とは言えない。警察機関はあらゆる事件の通報を受理するとき、被害者へ通知するべきであり、当該事件の処理状況についても同様であるという意見⁸はあるが、法的整備はなされていないのが現状である。検察官の指揮監督を受ける地位に置かれている警察機関は刑事事件を扱う際に検察官の指示を仰ぐ場面が多く、その分被害者に配慮する機会を逃してしまうことが避けられない現状は今後の法整備に当たっての一課題と思われる。

査犯罪手冊」（2010 発布）である。

⁵ 第一七六：捜査または差押を実施するとき、被害者、告訴人、告発人または証人の識別または指摘が必要ある場合に、その立会いを許すことができる。

⁶ 第一八五の四項：被害者の請求があった場合、事件の状況を考え検察官の許可を得て、贓品を被害者に保管させておくことができる

⁷ 「犯罪被害人保護法」でいう犯罪被害者は、①犯罪被害者補償金の申請適格者である性犯罪被害者、②犯罪により重傷を受けた被害者、③犯罪被害により死亡した被害者の遺族、④家庭暴力被害者、⑤人身売買被害者、⑥児童・少年被害者、⑦海外で犯罪被害により死亡した被害者の遺族を指す（第3条、第30条第2項参照）。

⁸ 中華警政研究學會「犯罪被害人保護政策體檢報告」（2012）151頁。法務部（法務省に相当する機関）は犯罪被害者政策に係わる各省庁の横の連繫を図り、1998年に犯罪被害者保護強化方案（正式名称は「加強犯罪被害者保護方案」）を制定し、時勢に合わせ適宜改訂を重ね、今に至る。この方案では、警察段階での被害者への情報提供について、「事件の移送状況をできる限り被害者に通知する」としているが、政策レベルのもので法的強制力がないうえ、より具体的な規定もない。

2 検察段階における犯罪被害者

検察官は警察の送致した事件を捜査し、その終結段階で作成しうる処分は起訴、緩起訴及び不起訴という三種類がある。緩起訴制度や緩起訴・不起訴処分に対する異議申立に関する問題は第二節に詳しく述べる。ここでは、それ以外の検察段階における被害者の権利について、被害者付添人、証拠保全請求権、そして、訴訟書類の受け取りに関する問題、この三つを取り上げる。

(1) 被害者付添人の立会い

現行台湾刑事訴訟法では、「捜査中に被害者を取調べる時、その法定代理人、配偶者、直系または傍系三親等内の親族、あるいは、その家長、家族、医師、社会福祉士は被害者に付き添いことができ、意見を陳述することができる（以下略）」（第 248 条の 1）との規定が設けられ、被害者付添人の立会いの根拠となっている。この現行法規定の導入に先立ち、被害者付添人に関する規定は 1997 年に公布・施行された特別法「性侵害犯罪防止法（正式名称は「性侵害犯罪防治法」）」の規定として初めて登場した（当時の第 13 条、後の第 15 条）。台湾では、いわゆる「捜査非公開原則⁹」によって、基本的には、検察官による取調べにおいて対象者以外の者の立会いが許されない。しかし、性犯罪被害者の場合、その心身が性的被害によって不安定に陥り特段なケアが必要、あるいは、刑事手続による二次被害から守るための特別な配慮が必要という状況がありうるため、不公開原則の例外として付添い人の立会いが認められた。ただ、「性侵害犯罪防止法」は性犯罪の抑止及び性犯罪被害者の支援保護を目的とした刑事特別法であるため、付添いの特別規定は性犯罪の刑事手続のみに適用された。翌年の 1998 年、類似する規定が刑事訴訟法に盛り込まれ、全ての罪種に適用されることとなった¹⁰。刑事訴訟法の被害者付添人に関するこの規定に但し書が設けておらず、解釈上、検察官は付添人の立会いを拒否することができず、捜査段階の犯罪被害者の権利であると考えられる。

(2) 証拠保全請求権

証拠保全に関して、告訴人たる犯罪被害者には証拠保全処分の請求権（第 219 条の 1 第 1 項）¹¹、及びその実施に立会いする（第 219 条の 6 第 1 項）¹²権利がある。立法理由¹³

⁹ 刑事訴訟法第 245 条第 1 項「捜査は、これを公開しない」。捜査非公開原則に関し、後出註 38 を参照していただきたい。

¹⁰ 但し、性侵害犯罪防止法の第 15 条規定は刑事訴訟法より広く、公判における付添いも認める。

¹¹ 「捜査中に、告訴人、被疑者、被告人または弁護人は、証拠に湮滅、偽造、変造、隠蔽または使用することが困難な恐れがあるときは、検察官に、捜査、差押、鑑定、検証、証人尋問、またはその他必要な保全処分を請求することができる」。

¹² 「捜査中に、告訴人、被疑者、被告人または弁護人は、証拠保全を妨害する恐れのある場合を除き、その請求により実施される証拠保全が行なわれるときに立会いすることが

と条文の文言を照らせば、前者は日本刑事訴訟法第 179 条を参考にした可能性が高いと思われる。ただ、請求権者の範囲として、日本法は証拠保全の請求権者が被告人、被疑者または弁護人としているのに対し、台湾法はこの範囲を告訴人に拡張した。告訴人に証拠保全請求権を付与する理由について、立法理由によれば、証拠保全の規定は実体的真実の発見と被告人の防御権に着眼し、訴訟の段階にあわせて各利害関係者に請求権を付与するわけであるとされた。そうであれば、告訴人に付与する理由は被告側の防御権のためにあらず、真実発見のために他ならない。基本的には告訴人は事件の被害者であり、最も被害事実詳しい者であるならば、証拠の存在と保全の必要性を把握している可能性が高い、というような真実発見の見地からすると、立法理由説明は成立しうる。

しかし、特に非親告罪事件において告訴人がない事件もあり、真実発見をこの制度の目的とするならば、告訴権を行使した者ではなく、事件の当事者たる被害者全員に請求権が付与されるべきという結論に導かれる。こうした疑問はまだ残されているが、証拠保全請求規定に検察官が請求を拒否した、または期限内に保全作為をしなかった場合に、告訴人は裁判所に請求することができるという救済方法が設けられていることから、証拠保全請求権は捜査中の被害者の権利の一つであることが確認できよう。適切な証拠保全対策を採ることは真実発見と的確な裁判・量刑に繋がり、これによって国民の司法への信頼の向上にも繋がると考えられる。

(3) 訴訟書類の受け取り

刑事手続において被害者に適切に情報を提供することは、被害者の心情回復や不安軽減、ひいては、司法への信頼確保に繋がると言われる。警察段階を経て検察官に移送された刑事事件の進捗状況について、被害者は検察機関からの情報がなければそれを知るすべがほとんどない。被害者の刑事手続への受動的関与の一形態として、訴訟書類の受け取りは重要である。

訴訟書類の送付について、台湾刑事訴訟法第 255 条と第 263 条によれば、検察官は、起訴、不起訴、緩起訴または緩起訴取消しの処分をする際に、その理由を記した処分書を作成し、これを告訴人、告発人、被告人及び弁護人に送らなければならない。緩起訴処分書は、上記以外の者のほか、遵守または履行行為と関係のある被害者、機関、団体、またはコミュニティに送達しなければならない¹⁴。これらの規定によれば、被害者が緩起訴処分の遵守・履行事項の行為対象者になった場合（例えば、検察官は被害者に謝罪することを条件として被疑者に命じた場合）、処分に関する訴訟書類が送達される。後に詳しく述べるが、緩起訴（条件付き起訴猶予）は比較的軽い罪に適用され、被害者が遵守・履行事項の行為対象者になるケースも限られているため、多くの場合、被害者の訴訟書類の受け取りは告訴人になったことが前提となっていると言える。

できる」。

¹³ 「立法院公報」第 92 卷第 8 期院會記録（2003）、第 2068～2070 頁。

¹⁴ 台湾での不起訴・緩起訴の意味について、次節の 2 以下を参照していただきたい。

確かに、告訴をした被害者は、その訴訟法上の地位は純然たる被害者と異なり、当該事件の捜査結果について通知を受けることは、異議申立の行使に重要な意味を有し、不可欠な権利である。しかし、被害者は「犯罪の当事者」であることが確かであり、告訴提出の有無にかかわらず情報獲得のニーズは変わることがなく、これに加え、被害者にとっては検察機関の情報提供は事件の進捗状況を知るほぼ唯一の手段であるため、むしろ、検察機関は告訴人でない被害者に情報を提供すべきである。現行法の枠組みでの解決法として、警察による聴取や検察官による取調べがなされる際に、被害者に告訴の意識がない場合を除き、形式的に被害者に告訴を提出させ、訴訟書類を提供するという措置が考えられる¹⁵。このような対策はあくまでも症状治療であり、警察・検察段階の情報提供の在り方の包括的な検討は今後法改正の課題であろう。

3 小括

ここまで、台湾における警察段階の犯罪被害者の地位、そして、付添い、証拠保全請求権及び訴訟書類の受け取りを中心に検察段階での犯罪被害者の地位について検討した。被害者付添いの導入などから、近年、台湾の改革で捜査段階での被害者の地位を重視するようになった姿勢が窺えるものの、全体的に見ればまだ不十分である。とりわけ、警察・検察段階での被害者は蚊帳の外に置かれ、情報提供が十分になされていない。日本では、捜査段階における被害者の地位が重視され、警察による被害者連絡制度や検察による被害者等通知制度が設けられており、的確な被害者への情報提供を図っている。日本の状況と比べ、台湾の制度は改善する余地が大きいと考えられる。

また、捜査における被害者の地位に関連して、2002年に台湾刑事訴訟法に「緩起訴」制度が導入され、検察官は被疑事件を条件付起訴猶予に付することができるようになった。この制度の導入により、被害者の地位に大きな影響がもたらされた。緩起訴（起訴猶予）に関しては次節に詳しく論じる。他には、犯罪の被害者は、その被った心身的被害などにより、告訴の提出が困難な場合もある。この状況は親告罪とされる性犯罪では特に顕著である。性犯罪の告訴期間の撤廃や親告罪規定の廃除の是非が問題となる。この問題については議論が広範囲に及ぶため、本稿の第六章以降に改めて論じる。

第二節 起訴猶予と犯罪被害者 ―緩起訴制度を中心に―

1 問題の所在

日本の文化的特性は、犯罪を犯した者を排斥する一面を有し、一旦、犯罪者というマイナスのレッテルを貼れられてしまうと、容易に社会復帰することができない。そのため、日本では、起訴猶予などダイバージョンが多く運用され、その運用は日本の低犯罪率にも

¹⁵ 仄聞したところでは、類似するやり方が行われている検察や警察機関がある。

寄与していると指摘される¹⁶。一方、実務のレベルでは、被疑事件が一旦起訴猶予に付されると、よほどの事情のない限り再起が行われないうえ、起訴猶予処分を受けた者は、特別な措置を受けないまま社会復帰する。そのため、起訴猶予は、被疑者に対する処遇の面が薄く、改善更生のための処遇の欠如による再犯リスクが存在するという見解がしばしば提起される。それ加えて、被害者への配慮が不十分であることも考えうる。

海外では、日本の起訴猶予に類似する処分に、条件や遵守事項などを課すことができる立法例が珍しくない。例えば、ドイツでは公訴提起の暫定的猶予、韓国では善導委託付起訴猶予、台湾では条件付緩起訴制度などがあり、いずれも、単純な起訴猶予処分に、何らかの付随措置がなされるという制度である。それらの付随措置には、被疑者処遇・再犯防止に関する内容の他、被害者支援や社会奉仕などが盛り込まれる例もあり、より広い運用の途が開かれている。

上記制度のうち、2002年に成立した台湾の「緩起訴」制度は、その立法目的には被害者の損害回復が明記されているため、被害者支援関連の法整備の一環でもあったと考えられてきた。さらに、近年、緩起訴制度は学界による修復的司法との関連付けにより、その運用が一層期待されている。そこで、以下は、台湾の緩起訴制度を中心に、その目的・成立理由と実際の運営状況の分析を通じ、制度に対し若干の検討を加える。そして、日本の現状を踏まえ、起訴猶予制度を前提にする場合、緩起訴のような条件付起訴猶予、あるいは、類似する効果を持つ制度運用について、その可能性を探ることとしたい。

2 制度の基本的概要

(1) 導入経緯・目的とその意味

「緩起訴」制度は、台湾の刑事訴訟制度の改革と共に、その一連の法改正の一つとして創設された¹⁷。詳細は後に述べるが、その輪郭を簡略に示せば、緩起訴制度は、重罪以外の罪を犯した嫌疑のある被疑者に対し、検察官が職権により、期間を設け起訴を猶予し、場合により履行又は遵守事項を条件として付加し、この期間内に被疑者には再犯がなく条件違反もなければ、再起訴ができなくなる制度であると説明できよう。

まず説明しなければならないのは、台湾法では、最初から「不起訴処分」に対する理解が日本法とは一致していないため、制度の捉え方は日本と異なる。台湾刑事訴訟法（以下、「刑事訴訟法」という¹⁸）では、緩起訴制度が導入される前から、原則として、起訴法定

¹⁶ 太田達也「日本における犯罪者の再犯状況と刑事司法制度改革」河合幹雄＝小関慶太編集「現代日本の犯罪発生率の低さを理解する」（2012）所収 54 頁。

¹⁷ 2000 年代初期の台湾では、刑事訴訟制度全般に対する見直しが行われた。そのうち、職権主義の訴訟構造の下で検察官の立証活動が不足するなど糾問的な運用に対する解決策として、当事者主導の要素を取り入れ、実施の少なかった交互尋問を的確に行わせる「改良式当事者主義」制度が導入された。この改革は台湾の刑事訴訟全体に大きな影響を与えることとなった。

¹⁸ 本節では、特段の説明のない限り、脚注を含み取り上げた法文は台湾刑事訴訟法である。

主義が採用されており、検察官は被疑者に犯罪嫌疑があると認めれば事件を起訴しなければならない¹⁹。例外として、嫌疑があっても事件を起訴しないことができるという規定があるが、その範囲は微罪事件に限られるため、検察官の裁量権は大幅に制限されていた²⁰。この例外類型は、嫌疑不十分や訴訟条件・処罰条件の欠如によって不起訴にしなければならない類型と同列にされ、「不起訴」の類型の一つとして位置されてきた。微罪処理型の不起訴は「相対的不起訴」または「職権による不起訴」、訴訟や処罰条件欠如による不起訴は「絶対的不起訴」と呼ばれる。相対的不起訴処分には、犯罪嫌疑があるにもかかわらず訴追が放棄されるというイメージがあるため、検察官はその行使に対して消極的であり、職権によって起訴しなくても相当であると思われる事件について、あえて起訴をすることは珍しくなかった。このように、「起訴」と「相対的不起訴」との間に存在するギャップが問題視され、従来の「相対的不起訴」の範囲の一部を含めた第四の処分類型を創設することをもって、この差を埋めることが緩起訴制度導入の狙いの一つであったと思われる²¹。

制度導入の直接的な理由は、訴訟経済である。日本では、認知された事件のうちの高い割合が警察の微罪処分により処理される²²。これに対し、台湾では、警察の微罪処分権が認められず、原則的に認知された事件はすべて送致されなければならないため、検察官の負担が大きい。その上、刑事訴訟制度の改革によって、交互尋問などの法廷活動が強化され、従来にない検察官の過剰負担と裁判所の訴訟遅延が予想された。これを緩和させるために、事件を公判段階前にプロセスから離脱させる効果を持つ緩起訴制度の導入に至ったのである。「司法資源の合理化」が主要な目的として緩起訴制度の立法理由²³に掲げられていることから、制度のダイバージョン機能の側面に着目し、訴訟経済効果を働かせようということは、運用面での目的であったことが分かる。

訴訟経済のほかに、立法理由に掲げられている制度目的は、「被疑者の社会復帰と特別予防」と「被害者の損害回復（補填）」がある²⁴。検察官が被疑者を緩起訴処分に付せば、原則猶予期間内に被疑者は社会に復帰することができるだけでなく、被疑者にはその特性に応じて条件を付加することができる。これにより、かつて捜査段階にはなかった社会内処遇を行うことが可能になった。とりわけ、検察官は海外での社会奉仕命令に類似した「義務労務」を指定できるようになり、制度施行以降はその成果が評価され、後に執行猶予と換刑処分の分野においても類似する処遇が導入された。この点は、刑事政策的側面で意味

¹⁹ 第 251 条第 1 項「検察官は、捜査で得た証拠によって、被告人に犯罪の嫌疑があると認めるに足りるときは、公訴を提起しなければならない」。

²⁰ 当時の刑事訴訟法第 253 条第 1 項によれば、この類型の（相対的）不起訴処分の適用範囲は当時刑法第六一条に定められた罪名に限られた。そのため、原則として、窃盗罪、横領罪、詐欺罪、贓物罪のほか、法定刑が 3 年以下の有期懲役又は拘役の罪、並びに法定刑が罰金のみ処する罪しか適用しなかった。

²¹ 黄東熊「我國近十幾年來公訴權運作之回顧與展望」檢察新論第 7 期（2010）189 頁。

²² 一般刑法犯では、全検挙人員のうち微罪処分により処理された割合は近年 3 割前後で推移している、平成 23 年は 32.6%であり、24 年は 30.8%であり、25 年は 29.0%である。平成 24 年版犯罪白書（2012）42 頁。平成 25 年版犯罪白書（2013）36 頁。平成 26 年版犯罪白書（2014）44 頁。

²³ 第 253 条の 1 の立法理由。「立法院公報」第 91 卷第 10 期（2002）936 頁。

²⁴ 第 253 条の 1 の立法理由（同前註）。

が大きい。そして、「被害者の損害回復（補填）」という制度目的を担保するものとして、被害者への賠償が遵守・履行事項として認められたのみならず、被害者の保護や支援に関する遵守・履行事項を命ずることもできる。実務レベルでは、緩起訴処分により得た金銭が被害者支援に充てられることもある。台湾では、緩起訴制度はもはや被害者支援に欠かせない制度であるといえる。

以上のような背景から、緩起訴制度を導入した台湾現行法では、起訴法定主義を維持しながら、限定された範囲内の事件に対し、緩起訴処分に付し起訴を回避できるようになった。同じ起訴法定主義を原則とするドイツ法においては、起訴法定主義の例外規定として、四つの類型に分類される便宜主義の許容類型²⁵のうち、訴追の必要な微罪であっても、被疑者に負担または指示を命ずることによって、訴追の必要がなくなるという類型があり、条件付緩起訴制度の参考モデルと言われる「賦課事項又は遵守事項付起訴猶予²⁶」はこれに属する。これによれば、緩起訴処分により起訴を回避する理論的根拠は、訴追利益が緩起訴処分の諸措置で達成できるということであると考えられる。

一方、緩起訴の適用範囲は、従前の微罪処理型不起訴よりかなり広く認められ、起訴便宜主義の拡張と検察官の起訴裁量権拡大に繋がったのである。緩起訴処分が頻繁に運用されるようになった昨今では、例外である起訴便宜主義が原則になるという逆転現象が現れたのではないかと指摘されている²⁷。

（2）制度の内容

A 適用範囲と裁量基準

緩起訴制度の根拠となっている刑事訴訟法第253の1第1項は、「被疑者の犯した罪名が死刑、無期懲役又は三年以上の有期懲役以外の場合、検察官は刑法第五十七条各項及び公共利益の維持を参酌し、緩起訴が適当と認めるとき、一年以上三年以下の期間を定め、緩起訴処分をすることができる」とされている²⁸。これによれば、緩起訴の適用範囲は比較的

²⁵ ①犯罪が軽微であり、訴追利益が存在しない場合（軽罪の行為者の責任がわずかであり訴追しなくても公的利益を損なわない微罪不起訴の場合。ドイツ刑事訴訟法第153条）、②訴追利益が他の方法で達成できる場合、③訴追利益と比べて国の利益が優越である場合、④被害者自身が訴追を行い得る場合。クラウス・ロクシン「刑事訴訟法」（中国語簡体字版）法律出版社（2003）103頁。

²⁶ ドイツ刑事訴訟法第153条aに定められている内容によれば、一定の場合に、検察官が被疑者に対し、賦課事項（負担）または遵守事項を課し、公訴の提起を暫定的に猶予することができる。指定内容の履行について、期間が設けられ、被疑者が履行期間内で指定された事項を履行したときには、その犯罪行為を軽罪として訴追することができない。再度訴追される場合、訴訟障害があると認め、手続き打切りの理由となる。

²⁷ 廖正豪「緩起訴制度的任務與前瞻」刑事法雜誌第56卷第4期（2012）4頁。黄朝義、前掲323頁参照。また、緩起訴適用範囲は重罪が排除されたものの、実際は刑法犯罪類型の八割以上をカバーしているため、広すぎて不当であるという指摘もある。柯耀程「緩刑與緩起訴附條件之分析與檢討」軍法專刊第56卷第4期（2010）109頁。

²⁸ 台湾の刑事訴訟法では、公訴提起を境目に被疑者・被告人という用語を使い分けることとされず、捜査・公判段階とも被告人と称される。本稿は、構成上の便宜のため、まだ起訴されていない捜査の対象者のことを被疑者と訳する。以下同様である。

軽い罪であるが、従前の微罪処理型不起訴の適用範囲より広く、窃盗罪や詐欺罪、横領罪など犯罪統計上高い割合を占めている罪名が含まれている。

緩起訴の裁量基準については、上記条文において二種類が列挙される。

まず、「刑法第五十七条各項」とは、裁判の量刑段階において斟酌すべきとされる10種類の事項を指す²⁹。被疑者の個人状況や社会復帰の可能性など特別予防の要素は、これで考慮される³⁰。被疑者が犯罪による損害の回復に向け努力した、あるいは、被害者に謝罪する、和解の試みをしたなどの事情は、被疑者の「犯罪後の態度」として考慮される。

次に、いわゆる「公共利益の維持」の内容については、通説によれば、検察官が訴追利益の有無を含め、政策的な視点から裁量することを指し、犯罪の一般予防がここに考慮されると考えられる³¹。そのため、個人の自由を制約しうる緩起訴処分という手段と目的との均衡、被害者への配慮などが、緩起訴処分に付する際にも考慮されなければならない。

解釈上で、検察官は緩起訴処分に条件を付加する場合でも、基本規定たる本項の基準に従わなければならない、制度目的の達成に資する遵守・履行事項を指示すべきである。この意味では、条文に示された基準は、検察官が緩起訴を決定する際の裁量基準であり、その裁量権の制限でもある。一方、この二つの基準が曖昧であり、検察官の主観に陥りやすいという批判もある³²。

B 緩起訴の期間・条件

前述の通り、検察官が緩起訴をする際に、「一年以上三年以下」の猶予期間（いわゆる緩起訴期間）を指定しなければならない。それと同時に、検察官は裁量により、同法第253条の2第1項に列挙された事項のうち、一つまたは複数の事項を指定し、履行又は遵守することを被疑者に命ずることができる。この場合、緩起訴期間を超えない履行又は遵守の期間を指定しなければならない（同第4項）。これが「条件付緩起訴」と呼ばれているものである。履行・遵守事項は、条文順に第1号から第8号まで、次の通りである。

①被害者に謝罪すること。

②悔悟書を提出すること。

③被害者の財産的及び非財産的な損害に対し相当額の賠償を支払うこと。

④公庫に相当額を支払うこと。管轄検察署は規定により適切な割合で公益団体又は地方自治体に補助することができる³³。

²⁹ 条項順によれば次の10種類である。犯罪の動機及び目的、犯罪時に受けた刺激、犯罪の手段、犯罪行為者の生活状況、犯罪行為者の素行、犯罪行為者の知的程度、犯罪行為者と被害者の関係、犯罪行為者の義務違反の程度、犯罪による危険又は損害、犯罪後の態度。

³⁰ 張麗卿「刑事訴訟法理論與運用」五南圖書出版公司（2008）497頁。

³¹ 張麗卿前掲497頁、林鈺雄「刑事訴訟法（下）」元照出版公司（2010）78頁。

³² 黃朝義前掲331頁。

³³ 第四項の規定は制度成立後に数回に渡り改正された。2014年5月20日最新改正（同年6月4日公布）までの条文は「公庫又は管轄検察署が指定した公益団体、地方自治体に相当額を支払うこと」であった。地方検察署は各自に寄付先を指定したことによって管理面に不都合が生じたことが改正の背景であった。予算法制に基づいて行った改正後は、

⑤管轄検察署の指定した政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティ、又はその他公益目的の機構もしくは団体に四〇時間以上二四〇時間以下の義務労務を提供すること。

⑥禁絶治療、精神治療、心理補導またはその他適切な処遇措置。

⑦被害者の安全を保護する必要な命令。

⑧再犯予防に必要な命令。

遵守・履行事項を命令すること自体は被疑者の自由に制約を課すことであり、法には上記第3から第6号を命じるとき、被疑者の同意を得なければならないと規定されている（同第2項）。第1と第2号命令は制度の沿革事情により³⁴、並びに、第7及び第8号命令は補助的な処分と位置づけられ、原則的にはその他の処分が処遇目的の達成に足りない認められる場合のみ併用されるため³⁵、被疑者の同意は必要とされていない。なお、賠償または寄付の支払担保として、第3及び第4号命令は債務名義になり得る（同第2項）。

C 緩起訴処分の効力

検察官の処分が検察機関による行政処分に過ぎないと思われる日本法と異なり、台湾では、確定された不起訴処分に確定力が付与され、新たな事実あるいは証拠が発見された場合、もしくは、再審事由に準ずる事由がある場合を除き、同一事件に対して起訴（再起）をすることができない（第260条）。起訴と不起訴の間の中間的処分に位置される緩起訴処分の効力についても、猶予期間の満了に伴い、その効力を確定させなければならない。猶予期間中に処分の取り消し事由があれば、検察官が処分を取り消し、起訴又は再捜査することができる。そうでない場合では、猶予期間が経過し、緩起訴処分が確定され、不起訴処分と同じ効力を持つとされている³⁶。つまり、猶予期間における緩起訴処分の効力は未定であるが、取消しがなく猶予期間が経過した場合、緩起訴事件であっても、実質的確定力という強い効力を持つことが認められている³⁷。なお、取消し事由は、主に被疑者の期間中の再犯、又は履行・遵守事項の違反である。その際、検察官は職権又は告訴人の申請により処分を取り消すことができる（第253条の3）。

D 処分に対する異議の申立て制度

上述の通り、緩起訴制度の導入によって、検察官の起訴裁量権限が拡大した。検察官の

公庫（＝国）に納付してから所管官署が必要に応じて公益団体や地方自治体に寄付することによって、より公平で有効な利用を図っている。

³⁴ 第1号（被害者に謝罪すること）及び第2号（悔悟書を提出すること）は、被疑者の自由を制約する命令でありうるが、この二つは、緩起訴制度を導入する以前に、相対的（職権による）不起訴に付する際の付随命令として規定され、被疑者の同意は必要とされなかった。このような規定は緩起訴導入後もそのまま継承され、現在に至る。

³⁵ 法務部通達「検察機関辦理緩起訴處分作業要點」（2009年12月29日修正）、二の（四）。

³⁶ 従って、台湾法では、終局的効力の面で言うと、捜査の終結は起訴と不起訴の二種類しかない。黄朝義前掲325頁参照。

³⁷ 最高法院（日本の最高裁判所に相当する機関）94台非二15号判例。また、誤って同一事件を起訴した場合、裁判所は起訴には法律違反があるという理由で公訴棄却判決を下さなければならない（刑事訴訟法第303条第4号）。

不当な緩起訴処分に対する抑止手段として、従来の不起訴処分に対する異議申立て制度である「再議」のほか、緩起訴制度導入に伴い「交付審判」制度が設けられた。

まず、「告訴人は、不起訴または緩起訴処分書を受け取った後七日以内に書状をもって不服理由を記載し、原検察官を経て直属上級検察署検察長または検察総長に提出して再議を申請することができる（第256条第1項本文）」。

異議の申立て（つまり、再議）の申請に理由があると認める原検察官は自らその処分を取り消すことができ、認めない場合は、事件を所属上級検察署検察長又は検察総長に移送し、再議の当否を審査させなければならない。原検察官の所属する検察署の長は、必要と認めるとき、その移送をする前に、自ら又は他の検察官に命じ、原処分を取り消し、再捜査することができる。上級検察署の検察官又は検察総長は、再議の最終審査をした結果、却下をしなかった場合、その命令により、事件を起訴するか、捜査を続行することとなる（第257・258条）。

再議制度は、検察一体原則に基づいた上級検察官が下級検察官の処分を是正する機能に期待することにほかならず、検察側の自主的抑止が拡張した起訴裁量権による緩起訴濫用を阻止できないことを想定し、その救済策として「交付審判」制度が創設された。日本の付審判に似たこの制度によれば、告訴人は再議の却下を不服とするとき、弁護士を委任し、書状をもって裁判所に交付審判を申請することができる（第258条の1）。すなわち、二回も検察に拒否された異議の当否は最終的に裁判所が判断する。裁判所が合議体の法廷で交付審判決定を作成するとき、事件が起訴されたと見なす（第258条の3第1項と第3項）。交付審判手続において委任された弁護士に捜査資料の閲覧・謄写権が付与される（第258条の1第2項）。従来、非公開である検察段階³⁸における被害者（告訴人）の捜査書類の閲覧・謄写権は、交付審判の導入に伴い初めて、弁護士を委任したこの場合のみに認められるようになった。

但し、例外として、検察官の相対的不起訴あるいは緩起訴処分に告訴人が同意した場合は、これに対する異議の申立（再議）権が失われてしまう³⁹。法は告訴人の再議を交付審判の前提とするため、再議のできない場合では交付審判手続の申請もできない。

3 被害者支援と修復的司法の側面から見た緩起訴

(1) 被害者支援と緩起訴

前述した立法趣旨から見れば、司法資源の合理化が緩起訴制度の主要目的である。緩起訴の裁量基準には特別予防が重視され、社会内処遇が処分の中心内容とされることから、

³⁸ 捜査非公開原則の根拠は刑事訴訟法第245条第1項「捜査は、これを公開しない」にある（台湾では検察段階を全て捜査と呼ぶ）。①外的干渉を遮断し捜査効率の維持が図られる、②当事者・関係者の名誉保護が図られる、という点が非公開の目的である。交付審判手続において、非公開原則を堅持すれば、告訴人は検察側の情報が得られず、適切な交付審判請求ができなくなるため、訴訟書類の閲覧・謄写権を与えた。

³⁹ 第256条第1項但し書き「但し、第二百五十三條又は第二百五十三條の一（註：相対的不起訴と緩起訴）の処分に告訴人が同意した場合、これ（註：再議）をできない。」

制度目的とされた被疑者の社会復帰と特別予防が確保されていると分かる。

一方、立法理由に並列された「被害者の損害回復」という目的は、一見埋没したように見えるが、各具体的事件において、検察官は第3号命令（損害賠償）を条件にすることができ、ある程度の目的達成が確保されている。旧法時代、微罪処理を想定した相対的不起訴処分には類似する付随命令が存在したが、いわゆる「慰撫金（慰謝料）」という非財産的損害に対する支払いに限られていた。緩起訴導入に伴い、これが第3号命令として受け継がれ、賠償範囲は財産的損害にまで拡張された。これにより、被害者が起訴・公判前の段階で民事訴訟、あるいは、付帯民事訴訟手続を経ずに、その財産的及び非財産的損害に相当する金銭賠償を得られるようになったため、損害の早期回復に寄与するものである。この命令は債務名義として強制執行に付すことができ、より確実な損害回復を図ることができる。実務では、損害賠償額について、検察官は被疑者・被害者の示談にて提示される金額を第3号命令の額にするケースが多く見られ、賠償について双方の意見が一致する見込みのある事件において、検察官の折衝により合意に至り、その内容を命令の内容とするケースも多くある。こうして、被害者の損害回復という立法目的は、直接の目的とされないながらも、緩起訴に条件を付与することを通じて実現されると評価できる。

損害回復のみならず、緩起訴処分に付加できる諸条件には、被害者支援になりうる事項が多数盛り込まれている。まず、被疑者が第1または第2号命令を受けた場合、その謝罪や反省など具体的行為により、被害者との関係改善、被害者の心情回復・立ち直りなどに寄与することができる。第7号の保護命令は補助的な項目とされながらも、国を後ろ盾にして被害者の身の安全を保護する処分であると捉えることができる。第4号の寄付命令は事件の被害者への支払いではないが、指定された公益団体への寄付は加害者の償いの象徴になり、被害者への抽象的回復でもある。被害者支援を行う団体が支払先として指定されるケースも多く、それにより、加害者の支払いが最終的に被害者に還元されることが期待される。そして、第5号の義務労務はダイバージョンや社会内処遇の効果のほかに、第4号命令と類似する効果も期待されている。以上のように、緩起訴の履行・遵守事項の内容を検討すれば、少なくとも制度枠組みの面では、立法者はある程度、立法理由に明記される被害者の損害回復の範囲を超えて、より広範な被害者支援・保護を図る制度を設けたのではないかと考えられる。この点からすれば、画期的な立法であると評価できよう。

（2）修復的司法の理念と緩起訴

緩起訴制度を修復的司法の視点から分析する論説が多数存在する。例えば、緩起訴の条件を含めた制度全体には、修復的司法精神の具体化が含まれている⁴⁰、あるいは、台湾の諸制度において、緩起訴制度の各条件が修復的司法の最大化モデルの典型例と評価できる、

⁴⁰ 例えば、許春金等「從修復式正義觀點探討緩起訴受處分人修復性影響因素之研究」、犯罪與刑事司法研究第7期（2006）143頁。王皇玉「刑事速追理念的轉變與緩起訴—從德國刑事訴追制度之變遷談起」月旦法學雜誌第119期（2005）67頁。

などである⁴¹。これらの主張に沿えば、第1から第5号命令は犯罪によって生じた害を修復する活動として評価できると言えよう。このような認識を踏まえて、修復的司法を推進するにはまず緩起訴制度を土台として力を入れるべきと主張する説も少なくない。実際、法務部が検察署を対象に実施したアンケート調査によれば、条件付き緩起訴制度には修復的司法精神が融合されていると答えた割合は65.6%に達し、刑事手続における諸制度のうちに最も評価された制度として認識されている⁴²。

上記と類似する観点として、緩起訴制度自体は修復的司法を目的にしたのではないが、制度設計により、その枠内に修復的司法の実現可能な領域が提供されたという主張もある。例えば、場合により被告人の同意が必要であるが、謝罪、悔悟書の提出、賠償ひいては金銭寄付が緩起訴の条件として被告人に出された場合、いずれもその被害者側への修復意識が喚起されることに繋がり、あるいはその意識が形成されることが期待される。これをきっかけとし、加害者と被害者の対話による回復の機会が訪れ、そこには加害者と被害者の対話を促進する修復的司法のプログラムを導入する余地が生まれる。

台湾の法務部が2010年から2011年にかけて、法改正をしないことを前提に、通達をもって実施した「修復的司法試行計画」は、捜査・起訴段階のみに適用されるプログラムではないが、緩起訴の段階での適用は、修復の結果を検察官の処分に反映させることもその狙いの一つであった。この計画によれば、検察官は加害者・被害者の対話過程、協議と履行状況を処分するときの参考にすることが推奨されている⁴³。同計画の研究チームによるアンケートによれば、試行の結果を緩起訴又は協商手続⁴⁴の参考にしたいと答えた検察官は82.5%にも達した。思うに、この段階で修復的司法プログラムを取り入れる法的根拠として、緩起訴をする際に酌量すべきとされた刑法第57条各項のうち、犯罪行為者と被害者の関係、犯罪による危険又は損害と犯罪者の犯罪後の態度、そして、訴追利益など政策的視点と被害者への配慮を含みうる「公共利益の維持」が考えられる。

4 制度の運営状況

(1) 終結状況と主な罪名

2014年まで地方検察署に立件された全事件の終結状況（表1参照）を見ると、緩起訴制度の始まった2002年とその翌年は、新制度に対応しきれず、緩起訴処分の件数が低迷していたが、三年目以降は安定的な割合を占めており、全体として制度が定着していると評価

⁴¹ 黄榮堅「讎敵社會裡的修復式司法？——刑事法體系中的損害賠償問題」月旦法学第146期（2007）109頁。

⁴² 黄蘭娛等「修復式正義理念運用於刑事司法制度之探討期末報告」法務部（2011）234頁。

⁴³ 法務部「法務部推動『修復式司法試行方案』實施計畫」（法保字第099100305号、法保字第10105111060号函頒修正）、陸の七。

⁴⁴ 簡易手続の一環としての捜査中の協商手続（量刑協商手続）と公判中の協商手続を指す。手続の性質は異なるが、被害者に謝罪することと被害者に賠償することが検察官の求刑又は答弁取引の条件とされていることは緩起訴と同様である。「協商手続」について、本稿第四章以下で論じる。

できる。2004年以降は嫌疑あり事件の約15%が緩起訴処分となり、2011以降は約18%で安定に推移していることから見ると、緩起訴のダイバージョン機能が確実に発揮されているといえる。

緩起訴の割合に対し、「簡易判決⁴⁵」の割合が減少していることは注目すべきである。軽微な事件につき、検察官は処遇手段の選択肢の少ない簡易判決申請を避け、多様な条件を付加することができる緩起訴を選ぶ傾向があると考えられる。起訴・判決によるラベリングを回避するという刑事政策面での意味は評価できよう。これに対し、僅かながら「相対的不起訴」処分の割合も減少傾向にあり、裁量により起訴放棄で済ませられるはずだった事件に対し、検察官があえて緩起訴処分をした可能性があると考えられる。

刑法各章及び特別法別統計（表2参照）を見ると、緩起訴された事件には台湾刑法第11章の「公共危険の罪⁴⁶」の事件数が圧倒的に多く、そのうちの殆どが刑法第185条の3第1項飲酒運転罪の事件であると言われる。近年、公共危険の罪、窃盗の罪、覚せい剤犯罪（「毒品危害防制条例⁴⁷」に刑罰が設けられた各罪名）が上位を占めており、これが毎年の犯罪統計の上位を占める罪名と相当合致している⁴⁸。2007年から、覚せい剤犯罪に対し、緩起訴の第6号命令の禁絶治療を条件にし、起訴せずに積極的に社会内処遇を行う方針が確立され、それと同時に、第7号（被害者保護命令）と第8号（再犯予防に必要な命令）も大量に運用され、この三つの項目の増加が目立つようになった⁴⁹（表3参照）。緩起訴を活用するこの政策も、ダイバージョン効果に寄与していると考えられる。

⁴⁵ 簡易判決とは、事案が明白な事件につき、裁判所は原則として、通常公判を開かずに検察官の提出した資料のみに基づいて、簡易判決を以て被告人に刑を言い渡す手続である。第449条に言い渡すことのできる刑の制限が設けられ、執行猶予、罰金又は社会労働に換刑できる有期懲役、拘役（二か月以下短期自由刑）又は罰金に限られている。そのため、事実上、比較的軽微な事案にしか適用されないことになる。

⁴⁶ 台湾刑法第11章「公共危険の罪」に含まれる各罪を指す。この章は、日本刑法における放火及び失火の罪に相当する罪を始め、出水及び水利に関する罪、往来を妨害する罪、酒類及び類似物を使用下での車輛運転罪（通称飲酒運転罪）などを含め、公共安全を害する犯罪で構成される章である。

⁴⁷ 日本の覚せい剤取締法に相当する覚せい剤の取締及び使用者の処遇など、覚せい剤濫用による危害の防止に関する法律。また、台湾では、条例は国の制定する法律の一種で地方自治との関係がない。

⁴⁸ 例えば、2010年の統計によれば、件数の多い順は、公共危険の罪、毒品危害防制条例の罪、横領罪・詐欺・背任及び重利の罪、窃盗の罪、賭博の罪、軽傷害罪、文書偽造の罪となっている。法務部「民國九十九年犯罪状況及其分析」（2011）23頁。

⁴⁹ 費玲玲「観護人執行緩起訴案件實務運作與檢討」刑事法雜誌第56巻第4期（2012）63頁以下。

(表1) 地方検察署事件終結状況

年	総計 (件)	嫌疑あり					絶対的 不起訴 (件数)	そ の 他
		合計 (100%)	通常公訴 (件数・%)	簡易判決 (件数・%)	緩起訴 (件数・%)	相対的不起訴 (件数・%)		
2001	289,141	135,916	63,542(46.8)	65,961(48.5)	--(--)	6,413(4.7)	91,236	61,989
2002	293,206	137,865	59,070(42.8)	66,219(48.0)	3,221(2.3)	9,355(6.8)	93,643	61,698
2003	287,477	133,828	47,867(35.8)	65,137(48.7)	13,269(9.9)	7,555(5.6)	91,574	62,075
2004	299,935	147,992	49,412(33.4)	69,439(46.9)	21,999(14.9)	7,142(4.8)	83,192	68,751
2005	340,196	164,665	59,682(36.2)	74,942(45.5)	24,626(15.0)	5,415(3.3)	90,482	85,049
2006	373,398	192,935	70,705(36.6)	88,184(45.7)	27,898(14.5)	6,166(3.2)	101,902	78,543
2007	402,115	224,274	88,006(39.2)	100,416(44.8)	29,467(13.1)	6,385(2.8)	106,863	70,978
2008	413,125	237,941	94,334(39.6)	105,040(44.1)	32,162(13.5)	6,405(2.7)	108,246	66,938
2009	406,896	227,846	85,023(37.3)	102,156(44.8)	33,894(14.9)	6,773(3.0)	112,722	66,328
2010	410,387	230,790	88,716(38.4)	98,708(42.8)	37,614(16.3)	5,752(2.5)	117,746	61,851
2011	400,893	230,398	88,338(38.3)	93,713(40.7)	43,119(18.7)	5,228(2.3)	117,491	53,004
2012	391,763	223,724	85,817(38.4)	90,508(40.4)	42,218(18.9)	5,181(2.3)	116,839	51,146
2013	393,998	228,361	86,227(37.7)	94,231(41.3)	42,171(18.5)	5,732(2.5)	115,818	49,769
2014	410,133	243,359	88,557(36.4)	104,358(42.9)	45,080(18.5)	5,364(2.2)	117,234	49,540

註：①法務部資料により算出・作成した。②緩起訴制度は2002年2月から施行された。

(表2) 地方検察署緩起訴事件統計順位表(刑法各章及び特別法別)

順位 年	1	2	3	4	5
	名称(件数)	名称(件数)	名称(件数)	名称(件数)	名称(件数)
2002 2~12月	公共危険の罪 (1246)	窃盗の罪 (294)	文書偽造の罪 (176)	殺人の罪 (173)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (170)
2003	公共危険の罪 (6225)	窃盗の罪 (893)	文書偽造の罪 (765)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (653)	殺人の罪 (581)
2004	公共危険の罪 (12560)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (1232)	窃盗の罪 (956)	殺人の罪 (787)	文書偽造の罪 (783)
2005	公共危険の罪 (14264)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (1335)	窃盗の罪 (1087)	殺人の罪 (825)	文書偽造の罪 (824)
2006	公共危険の罪 (15420)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (1598)	窃盗の罪 (1234)	文書偽造の罪 (939)	風俗妨害の罪 (875)
2007	公共危険の罪 (14377)	児童及び少年性交 防 治 条 例 (2262)	詐欺の罪 (1577)	窃盗の罪 (1215)	風俗妨害の罪 (1219)
2008	公共危険の罪 (16402)	風俗妨害の罪 (1875)	毒品危害防制条例 (1755)	商標法 (1358)	窃盗の罪 (1296)
2009	公共危険の罪 (19425)	毒品危害防制条例 (2418)	窃盗の罪 (1390)	商標法 (1246)	文書偽造の罪 (1137)

2010	公共危険の罪 (22889)	毒品危害防制条例 (2823)	窃盗の罪 (1392)	商標法 (1306)	文書偽造の罪 (1038)
2011	公共危険の罪 (26768)	毒品危害防制条例 (4455)	窃盗の罪 (1585)	商標法 (1398)	文書偽造の罪 (952)
2012	公共危険の罪 (25459)	毒品危害防制条例 (3922)	窃盗の罪 (1587)	商標法 (1544)	文書偽造の罪 (1391)
2013	公共危険の罪 (26724)	毒品危害防制条例 (3224)	窃盗の罪 (1599)	商標法 (1582)	文書偽造の罪 (1131)

註：法務部資料により作成

(表3) 2007年～2014年項目別緩起訴人数統計表

年度	被害者に謝罪 (第1号)	悔悟書の提出 (第2号)	損害賠償を支払う (第3号)	指定団体に寄付 (第4号)	義務労務の提供 (第5号)	治療補導等の措置 (第6号)	被害者保護命令 (第7号)	再犯予防命令 (第8号)	延べ人数
2002	29	72	74	259	192	2	5	23	656
2003	249	2,050	372	6,285	1,664	8	18	1,071	11,717
2004	311	5,014	478	17,569	2,365	32	19	1,893	27,681
2005	253	6,978	460	20,674	2,460	68	46	1,931	32,870
2006	263	7,701	499	24,100	3,250	121	52	3,669	39,655
2007	220	10,090	485	24,798	3,746	543	162	4,970	35,075
2008	269	9,927	602	25,218	5,001	1,085	1,071	12,509	36,977
2009	218	7,568	718	24,567	6,338	1,389	2,371	16,742	39,387
2010	231	7,479	686	28,362	6,173	2,419	1,538	18,453	44,514
2011	285	8,107	727	32,463	4,954	3,533	207	16,769	49,442
2012	275	6,772	1,253	35,835	4,218	3,687	200	18,861	48,884
2013	253	6,666	1,252	35,694	3,113	2,886	165	17,256	48,747
2014	164	5,003	854	41,844	2,448	2,457	115	18,166	51,427

註：①法務部の資料により作成。②単位：人。③検察官の指定できる命令は一項目に限られていないため、各項合計の人数は当年度処分を受けた総人数とは異なる。

(2) 各履行・遵守条件の運用状況

緩起訴の人数及び命令別統計（表3参照）によると、制度の活発な運用状況が窺える。検察官の命じた履行・遵守条件のうち、最も多いのは第4号命令（指定団体に寄付）である。刑事訴訟法によれば、支払先が公庫、に限定されているが、支払金額については検察官が事件の具体的状況によって決める。全国一致の基準は存在しないが、検察署によって

独自の基準が設けられたこともある⁵⁰。

現在、第4号命令（指定団体に寄付）により得た通称「緩起訴処分金」という金銭は、立法当初に予想されなかった莫大な財源となっており、その運用に注目が集まっている。特筆すべきは、「公益団体」への支払い総額のうち、財団法人犯罪被害者保護協会（本節では以下「保護協会」という）、更生保護会、荣誉観護人協進会⁵¹、この三つの犯罪被害者支援団体・更生支援団体への寄付が高い割合を占めていることである。「保護協会」は「犯罪被害人（＝被害者）保護法」の規定によって設立され、犯罪被害者支援の目的に特化された官的色彩の強い財団法人である。従来、その運営は国（内政部及び法務部）の寄付に頼ってきたが、近年は国の財政難などの理由により、緩起訴処分金で運営予算を賄うことになり、国の寄付を上回っている状況になっている。2014年の統計によれば、保護協会へ寄付した緩起訴処分金は1億1100万台湾元（約3億7千万円）で、もはやなくてはならない重要な財源である⁵²。保護協会のみならず、近時、公庫に支払った緩起訴処分金を犯罪被害者補償金の財源にする法改正がなされ、国による被害者支援事業は税金によらずに運営するという方針が見えてくると言えよう⁵³。しかし、第4号命令の運用により、政府の財源充実と予算削減、並びに被害者支援活動などには役立つものの、寄付金額の妥当性に疑問を抱く意見もある⁵⁴。そして、「お金で制裁を逃れられる」というマイナスイメージがもたされたと懸念されていることも事実である。

次に、第5号の義務労務の提供について、緩起訴処分としての義務労務は刑罰ではなく、被疑者の同意が必要であるうえ、その特性に応じて義務労務を指定するべきである。これに関して、法務部の制定した「檢察機関辦理緩起訴處分作業要點」には、檢察官は被疑者の犯した罪名のほか、性別、家庭状況、身分、職業、経歴、専門、身体能力、素行と参加意向を確認したうえで、保護観察官が義務労務の手配を行うとされており⁵⁵、犯罪者の改善更生との連携が確保されている。こうして、慎重な姿勢で行われた第5号処分は高い評価を得ていると言えよう⁵⁶。

⁵⁰ 飲酒運転罪の場合、台北地方檢察署の提示した目安によれば、行為者血液中のアルコール濃度によって5段階に分け、第一から第四級の場合は2万台湾元（約6万円）から10万円（約30万円）を基準とし、第五級は9万円（約27万円）以上とされている。劉承武「緩起訴処分金運作成效及經驗分享」刑事法雜誌第56卷第4期（2012）91頁。

⁵¹ 「荣誉観護人」を直訳すれば「名誉保護観察官」となり、改名するまで「観護志工（＝保護観察ボランティア）」と呼ばれ、その機能は日本の保護司と類似する。

⁵² 緩起訴処分による公益団体への指定寄付の詳細は、法務部「104年法務統計年報」（2015）、176頁以下参照。ただ、制度成立以来、寄付先の指定が保護協会、更生保護会、荣誉観護人協進会に集中することに批判する声もあり、2014年の保護協会への寄付はピーク時（2012年）の2億743台湾元と比べ約半分になった。

⁵³ 本稿第七章第五節参照。

⁵⁴ 研究によれば、第4号命令の平均支払金額は31500台湾元（約1050,00円）であり、この金額は35日の拘役刑（短期自由刑の一種）を罰金に換刑処分した金額にほぼ相当する。その妥当性について検討が必要であると指摘された。林順昌「借鏡日本實況談我國緩起訴制度」月旦法學雜誌第118期（2005）141頁。

⁵⁵ 法務部「檢察機關辦理緩起訴處分作業要點」第三点（十）の4。

⁵⁶ 林錦村「附條件緩起訴之實務運作——以台北地檢署為例」檢察新論第2期（2007）128頁。

一方、被害者の利益に直結する第1、第3、第7号命令は、特にその運用の活性化について問題があり、以下では、まず制度の沿革と目的の側面からこれを検討する。それに加えて、近年議論されている修復的司法理念の側面を中心に、制度の新たな発展方向を検討する。さらに、異議申し立て制度における被害者の地位から見えてきた問題について、若干の意見を述べる。

5 制度に対する検討

(1) 被害者への配慮に消極的な検察官

前掲した項目別統計から、被害者利益に繋がる第1（謝罪）、第3（損害賠償）、第7（被害者保護命令）号は、その他の遵守・履行事項と比べ、その運用が低迷する傾向にあると分かった。緩起訴に付した事件の大多数が被害者なき犯罪であることを含めて考えても、その適用率があまりにも低すぎると、しばしば指摘されている⁵⁷。第3号（損害賠償）命令がこの数年増加傾向にあることを根拠とし、検察官が徐々に被害者の損害回復を重視してきたと分析する反論⁵⁸はあるが、2011年までの上昇は毎年の緩起訴総件数の増加に伴う自然増なのではないかと考えられる。2012年と2013年にあった急な増加の原因は定かでないが、2014年は通常の水準に戻ったことから、増加の要因があっても定着しておらず、適用率の低さは依然変わらないといえよう。適用率の低さは、検察官が処分をする際、被害者の心情や意見がそれほど考慮されていない可能性が高いことを示していると指摘されている⁵⁹。正に、検察官が被害者の事情を考慮することについての消極的な姿勢が、その要因であろう。

前述したとおり、緩起訴制度は旧法「相対的不起訴」の規定の一部を吸収して作られたものであり、現行法における遵守・履行項目とされる第一から第3号命令は、旧法相対的不起訴の付随命令にあたる。当時は検察官が被害者（告訴人）の同意を得たうえで、謝罪、悔悟書の提出、又は慰撫金（慰謝料）の支払を条件として、被疑者を不起訴処分に付するという形で規定されていた（旧法第253条）。しかし、旧法時代では、現在の第1から第3号命令に当たる付随命令の運用も低迷であり、制度の実効性まで疑問視されるに至っていた⁶⁰。消極的な運用は当時検察官の裁量権がかなり制限されていたこと、あるいは、被害者同意が得難いことと関係があろうが、やはり検察官の姿勢が積極的でないことが要因であろう。裁量権が拡大された近年でも、検察官が消極的な姿勢を保ったままで条文を適用

⁵⁷ 中華警政研究學會前掲（2012）351頁、許福生「我國緩起訴制度之運用現況與評析」刑事法雜誌第56卷第4期（2012）119頁、謝如媛「修復式司法的現況與未來」月旦法學雜誌第118期（2005）50頁。

⁵⁸ 朱坤茂「緩起訴制度在我国刑事訴訟法上運作與檢討」刑事法雜誌第56卷第4期（2012）45頁。

⁵⁹ 中華警政研究學會前掲351頁。

⁶⁰ 蔡碧玉「犯罪被害人之賠償與刑事司法」律師雜誌第223期（1998）51頁。高金桂「論刑法上之和解制度」東海法學研究第14期（1999）154頁。

してきたことが、現在の低い運用率に繋がっているのではないかと考えられる。

一方、旧法において付随命令を付加する際に必要とされた被害者（告訴人）の同意規定は、緩起訴制度導入に伴って削除され、被害者が緩起訴処分決定の手續に係わることで法的根拠が失われ、より受動的な立場に陥ったと言えよう。しかし、それを踏まえても、緩起訴処分を行うにあたって、被害者の事情を無視することができることを意味するものではない。前述のように、緩起訴制度は、被害者の損害回復のみならず、より広範な被害者支援が制度目的に内包され、検察官はあらゆる緩起訴処分を行う際、被害者の事情を十分考慮しなければならない、そうでなければ、制度目的を果たすことができない。例えば、第3号の被害者に損害賠償する命令は、早期の損害補填、訴訟資源の合理化、民事訴訟に伴う被害者の労力の回避が期待されるが、もっとも被害状況に詳しい被害者をないがしろにした賠償処分で被害者を納得させられるのかが疑問である。処分内容を不満に思う被害者が異議（再議）を申し立てること、あるいは、民事訴訟に踏み切ることもありうるため、上記の諸目的に反することになりかねない。また、遵守事項の履行に被害者の協力が必要である場合では、事前に被害者の理解を得なければ被告人の履行が困難になり、緩起訴処分が取り消されることも考えられる。検察官が捜査中に被害者を参考人として取調べをしたとしても、被害状況に詳しい被害者の心情・意見をじっくり斟酌しなければ、適切な「被害者の安全を確保する必要な命令」の内容を作ることにも困難であり⁶¹、加えて、被告人に不用意な謝罪を命じれば、却って被害者の感情を害するおそれもある。

緩起訴の大量運用と共に、表舞台に出されたように見える被害者は、以上のように、多くの場合では履行利益（例えば賠償や謝罪）の対象者に過ぎない。いかに被害者の利益になる制度であっても、その目的の達成は依然として検察官の姿勢如何による。立法論として、起訴段階において被害者の陳述制度を設け、検察官の公訴権行使に意見を陳述することにより、被害者の意見を確実に反映させられるようにするという意見は、問題の改善に繋がるかも知れない⁶²。しかし、現状は、論者も峻烈に批判したように、単に検察官に条件を付加する権限を付与し、その条件の履行などを根拠に起訴か否かを定める現行法は、実際は加害者・被害者の意思を尊重し、ひいては市民関与を促進することには甚だ及ばず、むしろ検察官の裁量権拡大としか言えない⁶³。2012年と2013年に突出した第3号処分の数は一つの改善の兆しとして捉えられるが、それが全く定着していなかったことから一過性の要因に影響されたのではないかと推察する。このようなブームに過ぎない「被害者への配慮」は、皮肉にも検察官の消極的な姿勢の証左になっている。被害者の利益になる処分運用の活性化とその根本にある検察官の意識改革は、今後緩起訴制度の重要課題であると思われる。

⁶¹ 実際、被害者の安全確保のための命令であるにも拘らず、僅かな文言しかなく（例えば「被害者またはその家族に対する暴力行為を禁止する」）、具体的な内容が乏しいケースもある。

⁶² 中華警政研究學會前掲 439 頁。

⁶³ 謝如媛前掲 50 頁。

(2) 修復的司法理念に基づく運用について

近時、一部の研究は、緩起訴制度導入による検察官の権限拡大に伴う検察官の職能変化に注目している。それらの見解は、要するに、近時の刑事政策思潮の転換で、刑事手続においての被害者を重視せざるを得なくなり、緩起訴制度の導入により、検察官は単に犯罪を訴追するだけでなく、加害者・被害者の個別の状況に応じて対応すべく、ひいてはその対話・和解の仲介役にもなることになったというものであり⁶⁴、そして、緩起訴制度は修復的司法精神に適合しており、検察官自身が修復の促進者であると指摘している⁶⁵。

現状分析のみならず、緩起訴制度の可能性に期待感を寄せるなかで、修復的司法理念を実現できる制度を緩起訴制度に取り入れるべきというような立法提言がなされている。具体的には、修復会議（被害者と加害者による対話、またはその他関係者を加えたカンファレンスを指す）を緩起訴の条件として制度に取り込む⁶⁶、あるいは、緩起訴の対象事件に対し、処分の手続に入る前に修復会議を先行させる⁶⁷などというものである。提言段階に止まらず、前述した台湾政府の「修復的司法試行計画」により、起訴・緩起訴段階で修復的司法プログラムが実際に運用される例もあった。上記の提言や試行計画は、いずれも、緩起訴制度を土台にして、損害修復を重視する直接対話型プロセスによるプログラムを追加する主張である。つまり、典型的な最大化モデルと評価された緩起訴制度の中で、より純粋モデルに近い制度を作るべきであると強調している。しかし、修復的司法理念に基づくプログラムを緩起訴の手続に織り込むことについて、疑問がないとは言えない。

まず、検察官に修復プログラムを託すべきかは疑問である。取り調べにおいて、検察官は被害者に細心の注意を払い、特別予防の観点では行為者の改善更生の可能性などを考慮しつつ、双方の間の示談や和解などを判断材料にして、緩起訴処分の適否を判断すべきではあるが、これは検察官が訴追官としての職務を遂行するためであり、必ずしも加害者・被害者の対話を促進するためではない。修復的司法に関する事項を果たすには適切な専門知識を要し、すべてを検察官に任せるのは過剰な期待であるのみならず、プログラム実施効果に検察官による個人差があれば、これにより処分の違いが出た場合、かえって訴追官としての検察官による処分の公正性を損なうことになる。

また、修復的司法プログラムの目的の達成には問題も生じかねない。修復的司法プログラムを緩起訴の条件にする、もしくは、緩起訴手続の前段階に一律にプログラムを実施する場合、プログラムの目的は対話によって損害を修復することであるとしても、対話の結果は検察官の処分形成に影響を与えることになる。そのため、当事者が緩起訴を念頭に置いて参加することになりやすく、対話が最終的な真の事件解決に導かれるものもあれば、自身の訴訟上の利益に導かれるものもあり得る。対話は加害者の修復意欲を促進する可能性があるが、後者の場合、得た対話の結果に被害者にとって好ましくない内容が含まれることもあり得る。被疑者は処分上の利益を得るために、相手の要求を鵜呑みにし、後日履

⁶⁴ 廖正豪前掲 16 頁。

⁶⁵ 『『修復式正義的實踐』論壇』中央大學犯罪防治學報第 14 期 (2011) 142 頁。

⁶⁶ 黃蘭娵等前掲 388 頁。

⁶⁷ 中華警政研究學會前掲 439 頁。

行不能に陥れば、処分の取消しや起訴などの不利益を受けかねない。被害者側にも、その不履行によって再び損害を被るリスクがある。

さらに、緩起訴は成立当初より、捜査が不十分である事件、または起訴判断が困難である事件の逃げ道になりかねないという懸念がなされてきた⁶⁸。このような事件を起訴し敗訴の不利益を受けるより、緩起訴処分をするほうが容易な上に、処分をする際に、告訴人の同意が得られれば、その異議申立ての道が閉ざされ、裁判所による検察官の判断を覆す審査も不可能になるためである。修復的司法プログラムが緩起訴の条件などの形で手続に織り込まれれば、これが道具化され、検察官が和解を強要する、あるいは、告訴人（被害者）の同意を得るための手段と化すおそれがないとはいえない。

以上のように、修復的司法プログラムの起訴・緩起訴での運用は、まだ提言や試行段階にあるが、その実施方法による弊害を看過できない。下手をすれば、修復的司法の趣旨に反することになりかねない。試行段階においては処分権を持つ検察官が修復的司法プログラムの実施に関与することを容認しても、正式に導入する際は、それを排斥すべきという提言⁶⁹は、傾聴に値するであろう。要するに、修復的司法やその実践策を肯定しながらも、その導入にあたり、慎重な姿勢を取らなくてはならない。

（3）異議申立てと取消し申請手続における被害者の地位

検察官の不当な不起訴・緩起訴処分に対するコントロール策とされる再議と交付審判手続、及び条件付緩起訴の履行・遵守事項違反に対する取消し申請の手続において、被害者の地位にかかわる制度面の問題としては、主に以下の二点がある。

まずは、異議申立ての手続が煩雑で情報提供が不十分であることである。法には以前から、検察の不当な不起訴処分に対し、検察一体の指導監督機能を働かせる再議手続が設けられており、緩起訴の導入により、裁量権濫用防止のために、さらに裁判所が審査を行う交付審判制度が新設された。しかし、二段階審査である再議自体は手間のかかる手続であるにもかかわらず、その上に交付審判手続を加えた結果、手続はさらに煩雑になっている。それに加えて、交付審判を行うには弁護士を委任しなければならず、被害者にとっては大きな負担である。検察段階において、捜査非公開原則により、被害者は参考人として取り調べられる、あるいは、告訴人として捜査結果に関する処分書を受け取る以外に、捜査に関する情報を知ることができない。交付審判の新設により、捜査書類の閲覧・謄写権が初めて委任弁護士に付与されたが、それ以外の場合では、被害者側に情報が提供されていない状況は改善されていない。交付審判手続に進むには予め再議を提起しなければならない現行制度では、十分な情報を得られない被害者は検察官の処分を不満に思っても、的確な再議書状でさえ提出することが困難である。裁判所が審査を行う制度を設けた以上、再議先行原則を維持する必要性について、議論する余地はあろう。

二点目は、異議の申立て、または緩起訴処分取消しの申請手続において、提起権者が告

⁶⁸ 林鈺雄前掲 78 頁。黄朝義前掲 331 頁。

⁶⁹ 前掲註 (65) 『修復式正義的実践』論壇」148 頁。

訴人に限られることである。条件付緩起訴の場合、処分を受けた被疑者は履行期間内で遵守事項に違反すれば、法には「検察官は職権または告訴人の申請により、緩起訴処分を取り消すことができる」と規定されている（第253条の3）。条件とされる事項において、被害者は履行の対象になったり（例えば、謝罪や賠償）、あるいは、履行の利益（例えば、悔悟書の提出、被害者の安全を保護する命令、再犯防止の命令など）を受ける立場に立ったりするため、被害者と関係のある事項は多い。しかし、被害者と告訴人が必ずしも一致するわけではなく、違反した場合は被害者利益への影響が大きいため、履行違反について、告訴人にのみならず、告訴人でない被害者にも取消しの申請権を付与すべきである。検察官の不当な不起訴・緩起訴に対する抑止手続においては、前述のとおり、再議手続は異議申立ての入口にあたる。しかし、その提起権者も被害者ではなく、告訴人に限られるため、一部の事件では、被害者の告訴権が行使されなかった場合、被害者がいるにもかかわらず、申立ての提起ができないこともあり得る。

台湾の交付審判制度は、日本の付審判請求・準起訴手続、及びドイツの起訴強制手続を参考としたものと見られる。申立権者に限定し上記の制度を眺めてみると、日本の制度は公務員職権濫用など特定された罪種のみにも適用され、台湾制度の趣旨と異なっているが、その申立権者が告訴人・告発人とされ、ドイツの制度は犯罪の被害者とされている⁷⁰。日本の検察審査会への審査申立制度も、その申立権者は告訴人だけではなく、告発人と犯罪被害者（またはその遺族）が含まれている⁷¹。制度の参考とした日本とドイツの制度が台湾の制度より被害者の意見を反映しやすいのは明白である。今後、再議と交付審判の提起権者についての台湾法の規定は、検討・改善する余地があると思われる。

6 日本での運用可能性の検討

前述のように、台湾の緩起訴制度の導入にあたって、事件を手続から外す機能を有することが重視された。警察に微罪処分権のない台湾とは異なり、日本では、認知された事件のうちの高い割合で警察の微罪処分により処理される。そのため、日本では、緩起訴のような制度を単なるダイバージョン策とした場合、その運用可能性についての検討は価値が少ないように思われる。もっとも、緩起訴制度は、微罪のダイバージョン機能のみならず、微罪に限らず、対象事件につき、条件など諸措置により訴追利益を達成させ、起訴を回避する特徴を有している。検察官は多様な履行・遵守事項を命令することにより、被疑者に対し裁判所では行い得ない処遇を行うことができ、場合により、これが被疑者の支援にもなりうる。その上、制度の運用面での被害者支援のメリットも見逃すことができない。これらの点から見れば、被疑者に対する処遇の面が薄く、且つ、被害者への配慮が不十分であると思われる起訴猶予制度とは対照的である。そのため、処遇又は支援の観点から、緩

⁷⁰ ドイツ刑事訴訟法第172条。クラウス・ロクシン前掲371頁参照。

⁷¹ 検察審査会法第2条、第30条。昭和23年制定より、第2条2項の提起権者について、「告訴若しくは告発をした者、請求を持つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者」とされ、平成12年の改正で、「犯罪により害を被つた者が死亡した場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹」と追加された。

起訴やそれと類似する制度の運用検討は意義があろう。

(1) 条件付起訴猶予について

日本における台湾法のような条件付起訴猶予の運用の可否について、まず、被疑者の自由や財産に制限を加える内容を条件にする場合、運用の法的根拠を求めなければならないことが問題となる。日本刑事訴訟法248条のみが起訴猶予の法的根拠とされている現状では、処分そのもの以外に、検察の命令により被疑者に何らかの措置を受けさせるための法的根拠が得難く、更生に益する措置であっても、それに参加するか否は、被疑者の意思によるものにほかならない。起訴猶予処分を受けた者に対して行うことのできる数少ない処置のうち、更生緊急保護制度においても、「(対象者の) 意思に反しない」ことがその法的要件とされている⁷²。被疑者同意が求められる場合では、その任意性が問題になり得ることは言うまでもなく、特定の事項を訴追猶予の条件にすることは、被疑者が条件とされる措置の内容を守らなければ訴追にさらされる可能性があることを意味することになる。しかし、自由制約は被疑者の同意により正当化できるのかを別論にしても、被疑者が条件を履行した場合、訴追されない制度的担保が問題となる。台湾法では、緩起訴が確定されると確定力が付与され、原則的に同一事件につき被疑者が再び訴追されることはない。ドイツ法では、被疑者が指定された事項を履行した場合、これが訴追障害として認められ、手続き打切りの理由とされている。これに対し、日本法では、一旦起訴猶予に付されると、よほどの事情のない限り再起が行われない実務慣行があるにもかかわらず、理論上では、後日に起訴猶予を取消して再起をしても二重危険の概念に当たらず、憲法違反にならない⁷³ため、再起の可能性が公訴時効完成まで残されているわけである。自由制限を伴う条件を受け入れても訴追される懸念が払拭できない現制度の枠内では、条件付起訴猶予の運用について疑問が残されていると考えられる。

(2) 福祉との連携と経過観察的起訴猶予について

前述のように、起訴猶予は日本の文化的伝統や国民の法意識に適合すると考えられ、その運用は日本の低犯罪率にも寄与していると指摘される。しかし、個別の犯罪類型において、起訴を回避しようとしても、現在の起訴猶予のやり方では対応しきれず、それ以外に何らかの措置を講ずることが必要な場合もある。制度面の違いにより、日本制度では起訴猶予処分に条件を付加することが難しいが、被疑者・被害者に対する支援の見地から、緩起訴のような諸外国の制度内容が参考にならないわけではない。緩起訴制度には、被害者の経済回復・立直りに資する内容があることは勿論だが、第6号命令(治療補導等の処置)は、特定の被疑者にとっては支援でもある。緩起訴処分に設けられる猶予時間は、時間の経過と共に社会内で自己更生する被疑者を見守る効果を有することも見逃すことができ

⁷² 更生保護法第85条第4項。

⁷³ 最判昭和32年5月24日刑集11巻5号1540頁。

ない。このように、検察段階での適切な介入を伴うダイバージョン策として捉えれば、日本制度の参考になりうるのみならず、現制度の枠内においても、類似する効果のある措置を採ることは不可能ではないと考える。

近時、障がい犯罪者の処遇と福祉の連携について注目が集まっている。従来の障がい犯罪者を通常の刑事施設に収容するやり方では、その障がいの特性や問題に見合った処遇の十分に行われていないことが問題視された。訴追や実刑を回避し、より早い段階で適切な福祉的支援につなげることができれば、以後の再犯を防ぐことのできる場合があると考えられる。そのため、近年、比較的軽微な罪を犯した障がい者のうち、福祉的支援を必要とし、福祉的対応が適切に行われることで再犯の防止が期待できる者を起訴猶予や保護観察付執行猶予とし、福祉に繋げる支援事業が実施されている⁷⁴。台湾法のように、治療や補導などの措置を条件にし緩起訴処分に付するというような強力的な処遇方法ではないが、起訴猶予段階での福祉との連携による予防効果が期待される。

福祉的支援との連携のほか、検察の段階で適切な経過観察を伴う「経過観察的起訴猶予」が提唱される。この運用法は要するに、現行法の枠内で、新たな事件の発生を未然に防止しうる適切な処理の仕方として、一旦は当該事件を起訴猶予として処理した後、ある程度の期間内で、被疑者やその家族、被害者と連絡を取り合い、その間に新たな問題を起こさなければ起訴猶予ということと確定し、通常の不起訴事件として終了するが、被疑者が更生しておらず、再犯のおそれが払拭できない場合では、当該事件を再起して起訴を検討する、というものである。

経過観察的起訴猶予は現行法を前提にするため、その実施の法的根拠には問題が生じないであろう。起訴猶予制度の形成過程においては、その妥当性を証左し得る歴史的な事情が存在すると考えられる⁷⁵。最初の起訴猶予は、過剰収容の緩和など訴訟経済・経費節約の目的で、微罪処分対策として治罪法時代から実務慣行により運用し始められたが、大正時代、その範囲が重罪にまで拡大した。微罪以外の適用については、「苟も科刑に依らずして他に膺懲の道あるものにありては之を不問に付するも毫も刑政に害あることない」というような旨が当時の訓示により繰り返し強調され、微罪でない事件の起訴猶予は、「被疑者の一身事情に顧み一定の期間起訴を猶予して其間の行状を観察し、非行あるときは起訴の手續をなすべき目的を以てする不起訴処分を指す」と微罪処理と区別された。言い換えれば、もとより、微罪事件については、訴追しなくても公的利益を損なわないが、微罪でない事件については、原則的に行状観察などその他の手段に託すことにより、公訴の必

⁷⁴ 太田達也「障がい者に対するダイバージョンと福祉的支援」、南高愛隣会編「共生社会を創る愛の基金 2012 年度事業報告書」38 頁以下。取組の詳細について、この論文のほか、原山和高「長崎地検における罪を犯した知的障害者の再犯防止に関する取組について」、研修 779 号（2013）27 頁以下を参照。

⁷⁵ 田代則春「起訴猶予制度の今日的課題（一）—開かれた起訴猶予制度への若干の提案」警察研究第 60 巻第 3 号（1989）20 頁以下、三井誠「検察官の起訴猶予裁量（一）」法学協会雑誌第 87 巻第 9・10 号（1970）1 頁以下、及び、同「（二）」法学協会雑誌第 91 巻第 7 号（1974）37 頁以下を参照。なお、この段落に取り上げた大正 2 年 4 月 28 日松田正久司法大臣訓示と、大正 7 年「微罪釈放ト起訴猶予ノ意義区別の件」法務局長通牒についても、上掲諸論文を参照。

要がないと判断し得る場合にのみ訴追しないということである。このような論理は、基本性格を踏襲してきた現在の起訴猶予においても、その運用の根拠の一つとして考えられる。言うまでもなく、昭和初期の思想犯保護観察法のように、更生という建前で、起訴保留ないし猶予処分に起訴猶予者に対する保護観察を付加し、人権蹂躪まで発展したやり方については否定しなければならない。と言っても、例えば、昭和30年代に行われた「横浜モデル⁷⁶」と呼ばれる保護観察付起訴猶予復活の試みに対し、起訴猶予と保護観察の結合の妥当性を中心に行われた批判⁷⁷は傾聴に値するが、更生保護以外の介入を伴う起訴猶予を一概に否定すべきではない。たとえ経過を観察することにより、新たな事件の発生を未然に防止し得るとしても、やはり、検察の介入が最小限にとどまる謙抑的な運用でなければならない。

経過観察的起訴猶予という運用は、再犯防止の側面での機能があると考えられる。例えば、起訴猶予相当事案を繰り返す者にかかる事案（とりわけ、高齢犯罪者の場合⁷⁸）や薬物事犯において、その効果が期待される。そして、経過期間中に被害者への配慮をすることができ、被害者支援の側面での機能を果たすというメリットも考えられる。例えば、家庭内暴力事犯の処理において、必ずしも罰金刑や自由刑による事件の終了ではなく、被疑者の更生と家庭生活の維持こそ被害者が望んでいるため、この経過観察的起訴猶予の運用により、被疑者処遇と被害者支援の両立が期待できる⁷⁹。

一般的には、起訴猶予処分を行う際に考慮された事項について、実務慣行から形成された理由⁸⁰のうちに、「被害弁償」、「示談成立」、「被害者宥恕」などがよく挙げられる。仄

⁷⁶ この取組は、若年者を主な対象者として実施された保護観察付起訴猶予制度であり、当時の更生緊急保護法を実施の法的根拠とし、本人からの書面による保護申出の提出が要件となっていた。昭和36年より横浜地検が実施した以降、一時期には20の地検において実施されていたが、約10年間の実施の後、停止してしまった。財政基盤の確保ができず、継続的運営が困難であったことが収束の実質的な原因である。制度の詳細について、斉藤欣子「横浜地検における更生保護事件について」法律のひろば第14巻第12号（1961）51頁以下、百瀬武雄等「戦後（現行刑訴施行後）における起訴猶予制度運用の実態と起訴猶予者の再犯」法務総合研究所研究部紀要29（1986）1頁以下参照。

⁷⁷ 横浜モデルについては賛否両論である。賛成意見の例を挙げると、田代則春「起訴猶予制度の今日的課題（二・完）一開かれた起訴猶予制度への若干の提案」警察研究第60巻第4号（1989）32頁。前田俊郎「日本における起訴前の保護観察一起訴猶予プラス保護観察一」、ソフィア西洋文化並に東西文化交流の研究、第11巻第1号（1962）50頁、田宮裕編著「刑事訴訟法I」有斐閣（1975）467頁等がある。反対意見の内容を挙げれば、例えば、横浜モデルが利用する更生緊急保護制度は、その要件とされる「本人（被疑者）の申出」の任意性は、起訴という不利益に威嚇され歪められるおそれがあり、更生保護の本来の姿でないなどという批判がある。三井誠「検察官の起訴猶予裁量（五・完）」法学協会雑誌第94巻第6号（1977）136及び138頁。類似する意見、藤本哲也「刑事政策概論〔全訂第五版〕」（2006）177頁。他には、宮澤浩一等編「刑事政策講座（第一巻）」成文堂（1971）308頁等参照。

⁷⁸ 鈴木亨「起訴猶予相当事案を繰り返す者に係る事案の処理について」研修730号（2009）25頁以下。

⁷⁹ 城祐一郎「家庭内暴力事犯の処理における『経過観察的起訴猶予』の活用について」研修720号（2008）27頁以下。

⁸⁰ 百瀬武雄等前掲3頁。

聞ながら、実務では、加害者と被害者の和解により被害者の宥恕が見込まれる事件では、被害者が宥恕を表してから検察が事件を起訴猶予処分に付する方法が存在し、経過観察的起訴猶予に近い運用法である。この運用法の延長として、被害弁償や示談成立の事件においても活用できると考えられる。現在では、刑事訴訟手続における和解が裁判上和解と同一効力を有すると認められる制度や損害賠償命令の申立て制度など⁸¹、被害者の回復に資する制度があるが、いずれも公判中の制度である。検察の段階では、被害弁償や示談は往々にして被疑者に有利な事項として考慮されるが、起訴猶予に付した後に、十分に履行されていない可能性も考えられないことではない。犯罪による被害者の損失を賠償する事件では、経過観察的起訴猶予を運用し、被疑者の賠償意欲や態度、あるいは支払の状況を観察し、適切な程度に達したと思われるときに起訴猶予処分を確定させれば、被害者の損害回復が確実に確保できるであろう。損害回復のみならず、再び被害者に害を与えない適切な行動を取るようという旨を被疑者に告げ、ある程度の期間でその経過を観察してから起訴猶予を確定させるというような再犯予防での運用も期待できるであろう。

7 小括

前述のように、本節の第5項まで、被害者支援、被害者法的地位、修復的司法などの側面に重点を置き、制度内容と運営状況の分析を通じ、学説整理を含め台湾の緩起訴制度を検討した。

まず、緩起訴は、そのダイバージョン効果により、立法理由とされた訴訟資源の合理化を果している上、条件付緩起訴の運用により、被疑者に対し、より適切な処遇ができるようになり、刑事政策面で意味が大きいと評価できる。被害者の損害回復を緩起訴制度の立法理由にまで取り上げたことは、被害者重視の表れであり、それは制度の直接の目的ではないが、履行・遵守事項の付与を通じて実現されることである。履行・遵守事項の分析検討から、立法者にはある程度、立法理由の範囲を超えて、より広範的な被害者支援・保護を図る制度を設ける意図のあることが確認された。それに加えて、緩起訴処分により得た金銭が被害者支援機構や犯罪被害者補償金の財源に充てられており、より充実した被害者支援が期待される。当制度は、台湾の被害者支援諸制度においては重要な制度であると評価できる。しかし、本稿の分析では、検察官が緩起訴処分を行う際、被害者事情の考慮が不十分であることや被害者支援に資する命令の適用に消極的な姿勢を取っていることが分かった。制度全体の目的の達成には、検察官の意思改革が重要であろう。

そして、緩起訴制度は修復的司法理念と馴染みやすい制度として、緩起訴制度に修復的司法理念に基づく制度を導入する試みや提言がなされている。しかし、その理念を肯定しても、修復的司法のプログラムを緩起訴処分の条件にするなど実施方法により弊害をもたらすことも考えられるため、導入にあたり慎重な姿勢が求められる。

⁸¹ 「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」第13条及び第17条。また、損害賠償命令の申立て制度に関連して、台湾での付帯民事訴訟については、本稿第六章に論ずる。

また、異議申立てと取消し手続における被害者の地位について、異議申立ての手続が煩雑であること及び情報提供が不十分であることが現制度の欠点として確認され、両手続の提起権者が告訴人に限定されることから、類似する制度のある日本やドイツと比べると被害者の意見が反映しにくいことも確認された。これらの点は改善する余地がある。

第6項では、緩起訴のような制度につき、訴訟資源合理化のための対策としてではなく、その他運用面でのメリットを見据え、その日本での運用可能性について検討を加えた。法的根拠の欠如と制度設計の問題で、条件付起訴猶予の運用は難しいと確認されたが、被疑者・被害者に対する支援の見地から、検察段階での適切な介入を伴うダイバージョン策として、起訴猶予と福祉との連携、あるいは経過観察的起訴猶予などより、効果的な起訴猶予の運用策は期待し得ると考えられる。

今後、被害者支援策との連携や検察段階における修復的司法関連制度の導入など、緩起訴制度の実施・発展状況を注目していく必要があるであろうが、日本の起訴猶予制度のあり方の模索にあたって、台湾を始め諸外国の制度が参考にするに値することであろう。

第三章 公判段階における犯罪被害者

第一節 被害者証人の安全保護と負担軽減

起訴・公判段階における犯罪被害者は、その刑事手続への関与形態として、能動的関与と受動的関与と区別することができよう。訴訟資料を閲覧すること、何等かの形で手続に参加し権能を行使すること、ひいては、自らが訴追を行い訴訟の当事者として刑事手続に関与することは、前者に属する。そして、受動的関与を言えば、被害者が司法機関から情報を提供されること、公判で傍聴すること、証人として出廷し証言をすることは、これに属する。

「事件の当事者」として、自身の経験した事実を述べることは、犯罪被害者のもっともオーソドックスな役割の一つである。諸国と同様で、台湾法においても、被害者は刑事事件の証人となる義務がある¹。しかし、その他証人と異なり、被害者は傷つけられた証人のため、出頭または証言をすることでプレッシャーを感じ、さらに精神的被害を受ける（二次被害者化）おそれがある。言うまでもなく、被害者を二次被害から守るためのしかるべき対策を講じることが必要である。

台湾法では、「証人保護法」という法律において、被害者証人の保護にも活用しうる規定が設けられている。証人保護法は本来、犯罪の特性上、証人が報復されるなどの心配で出頭・証言を恐れることの多い類型を対象に、証人の身分の隠匿や身の安全を保護するための刑事特別法であるが、同法では、「検挙人、告発人、告訴人、被害者には保護する必要があるとき、証人保護の規定に準ずる」（同法第 15 条）としており、「最低法定刑が三年以上有期懲役の罪」（同法第 2 条第 1 款）もその対象犯罪とされているため、個人法益に対する重大な犯罪、例えば、殺人罪、強姦罪、重傷害罪などの案件においては、証人となる被害者またはその遺族は、証人保護法の保護対象になりうる。出頭により生命、身体、自由または財産が危害を加えられる恐れがあり保護必要のある証人に対し、公判中に裁判所は（捜査中に検察官が）申請により証人保護書を発し、執行機関（原則として、司法警察機関）が保護書により証人を保護する²。必要のある場合、シェルターや生活保護が提供される（第 13 条第 1 項）。身の安全の保護のほか、出廷した証人を保護するため、同法では、証人が対質・交互尋問を含む尋問を受ける際に、適切な方法で隔離しなければなら

¹ 刑事訴訟法第 176 条の 1 「法律に特別の規定のある場合を除き、誰でも他人の案件において証人となる義務がある」。この義務について、刑事訴訟法では犯罪被害者のための特段な規定が設けられておらず、特別扱いがなされていないと解釈し得る。犯罪被害者に関する問題を争点とした解釈ではないが、司法院大法官の第 636 号解釈の解釈文では、「刑事事件において、誰でも（検挙者、被害者を含む）他人の案件において、法律に特別の規定のある場合を除いて証人になる義務がある（註：前掲括弧内の文字は解釈文のまま）」という文言があり、被害者の義務が確認された解釈であると思われる。

² 証人保護法第 4 条第 1 項、第 8 条第 1 項。また、保護される証人の個人情報（訴訟記録や文書においてコードで記載し、年齢、本籍、住所、身分統一番号、パスポート番号などの記載は禁止される（同法第 11 条第 1 項）。

ないとされている（同第11条第4項³）。

前述した証人保護法の一部の規定は、被害者や被害者証人の保護対策として捉えることができなわけではないが、証人保護法は証人を保護することによって、特定犯罪の確実な訴追を目的とした法律であり、ここで定められた証人保護の諸措置が訴追のための証言確保を最大な目的とした点はまず確認しなければならない。それに加えて、証人保護の規定を準用する前提は、当該被害者には保護必要性があると判断されていることであり、出頭して証言することによって生命・身体・自由・財産に危害を受ける恐れがあるかどうか、その判断基準である。単なる犯罪被害者が被告人の立会いを恐怖に思うこと、あるいは、公判の諸関係者による配慮の欠いた対応でさらに打撃を受けたことなどは、要保護性を満たすことができず、同法による証言負担軽減措置を適用することも当然できない。従って、証人保護法の規定を被害者保護の場面で活用することは限定的であると考えられる。

次に、台湾における被害者証人の負担軽減に関する規定は少ないながらもある。まず、刑事訴訟法第169条に、被告人在廷権の例外規定が設けられている。「裁判長は、証人、鑑定人または共同被告人が被告人の面前において自由に陳述することができないと予想するとき、検察官と弁護人の意見を聴き、その陳述時に被告人に退廷を命ずることができる。但し、その陳述終了後に被告人に入廷を命じ、陳述の要旨を告げ、尋問または対質する機会を与えなければならない」と、日本法の規定と類似している。

そして、同法では、証人の事情により法廷に出頭できない場合、ビデオリンクを利用する規定も設けられている⁴。ビデオリンクを利用する規定は、1997年に制定・施行された「性侵害犯罪防止法」で初めて導入され⁵、後に行われた刑事訴訟法の改正で刑事訴訟法にも採り入れられた。性侵害犯罪防止法にあるビデオリンクの規定は、立法ときに「保護措置」として導入され、被害者保護が意識されたと考えられる⁶。知的障害または一六歳以下という保護措置の対象者範囲はその後の改正により、すべての性犯罪被害者に拡張されたが、刑事特別法に定められた当該規定の対象事件はやはり性犯罪のみに限られている。ビデオリンクに関する内容は刑事訴訟法にも取り入れられたが、その文言の挿入位置と条

³ 法に例示された方法は、顔隠し、音声加工、映像加工、ビデオリンクとされている。

⁴ 刑事訴訟法177条「(第1項)証人が出頭できない、あるいは、その他必要な事情があるとき、当事者と弁護人の意見を聴き、その所在地または所在地の裁判所において尋問することができる。(第2項)前項の状況において、証人の所在地に裁判所との間に音声及び映像を送受信する科学技術設備があり直接尋問を受けることができ、裁判所が適当と判断するとき、この設備を用い尋問することができる。(第3項)当事者、被告人及び代理人は、前二項が適用され証人が尋問を受けるときに立会いすることができ、証人を尋問することができる。その尋問を行う期日及び場所を予め彼らに通知しなければならない」

⁵ 旧15条第1項「捜査または公判中において、知的障害のある被害者または一六歳以下の性犯罪被害者に対する取調べまたは尋問は、申請または職権により、法廷外で行うこと、あるいは、ビデオリンクシステムを利用することによって、被害者を被告人、被告人、裁判官と隔離することができる。」

⁶ 立法理由に「…被害者は報復や責められるのを怖がることによって陳述を躊躇することが多く、…それを被告人・被告人から隔離することが必要であり、…公判における保護措置を採る」(「…」は一部省略)との説明からは、立法者は被害者保護を意識したものの、証言確保もかなり意識していたと分かる。

文の沿革を合わせて考えてみれば、そもそも、当該条文は証人の裁判所外喚問に関する条文であり、その目的は出頭できない証人の証言の確保にある。使用の効果によって被害者の負担軽減に繋がることがあっても、それはあくまでも制度の副次的利益である。なにより、この規定は基本的に公判期日に被害者証人が出頭した場合を想定しておらず、純然たる被害者証人の負担軽減対策として評価することが難しい。

上述したように、台湾法での公判段階における被害者証人の負担軽減対策は、多少はなされたものの、不十分であるのが現状であると分かった。それに対し、2000年に行われた日本刑事訴訟法の改正⁷では、被害者保護を前提として、証人への付添い⁸、証人尋問の際の証人の遮へい、ビデオリンク方式による証人尋問を包括的に導入し、成立後は確実に機能しており、現在は実効性のある制度として定着した⁹。そのうえ、懸念された裁判の公開や証人審問権の保障への影響について、ビデオリンク方式や遮へい措置は憲法に違反するものではないという最高裁の判断¹⁰もあり、刑事訴訟法の諸原則とのバランスを取った有効な制度である。現在、台湾の殆どの裁判所では、前掲した諸規定を受け、ビデオリンクの備えた法廷が用意されており、ハード面での準備は十分である。今後の法整備を期待しつつ、その際、日本の刑事訴訟法は非常に参考になる立法例であると考えられる。

第二節 被害者意見陳述制度

1 問題の所在

犯罪の被害者は検察官による公判において、事件の当事者として、自身の被害に関する意見を述べたい場合が多い。制度の性格・意義や目的に違いはありうるが、法制度先進諸国を始め、公判手続に被害者がその心情や意見を陳述できる制度を設けた国も多い。台湾では、1997年の改正で刑事訴訟法に被害者陳述制度が導入され、日本では2000年に被害者陳述制度が新設された。台湾の被害者陳述制度の導入は日本より早かったが、条文の規定が曖昧であり、制度の性格や目的には不明瞭な点も多く存在する。それに対し、日本制度は法案の成立に至るまで緻密な議論がなされ、優れた制度設計となっている。本節では、学説を参照しつつ、台湾の被害者陳述制度の内容、意義、適用上の問題点及び今後の課題について若干の考察・検討を試みたい。なお、日本制度では、被害者参加制度において被

⁷ 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律。平成12・5・19法74。

⁸ ちなみに、台湾刑事訴訟法では、被害者への付添いは捜査段階の取調べの場面に限って許される。公判中での付添いは特別法「性侵害犯罪防止法」により性犯罪のみが許される。

⁹ 過去10年間の統計を見れば、この三つの制度の安定した運用の増加が分かった。遮へいを利用した証人の数は平成16年が1074人だったが、平成25年は1792人にも達し、同じ比較条件では、ビデオリンクの利用は271人から278人に、付添いは87人から116人に増加した。法務省平成21年版犯罪白書(2009)180頁、同平成26年版犯罪白書(2014)203頁。

¹⁰ 最判平成17・4・14刑集59・3・259。

被害者の弁論としての意見陳述制度が設けられているが本節の対象にはせず、被害者参加制度に関する議論は第四章の第二節に論ずる。

2 被害者陳述制度の目的と意味

(1) 制度の目的

台湾刑事訴訟法第 271 条第 2 項は「公判期日に被害者またはその家族を召喚し、意見陳述の機会を与えなければならない。但し、正当な理由なく召喚に応じないとき、被害者が出頭を希望しない旨を表明したとき、または裁判所が不必要、あるいは不相当と認めるときは、この限りでない」とされ、被害者陳述制度の根拠規定となっている。この規定は一九九七年に刑事訴訟法改正で追加され、その時世間の耳目を引いたのが、被疑者勾留権限を検察官から裁判所に移行する改正や逮捕前置主義の導入などの議題であり、被害者陳述制度は関心をひかず、国会の審議段階においても討論されないままに成立した¹¹。立法説明もなく、制度の趣旨について明らかにされていないのが現状である。

制度の目的については、当規定は「性侵害犯罪防止法」から移されたことから、若干の手がかりが得られる。成立当時（1996 年）の同法旧第 12 条第 3 項は、「裁判所は刑事訴訟法第二百八十九条の弁論手続を行う前、告訴人に意見陳述をする機会を与えなければならない。但し、告訴人が出頭を希望しない旨を表明したとき、または正当な理由なく召喚に応じないときはこの限りでない」とされていた。同法の適用対象は性犯罪であり、当時台湾の性犯罪はすべて親告罪とされていたことから、告訴人を被害者と理解してよい。当規定の立法理由として「告訴人の権益保障」との説明がされたこと、そして、性犯罪被害者の権益保護を同法の全体的目的¹²としたことと合わせて見れば、性侵害犯罪防止法にあった被害者陳述規定は、被害者の権益保護に着眼したと分かる。その後、性侵害犯罪防止法と類似する規定が刑事訴訟法に導入され、2005 年の性侵害犯罪防止法の改正で、刑事訴訟法と重複したという理由で前掲条文が削除された¹³。このような経緯を勘案すると、適用範囲拡大を狙う政策的な目的を窺うことができるのみならず、現行被害者陳述規定は性侵害犯罪防止法の旧規定の「被害者の権益保障」という目的も受け継いだと解すべきと考えられる。

被害者陳述制度を刑事訴訟法に導入した立法者の政策的な目的について、公的見解がない限りはつきりはしないが、この規定の導入前後の立法動向から、立法者は被害者の回復に着目したという可能性が窺える。台湾では、90 年代末期頃から 2000 年代前半にかけて、国際間で盛んになされた被害者支援思想に影響され、専門家による呼びかけや関連法改正

¹¹ 国会の院会議会記録については「立法院公報」第 86 卷第 52 期 204 頁以下、及び同巻第 53 期 29 頁以下参照。また、被害者陳述制度の条文（第 271 条第 2 項）の立法理由欄には「本条新設」という説明のみがある。

¹² 性侵害犯罪防止法旧第一条に「性犯罪の防止及び被害者権益の保護のために本法を制定する」と、法の目的を明言した。

¹³ 王兆鵬「刑事訴訟法講義」元照出版公司（2008）886 頁参照。

が行われ、条件付緩起訴制度、協商制度などに被害者の回復に利する制度が次々と盛り込まれた。被害者陳述制度もこのような思想背景で導入された制度であり、当制度には被害者回復を促進する政策的狙いが含まれると推測しうる。

(2) 制度導入の意義

次に、被害者陳述制度導入の意義について、学説議論によれば、被害者陳述制度の導入のメリットはおおよそ次の4点である。

①被害者の立ち直りを促進することができる¹⁴

従来、公判手続において被害者に発言の機会を与える場合には、証人として登場するのが普通であった。被害者は事件の当事者であるにもかかわらず、証人として手続の客体として扱われ、司法機関が必要とする場合にのみ見解を述べられるにすぎなかった。こうした方法は、受動的で疎外感が生じかねない。被害者に主体的な意見陳述の機会を与えることで、上述のデメリットを回避しうるし、被害者の被害感情の緩和、被害者の立ち直りや司法に対する信頼の回復などが期待できる。その一方で、被害者の陳述が量刑に反映されない場合、かえって司法に対する不信感を増大することになるという指摘もある。

②被告人の更生を促進することができる¹⁵

被害者の陳述によって被告人に被害の実情を認識・反省させ、更生の契機とさせることができる。そして、刑罰の特別予防効果が高まることが期待される。

③被害者の陳述は量刑に役立つ¹⁶

被害者の陳述内容については後述するが、基本的に被告人の犯罪事実を内容としてはならないため、その内容は主に被告人に対しての処罰感情などを含めた被害者の心情、あるいは、その他の被告事件に関する意見である。裁判所はこれを単なる意見として斟酌するだけでなく、英米諸国の被害者衝撃陳述書（VIS：Victim Impact Statement）のように、量刑の一資料とすることができる。被害者の陳述が裁判所の量刑になんらかの制限を加えるか、あるいは、裁判所の量刑の基準として使うかどうかについては、意見が分かれている¹⁷が、裁判所が被害者の陳述内容に縛られなくても、陳述の内容が量刑資料を充実させるため、量刑をより合理化することができる。しかしながら、被害者が強い報復感情を裁

¹⁴ 太田達也「犯罪被害者の法的地位」法学教室第228号（1999）25頁以下参照、同「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」法律ひろば（2000）10頁以下参照、中島宏「被害者等の意見陳述に関する一考察」田宮裕博士追悼論集下巻所収（2003）137頁参照、酒巻匡「犯罪被害者保護のための新法律」法学教室第240号（2000）42頁参照。

¹⁵ 太田達也前掲「犯罪被害者の法的地位」25頁以下、同前掲「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」10頁以下、中島宏前掲139頁、小木曾綾「刑事手続と犯罪被害者」被害者学研究第14号（2004）95頁以下など参照。

¹⁶ 渡邊一弘「犯罪被害者等の保護に関する刑事訴訟法等の一部改正について」田宮裕博士追悼論集上巻所収（2003）268頁、中島宏前掲137頁、斉藤豊治「量刑に関する被害者の意見陳述権」刑事・少年司法の再生 梶田英雄判事守屋克彦判事退官記念論文集（2000）所収441頁以下参照。

¹⁷ 被害者の陳述は裁判所の量刑の基準として使うことができると主張したのは、例えば、黄朝義「刑事訴訟法（三版）」新学林（2013）111頁。

判所に強烈にアピールすることによって、それが量刑に反映されれば、重罰化を招く恐れがあるという指摘もある。

④事件処理の効率化と真実発見の促進

被害者との良好な関係を築くことで、被害者の司法機関への協力を高め、事件処理の効率化が期待されるという見解がある¹⁸。また、事件の当事者として被害者が検察官とは異なる角度から事実を法廷で伝えることができる。それによって裁判所は事件をより多面的に理解でき、より真実発見に接近し得る¹⁹という見解もある。しかし、被害者の参加によって混乱を招き審理の支障となるという反論もある。

以上を踏まえて、台湾刑事訴訟法第 271 条第 2 項被害者陳述制度の意義について検討を行う。まず、従来、犯罪被害者が証人として公判に登場する場面が多く、被害者が尋問を受ける際に事件に対する心情を表現はできるが、あくまでも質問に答えるという形で行われるため、被害者の意見を陳述する手段としては不十分であることが認識され、被害者陳述制度の新設に至ったことを確認しなければならない。両制度はそれぞれに異なる性質と目的を有し、代替性がなく機能的に相補う制度でもない。証人尋問は厳格的な要件が求められ、代わりに被害者陳述を真実発見の道具とすることは許されない。仮に被害者の陳述が新事実発見のきっかけになっても証人尋問の手續を踏まなければならない。真実発見を陳述制度の意義の一つとして捉えるには妥当性を欠いていると考えられる。

証人尋問における陳述とは異なり、被害者陳述制度にあたる被害者は主体的陳述を行うため、疎外感の軽減や被害感情の緩和、ひいては、陳述による自己癒し効果が期待する。前述のように、本条項に被害者回復を促進するという刑事政策的性格を有し、裁判所は被害者に陳述する機会を与えることによって制度の目的達成に益する。被害者陳述制度の意義は、第一に被害者の立ち直りを促進することであると考えられる。被害者の陳述によって被告人の更生を図ることは、この制度の付随的効果に過ぎない。

被害者陳述と量刑の関係については、現行制度において量刑手續は裁判所が職権に基づいて行い、量刑に関する資料の調査も職権に基づいて行われるため、被害者陳述が裁判所の量刑裁量を統制することや、陳述の内容を裁判所が量刑の基準として使うということを認める余地はない。しかしながら、被害者陳述の内容は、量刑資料の充実に資する。裁判所は量刑をする際、刑法第 57 条に掲げる事項²⁰を斟酌しなければならず、その事項の一つである「(被告人の) 犯罪後の態度」(例えば、犯罪直後の被告人の態度、真摯に被害者に謝罪していたかなど) は、被告人の態度によってのみならず、被害者の陳述によっても確認できる。また、被害者の意見陳述の内容として、処罰感情だけでなく、宥恕感情を示

¹⁸ 瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第一巻所収(2000) 106 頁。

¹⁹ 垣添誠雄「犯罪被害者の刑事手續への参加」現代刑事法 6 卷 2 号(2004) 54 頁。廖尉均「犯罪被害人刑事訴訟權利之保護」刑事法雜誌第 49 卷第 4 期(2005) 106 頁参照。

²⁰ 「科刑する際に行為者の責任を基礎とし情況全体を斟酌しなければならない。特に以下の事項に留意して科刑の輕重の標準としなければならない。(1) 犯罪の動機と目的(2) 犯罪当時に与えられた刺激(3) 犯罪の手段(4) 犯罪者の生活狀況(5) 犯罪者の品行(6) 犯罪者の知識程度(7) 犯罪者と被害者の關係(8) 犯罪者の義務違反程度(9) 犯罪による危険と損害(10) 犯罪後の態度」

す可能性も考えられなくはない。裁判所は職権で量刑のために調査できる以上、被害者の陳述を量刑の一資料として用いることができよう。被害者の意見陳述を用いれば、より合理的な量刑が期待できると考えられる。

3 現行制度の問題点

(1) 陳述主体

刑事訴訟法第 271 条第 2 項に定められた被害者陳述の主体は「被害者またはその家族」であるが、その範囲が問題となっている。刑事訴訟法は「被害者」について定義しておらず、これまでの有権解釈や判例の見解は、ほとんど自訴（被害者訴追）の提起権者に対する見解である。その共通部分を抽出すれば、被害者は「犯罪により法益を直接に侵害された者」である²¹。しかし、いわゆる直接・非直接の定義が非常に曖昧であり、社会法益に対する犯罪の場合、適格な被害者を認めない傾向もある。そもそも、これまでの判例や解釈は自訴を制限する立場で、罪名の保護法益や事案の状況に沿って提起権者（＝被害者）の適格性を判断するため、控え目な見解が多い。自訴制度における被害者の定義をそのまま適用すること自体に疑問がある。被害者の立ち直りを促進するための被害者陳述制度は制度目的が異なるから、法益の直接被害・間接被害という曖昧模糊な概念に縛られることなく、具体的なケースに応じて裁判所に委ねるべきである。つまり、公判段階に訴訟資料で明らかになった当該起訴事件の犯罪によって害を被った者に陳述する機会を与えなければならないと考えられる。

台湾の状況に対し、日本の被害者等の意見陳述制度における「被害者」は告訴権に関する規定と同一であるが「犯罪により害を被った者」という定義は問題にならず、日本刑事訴訟法第 292 条の 2 の「被害者」に限定はないが、被害の原因となった犯罪の種類にも限定はないと解かされる²²。これは傾聴に値する。

(2) 陳述内容

被害者陳述の内容についてはどこまで許されるかが問題となった。犯罪の被害者は事件の当事者であるため、事件の真相解明に向けて、通常、その見聞は重要性が高いと思われる。過去の台湾の実務見解では、特に告訴人としての被害者の陳述については、当然のごとく証拠能力があると扱われてきた²³。すなわち、証人尋問の手続を踏まないままに告訴

²¹ 自訴（被害者訴追）制度については本稿第四章第一節参照。

²² 酒井匡「犯罪被害者等による意見陳述について」法律時報第 52 卷 11 号（2000）11 頁。

²³ 例えば、74 台上字 1599 号判例：「告訴人と証人の陳述は一部前後不一致のある場合、または双方に相違のある場合、どれを取り入れるかについて、裁判所は自由心証に基づき斟酌することができる」。この判例はすでに廃止された。台湾でいう「判例」とは、最高法院（最高裁判所）が既存する判決から、現時勢に見合った代表的な判決を選定し、各下級裁判所の参考に供するものであり、下級裁判所において事実上の拘束力を持って

人の陳述を証拠として認めていた。このような従来のやり方は学説の批判を浴びていた。被害者陳述に対する解釈ではないが、2004年司法院大法官²⁴は第582号解釈で、告訴人を含めあらゆる被告人以外の第三者の陳述は、証人として陳述して厳格な証明手續を受けてはじめて、その内容を被告人の犯罪事実の認定に使うことができると確認した²⁵。裏返していえば、反対尋問を要さない被害者陳述手續における内容は、犯罪事実の認定に用いることはできないことが確認された。この解釈を受け、被害者陳述における「意見」の内容は、厳格な証明を要さない事項に制限されていると改めて強調された²⁶。ただし、被告事件に関する意見を述べる際、すでに他の証拠の取調べにより明らかにされた事実であれば、必要な範囲でその概要に触れることは許されると考えられる。もっとも、被害者の陳述が被害事件に関する意見の前提となる事実へ渡る場合も想定されるが、このような陳述は被害者にとって不可避的なこともあり、予めこれを厳格的に制限する必要はない²⁷。陳述内容がその範囲を超えて、被告人の犯行の事実認定に係わる事項に及んだ場合、被告人の防御権が侵害されてはならないため、手續を切り替え、再び被害者を証人として尋問すべきである。

しかし、台湾の実務には、一部の判決が被害者陳述制度の趣旨を正しく把握した²⁸が、被害者陳述制度の目的を誤解し被害者陳述制度と証人召喚とを混同したように思われるケースも多い。例えば、「被告人等と告訴人等は被告人等の偽造文書罪の成立について激しい論争があり、裁判所は真実発見のために、公判期日に法に依って被害者の家族（即ち本件の告訴人）を召喚し意見陳述をさせるべきである」²⁹。類似の状況は前述大法官解釈

いる。法改正や最高法院が見解を変更するときに、選んだ判例の拘束力を無くすことは「廃止」という。

²⁴ 司法院大法官は台湾（中華民国）憲法第78条及び第79条に拠って設けられ、法律及び命令の解釈の最高権限を持っている。

²⁵ 司法院大法官會議積字第582号（2004年7月23日、要旨のみ）：「憲法第一六条に掲げられる人民の訴訟権の保障には、刑事被告人の訴訟において充分に享有すべき防御権も含まれている。刑事被告人の証人に尋問する権利は当該権利に属し、なおかつ、その権利は憲法第八條第一項『裁判所が法定手續に依らなければ審問処罰を行うことができない』に掲げられている適正手續にも属している。被告人の証人に対する尋問権を確保するため、証人が公判期日に法定手續に依って出頭し、宣誓し、陳述した上で、被告人側の尋問を受けて初めて、その陳述が被告人の犯罪事実の判断根拠として使われることができる」。この解釈は問題となった共同被告人は自身以外の共同被告人の案件においての位置づけについて、彼らが「被告人以外の第三者であり、その本質は証人である」と言及した。

²⁶ 林鈺雄「被害／告訴証人之嚴格証明」台湾本土法学第71期（2005）251頁。

²⁷ 渡邊一弘前掲268頁。

²⁸ 例えば、最高法院2007年判決96年台上字3256号：「旧性侵害防止法第十二條第三項、及び刑事訴訟法第二百七十一條第二項は被害者の權益の保障を考慮するため、被害者またはその家族を召喚し意見陳述の機会を与えなければならないと定められた。しかし、証人尋問の法定手續、若しくは性侵害防止法第十七條の特別規定に反する場合、裁判所は陳述された意見を有罪判決の量刑参考とすることしかできない。陳述した意見が当然に証拠能力を持つと認められるわけではない。また、刑事訴訟法第二百七十一條に第二項の但し書きは…（中略）…被害者を証人とする義務を免除することはない」。

²⁹ 最高法院89年台上字第7604号判決（2000年12月）より。

が出された以降も多い。例えば 2008 年の最高法院（最高裁判所に相当する）の判決は「刑事訴訟法第二百七十一条第二項により、裁判所は公判期日に被害者またはその家族を召喚し意見陳述の機会を与えなければならない。原審は（…中略…）公判期日において被害者を召喚せず、よって意見陳述の機会を与えられなかったため、被害者が被告人の犯罪事実に対して適切に意見を表現できなかった。原審は判決に不必要若しくは不相当である理由を説明しておらず、その訴訟手続が法に反しないことを認めがたい」と示した³⁰。

台湾の状況に対して、日本の刑事訴訟法では、第 292 条の 2 の第 1 項「被害に関する心情その他の被告事件に関する意見」によって陳述の内容を明確に限定し、同 9 項によって、陳述内容を「犯罪事実の認定のための証拠とすることができない」と定めており、これらの規定は台湾においても参考になるとと思われる。

（3）陳述時期

台湾刑事訴訟法において被害者の意見陳述の時期について特段の定めはなく、日本の刑事訴訟法第 292 条の 2 の第 1 項と同様に、「公判期日に」とだけ定められている。日本法の場合、通常想定されているのは、証拠調べ手続終了後、論告・弁論手続前である³¹。証拠調べ手続終了前であっても、被害者証人の尋問手続の直後に意見陳述の手続を実施するという主張³²、あるいは、被害者の証人尋問の際に被害者等の意見陳述を認めるなど、「必ず証拠調べの最後に実施すべきものとする必要はない」³³ という主張もある。

台湾現規定の前身である性侵害犯罪防止法旧第 12 条第 3 項では、陳述時期を明確に「刑事訴訟法第二百八十九条の弁論手続を行う前」としていた。当時の刑事訴訟法第 289 条に照合すると、陳述の時期は証拠調べ終了後、弁論手続の前であった。これは現在の刑事訴訟法の量刑資料調査（いわゆる「科刑資料調査」）の段階にあたる³⁴。当該規定が刑事訴訟法に移行した際、なぜ陳述時期の文言が削除されたのか、意図的に裁判所の判断に委ねたのか、その理由は立法記録に記載されておらず、定かではない。確かに、陳述時期を厳しく制限せず、裁判所の判断に委ねることのメリットはあるが、実施する方法によって被害者陳述制度の趣旨にそぐわない恐れもある。前述のように、台湾では被害者の陳述に相当重きを置いているため、それによって裁判官が証拠調べの手続を軽んじて被害者陳述に傾倒し、心証を補完する危険性が高まるからである。これは言い換えれば、事実上の被告人の反対尋問権を侵害するおそれがある。被害者陳述手続が抜け道となる危険性を避ける

³⁰ 最高法院 97 年台上字 6841 号判決（2008 年）より。なお、最高法院判決 96 台上字 6313 号判決（2007 年）もほぼ同じ内容を示した。

³¹ 松尾浩也等編著「逐条解説犯罪被害者保護二法」（2001）26 頁、渡邊一弘前掲 267 頁、中島宏前掲 145 頁、酒井匡前掲「犯罪被害者等による意見陳述について」28 頁等参照。

³² 酒井匡前掲「犯罪被害者等による意見陳述について」29 頁。

³³ 渡邊一弘前掲 268 頁。

³⁴ 当時の刑事訴訟法により、被告人質問は証拠調べの前に行われ、弁論は証拠調べ後に行われた。2003 年の法改正で被告人質問と証拠調べの順序が交換された。そして、事実認定と量刑手続の区別を図り、同年に台湾刑事訴訟法第 288 条に第 4 項が加えられ、量刑資料調査手続を証拠調べの後に行わなければならないと定められている。

ためにも、少なくとも、被害者陳述の実施時期を証拠調べと被告人質問の終了後と解釈すべきである。台湾の刑事訴訟法では、形式的に証拠調べと量刑資料調査の順番規定はあるものの、事実認定と量刑手続の実施時期をはっきり区別することはない。事実認定・量刑手続がより一層明確に区別することを図り、司法院は刑事訴訟法改正案を提出し、新設する「量刑弁論手続」を弁論手続の直後に挿入し、被害者陳述はこの量刑弁論手続において行われる³⁵。そうであれば、被害者の陳述を量刑に反映させる狙いが窺えるといえよう。この草案は国会に提出されたが、2015年11月現在では立法手続が完成されていないままである。

(4) 不必要と不適當の判断

刑事訴訟法第271条第2項の但し書きには「(被害者またはその家族が) 正当な理由なく召喚に応じないとき、被害者が出頭を希望しない旨を表明したとき、または裁判所が不必要、あるいは不適當と認めるときは、この限りでない」という、被害者陳述の例外が定められている。「正当な理由なく召喚に応じないとき」または「被害者が出頭を希望しない旨を表明したとき」という要件は、被害者の自主性を尊重するための例外と認められる。しかし、「不必要」あるいは「不適當」は何を指すのかという点については、必ずしも明確ではない。

この問題について台湾実務の状況を検討してみれば、幾つか問題点が見られる。まず、きちんと不必要あるいは不適當と認めた理由を付けるケースが少なく、理由を十分に説明していない判決も多い。理由を付けた判決のうち、「被害者がアフリカのザイール共和国に居るため召喚しがたい」³⁶というのが「不適當」に属するといえよう。

また、反対尋問における被害者の陳述が明確であることを「不必要」の理由とするケースはかなり多く、例えば、「裁判所が召喚の要否を決める権限を持つことである。…(中略)…すでに第一審に告訴人を召喚し、反対尋問を受けさせた。その陳述は明確で、再び尋問する必要がないので、原審が再び召喚し意見陳述の機会を与えなかったことも当然である」³⁷という。ひいては、「事実は明確で被害者を召喚して意見陳述をさせる必要がないのは当然である」と明言する判決もある³⁸。前述したが、被害者陳述制度は証人尋問と異なる目的を有し、互いに代替性もないが、このような説明は恐らく、被害者陳述制度の趣旨を誤解し被害者陳述と証人喚問を混同したのではないかと考えられる。

不必要または不適當の判断の問題については、日本の制度が参考になる。日本刑事訴訟法第292条の2第7項は、「裁判所は、審理の情況その他の事情を考慮して、相当でない」と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさ

³⁵ 「立法院公報」第101卷第48期委員会記録(2012)440頁参照。

³⁶ 最高法院94年台上字第1584号判決より。

³⁷ 最高法院98年台上字第2404号判決より。ほぼ同じ説明は97年台上字第5095号判決にも見られる。

³⁸ 最高法院89年台上字第3575号判決より。

せないことができる」と定めている。「相当でない」の例³⁹としては、①被害者数が多い事件において代表者が陳述する場合、②被害者が入院等の理由により出頭できない場合、③被害者が過度に感情的になり審理に混乱をきたしかねない場合、④被害者を証人として証人尋問を実施したときに、被害者が被害感情等の意見をも併せて詳細に陳述している場合、⑤事案・被害者の性質上、意見陳述をさせるのは適切でないと思料される場合、などがある。要するに、必要性和適當性を判断する際には、裁判所が事件の性質、訴訟經濟、円滑な裁判、被告人の防禦權の保障、被害者の立ち直りなどを合わせて考慮していると考えられる。ただ、裁判所は適當性の判断をする際に被害者の状況を配慮すべきであるが、例えば裁判所が勝手に被害者の受けた心理的ショックにより出頭に適していないと判断し被害者に通知しないというようなことは適當性判断の誤用であると思われる⁴⁰。なお、台湾法の場合、被害者陳述は原則的に口頭で行うが、その内容は量刑の資料として使われるだけであり、犯行の事実認定に係わっていないため、口頭陳述が不適當と判断された場合には、書面で提出することも許されるべきであると考えられる。

(5) 被害者陳述規定の權利性について

現行台湾刑事訴訟法第271条第2項を被害者の權利として認めるべきか否かについては議論があり、否定説または否定説に近い不完全權利説が多数を占めている。否定説によると、本条項はあくまでも訓示規定であり、被害者の陳述權としては認められず、たとえ裁判所が理由を付けずに被害者陳述を行わなかったとしても、違法とはいえない⁴¹。不完全權利説によると、性侵害防止法（旧）第12条第3項の規定においては、裁判所が裁量權を持たず、被害者に陳述の機会を与えなければならなかったため、これを權利として認める余地はあったが、刑事訴訟法の規定はそうではない。被害者は受動的な立場にあり、完全な權利を持っていない⁴²。否定説の立場に対して、被害者を「準当事者」とし、陳述の機会を準当事者の權利の一つとして把握する肯定説⁴³がある。また、被害者陳述規定全体の目的を「被害者の手続関与權を充分に保障する」と解し、被害者は陳述權を有していると示唆する説もある⁴⁴。

確かに、現行法の規定によれば、裁判所は原則的に被害者に意見陳述の機会を与えなければならないが、裁判所には裁量權を持っているうえ、その陳述の可否について判断する

³⁹ 酒井匡前掲「犯罪被害者等による意見陳述について」16頁。渡邊一弘前掲267頁。

⁴⁰ 「被害人參與刑事訴訟相關法制（一）」（學術研討會記錄）台湾法學第234期（2013）100頁。

⁴¹ 賴帥君「論被害人刑事審判程序之地位」刑法雜誌第48卷第4期（2004）16頁、劉勤章「犯罪被害人訴訟權利之研究」警大法學論集第八期（2003）18頁。

⁴² 劉邦繡「對現行刑事司法制度與犯罪被害人之檢視」全國律師2002年6月号（2002）70頁。なお、王兆鵬前掲886頁参照。

⁴³ 謝協昌「論犯罪被害人之刑事訴訟程序參與權之發展」刑法雜誌第52卷第6期102頁。同氏の説に基づくと陳述權は準当事者の權利として把握できるが、現制度において權利として扱うかどうか、問題が残されている。

⁴⁴ 黃朝義前掲111頁。

こともできる。被害者を召喚したからといって必ず陳述させる必要はない。法には不服申立ての規定がなく、被害者には救済手段がない。この側面から見れば、意見陳述は被害者の訴訟法上の権利と解するのは難しい。従来の実務には、裁判所は裁量権を持つと認めるため、たとえこれが実施されなくても適法であるのに対し、近時の実務の動向には一部の判決においてこれを否定する傾向が見られる。つまり、裁判所は裁量権を持っているものの、公判期日に被害者を召喚しない場合、その不必要または不相当と認める理由を判決に示さなければ違法な判決となり、第三審への上訴理由になりかねない⁴⁵。一方、実務においても被害者が意見陳述したいという旨を書面で裁判所に提出することが事実上認められている⁴⁶。立法論や有権解釈の問題であるが、そうした実務の方法を明文化して意見陳述の申出制度を設けること、また、解釈または法改正を通じて、裁判官が理由を付けずに被害者を召喚しなかった場合、それに対する法律効果を与えることが、制度改正の一方向ではないかと思われる。現時点では、少なくとも、被害者の申し出がある場合には裁判所は応じなければならず、判決書に被害者を召喚しない理由を開示すべきであると考えられる。

4 今後の課題

日本の被害者陳述制度と比べ、台湾の制度はかなりシンプルであり、裁判所が被害者の申出に依らず検察官の関与なしで陳述の必要性・適当性を判断することも、両国刑事司法構造の違いを反映している。しかし、既述のように、規定がシンプルであるゆえに、制度設計の不十分さが露呈し様々な問題が生じている。これらの問題の解決は今後の法改正に期待する他にならない。被害者に特別な訴訟法上の地位を与える、あるいは、被害者参加制度の導入などの提言がなされている昨今では、被害者の地位にかかわる被害者陳述制度の改正はさらなる注目を集めるであろう。

しかし、近年、被害者陳述制度に対する過剰な期待に警鐘を鳴らした意見がある。要するに、欧米の被害者陳述制度の実施経験からは、期待される被害者の満足や癒しなどの効果は確認し難いという背景で、被害者陳述に過剰に期待することはかえって被害者支援の阻害になる恐れがある。被害者またはその遺族らがすべて被害者陳述制度の趣旨や目的を理解できるとも限らず、陳述に参加することで逆効果をもたらせる恐れもあり、彼らの意見が量刑に反映されない場合はなおさらである。事実認定と量刑がはっきり分離していない台湾の刑訴制度において、被害者陳述制度の性質や目的が不明確のままに下手に被害者陳述制度を強調してしまえば、そのマイナス影響は被害者の利益にならない⁴⁷。

確かに、被害者陳述制度の問題は単なる権利問題ではなく、それを検討する際に、刑事

⁴⁵ 最高法院判決 98 年台上字 7408 號、96 年台上字 5119 號、95 年台上字 3336 號、95 年台上字 1679 號、91 年台上字 5624 號等参照。

⁴⁶ 被害者は裁判所に性犯罪による心理的ショックによって陳述に適しないと判断されて通知されず、自らが裁判所に申し出をした事例があった。前掲「被害者參與刑事訴訟相關法制（一）」100 頁。

⁴⁷ 謝如媛「犯罪被害人陳述制度の成效」法学新論第 30 期（2011）13 頁以下。

司法全体の見直しも必要である。被害者陳述制度の健全に向けて、事実認定と量刑手続の細分化、被害者の諸制度への理解の深化、被害者弁護士制度の導入など、今後乗り越えなければならない課題は山ほどある。現行制度を充実させながら、被害者の保護を図り、その弊害をできる限り取り除いていくために、より慎重な姿勢が求められている。

第三節 被害者による公判記録の閲覧・謄写について

1 問題の所在

犯罪被害者やその遺族は事件の当事者として、自分が関わっている事件の全容や事件の手続の進捗状況を知りたいという願望が強く、被害者等に対する情報提供は被害者支援の一環として発展してきた。情報提供は被害者にとって最も基本的、且つ、重要な支援の一つであり、その意義としては、①被害者の回復と心情の充足、②被害者の不安軽減、③被害者支援制度の利用、④財産的被害の回復に資する、⑤司法に対する信頼の確保、などが挙げられている⁴⁸。情報提供の諸方法のうち、公判の情報への能動的アクセス方法として、日本を含め各法制度先進国では、被害者による公判記録の閲覧・謄写の措置が講じられるようになってきた。

台湾では、日本刑事訴訟法第 55 条や刑事確定訴訟記録法のように、被告事件の終結後の公判記録公開に関する規定はなく、捜査段階でも「捜査非公開⁴⁹」原則で捜査に関する文書を閲覧することができないため、被害者等が自身の関わった事件の状況を知ることができるのは公判手続中しかない。公判手続においても、受動的情報取得方法として、公判傍聴、証人召喚、裁判結果の通知⁵⁰、あるいは前述した被害者陳述などと、手続の進行状況を知るルートは多くはない。公判の情報への能動的アクセス方法として、被害者があえて付帯民事訴訟を提起し、民事訴訟の原告として、裁判所に記録閲覧・謄写の申出をし、情報を得てから付帯私訴を取り下げる、という方法が多用されている⁵¹。しかし、通常、記録閲覧の申出を含む付帯私訴の審理は刑事裁判がすべて終わってから始まるので、刑事

⁴⁸ 太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト 1163 号 (1999) 18～19 頁、28 頁。

⁴⁹ 刑事訴訟法第 245 条第 1 項「捜査は、これを公開しない」。

⁵⁰ 裁判の結果を被害者へ通知する規定は現行の刑事訴訟法には置かれていないが、台湾高等裁判所は内部規則「台湾高等法院及所屬法院辦理刑事審判紀錄業務注意事項」を制定し、その 144 点(二)により、書記官は裁判または決定の結果の書面を被害者に送達しなければならないとされている。台湾高等裁判所の規則はその管轄する下級裁判所に拘束力はあるが、上級の最高裁判所に対しての拘束力はない。とはいえ、ほとんどの刑事事件は台湾高等裁判所の管内となっているため、事実上成立している制度であると思われる。

⁵¹ もう一つ考えられる手段は私人訴追(いわゆる「自訴」)である。被害者自らが訴追を行い、訴訟法の当事者になった場合には、当然裁判記録などを閲覧・謄写することができる。しかし、記録を閲覧したいという理由だけで自訴を提起することは被害者にとって現実的ではない。

裁判が長引いた場合には待つしかない。この場合、被害者が情報を入手する時期がかなり遅くなる。また、刑事法廷は係属中の事件に対して、提起された付帯私訴を切り離し、民事法廷に移送することも稀ではないため、被害者に刑事民事両方の負担がかかってしまう場合も多い。しかも、条文により、付帯私訴の提起は損害賠償の請求に限られているので、それ以外の場合（例えば、保険金請求の資料としたい、あるいは単純に事件の真相を知りたいという場合）には、付帯私訴の提起は認められない。それにもかかわらず、付帯私訴を通じて情報を手に入れるという方法は頻繁に利用されていることが事実である。

2003年の刑事訴訟法改正で、公判における犯罪被害者の訴訟記録閲覧謄写に関する新たな規定（第271条の1）が加えられた。同規定は度々被害者の権利として取り上げられてきた⁵²。実際、この規定は前節に取り上げた陳述制度と同様で、最初は1997年に「性侵害犯罪防止法」の制度として導入された⁵³。その後この規定は刑事訴訟法に取り入れられ、2005年の性侵害犯罪防止法の改正で削除された。性侵害犯罪防止法は「被害者の権益の保護」が主な目的の一つとされ、被害者の公判記録閲覧規定はこの目的に適合する制度として、後に刑事訴訟法に受け継がれても、被害者の権利であると主張される沿革的理由は十分あると考えられる。

しかし、被害者支援の見地からは、現在刑事訴訟法の規定の仕方、とりわけ、権利行使の主体、権利行使の時期と制限については、いまだ不明瞭な点が多く残されている。現行法の国会審議の段階で、委員会から院会まですべて「異議なし」と可決され、深く議論されなかった状況で、この制度に対する検討は公式立法理由のほか、学説や外国法との検討を通じるしかない。そこで、本節では、台湾・日本とドイツの学術や制度を参照・比較しながら、若干の検討を加えることとしたい。

2 閲覧・謄写の行使主体問題について

台湾における被害者の刑事公判記録閲覧・謄写の根拠となる規定は、刑事訴訟法第271条の1にある⁵⁴。この条文の第2項によれば、告訴人は代理人を委任した場合、同法第33条弁護人の訴訟記録閲覧に関する規定が準用される、但し、その代理人が弁護士である場合に限定される。法の文言から、告訴人の代理人である弁護士は、公判手続において、訴

⁵² 例えば、王兆鵬前掲887頁、宋重和「被害人在刑事訴訟程序之權利及地位」中央警察大學警學叢刊第38卷第1期（2007）251頁。

⁵³ 当時の（旧）第12条第2項：「弁護士が告訴人の代理人として委任されたとき、公判手続において訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができ、謄写または撮影することもできる」。立法当時台湾の性犯罪は全て親告罪であり、起訴された性犯罪事件は当然被害者が告訴を行ったと認識され、告訴人に与える権利と被害者等に与える権利が区別せられずに認識されていたと考えられる。

⁵⁴ 第271条の1「（第1項）告訴人は代理人を委任し公判に出席し意見陳述をすることができる。但し、必要のあると認められるとき、裁判所は本人の出頭を命ずることができる。（第2項）前項の委任について、裁判所に委任状を提出しなければならない。そして、第二十八条、第三十二条、第三十三条を準用する。但し、代理人が弁護士でない場合、公判手続において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧、謄写または撮影することができない」。

訟に関する書類及び証拠物を閲覧、謄写または撮影することが認められる。通常の場合、告訴は犯罪の被害者が提出するため、告訴人が被害者と同一であると考えられ、この公判記録閲覧・謄写の規定は犯罪被害者の権利の一つとして考えられてきた。しかし、行使主体は弁護士に限定されており、被害者本人が閲覧権者に含まれていない。実務判決でも、同様の旨の見解が示されている⁵⁵。この規定を犯罪被害者の権利として読み取れば、率直に法が弁護士にこだわる理由とその実益に疑問が生じることになる。論者の間では、被害者の権利として、第三者を経由せず被害者等による閲覧・謄写を認めるべきという立法論的主張もある⁵⁶。行使主体の問題について、日本やドイツの議論は参考になりうるであろう。

日本では、2000年に被害者の公判記録閲覧制度が導入された。その根拠となる「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(以下「被害者保護付随措置法」という)の第3条に、訴訟記録の閲覧または謄写の申出人の範囲として、「当該被告事件の被害者等もしくは当該被害者の法定代理人またはこれらの者から委託を受けた弁護士」が定められている。申出の委託を受けた弁護士は適格な者であるが、申出人は必ずしも弁護士の資格を持っている者に限られるわけではなく、被害者本人の申出も認められる。この申出人に関する規定は成立当初から変わることはないが、2007年の法改正前後に、弁護士のみ閲覧または謄写を認めるべきという意見が存在した。

公判記録には、被害者と被告人の情報はもちろん、第三者の個人情報も含まれているため、訴訟記録を不用意に扱くと、不当に関係人の名誉、プライバシーあるいは生活の平穩を害し、刑事手続に協力した事件関係者の司法に対する信頼や協力を確保できなくなる可能性もある。ゆえに、公判記録の閲覧・謄写自体にある程度の危険性を含んでいる。論者は上述した危険性を考慮し、日本刑事訴訟法第281条の3ないし5を「刑事付随措置法」第3条2項及び同3項と対比すると、前者は弁護人に対して閲覧または謄写の機会を与えた証拠に係わる複製等を適正に管理する義務を課するとともに、被告人及び弁護人に対して開示証拠の目的外使用を禁止し、罰則も設けているのに対して、後者は実効性を確保する具体的な方策を講じておらず、両者を比較すると著しく均衡を失っている、という理由で弁護人のみ閲覧または謄写を認めるべきという結論を導いた⁵⁷。また、法務省の法制審議会でも訴訟記録閲覧・謄写制度の悪用の防止策として、弁護士には弁護士倫理や懲戒制度など悪用に対して現実の制裁があることから、弁護士を通じたほうが制度的に担保できるという意見があった⁵⁸。

ドイツでは、1986年「被害者保護法⁵⁹」の成立により刑事訴訟法第5編に第4章が新設

⁵⁵ 最高法院98年台上字第2550号、96年台上字第3245号判決。

⁵⁶ 頼帥君「論被害人刑事審判程序之地位」刑事法雑誌第84巻第4期(2004)22頁、廖尉均「犯罪被害人刑事訴訟權利之保護」刑事法雑誌第49巻第4期(2005)107頁、宋重和前掲251頁。

⁵⁷ 山下幸夫「刑事裁判への被害者参加制度の立法経過と実務家から見た問題点」、季刊刑事弁護No.50(2007)86頁。

⁵⁸ 平成18年10月27日法務省法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会第二回会議議事録37頁。

⁵⁹ 「刑事手続における被害者の地位の改善に関する第一法律」Erstes Gesetz Zur

された。このなかに、被害者の記録閲覧権を含む刑事手続における被害者の権利が定められている。ドイツ刑事訴訟法第 406 条 e では、被害者の弁護士は正当な利益があることを説明した上で、裁判所に所在する記録又は公訴提起の際に裁判所に提出されることとなる記録を閲覧し、また、職権で保管されている証拠物を見分することができる（第 1 項）としている。すなわち、被害者は弁護士を通じてのみ、訴訟記録の情報を入手することができる。注意しなければならないのは、ドイツでは、弁護士は独立の司法機関⁶⁰と見られ、実体真実を強調するドイツ法においては弁護士も真実の追究にある程度の機能を持ち、弁護士は単に一方当事者（例えば、被告人）の利益のために働くだけでなく、私人と公衆の利益を権衡する社会的や公的な働きも求められているという点である。そこで、被害者による訴訟記録の閲覧制度において、被害者の利益と第三者や公の利益に介在し、フィルターのような働きをし、つりあいを保つのは弁護士の役割である。また、ドイツでは公判段階だけでなく、捜査段階の記録閲覧も認められている⁶¹。上述したような弁護士の機能の担保があるからこそ、記録開示が幅広く行われるのだろう。

日本やドイツの状況を意識しつつ、改めて台湾制度の行使主体問題について検討する。

台湾刑事訴訟法第 271 条の 1 の立法理由は、行使主体を弁護士に限定する理由について以下のように示した。「弁護士は法律専門知識を備え、且つその業務の執行については弁護士法の弁護士倫理・忠誠及び信望義務に関する規定に拘束されなければならないため、立法政策として第三三条に準じて記録閲覧の権利を与えるのは適切である。…(略)…告訴人が弁護士でない者を代理人とする場合、その事務の処理について、弁護士法の業務執行規範あるいは監督・懲戒制度に類する制度はいまだに欠如しているため、…(略)…閲覧権を与えることは適切でない」⁶²。この説明から推察すると、立法者は公判記録の悪用や不正利用防止の観点から、あるいは、告訴した被害者が被告事件とは密接な利害関係があるため、記録や証拠物を改ざん湮滅する危険性が高く、閲覧・謄写させるべきではない⁶³という観点から、弁護士による閲覧・謄写のみ認めているのではないかと考えられる。

しかし、台湾の場合、いわゆる「捜査不公開」の原則に基づいて、捜査段階の記録閲覧・謄写が厳しく禁じられ、ドイツのように捜査段階まで広く記録を開示することは行われていないことに加え、裁判終了後の閲覧・謄写もできない。記録の閲覧・謄写は公判手続中のみ認められるという時的制限から考えてみれば、そもそも、他の事件に悪影響を及ぼしたり、当該事件の捜査に支障をもたらしたりする危険性は比較的に低いと考えられる。弁護士に関する法律による不正抑止機能を否定できないが、記録や証拠物の改ざん湮滅の懸

Verbesserung der Stellung des Verletzten im Strafverfahren (Opferschutzgesetz)。

ドイツの刑事訴訟法の日本語訳に関しては、主に法曹会平成 13 年版「ドイツ刑事訴訟法典」に準拠した。

⁶⁰ Organ der Rechtspflege。ドイツ刑事手続における弁護士や弁護人の地位に関しては、本稿では主に Claus Roxin 著呉麗琪訳「刑事訴訟法（第 24 版）」（2003）148 頁以下を参照した。

⁶¹ 弁護人による記録閲覧はドイツ刑事訴訟法第 147 条に、被害者の弁護士による記録閲覧は第 406 条 e 第 1 項及び第 4 項に定められている。

⁶² 「立法院公報」第 92 卷第 8 期（2003）2093～2096 頁。

⁶³ 宋重和前掲 252 頁。

念に対しては、権利行使主体を制限するより、日本のように閲覧・謄写の現場において適切な防止策⁶⁴を講じるほうが効果的であると思う。

また百歩譲って、もし記録や証拠物を改ざん湮滅したり、謄写した記録を悪用や不正使用したりした場合には、行為者に対して刑事民事の責任を問うことができるため、制度の担保がないわけではない。このため、改ざん湮滅を理由として行使主体を制限することは理論的根拠に乏しいという批判⁶⁵は、説得力があると考えられる。

そして、前述したように、公判記録の閲覧ルートには付帯私訴を経由するルートがあり、その場合には弁護士を委任しなくても記録の閲覧・謄写ができる。このような現状がある以上、公判記録閲覧制度において弁護士のみ閲覧・謄写を認める必要性はそれほど高いとはいえないと思われる。

さらに、弁護士委任の有無により知る権利に格差が生じるということは公平ではない。台湾では、被害者弁護士制度が存在せず、それに伴う経済的支援制度も当然存在しない。加えて、告訴の代理は法律扶助の対象外となっており、資力に乏しい被害者らは支援を受けることができない⁶⁶。被害者支援の観点からは、このような状況は決して資力に乏しい被害者にとっては公平ではないと考えられる。

上述の説明を踏まえて、被害者の公判記録閲覧・謄写の行使主体を弁護士に制限する必要性が薄く、被害者支援の観点からも公平性を欠いていると考えられ、法改正提言ではあるが、制限の緩和や廃除が必要であると考えられる。

3 公判記録閲覧の時期とその制限

もともと公判記録の閲覧権は被告人の重要な権利であるのは、記録や証拠に関する情報を得てから、はじめてその防御権が有効に行使できるからである。防御権の有効行使を保障するため、被告人・弁護人の閲覧権に何らかの制限を加えることはできない。

一方、犯罪被害者または告訴人の公判記録閲覧は防御権の行使のためでなく、訴訟の構造上、被害者（告訴人）と被告人の地位も違う。にもかかわらず、台湾の被害者の刑事公判記録閲覧・謄写の規定によれば、告訴人が弁護士を委任した場合、弁護人の訴訟記録閲覧に関する規定が準用される。ここで問題になっているのは、提起要件または時期の制限が設けられないうえに、被告人側の規定を準用した結果、少なくとも論理的に見ると、被害者側——告訴人の代理人たる弁護士——は被告人・弁護人と同様に、無制限な閲覧権を

⁶⁴ 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則」6条3項参照。

⁶⁵ 宋重和前掲 252 頁。

⁶⁶ 資力に乏しい被害者が国費で弁護士を委任できるかどうかについては、現在の台湾の「法律扶助法」を見ると、単純な法律問題の相談は受けられるが、告訴及びその代理は同法第二条の「法律扶助の種類」に含まれておらず、また、財団法人法律扶助基金会の決議により、告訴の代理は原則的に扶助しないとされており、経済的に困難を抱える被害者が国費で弁護士を委任する可能性はないと考える（財団法人法律扶助基金会「法律扶助施行範囲辦法」（司法院 102 年 11 月 11 日院台廳司四字第一〇二〇〇二九八三六號函核定）、第 3 条参照。

有することとなる。これが適切でないとは疑問視する論者もいる⁶⁷。

そこで以下は、公判記録の閲覧時期、そして、その閲覧に何等かの制限を加えるべきなのかについて、検討を加える。

(1) 閲覧・謄写時期について

被害者は「事件の当事者」であり、その見聞は事件の真相解明に向けて重要なものである。しかし、被害者による公判記録閲覧がある程度真相解明に影響を及ぼすおそれがあることは否定し難い。したがって、場合によってやむを得ず若干の制限を加えることもありうる。

この問題について、かつて被害者による記録閲覧制度の導入をめぐる激しい論争があったドイツでは、シューネマン氏による批判が有名である。シューネマン氏は、被害者の攻撃権・情報獲得権は被告人の防御権を危殆化し、とくに記録閲覧権は真実発見を危殆化するとし、その理由について被害者がこれにより武装し、真実発見のためではなく、自己の利益のために動くこととなり、証人として機能しなくなるからである、と説明した⁶⁸。つまり、これが被害者は閲覧した記録に基づいて都合のいい証言を述べ、真相の解明を害する可能性があるということであろう。現在のドイツでは、被害者として証言が終了していない場合、予断にとらわれず、何らかの影響を受けない証言をなしえないという理由から記録閲覧を拒否すべきであるというのが判例・通説である⁶⁹。

日本では上述のような議論はわりと少ないが、「被害者保護付随措置法」が成立する前、刑事訴訟法第五三条と刑事確定訴訟記録法に基づいて確定した刑事判決の訴訟記録閲覧しか認めなかった時代には、事件係属中の証拠・記録の閲覧には真実発見や防御権への被害も考えられるため、事件終結までは被害者であっても証拠や記録へのアクセスを制限するのはやむをえないというコメントがあった⁷⁰。「被害者保護付随措置法」第三条では、当該被告事件の被害者等もしくは当該被害者の法定代理人またはこれらの者から委託を受けた弁護士が公判記録を閲覧できる時期は第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間、とした。この制度設計は前述の危険性を回避しようと考えられる。

台湾では刑事手続において真実発見の範囲と限界について諸説があるが、それが刑事訴訟の目的の一つとして認められるのが一般的である。その上、実務上でも、相当に長い間

⁶⁷ 王容溥「初探被害人審判中閱卷應有之限制—簡評刑事訴訟法第二七一條之一第二項告訴代理人準用第三三條審判中閱卷卷證之規定—」台湾本土法学 108 期 (2008) 18 頁以下。

⁶⁸ 日本にはこのシューネマン氏の見解に関する紹介が多くある。本稿は以下の文献を参照した。田口守一「西ドイツにおける犯罪被害者の地位」刑法雑誌 29 卷 2 号 (1998) 221 頁以下、加藤克佳「刑事手続における被害者の地位—ドイツ法を素材として—」刑法雑誌 40 卷 2 号 (2001) 232 頁以下、斎藤司「被害者の刑事手続参加—日独比較—」犯罪と刑罰第 20 号 (2010) 93 頁以下。また、前掲ロクシン著吳麗琪訳「刑事訴訟法 (第 24 版)」593 頁参照。

⁶⁹ 斎藤司前掲 105 頁。

⁷⁰ 新屋達之「刑事手続における情報提供」法律時報 71 卷 10 号 (1999) 26 頁。

に告訴人の陳述には当然のごとく証拠能力があると認められたほど、被害者の真実発見での地位が相当に重要視されてきた⁷¹。そうであれば、被害者の公判記録閲覧による真実発見へのマイナス影響はより一層看過できないことである。現在の制度設計のように、告訴人の代理人たる弁護士は公判手続中、いつでも記録の閲覧の申出をすることができるのであれば、前述した危険性を払拭しえないと考えられる。この問題に対するしかるべき措置として、ドイツの判例・通説の見解が参考に値する。つまり、記録閲覧・謄写の時期は証人尋問に関する手続が全部終了した後とし、たとえ前に申出があっても、訴訟指揮権に基づき証人尋問に関する手続が終了した後に閲覧・謄写させるべきである。

(2) 閲覧・謄写申出事由の制限について

各国の制度設計を見ると、被害者による公判記録の閲覧・謄写について、無制限ではなく、特に申出の事由になんらかの制限を設けるといふことが多く見られる。例えば、ドイツの場合、刑事訴訟法第 406 条 e の第 1 項及び第 2 項により、記録閲覧にあたって、被害者の弁護士は正当な利益を説明しなければならない。そして、被告人又はその他の者の保護に値する利益がこれと対立し優越するとき、審理の目的が害されると認められるとき、又は手続きが著しく遅延するときは、記録の閲覧が許されない。

日本の場合は、「被害者保護付随措置法」の旧法時代には、公判記録の閲覧・謄写を認めるには「正当性」と「相当性」を満たさなければならないとされた。すなわち、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要がある、あるいはその他正当な理由があると認められ、そして、捜査や公判に不当な影響をもたらさないか、関係者の名誉やプライバシーなどを害する危険性はないかなど、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、被害者等による公判記録の閲覧・謄写が認められた⁷²。平成 19 年（2007 年）の法修正にあたり、被害者が事件の内容を知りたいという心情を十分尊重すべきものと考え、同法第三条の正当性と相当性の判断の要件は消極要件に改められた。つまり、要件が緩和され、閲覧または謄写を求める理由が正当でない、もしくは目的が相当でない場合を除き、原則的に被害者の申出が認められることとなった⁷³。

一方、台湾の場合、被害者（告訴人）による公判記録閲覧・謄写に関する規定によれば、被告人の閲覧・謄写規定が準用され、その結果、告訴人の代理人が弁護士でさえあれば、

⁷¹ 関連する説明は、本章第二節 3 の（2）を参照していただきたい。

⁷² 同法に例示した「損害賠償請求権の行使」以外に、正当な目的として認められる例は民事保全や保険金請求の資料とする、被害者意見陳述の前提資料とする場合が考えられる。松尾浩也編「逐条解説犯罪被害者保護二法」（2001）194 頁。

⁷³ 正当でない場合、例えば、暴力団の対立抗争において報復など不当な働きかけに情報を得るために記録を閲覧・謄写しようとしていると認められる場合。相当でない場合、例えば、不当に関係者の名誉・生活の平穏を害する、あるいは、捜査・公判に支障を及ぼす、などが考えられる。岡村勲監修「犯罪被害者のために新しい刑事司法」、白木功・飯島泰・馬場嘉郎「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 95 号）の解説(1)」法曹時報 60 卷 9 号（2008）84 頁参照。

公判手続における閲覧・謄写がすべて認められ、申出事由に制限は設けられていない。この状況に対し、正当な利益の追求に基づいた申出のみ認められなければならない、被害に関する心情陳述のための記録閲覧・謄写のみ認められるべきと主張した説がある。この学説は、閲覧・謄写規定の根拠たる第 271 条の 1 第 2 項という準用は、前項の「告訴人の代理人を委任し意見陳述をする」の存在を前提にしなければならないと、条文順序に基づいた敷衍をし、代理人が意見陳述のために行う閲覧・謄写のみ認められるべきであるとする。この「意見陳述」は被害者陳述制度と同様で、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見しか述べられないということから、上述の結論に導いたのである。

前掲学説からは、制限を加えることによって慎重な姿勢を求める苦心が窺える。しかし、閲覧・謄写の根拠規定（刑事訴訟法第 271 条の 1 第 2 項）は被害者の権益の保護を目的とした性侵害犯罪防止法の規定から由来したものであり、同条第 1 項は実務で広く認められた公判段階での告訴人の代理制度の明文化規定⁷⁴であり、この二項の文言から必ずしも立法者が閲覧・謄写の理由を制限する意図が読み取れるわけではない。そのうえ、この説は被害者のニーズを無視する懸念もある（とりわけ、単に「真実を知るために記録を見たい」という理由で閲覧・謄写を求めることは認められなくなる）ため、適切でないと考えられる。

ただ、公判記録に大量な情報が含まれ、不用意な扱いは関係人の名誉、プライバシーあるいは生活の平穏を害する恐れもあり、適切な規制が必要である。ドイツのように申出要件に制限のある制度を採るかどうか、あるいは、日本のように消極要件を加えるかどうかは今後の立法課題となりうる。

⁷⁴ 「立法院公報」第 92 卷第 8 期 2087～2090、2093 頁参照。

第四章 被害者訴追と被害者参加

第一節 被害者訴追制度（自訴制度）について

1 自訴制度の概要とその特徴

「公訴は、検察官がこれをおこなう」（日本刑事訴訟法 247 条）と定めた日本法では国家機関としての検察官が訴追権を独占して訴追を行う。それに対し、台湾刑事訴訟法（本節では「刑事訴訟法」をいう）においては、検察官による訴追（公訴）以外に、「自訴」と呼ばれる犯罪被害者による私人訴追も認められている。「自訴」手続において、被害者は事件の当事者にとどまらず、訴訟の当事者として自ら訴追を行い手続に関与する（刑事訴訟法第 3 条¹）。本稿第一章にも説明したが、中国大陸にあった中華民国政権による刑事訴訟法は現在の台湾の刑事訴訟法の前身にあたる。中国を統一した中華民国政府は清王朝の刑事訴訟草案や北京政府の刑事訴訟法典を統合し、北京政府の刑事訴訟法典にあった「私訴」と呼ばれる被害者訴追制度を取り入れて「自訴」に改名した。度重なる改正を経たが、この制度は現在も台湾刑事訴訟法に残されており、このような歴史的要因が制度存続の理由の一つと考えられる。

近年、被害者支援の気運が高まってきたことに伴い、被害者訴追制度が再び脚光を浴び、盛んに議論されてきた。被害者訴追制度は刑事訴訟の訴追理念に深くかかわることから議論すべき点が多いと思われるのみならず、台湾の自訴制度自体も構造的・理論的問題が多数存在している。本稿は作成の制限で、自訴問題を範囲限定で議論していきたい²。以下は制度を鳥瞰し、その特徴を指摘しておく。

まず、自訴の提起権者について、「犯罪の被害者は自訴を提起することができる。但し、行為能力のない者もしくは制限能力者又は死亡者は、その法定代理人、直系血族又は配偶者は自訴を提起することができる」（第 319 条第 1 項）とされ、基本的には犯罪の被害者が自訴の提起権者である。従来からの有権解釈や判例で構築してきた説明によれば、「被害者」は犯罪により法益を直接に侵害された者に限られ、そして、自訴を提起する者が被害者であるか否かは当該「被害者」の指摘した犯罪事実によって形式的に認定される³。しかし、刑法各罪の保護法益は罪名によって異なり、その「直接的に法益が侵害された者」がどこまで意味するかは問題となる。この点について、有権解釈や判例⁴は実際のケースによって罪名ごとに見解を作成してきたが、積み重ねてきた解釈や判例の見解から必ずし

¹ 「本法において当事者と称されるのは、検察官、自訴人及び被告人である」。

² 自訴制度について詳しく述べた邦語文献として、黄朝義「台湾における自訴（被害者訴追）制度」がある。森本益之・加藤久雄・生田勝義編「刑事法学の潮流と展望 大野真義先生古稀祝賀」（2000）所収 474 頁以下。

³ 25 上 194 号、30 上 3416 号、46 台上 1305 号判例参照。

⁴ 台湾における「判例」の意味は、本稿第三章註 23 参照。

も明確な原則を見出すことができるわけではない⁵。司法院大法官解釈は、犯罪被害者の範囲について法には明文が設けられておらず、裁判を行う裁判所が具体的な犯罪事実によって認定することが当然許されると、実務の慣習を認めた⁶。

自訴の提起権者は犯罪の被害者であるが、法はその提起を弁護士に委任しなければならないとした（第 319 条第 2 項）。これが「必要的弁護士委任制度」という。

そして、自訴の提起について、法には以下の三つの制限が設けられている。

①直系尊属または配偶者に自訴を提起することができない（第 321 条）。通説によれば、この規定は親子や配偶者の関係を考慮し家庭内和平や倫理を維持するためである⁷。そのため、例えば、家庭内で配偶者の暴力を受けた被害者は、刑事特別法に従い保護命令を申請する、あるいは、告訴を提出することができるが、配偶者に対し傷害罪の自訴を提起することはできない。

②親告罪の告訴ができなくなった場合、自訴の提起ができない（第 322 条）。告訴期間を徒過した、あるいは、告訴を提出しその後取消してしまった場合、再度の告訴の提起ができなくなり、自訴の提起もできなくなる。

③「公訴優先原則」に抵触する場合は、自訴の提起ができない。同一案件において、国家の刑罰権の確定する訴追手続の進行は公訴か自訴かのいずれかで行われなければならない、同時進行は許されない。現制度では、検察官が捜査し始めた同一案件について、自訴を提起することができない。これが「公訴優先原則」という。ただし、親告罪の場合、犯罪の直接被害者が自訴を提起する場合は、この原則の限りでない（第 323 条第 1 項）。

また、自訴権者が自訴を提起した場合、事件は捜査段階を経ずに裁判段階に入る。この段階において、自訴人は検察官の公判段階における役割と同様で、犯罪の成立について証明する。検察官が公判期日に行うことができる訴訟行為は、自訴手続において、自訴代理人が行う（第 329 条第 1 項）。これによれば、強制処分権を持っていない自訴人は裁判所に押収、勾留などの強制処分をする請求できる。

裁判所は審理で自訴事件に絶対的不起訴事由・相対的不起訴事由があると判明したとき、その自訴を却下することができる。その際に、条件付緩起訴の一部の条文が準用され、裁判所は被告に遵守事項を命ずることができる⁸（第 326 条第 3 項）。

提起された自訴は、自訴人はそれを取消することができる。自訴人は親告罪について、その第一審の最終弁論手続が終了する前に、自訴を取消することができる（第 325 条第 1 項）。

⁵ 傷害罪など個人法益の罪名ではさほど問題にならないが、国家法益や社会法益に対する犯罪の場合では、往々にして罪名によって結論が異なる。例えば、虚偽告訴により被害を受けた個人は認定される（院 1563 号解釈）が、偽証により被害を受けた者は認定されない（28 年上字第 3321 号判例）。

⁶ 司法院大法官解釈 297 号（1992 年作成）。

⁷ 張麗卿「刑事訴訟法理論與運用」五南圖書出版公司（2007）553 頁、王兆鵬「刑事訴訟法講義」元照出版公司（2008）580 頁、黃朝義「刑事訴訟法（三版）」新學林（2013）609 頁。

⁸ 準用された遵守・履行事項は①被害者に謝罪すること、②悔悟書を提出すること、③被害者の財産的及び非財産的な損害に対し相当額の賠償を支払うこと、④公庫に相当額を支払うこと、の四種類に限られている。

また、裁判所は次の法定事由がある場合、自訴を棄却しなければならない。①自訴の代理人が裁判所の召喚を正当な理由なく応じず、再度の召喚にも応じない場合、裁判所は自訴を棄却しなければならない（第 331 条）。②弁護士を委任せず、補正命令にも応じない場合、裁判所は自訴を棄却しなければならない（第 329 条第 2 項）。

2 再び注目される自訴制度

近年では、刑事訴訟手続における被害者の地位の向上が一大課題として取り上げられ、とりわけ刑事手続における被害者の主体性が問題視されている。

本稿の第二章・第三章で論じたように、台湾では、捜査段階において、犯罪被害者は告訴権者として告訴することができ、検察官の不起訴処分に対し不服がある場合には再議という不服申立てをすることができる。この申立てが却下された場合には、さらに裁判所に交付審判請求をすることができる。公訴段階では、証人として出廷し尋問を受けるほかには、場合によってその心情を陳述する機会が得られる。要件を満たした場合、訴訟資料の閲覧・謄写権が与えられる。この他、被った損害を回復するために、付帯民事訴訟を提起することもできる。しかし、公判段階での被害者陳述は権利としても認められないうえ、裁判所が必要でないまたは適当でないとして判断した場合には、被害者を召喚しない、出頭した被害者を陳述させないこともできる。訴訟資料の閲覧・謄写は告訴の提出と弁護士を委任することが前提とされ、閲覧・謄写目的でやむを得ず付帯民事訴訟を提出するケースも多い。公訴段階での被害者は多様な形態で手続に関与できるようにみえるが、実際は受動的で制限が多い印象である。

このような被害者の刑事手続への関与形態が主体性を欠いていることが問題視されている中で、自訴制度が再び注目された。被害者訴追である「自訴」手続では、被害者は受動的に刑事手続に関与するのみならず、自らが原告となり被告人を訴追し、裁判所に被告人の処罰を求めることができ、訴訟の当事者としての主体性が認められる。公訴段階での検察官の権限は自訴手続では原告である被害者側が行い、当事者として認めらうえ十分な権能も与えている。自訴制度は、昨今の被害者支援という潮流において、ややもすれば台湾の「看板制度」としてあがめられてきた。被害者地位向上の対策として、自訴制度の今後の活用において前向きな見解を示した意見は、例えば、検察官の不起訴処分に対する不服の申立て手続とされる交付審判請求制度を廃止し、その代わり、提起権者の範囲がほぼ同一である自訴制度を適用させるべきとしている⁹。犯罪行為者への訴追・処罰の求めが拒否され、検察官による訴追に対する信頼を失った被害者に、自ら訴追を行う機会を与え、これを検察官の不起訴決定に対する不服申立て制度に設けることによって、告訴権者である被害者が検察官の公訴実行をチェックする機能をより一層働かせられる、という発想であるといえよう。

確かに、訴訟の主体性のみを考慮すれば、十分に被害者の主体性を認める自訴制度に軍配が上がるが、これで被害者の利益に繋がるという考えはやや速断に失する。最大のポイ

⁹ 黄朝義前掲「刑事訴訟法（三版）」628 頁。

ントは、自訴制度の沿革を考査すれば、被害者支援に利するメリットは必ずしも確認できず、制度濫用でもたらされた弊害は司法への信頼を害するおそれもある。そのうえ、「公訴優先原則」や「必要的弁護士委任制度」の導入後、自訴の運営はかなり縮小してしまい、機能面から見ても、自訴制度を被害者支援に有利な制度として運用することにも疑問が残される。以下はこの数点について、さらに分析する。

3 自訴制度の濫用問題と利用数の収斂

前述したとおり、現行自訴制度の源流は中華民国初期の北京政府が制定した刑事訴訟条例に遡ることができる。刑事訴訟条例に導入された被害者訴追制度は限られた親告罪の罪名のみに適用されたが、中国統一後の中華民国国民政府の制定した刑事訴訟法において、その範囲が初級裁判所の所轄する個人法益の罪名とすべての親告罪に拡張された。その後、拡張方向が継続され、1967年の刑事訴訟法の全面改正の際に、すでに罪種や罪名の制限がなくなっていた。しかし、併せて、制度の濫用が問題になっていた。

本稿で何度も言及したが、台湾法では、いわゆる「犯罪被害者」の定義は混乱した様相を呈している。これが自訴濫用のもたらした影響の一つに過ぎない。基本的には被害者は「法益を直接的に侵害された者」と定義されたが、有権解釈は「犯罪が同時に国家社会及び個人の法益を侵害した場合、その被害を受けた個人は自訴を提起することができる」¹⁰としたにもかかわらず、虚偽告訴で被害を受けた個人の自訴提起が認められるのに対し、偽証により被害を受けた者の自訴提起が認められない¹¹ように、明確の基準が存在しない。事案ごとに解釈する実務慣行が認められた結果、錯綜した「犯罪被害者」の定義は自訴制度のみならず、告訴や被害者陳述制度にも影響が及んでいた¹²。実際、拡張した自訴制度に対し、「犯罪被害者」を限定的に解釈し、それをを用いて提起しうる範囲の制限を図り、自訴を抑制することこそ判例や有権解釈の真の目的である。その背景となる運営面の不都合は他ならぬ、自訴制度の濫用である。

自訴制度の濫用問題は、拡張政策の進んだ1967年の刑事訴訟法改正が行われるより前の50年代末期にすでに論者に提起された¹³。自訴濫用のもっとも多い類型は、金銭債権などの紛争を解決するために、債権者が自訴を提起し相手にプレッシャーをかける類型である。犯罪の訴追・処罰を求める目的が必ずしも存在しないにもかかわらず、裁判所が自訴を受理し裁判しなければならないことは司法資源の消耗に繋がる。1967年の改正では、このような濫用が意識され、自訴事件が民事紛争または被告人を威嚇することに利用されると判明したとき、裁判所は自訴人に自訴を取り下げを勧告できる規定が盛り込ま

¹⁰ 院字第1563号解釈。

¹¹ 28年上字第3321号判例。

¹² 自訴（権）人・告訴（権）人・被害者の定義がすべて絡んでいる混乱状況について。黄朝義前掲162頁以下参照。

¹³ 周世泰「論自訴」刑事法雑誌第3巻第4期（1959）6頁以下、同「論自訴（続）」刑事法雑誌第3巻第5期（1959）12頁以下参照。

れた¹⁴。

自訴の濫用は、手続を民事紛争の解決に利用する類型だけでなく、検察官の捜査を妨害する類型もあった。同一の犯罪事件に対する国家の刑罰権が一つしかなく、その存在を確認するための訴追手続は公訴・自訴の同時進行が許されず、どちらかを優先させなければならない。2000年の法改正までに自訴優先原則が採用され、同一案件に対する自訴の提起は「検察官の捜査終結」まで許された。検察官は捜査終結前に自訴の存在を知ったとき、「直ちに捜査を停止し事件を裁判所に移送しなければならない」とされていた（旧第323条第1項・第2項）。事件移送に伴い、検察側にある捜査資料を裁判所に引き渡さなければならない。起訴状一本主義を採らない台湾法では、公訴が提起された場合、事件移送に伴い証拠物や調書など当該事件に関する資料をすべて裁判所に引き渡さなければならない。自訴が優先される場合、自訴の提起は起訴と同様のため、検察官の捜査中止と訴訟資料移送という効果が生じるわけである。それに加え、自訴提起にあたる被害者の適格性の判断は、自訴を提起した者が指摘した犯罪事実に沿って形式的に判断されるため、事件の真相がまだ混沌としている捜査段階で、自訴の提起を利用して、検察官の捜査を中断させることが十分可能であり、場合によって、捜査を妨害することも可能である¹⁵。

この二種類の濫用類型について、裁判所は当該自訴事件に不起訴（絶対的不起訴・相対的不起訴）事由があれば、自訴を却下することができるが、それが無い限り、例えば事件の本質が民事紛争であることが判明されても、裁判所は原告に取り下げを勧告することしかできない。制度の濫用は、低い有罪率と司法資源の消耗に繋がった¹⁶。

そこで、濫用対策として、2000年に「公訴優先原則」が導入され、2003年に「必要的弁護士委任制度」が導入された。公訴優先原則の導入により、検察官が捜査し始めた事件に対する自訴の提起ができなくなった¹⁷。実務慣行に従い、特定の事件に検察署が番号（案号）をつけ、担当検察官を決める時点が捜査開始の時点と思われる（ただし、警察が行う調査は捜査に含まれない）¹⁸。この規定により、自訴の提起数は時間的制限により大幅に圧縮された。また、必要的弁護士委任制度は、自訴の提起について、弁護士を委任したう

¹⁴ 旧第326条第1項「裁判所または受命裁判官は第一回の公判期日前に自訴人または被告人を尋問することができ、証拠の収集や調査ができる。事件は民事事件であること、あるいは、自訴手続は被告人を威嚇することに利用されると判明した場合、自訴人に自訴取り消しの勧告をすることができる」。この規定は改正を経ていまも存続している。

¹⁵ 理論として、検察官の捜査する事件について、自訴の提起権者である被害者が訴追者として提訴する理由はない。しかし、例えば、インサイダー取引の事件では、インサイダー取引の行為者であるか、詐欺による取引の被害者であるか、被疑者になりうる者が同一案件で犯罪の被害者でもあると思われる可能性は、混沌たる状態にある捜査段階でまったく考えられないわけではない。この意味では、被疑者が被害者として自訴を提起し、捜査を妨害することが十分可能である。

¹⁶ 研究者の指摘によれば、旧制度の1998年の公訴有罪率が78.13%に対し、自訴の有罪率はわずか12.55%であった。林鈺雄「刑事訴訟法（下）」（2010）179頁註45。

¹⁷ 親告罪の直接的被害者の自訴提起はこの限りでない（刑事訴訟法第323条第1項但し書き）。

¹⁸ 100台上3654号判決（2011年）参照。

えて初めて許されるという制度である¹⁹。専門家のアドバイスを受け、被害者による訴追が避けられない場合のみに、弁護士を通じて自訴を提起するという慎重な運用が狙いであった。有償である弁護士の委任によって、案件の量的抑制を図ることもポイントであった。

この二つの改正が導入されたことにより、自訴の件数が激減した。統計数字によれば、地方裁判所の新規事件として、公訴優先原則が導入される前年までの5年間の自訴事件は年間6000～8000件で推移しており、自訴が公訴・自訴全事件に占めた割合は平均5.7%である²⁰のに対し、公訴優先原則が導入された以降は3～4%台になり、必要的弁護士代理制度が成立する以降は一気に1%台以下に下がった。そのうえ、年々減少傾向にあった。2009年からの5年間は、その数がいずれも0.2%～0.3%台であり、2013年通年の自訴件数は僅か473件であった²¹。開店休業状態と例えても過言ではないほど、現在の自訴制度の運用はかなり限られていることが分かった。

4 被害者支援と自訴

上述した自訴の制度運用状況を踏まえて、自訴制度を被害者支援の観点から改めて検討してみる。まず、利用件数が少ない現状は、「公訴優先原則」と「必要的弁護士委任制度」という二つの濫用対策が功を奏していると評価してもよいが、自訴提起にあたり弁護士の委任が必要だとすれば、手続を利用することに経済的ハードルを設けることになり、実質的に制度利用の有償化ともいえる。被害者弁護士制度がなく、自訴の代理が原則的に法律扶助の範囲外とされる²²台湾の現状では、濫用防止に繋がった一方で、特に経済的に困窮している被害者の刑事手続へのアクセスが困難になってしまったのではないかと考えられる²³。

近年、公訴段階での被害者地位の低下が問題視され、自訴という独自の制度を、被害者が刑事手続で重視されていることの証左にする意見は、「現行刑事訴訟制度は、被害者訴追制度を採用していない、あるいは、検察官が起訴権限を独占している国と比べ、被害者の訴訟手続に関与する機会及びその幅が不足していないことは明らかである²⁴」と主張した。しかし、現行法の枠内であれば、公訴優先原則の制限で、検察官が捜査し始めた事件に対する自訴が許されないため、事件が重大であればあるほど被害者の意見を反映すべきであるにもかかわらず、検察官の捜査が発動され、被害者が手続に関与する余地がなくなる。自訴制度にある被害者の手続関与は絵に描いた餅に過ぎない。

あるいは、自訴制度の運用拡大を通じて地位向上を図る意見もあるが、実際、自訴手続

¹⁹ 第319条第2項「前項自訴の提起は、これを弁護士に委任しなければならない」。

²⁰ 1995年から1999年の司法院統計数字に基づき筆者が算出した。司法院「九十一年司法統計提要」(2003)八-124頁。

²¹ 2009年から2013年の司法院統計数字に基づき筆者が算出した。司法院「一〇二年司法統計年報」(2014)、九-150頁。

²² 財団法人法律扶助基金会「法律扶助施行範圍辦法」(司法院102年11月11日院台廳司四字第一〇二〇〇二九八三六號函核定)第3条参照

²³ 王兆鵬前掲582頁。

²⁴ 黃朝義「犯罪被害人參與訴訟制度」月旦法学教室第27期(2005)100頁。

においては、検察官と同様に挙証責任を負い、証拠の提出や立証などの法廷活動は、自らがこれを行わなければならない。必要的弁護士代理制度のもとで、被害者側の力になるのはプロの法律家ではあるが、強力な捜査権限を持つ検察官の力には到底及ばず、訴追を全うすることが難しく敗訴しやすい。自訴人は権限がある一方、かなりの負担に耐えられなければならない。また、一度濫用対策で収束した自訴制度を被害者の名で緩和し再度濫用問題を起こしてしまったら、かえって被害者支援の発展の阻害になりかねない。このように、被害者支援の観点から、自訴制度の運用拡大は必ずしも被害者に有利でもないと考えられる。

また、前述した自訴制度を不起訴の不服申立制度に導入する提言は、検察官の作為への監督や被害者の司法への信頼の回復などの目的の面で評価に値するが、そもそも、問題の本質が検察への信頼問題であれば、自訴制度に期待するのではなく、国民の司法への信頼回復のために、被害者の声に傾聴し捜査を始めとする一連の検察官の作為を改善することに努力するのが筋である。

5 小括と今後の課題

自訴制度は、濫用問題を始めとする運用上の問題で存廃論まで議論されてきた²⁵。自訴制度は、二つの対策により濫用問題が事実上解決され存廃論が下火になったが、近年は被害者に関する議論の潮流に乗って再び俎上に載せられた。

自訴制度は、その歴史的要因で存続させる価値があり、被害者の主体性を認める独自の制度として評価する価値もあるため、あえて否定する必要はない。しかし、既に検討したように、被害者支援の観点からすれば、現制度の枠組み内での自訴制度は、すべて被害者に利する制度として捉えることが困難であり、従来からなされてきた自訴制度への過大評価はかえって被害者地位の発展を阻害しかねない²⁶と考えられる。

自訴を極度に制限する立法傾向を「国家訴追主義化」とし、現行制度はもはや徹底的な国家訴追主義を採る国とさほど変わらないという指摘さえある²⁷。そうであれば、今後において、改善すべきなのはやはり圧倒的な割合を占めた通常公訴事件での被害者地位である。このような視点から、公訴段階での被害者参加制度の創設を検討する余地が開かれると思われる。

²⁵ 濫用問題のみならず、例えば、犯罪訴追の権限は検察官がこれを独占すべきであり、私人訴追を受理する司法機関は司法権で国家の行政権を侵害し権利分立を破壊することになるため、憲法違反の恐れがあるという主張もなされた。王兆鵬前掲五七八頁。

²⁶ 類似する見解は、廖其偉「被害者参加訴訟制度—日本法制之創設與台灣、大陸法制之比較」軍法專刊第54卷第1期（2008）49頁を参照。

²⁷ 王容溥「犯罪被害人訴訟参加制度之導入方向——日本訴訟構造考量之啓示」檢察新論第15期（2014）207頁註11。

第二節 被害者参加制度 —台湾における制度導入の初歩的考察—

1 問題の所在

台湾では、この20年間に、刑事訴訟法の諸制度が被告人権利を中心に急速に整備されてきたのに対し、被害者支援の諸制度として、被害者補償制度などが整備されたが、被害者の刑事手続での地位については目立った向上が少ない。近年、台湾社会を震撼させる重大事件が次々と発生し、その中でも、2010年の女子児童への性犯罪事件と2013年の軍人虐待致死事件は、市民による大規模なデモ運動が起こったほど、世の耳目を引いた。運動のそれぞれの矛先は異なるが、刑事手続での犯罪被害者やその遺族の立場の弱さが浮き彫りにされたのが共通点であった。その影響で、被害者の地位を強化しようとする声が上がリ、現行制度に被害者参加制度を新設する議員立法が国会で提出され²⁸、被害者参加制度に消極的な態度を見せてきた司法院も公聴会を開くほど大きな反響を呼んだ²⁹。

これまで検討したように、台湾では、国家訴追主義と被害者訴追主義を併用しており、被害者は自訴手続を利用し、訴訟の当事者として犯罪を訴追することができるが、自訴制度の運用が極めて少ない現状では、発動されるのはほとんど公訴手続である。公訴手続で適用する意見陳述や訴訟記録の閲覧・謄写規定はあるが、被害者は依然として受動的地位にあることが多い。このような背景で、より積極的な被害者の手続関与形態として、公判段階での被害者参加制度の創設は検討するに値すると思われる。本節では、日本の刑事訴訟構造と比較しながら、改正案に対する検討と日本式の被害者参加制度を台湾で生かす可能性について、初歩的な考察をすることとしたい。

2 刑事訴訟法改正案

(1) ドイツ制度を手本にした改正案

前述のとおり、台湾では、被害者参加制度の新設を目的とする刑事訴訟法一部改正案(以下、「改正案」という)が国会に提出された。この改正案はドイツの公訴参加制度を手本にして起草され、犯罪被害者の公訴への参加を認めるうえ、日本の被害者参加制度と比べ、より多くの権利を被害者に与える。具体的には、訴訟資料閲覧複写権、在廷権、意見陳述権に加え、武器平等原則に基づいた証拠調べ請求権が認められ、検察官の同意が条件とされているが、犯罪事実に関する事項にまで証人尋問権や被告人質問権も認められる。さらに、現状では、上訴に関して被害者には、上訴請求権³⁰しか認めていないが、改正案では、

²⁸ 2010年に「犯罪被害人(=被害者)保護法」に犯罪被害者参加制度を新設する法案が提出されたが、廃案となった。2013年に、刑事訴訟法の一部改正として、犯罪被害者参加制度の新設法案が、国会委員呉宜臻ら十人により提出され、2015年3月25日現在、国会の「司法及び法制委員会」にて審査が続いている。

²⁹ 2013年9月13日司法院にて開かれた。

³⁰ 台湾刑事訴訟法第344条第3項「告訴人または被害者が、下級裁判所の判決に対し不

上訴権と再審請求権が認められた。このように、改正案では、被害者にはほぼ検察官と独立した新たな訴訟主体としての地位が付与された。

ドイツ式の公訴参加制度を手本にした制度に賛成する主な意見は以下のように挙げられる。まず、制度面の比較からすれば、日本とドイツの制度で、被告人質問権、証人尋問権、意見陳述権の規定があるという点は一致するが、日本制度では、被害者がその権利を行使するときに検察官経由で裁判所に請求しなければならない方式を採っており、被害者の地位はあくまでも検察官の附属者のような立場にすぎない。ドイツ制度は被害者により多くの権利を与え、量と質の両面から、ドイツ制度は優れている³¹。また、公訴の検察官は被害者の代表ではなく、あくまでも公益代表者であるため、両者の意見が一致しないことがありうる。被害者に独立した証拠調べ請求権や上訴権を与えることによって、検察官と被害者の意見が不一致のときでも救済する余地が残される。これによって、検察官に対する不満が抑えられ、司法に対する信頼の向上に繋がる³²。被害者が独立した地位で公訴に参加することで、検察官の捜査成果を利用できるようになり、これまで被害者が被害者訴追（自訴）を提起する際に伴っていた被害者側の証拠収集の難題をクリアできる。これによって、公訴手続に被害者訴追（自訴）を行うことに近い効果が達成できる。さらに、裁判所にとっては、公判に提出した証拠が多ければ多いほど、より真実を発見し易くなり、独立した被害者がより多くの情報を提供することができることで、真実発見に益するのである³³。

かつて日本では、被害者参加制度を導入する際に、ドイツの公訴参加制度の類似制度を導入すべきという提案が見られたが、さまざまな批判が示された。批判意見の核心は概に日本（当事者主義）とドイツ（職権主義）との訴訟構造の違いをその根拠とした。一方、台湾の制度はいわゆる「改良式当事者主義」を採用しており、日本制度との類似面もあり、改正案のような制度は台湾では適切であるか、日本制度の台湾での運用可能性があるのかは、興味深いところである。問題の答えを探るには、まず台湾刑事訴訟法の変遷を理解しておかなければならない。

（２）いわゆる「改良式当事者主義」と改正案に対する反対意見

1928年に制定された現行台湾刑事訴訟法は、ドイツ刑事訴訟制度の要素を取り入れた日本大正刑事訴訟法に多大な影響を受け、職権主義が台湾の刑事訴訟制度の骨格になり、1967年の全面改正でもこの訴訟構造が踏襲された。しかし、運用上では、検察側が犯罪

服があるときは、理由を備え検察官に上訴することを請求することができる」。理論上は、検察官は被害者の請求に明らかに理由がない限り拒絶することができないが、上訴するか否かは検察官の権限である。

³¹ 「被害者參與刑事訴訟相關法制（一）學術研討會」台湾法学第234期（2013）120頁参照。

³² 前掲「被害者參與刑事訴訟相關法制（一）學術研討會」104、108頁、「被害者參與刑事訴訟相關法制（二）學術研討會」台湾法学第235期（2013）133頁。

³³ 前掲「被害者參與刑事訴訟相關法制（二）學術研討會」122頁。

訴追の原告であるにもかかわらず、起訴をしても挙証責任を果たさず、被告人の有罪証拠は裁判所が職権により調査するという「リレー式刑事手続」が長年存在していた。このような糾問的な運用を是正するために、2002年に、当事者主義の理念を採り入れた改正がなされた。裁判所は原則的に職権で証拠調べをせず、当事者たる検察官が被告人の犯罪事実について、具体的に立証しなければならないという規定³⁴が導入され、職権主義の制度構造を当事者主義に傾斜させる改正であった³⁵。そのほか、交互尋問を着実に実施させる改正や、無罪推定原則を明確化するなどの改正も次々となされた³⁶。

このような法改正により、台湾の刑事訴訟制度はドイツ寄りの職権主義構造から当事者主義の構造へ移行され、ドイツ制度と日本制度を折衷した現行法の構造は「改良式当事者主義」と呼ばれる。名称はともかく、基本的には、日本と同様で、裁判所、検察官、被告人・弁護人で成り立つ三面関係という構図と、刑事訴訟の進行は当事者が主導するという原則は、台湾現行制度でも通用している。

この構造を前提にして、前述した「改正案」に対し、いくつかの反対意見がなされた。まず、刑事訴訟法の改正経緯から、職権主義から脱却し当事者主義を採り入れたことは、公平な裁判所像の樹立と当事者の実質的な対等関係の確立を図り、被告人の人権保障という目的を達成するためであることが明白である。被告人の防御権と訴訟保障や、当事者双方のバランスは、被害者の訴訟当事者として参加する制度を加えることにより崩れる恐れがある³⁷。

また、被害者という概念は不明確であり、不明確な概念で構築した被害者参加制度は無罪推定に反すると批判される。被害者の被害事実は被告人の犯罪事実から切り離すことができず、犯罪事実の有無はまさに公判で確認する対象であり、それが確定されるまでに、被害者が、その被害事実により被害者として認められて手続に関与する地位を与えられる前提は存在しない。にもかかわらず、それを認め公判の早期段階からの被害者参加を容認すると、早い段階から被害者・被告人を対立させることになる。それに加えて、被害者に強力な権限を与えることにより対審構造のバランスが崩れる。理論上、被告人はその犯罪

³⁴ 「裁判所は、真実発見の必要なき職権により証拠を調べなければならない」という旧法第163条の規定に対し、改正後は「裁判所は、真実発見の必要なき職権により証拠を調べることができる。但し、公平正義の維持または被告人の利益に重大な関連のある事項について、裁判所は、職権によりそれを調べなければならない」（現行法第163条第2項）に改められた。また、第161条第1項の「検察官は、被告人の犯罪事実について挙証責任を負う」という文言のあとに「その証明方法を挙げなければならない」と加えた。この二つの条文を合わせて訴訟進行の主導権は裁判所から当事者に移行することになった。

³⁵ 但し、訴因制度と起訴状一本主義は導入されず、従来と同様の運用である。後出（3）参照。

³⁶ 刑事訴訟法第154条「犯罪事実は、これを証拠により認定しなければならない。証拠がなければ犯罪事実を推定することができない」という規定は、従来無罪推定の根拠とされてきたが、2003年の改正で「被告人は審判により有罪が確定されるまで、無罪と推定する」という内容が追加され、無罪推定の明確化を図った。

³⁷ 「立法院公報」第104巻第23期（2015）委員会記録第298頁司法院の代表答申記録。最高司法行政機関の機能を持つ司法院は明確に被害者の主体的地位を認める改正案に対し反対を示した。

事実が確認されるまで無罪と推定されるが、過度に強調された「被害者・加害者(被告人)」という構図が法廷で蔓延し、その結果、被告人の受ける無罪推定が事実上破壊される。その反面、被害者にも被害者参加によって思い込み効果をもたらされ、被告人の無罪判決が言い渡された場合、仮にそもそも起訴に誤りがあっても、被害者が納得行かないという可能性がある。被害者は、被害者のためと称する制度にさらに傷けられる恐れがある³⁸。

さらに、被害者参加によって「被害者・加害者」という構図を表に出すことで、加害者への怨恨や報復感情も法廷に現出する。この報復感情が裁判に影響を与え、被告人により重い量刑がなされる危険性がある。不当な重刑化は刑罰権の適正行使を害することになる。とりわけ、社会に注目された事件に対するマスコミによる過熱した報道がなされた場合、検察・裁判所により大きいプレッシャーがかかり、悪い影響が増幅されるおそれがある³⁹。

この他に、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度を手本にして「観審制度」という台湾版の国民参加制度を推進する司法院は、被害者の参加は観審員に悪影響を与えると主張し、日本の被害者参加及び裁判員裁判両制度と適用範囲が重なり、当初から被害者参加制度のマイナス影響が懸念されることを例として反対意見を示した⁴⁰。

(3) 反対意見に対する反論

前述した反対意見のうち、対審構造の破壊や裁判に混乱を招くなどの問題について、賛成論者は台湾の独自の訴訟構造の理由を論拠にして反論を展開した。

説明しておくが、台湾の刑事訴訟法は2002年の法改正で、その構造が職権主義から当事者主義の方向に変更されたが、改正の手本である日本法から訴因制度と起訴状一本主義を導入することはなく、従来の規定によるものである。すなわち、①公訴提起後に、当該事件の調書や証拠が全部裁判所に移送される（これが「併送主義」と呼ばれる）。原則的に裁判官は事前に訴訟資料を調べた上で公判に臨む。②具体的に犯罪事実を記載する訴因制度と異なり、台湾では、裁判所が審判しうる対象は、被告人とその（抽象的）犯罪事実で成り立つ「案件」のすべてに及び⁴¹、その範囲は公判での事実認定の進捗によって変動することがありうるのみならず、同一の案件と思われる範囲内であれば、裁判所は検察官の引用した罰条を変更することができる⁴²。

上記二点を踏まえて反論が展開された。まず、そもそも、当事者主義の要素を導入しながらも、訴因制度と起訴状一本主義を導入しなかったため、台湾法は職権主義的色彩が強く残され、特に、「併送主義」の下で裁判所が事実解明を主導することは変わらず、検察

³⁸ 前掲「被害者参与刑事訴訟相關法制（二）学術研討会」122～124頁（弁護士代表発言部分）。

³⁹ 周俞宏「初探被害人参加刑事訴訟制度—以日本被害人参加制度為借鏡—」台湾法学第263期（2015）22頁、前掲「被害者参与刑事訴訟相關法制（二）学術研討会」123頁参照。

⁴⁰ 前掲「立法院公報」委員会記録298頁。

⁴¹ 刑事訴訟法第267条「検察官は犯罪事実の一部につき起訴したとき、その効力は全部に及ぶ」。

⁴² 刑事訴訟法第300条。

官、被告人・弁護人という参加者はすべて真実発見の協力者に過ぎない。被害者のどの形態での参加もこの構図を変えない。加えて、台湾の制度では、裁判所が審判する対象は検察官の主張に拘束されず、例えば被害者が検察官の認定した犯罪事実と異なる主張を裁判所に提出しても、裁判所は裁判所が認定した範囲内で審判を行うため、訴因設定権など当事者のみに与える権限から生じる問題は発生しえない⁴³。

また、裁判官は起訴とともに送られた一件記録を閲したうえで公判に臨む。そのメリットは、事前に事件の内容をある程度把握することによって、効率で有効な訴訟指揮が可能になったことである。手続に参加する被害者の請求にも、事件内容に対する理解に基づき、適切な判断をすることができ、被害者参加がもたらす争点の複雑化や法廷秩序の混乱を最小限に抑えることができる。この特殊な構造があるからこそ、台湾は被害者参加制度を導入できる体質が備わっているわけである⁴⁴。

3 被害者参加制度導入についての私見

前節で検討したとおり、被害者訴追（自訴）の運用がかなり縮小した台湾現制度では、起訴事件は公訴がほとんどであり、公訴段階での被害者地位の改善の視点から、被害者参加制度の創設を検討する余地が開かれていると思われる。以下はこの立場から、前掲した反対見解への反論と、賛成見解による反論の一部再反論を行いたい。

まず、被害者に関与する地位を与える問題と無罪推定に関しては、無罪推定の規定と照らし合わせると、検察官の挙証責任は被害者が何らかの方式で手続に参加することによって減じたわけではなく、検察官が挙証責任を果たせないときは被告人を無罪とする原理は変わらないことから、理論上、無罪推定に反することはない。しかし、確かに、被害者は刑事手続による事実認定が確定されるまで被害者であるとは断言できず、被害者に地位を与える前提が不確定であることは否定し難い。この点で、日本での議論は妥当であると考えられる。すなわち、被告人の有罪判決が確定するまで刑事手続に登場する被害者は、その時点における証拠等に照らして被害者と想定される者でしかなく、手続的に公訴事実中で被害者とされた者に過ぎず、実体的に被告人が有罪であることを前提とするものではなく、被害者の手続参加と無罪の推定の原則とは何ら矛盾するものではない⁴⁵。公訴独占主義を採る日本の刑事訴訟での被害者参加制度は、裁判所、検察官、被告人・弁護人という三角構造との整合性を保つために、手続の当事者ではなく事件の当事者であるという前提で、特別な地位を被害者に付与しその参加を認めた。それに対し、台湾法は制定当初から被害者訴追（自訴）と国家訴追の併存制を採用しており、被害者が暫定的でありながらも訴追者として登場することについては、さほど抵抗がない（自訴の提起権者たる被害者の適格性は提起した者の指摘した犯罪事実によって形式的に認定するため）。関与形態について議論する余地があっても、公訴手続への被害者参加自体について受け入れやすいと思われ

⁴³ 王容溥前掲 221 頁。

⁴⁴ 王容溥前掲 220 頁。

⁴⁵ 川出敏裕「犯罪被害者の刑事手続への参加」ジュリストNo. 1302（2005）41 頁。

る。別の側面から観れば、現制度の枠組みが維持される限り、被害者地位の不確定性を論拠にして被害者が「被害者として」刑事手続に登場しうることを否定することが難しいと思われる。

前述したドイツ式の被害者参加制度の導入の賛成意見は、真実発見に支配的主導地位を有する裁判所の存在を前提としている。しかし、この論点を台湾刑事訴訟制度の変化の軌跡や、昨今の改革の動向と照らし合わせると、疑問点が浮かび上がってくる。「裁判所の職権調査」に関する規定は2002年の改正で、裁判所は真実発見のために原則的に職権で証拠を調べなければならないという職権発動の根拠が外された結果、裁判所は例外の状況のみにおいて職権で発動することになる（刑事訴訟法第163条、前出註34参照）。「公平正義の維持」または「被告人の利益に重大な関連のある事項」という二つの例外は、従来、後者は被告人の利益事項と解釈されるのに対し、前者は法律精神や立法目的、あるいは社会情勢に照らして刑事訴訟の目的に合う事項を指し被告人の不利益事項も含めると解釈されてきたが、2012年に最高法院（最高裁判所）は内部決議で新たな解釈を採った。この決議は、被告人に不利益な事項の立証は検察官の責務であると改めて強調し、「公平正義の維持」は被告人の利益かつ公平正義にかかわる事項に限定すると説明した⁴⁶。決議について異論を唱える余地はあるが⁴⁷、今後は裁判所が証拠調べを職権で発動すべき状況がより一層減少し、その主導性がさらに後退するであろう。訴訟資料の「併送主義」規定が残されているものの、証拠調べの職権発動は被告人の利益のためのみに認められるという規定と合わせて見れば、この規定は、当事者の防御格差を補うための職権発動の裁判所の準備と、訴訟指揮を円滑にするための準備、という面で理解すべきと考える。そうであれば、一連の改正・解釈全体の脈絡から見れば、裁判所主導から当事者主導に移行する傾向が読み取れる。被害者参加制度を導入する際に、制度の設計面では、その刑事訴訟構造の変化を考慮すべきである⁴⁸。

そして、手続に参加する被害者にもたらす思い込み効果で、被告人の無罪判決が言い渡された場合に被害者がより傷つけられるという論調があったが、これは被害者参加制度による問題ではないと考える。犯罪事件を捜査し証拠を固め、公訴を提起して犯罪事実を立証するのが検察官の責任であり、それを全うすることができなければ、被告人の利益にするのは当然な帰結である。検察官が敗訴するときの被害者の失望感は被害者参加制度にか

⁴⁶ 最高法院101年度第2次刑事庭會議決議。最高法院の決議はすべての裁判所の見解をまとめる事実上の効果がある。

⁴⁷ 反対する見解は、法改正当時の立法資料と解釈の原理から、この決議は解釈の域を超えて法律の内実を変更した可能性を孕んでおり、立法権を侵害し権力分立原則に反し憲法違反の疑いがあるとの批判がある。立法当時は「公平正義の維持」文言は被告人の利益事項を十分にカバーできないという理由で、議事の末に「被告人の利益に重大な関連のある事項」という文言が加えられた。そのため、前者はもっぱら被告人の利益を指すことではなく、最高法院の決議はもはや解釈ではなく、法の意味を変更してしまう恐れがある。蔡璧玉「法官的職権調査 vs. 公平法院—評最高法院101年度第2次刑事庭會議決議」檢察新論第12期（2012）164頁以下。

⁴⁸ ドイツ法のような職権主義ベースの被害者参加制度を導入することは、現在の改革方向性にそぐわないという見解がある。周俞宏前掲20頁。

かわらず存在する。被害者は参加でより大きいな期待感を持つようになることは想像できるが、この場合こそ、検察官のより慎重な捜査と起訴、被害者とのコミュニケーションの改善が求められる。

また、一般国民が刑事裁判に関与する制度では、参加する国民は素人のため、職業裁判官の判断と比べ、影響を受けやすいことは否認し難い。しかし、その影響がどれほど裁判の結果に反映されるのかは、国民参加（観審）制度で、観審員（裁判員）にどのような権限を与えるかによって大きく変わる⁴⁹。そのうえ、現時点では台湾では裁判員制度がなく、もし二つの制度を導入することを前提とすれば、国民参加制度での被害者参加制度のもたらす影響に対するしかるべき防止策を講ずるべきであり、これを被害者参加制度への反対理由にすべきではないと考えられる。

4 日本制度を導入する可能性

前述のように、被害者に特別な地位を与える根拠や無罪推定原則違反と言った日本法でも提起された問題は、台湾現制度の（特殊な）枠組みにおいては、問題が少ないと言える。一方、従来の職権主義をベースにする台湾の刑事訴訟制度は、一連の改正で、当事者主義をベースにする構造へと変貌しつつある。この前提のもとで、導入する被害者参加制度のあるべき姿が問われている。

ドイツの制度を手本にした台湾の「改正案」は、閲覧権、通知を受ける権利、在廷権、意見陳述権、証拠調べ請求権、証人尋問権、被告人質問権、上訴・再審請求権を被害者に与え、しかも、殆どの権利の行使は検察官と独立して行使することができる。それに対し、日本制度では（その他権利の内実に多少違いがあるうえ）、証拠調べ請求権、上訴・再審請求権が認められない。権利の数の単純比較は適切ではないが、多くの権利を与える改正案は確かに魅力的であるが、被害者参加制度の導入に賛成するものの、台湾の現状を考慮すれば、すべて適切とは言えない。

台湾の訴訟構造では、多少検察官の主張からはみ出した主張があっても裁判対象の面からは問題がないが、例えば、被害者の立証活動が別個に加わった場合、それによる審理の複雑化のリスクが高まり、裁判所の介入・コントロールが必要になる。裁判所が事前に事実関係を把握していれば、訴訟関係人に対するブレーキをかけやすい⁵⁰。しかし、前掲した改革の経緯と、司法改革を主導する司法院が起訴状一本主義制度の導入を検討し続けていることから、改正案の構造では訴訟追行をリードする裁判所の存在が前提となるが、近い将来、裁判所の強いコントロールが期待できなくなる可能性が全くないわけではない。

⁴⁹ 司法院の提出した「人民観審試行条例草案」によれば、参加する観審員は事実認定、法律適用と量刑について意見を提出する（第56条）が、裁判所による事実認定、法律適用と量刑は合議制法廷で評議し、観審員の意見に拘束されない（第59条）。終局的に職業裁判官が判断を行うことから、観審員の受けた影響が判決に反映されることが比較的少ないと言える。

⁵⁰ 堀川慎司「刑事手続上の被害者関連施策について——刑事裁判への「直接関与」の制度を中心に」法律時報79巻5号（2007）78頁。

改正案のままにすれば、実際の運営効果は予想されるから外れる危険性がある。また、被害者参加の運用にかかわらず、公訴において検察官が公益代表者として犯罪を訴追することは変わらず、被害者参加制度での被害者権利の面だけを重視し、検察官との協力関係を軽く見る制度の導入は必ずしも有益ではない。被害者をはじめとする国民の刑事司法に対する信頼の回復を被害者参加制度の効果として期待すれば、検察官の意識転換が必要であることは勿論、検察官と被害者の着実なコミュニケーションも重要である。

日本の被害者参加制度において、すべての訴訟活動は、検察官に対して申出を行い、検察官が意見を付して裁判所に通知し、裁判所が相当と認めれば、申出をした者が行うことができることとされている。検察官と相談したうえで行うというパターンは日本制度の特徴と言える。このパターンに対する懐疑的意見が示されている⁵¹が、上記の現状を踏まえて、むしろこれが日本制度を導入する最大なメリットである。また、日本の被害者参加制度は、事件の当事者として特別な地位を被害者に与えるという控えめな形を採っている。このような形は改良式当事者主義構造を採る台湾でも通用でき、日本制度をベースにする制度作りは可能である。もっとも、構造上、日本と比べより職権主義的な色彩を帯びる台湾制度では、これを考慮して多少の加味も考えられる。例えば、証拠調べ請求権などの権限を付与する可能性が残されている。しかし、そうであれば、被害者の見解が検察官とあまりにも食い違う場合、審理の複雑化や混乱を招くという憂いが全くないとは言えない。検察官とのコミュニケーション、裁判所の許可、そして、裁判所の指揮という三つのクッションを置き、被害者参加の円滑な運用を可能にする日本制度の考え方は非常に参考に値すると考えられる⁵²。

本稿は論題射程範囲の制限で、被害者参加制度の理論的深層検討に立ち入りをせず、政策的視点から諸制度の枠組みを概観しつつ、台湾における被害者参加制度の導入について初步的の検討をした。上記の検討で、日本の被害者参加制度は台湾の刑事訴訟構造への高い親和性を有していることが分かった。今後は、台湾の被害者参加制度の創設のため、さらに深い議論が必要であり、その際、日本制度を参考にする価値はあろう。

⁵¹ 王容溥前掲 219 頁。当論文の作者は日本の被害者参加制度は検察官主導という枠組みにおいて、真実発見にどれほど寄与できるかについて懐疑的見解を示した。しかし、本稿はこの見解に以下の疑問が残されていると考える。まず、①真実発見を被害者の刑事手続への参加の目的にすべきかについては疑問であり、真実発見に寄与することはあくまでも被害者参加制度の副次的メリットの一つである。②日本の被害者参加制度を真実発見のための制度として捉えれば、制度の趣旨に反するため妥当性を欠いている。日本の制度を真実発見の観点で検討しても、寄与しえない帰結しか出てこないの、これを非とすべきではない。

⁵² この点、改正案の作成に携わる台湾犯罪被害人人権協会も日本式制度を中心とする仕組みに賛成している。前掲「立法院公報」委員会記録 312 頁。

第五章 司法取引と犯罪被害者

第一節 問題提起と概念の確認

日本では、「司法取引」又はその要素を含めた制度の導入の是非について長年にわたり議論されてきた。2011年、法務大臣からの諮問第九二号¹が行われ、これを受け法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会が設置された。三年間の議論を経て、刑事司法制度全般にわたる改革提言を盛り込んだ「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」が採択され、法制審議会はこれをそのまま採択して法務大臣に答申した。このなか、「捜査・公判協力型協議・合意」と「刑事免責」と呼ばれる制度の導入について、前向きな結論が注目を集めた。そして、同（2015）年8月7日、「司法取引」の導入を盛り込んだ刑事司法改革関連法案は第百八十九回国会に審議され衆議院で可決された。同年11月現在、法案は参議院での審理を経て成立する見通しである。

司法取引は台湾でも多く運用されている。台湾は司法改革以来、海外制度を積極的に導入し、司法取引及びその要素を含めた制度は、新たな特別法の制度や刑事訴訟法の新制度として、あるいは、既存制度と組み合わせることで次々と導入された。それらの導入時期を時系列で整理すると、捜査中の取引（1997年）、証人保護法における刑の減免・不起訴制度（2000年）、協商手続と呼ばれる裁判中の取引（2004年）という順になる。

司法取引の導入にあたって、関係のない人が冤罪に巻き込まれるなどのことを始め、導入のもたらす影響に学説や世論の焦点の集中しているところであるが、本稿は論題の射程範囲の制限で、この問題や司法取引の刑事訴訟理論での問題などについては深く論じない。本章では、まだ議論の少ない司法取引やその類似する制度における犯罪被害者の地位という側面に目を向け、台湾の制度を中心に、検討と若干のコメントを加えることを試みたい。それに伴う制度の紹介が欠かせないため、以下は検討範囲とその前提となる用語の確認を行っておく。

日本の通説では「司法取引」という概念の中に、二種類のものが存在している²。その一つは、被疑者または被告人が自己の犯罪を認めることと引換に、不起訴または軽減した求刑などの恩典を付与するという類型、つまり、いわゆる自己負罪型の司法取引である。もう一つは、他人の犯罪に関する供述を行うことを条件として、供述者自身の犯罪の訴追について、その者に有利な取扱いをする、いわゆる捜査協力型という類型である。これに対し、前掲した台湾の制度の中で、証人保護法における刑の減免・不起訴制度はどちらかというところ後者にあたるが、その他協議と呼ばれる手続は取引の要素が含まれても、必ずしもこの二種類に当て嵌めることができるわけではない。それにもかかわらず、前掲の諸制

¹ 平成23年5月18日付諮問第92号「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。

² 宇川春彦「司法取引を考える（1）」判例時報1583号（1997）40頁。

度は台湾では司法取引として認識されてきた。

そもそも、台湾では、学説ないし立法理由において、日本でいう司法取引の概念に近接する「認罪協商」という名詞がよく使われているが、これについての明白な定義が必ずしも存在しない。この言葉を直訳すれば「罪状認否及び協議」になるが、実際、アレイメント及び広義的司法取引を包括的に指すことが多く、場面により概念のズレがありうる。例えば、全国司法改革会議で確立された「認罪協商」制度を導入する方針により追加された刑事訴訟法第七編の一は量刑についての取引がその主な内容とされているが、章名は「協商程序」と名付けられ、台湾の学説ではこれを「裁判中の協議（審判中協商）」と呼ぶことも多い。「協商程序」を直訳すれば協議手続になるが、一部の日本語文献では司法取引と訳すこともある³。このように、用語が厳密的に区別されていない状況が存在しており、名称の邦語訳も日本で通用する意味とズレがありうることを念頭に置かなければならない。

また、台湾の司法取引及びその要素を含めた制度は、その導入の理由は日本と一致していない。取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策として検討されてきた日本の司法取引制度に対し、台湾の司法取引及びその類似する諸制度において、証人保護法における刑の減免・不起訴制度は犯罪訴追を容易にするための手段として導入されたが、その他の制度は、訴訟制度の変革や訴訟負担の増大に伴う訴訟資源の合理化が、その導入の大きい要因である。

それらの制度のほか、国家機関側と被疑者・被告人側との間に行われる合意・取引など「司法取引的な」要素が含まれていると思われる制度（もしくは、実務で取引的な運用がなされている制度）について言えば、捜査最終段階に検察官が運用する「相対的不起訴（職権による不起訴）」制度と、「緩起訴」制度が導入される以降に多く使われる「条件付緩起訴」は、その代表である。本稿の第二章第二節で緩起訴制度を概括的に検討したが、以下は、①条件付緩起訴を司法取引の視点から追加検討して、さらに、以上の確認を踏まえながら、②証人保護法における刑の減免・不起訴制度、③捜査中の取引、④裁判中の取引という順序で諸制度に対する検討を行う。

第二節 条件付緩起訴の取引的運用について

日本では、起訴便宜主義に基づき、広範な検察官の起訴裁量権を認めてきた。検察官が弁護人に対し、被害者の示談が成立すれば起訴猶予してあげるということを暗示するケースは、しばしば起訴猶予制度が司法取引的な要素を有する制度の例として挙げられる⁴。

³ 例えば、鈴木一義「台湾における司法取引（一）」法学新報（中央大学）第28巻第11・12号（2012）、同「台湾における司法取引（二）」法学新報（中央大学）第29巻第1・2号（2012）はそうである。

⁴ 例えば、加藤克佳「日本の刑事裁判と合意手続」刑事法ジャーナルNo.22（2010）六頁。同「刑事手続における協議・合意—主にドイツ法を手がかりとして—」曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕所収成文堂（2014）391頁。「取引」の実務での

確かに、別の側面から理解すれば、示談などを単なる「犯罪後の状況」の一種として行為者の特別予防の参考材料に片づける考え方も可能であり、こう理解すれば起訴猶予制度は司法取引を検討するにあたり対象にならないはずであるが、プロセスの参与者の間に取引的要素が生じうることは否定しづらいであろう。

台湾では、このような取引的要素も生じうる。台湾の刑事訴訟法は、もとより起訴法定主義を取っており、検察官の裁量権は比較的制限されていたものの、嫌疑のある事件でありながらも、検察官はその職権により起訴しないことができるという処分類型（相対的不起訴）が認められた。この類型の機能の大半は後の緩起訴制度に吸収された。緩起訴制度では、被疑者の犯した罪名の法定刑が死刑、無期懲役又は最低三年以上の有期懲役以外の場合、検察官は被疑者の特別予防と公共利益を斟酌し、事件を緩起訴処分に付することができる。この場合、一年以上三年以下の猶予期間を指定する以外に、遵守・履行事項を条件として付加し、被疑者に命ずることもできる。日本法と異なり、台湾法では、検察官の不起訴処分に実質的確定力が付与される。新事実・新証拠の発見や再審事由並みの事由がなければ、検察官は再び同一事件を起訴することができない。緩起訴の場合、その猶予期間中は処分の効力が未定であるが、取消し事由のないままに期間が経過すれば、不起訴処分と同様の効力を有することになる。被疑者にとっては、不起訴処分、または期間満了に伴い効力が確定された緩起訴処分を得られれば、同一事件で再び訴追されることのない、無罪判決に匹敵する利益を得られるのである。起訴裁量権がかなり制限された旧制においても、上記のような強力な法的効果を背景に、検察官が被疑者に対し、相対的不起訴を取引的に運用した可能性もあることは想像しがたいものではない。この状況は、起訴裁量権の拡大に繋がる緩起訴制度の導入後には一層顕著になったといえる。

緩起訴処分と同時に付けられる「条件」について、条文の文言は「(検察官が被疑者に)命ずる」という形で定められているが、被疑者に損害賠償や公庫に寄付するなど金銭的負担を命ずるとき、あるいは、人身自由の制限につながる治療措置を命ずるときに、被疑者の同意が必要とされており、その上、同意が必要とされないその他の条件を提示しようとする場合、検察官は一方的な命令を用いるのではなく、被疑者と条件について合意する可能性は十分ありえる。のみならず、処分の形成は検察官に専属する権限であるが、被疑者側が自分に有利な処分を得るために、自ら承諾できる遵守・履行事項やその範囲を提示し緩起訴に付してもらおうと検察官にリクエストすること、あるいは、弁護人が被疑者に有利な取扱いを求めるために検察官に働きかけをすることも十分考えられる。

もともと、恩典を与えることを被疑者の協力と引き換えるという意味での司法取引と比較すれば、条件付緩起訴制度では、国側は処分によって、犯罪訴追上のなんらかの利益を得られるわけではない。確かに、この制度では被疑者（加害者）の特別予防が考慮されるが、そもそも、「条件付」という制度設計自体には、起訴せずに事件をドロップアウトさせるために、検察官は裁量権を運用する際に、被疑者・弁護人との合意を視野に入れる可能性を孕んでおり、取引的な要素が生じうることは避けられないと思われる。取引を経てか

実状については、「特集・刑事弁護の中の取引」季刊刑事弁護No.39（2004）20頁以下の諸論稿に散見する。

ら緩起訴に付することは、事実的な司法取引の一つとして、すでに捜査の場面で大量に運用されていると言われる⁵。

このような取引的な（条件付）緩起訴制度において、犯罪被害者の直接的な関与はないが、検察官と被疑者側との合意の形成に、被害者は重要な役割を果たしている。検察官が処分をする際に斟酌すべき事項に「行為者の被害者との関係」または「(行為者の) 犯罪後の態度」という事項があり、被害者との示談や被疑者が示した和解の誠意などの事情が考慮される。そして、条文に定めた緩起訴の条件も事実上、取引の事項になりうる。例えば、検察官は被害者に謝罪や賠償、または被害者の安全保護に必要な命令などの事項を被疑者に命令しようとする際に、被疑者とその具体的内容について話し合うことが不可欠であり、被害者の事情も考慮しなければならない。このような運用を、被害者の損失の早期回復に寄与すると評価することもある⁶。

現実では、検察官の被害者への配慮はいまだに消極的に見えるが、立法趣旨で掲げる制度目的の一つである「被害者の損害回復（補填）」は、条件付与によって実現するのである以上、例え処分の形成過程に取引的な要素が生じても、運用全体が制度目的の達成に益するのであれば、これを否定する必要はないと考えられる。

第三節 捜査協力型刑の減免・不起訴制度

1 証人保護法における刑の減免・不起訴制度

衆議院が可決した刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（衆議院第一八九回閣第四二号、以下本章では「刑事訴訟法一部改正案」という）において、司法取引に関わる事項として、「捜査・公判協力型協議・合意制度」と「刑事免責制度」の制度が盛り込まれている⁷。前者の「捜査・公判協力型協議・合意制度」とは、被疑者・被告人が一定の犯罪（財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪）に関する他人の犯罪事実について知識を有すると認められた場合、それを明らかにするために、不起訴処分、特定の求刑などの便宜と引き換えに、被疑者・被告人がその事実を供述することに合意する手続である。「刑事免責制度」とは、裁判所は証人に対し、その証言を証人に不利益な証拠としない代わりに証言拒否権を認めないという条件で証言させる制度である⁸。

台湾では、上記制度に類似する制度は、刑事訴訟法とは別に、特別法「証人保護法」の制度として存在している。この法律は、組織化・隠密化が進んでいる犯罪、特に制定当時

⁵ 王皇玉「刑罰與社會規訓」元照出版公司（2009）73頁。

⁶ 同前註。

⁷ 刑事免責制度は刑事訴訟法に第157条の2と第157条の3を挿入する形で新設され、捜査・公判協力型協議・合意制度は第二編に「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」という新しい章を挿入する形で新設される。

⁸ 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」3～4頁。

(2000年)の政治と暴力団関係と金が絡む犯罪が横行するという背景では、証人があるにもかかわらず、身の安全への危害を恐れて証言をせず、訴追の機会を逃してしまうということを鑑み、証人の安全保護と犯罪訴追を容易にすることを目的にして制定された⁹。そのため、その第二条に、同法の対象犯罪は、財政経済、選挙、銃刀、薬物、営業秘密に関する犯罪を中心に指定されている¹⁰（以下「指定犯罪」と略称する）。制度は、供述者自身が捜査される指定犯罪にあたる案件の正犯または共犯であるか否かによって、さらに以下の二類型に分かれている¹¹。

第一類型は、指定犯罪の正犯・共犯にあたる供述者の刑の減軽・免除規定である（同法第一四条第一項）。この類型は、①供述者は検察官が捜査している指定犯罪の正犯・共犯に限る。②取引（合意）は、供述者と検察官との間で行われる。③取引内容は、供述によって検察官が同事件の他の正犯・共犯を訴追できたことを条件にして、供述者の犯罪の刑が軽減または免除されること。④約束する供述内容は、その案件の重要事実、又は同事件の他の正犯・共犯の犯罪事実である。という制度である。

つまり、法は一定の重大犯罪を対象犯罪として想定する以上、対象犯罪の正犯・共犯と思われる者は、供述によって起訴を免れることはできないが、他人の犯罪事実を供述させるには、その心理的負担を軽減させる必要があり、刑の軽減・免除という恩恵を与えるのである。例えば、A、Bと共同して大麻を運搬したCが逮捕され、捜査中に刑罰の軽減を念頭にして検察官と合意をし、検察官はCの供述をもとに、AとBを逮捕・起訴したケースは、この類型にあたる。警察段階を含む捜査段階において、このような供述者との合意（＝検察官の同意）があれば、裁判所はその刑を軽減または免除しなければならないが、軽減・免除のどちらにするか、あるいは、軽減の度合いについて、検察官の具体的な求刑があっても、裁判所はそれに拘束されず最終的判断を行う¹²。

第二類型は、第一類型にいう正犯・共犯でない者の不起訴規定である（同法第一四条第二項）。この類型では、①供述者は第一四条第一項にいう正犯又は共犯に当たらない者で、②検察官と取引・合意を行い、③取引内容は、その供述で検察官が指定犯罪に関わる者を訴追できることと引き換えに、供述者の犯罪が起訴されないことを約束することである。

⁹ 証人保護法第一条立法目的参照。陳文琪「証人保護法簡介」全国律師2001年3月号(2001)50頁。

¹⁰ 証人保護法第2条に列挙された対象犯罪が多く、刑の軽重を基準にした「最低法定刑が三年以上有期懲役の罪」（第1号）以外に、第二から第一五号は種類別で大まかに以下のように分類できる。①内乱外患の罪、②収賄汚職犯罪、③選挙公正を害する犯罪、④薬物関連犯罪、⑤人身売買・売春に関する犯罪、⑥金融経済犯罪、⑦銃刀法犯罪、⑧暴力団・反社会的組織に関する犯罪、⑨営業秘密に関する犯罪。

¹¹ 証人保護法第14条は、自身が正犯や共犯にあたる者や訴追される恐れのある者に対し、他人の犯罪事実について供述する意欲を促進する規定のため、その特徴で「汚点証人条項」または「寝返り条項」という俗称もある。また、組織的犯罪を含む犯罪の訴追処罰を重視する法の立法目的と、一部の共犯者が他共犯者の犯罪を供述するという類似点から、ドイツ制度の用語を用いて、後掲の第一類型を王冠証人と呼ぶ説もある。林鈺雄「刑事訴訟法（下冊）」元照出版公司（2010）74頁。

¹² 林錦村「証人窩裡反及刑事豁免」全国律師2000年11月号（2000）59頁。洪宜和「窩裡反証人法制之觀察與比較」軍法專刊第15卷第3期（2004）34頁。

また、供述の内容は自身の犯罪と関連性を持たなければならない、法には、④犯罪の前関与者・後関与者又は関連する犯罪組織についての供述と規定されている。但し、⑤証言した他人の犯罪が自身の犯罪より重大である、もしくは、法定刑が重い、それに加えて、⑥供述によって検察官が指定犯罪の犯罪者を訴追できた場合のみに、恩典（不起訴）が受けられる。例えば、覚せい剤自己使用で逮捕されたDが、捜査中にDに覚せい剤を販売した販売者Eを供述し、検察官はこれを根拠にしてEを逮捕・起訴したケースは、これに当たる（Eは前関与者にあたり、販売の法定刑が自己使用より重い）。

法は恩典の内容を不起訴処分に限定したため、この規定自体は検察官の相対的不起訴（職権による不起訴）の特別類型の一種にあたり、起訴法定主義の例外になっている。検察官が供述者と取引する際に斟酌すべき事項について、以下の事項が例示された。①供述者の犯罪内容の軽重、②被害者の受けた損害、③重大犯罪が社会治安を害することを防止する重要性、及び、④公共利益、という四つである。証人保護法では検察官はその同意に拘束されるという内容が設けられておらず、合意があったにもかかわらず、検察官が供述者を起訴しても違法ではない。しかし、それが制度目的の達成の支障になりかねないため、2014年の改正で、検察官が合意に違反し、供述者を起訴したときは、裁判所は「その刑を軽減又は免除することができる」という内容が追加された（第14条第3項）。

上記の証人保護法での刑の減免・不起訴処分制度の共通点を言えば、両類型とも証人の供述を確保し、犯罪捜査を容易にする制度である。供述者との間で行われる取引においては、供述者の犯罪を究明することよりも、他者の重大犯罪の究明という目的が優先される。どちらかという、捜査協力型の制度である。この二つの制度を、今回の日本刑訴法改正案に盛り込まれた捜査・公判協力型協議・合意制度や刑事免責制度と比較すれば、捜査協力という点は類似するが、日台制度の目的や内容、ないし法律効果の面でも相当な差異がある¹³。

¹³ 特徴的相違点は以下の数点が挙げられる。①台湾制度は犯罪訴追のための証言確保を目的としているのに対し、日本制度（衆議院第189回閣第42号を指し、以下同じ）でも犯罪の訴追が重要視されているが、制度創設は取調べへの過度の依存から脱却するために証拠収集手段を多様化するためであった。②台湾制度は供述者が捜査される指定犯罪にあたる案件の正犯または共犯であるか否かによって、刑の減輕・免除や不起訴という恩典を与えるのに対し、日本制度は取引の対象者は被疑者・被告人、あるいは証人かによって、適用する制度が分かれている。③日本の制度は捜査と公判中に適用すると想定されるのに対し、台湾の制度はいずれも主に捜査段階のみに限られている。④日本の刑事免責制度は証人の供述を証拠としないことと引き換えに証言拒否権を認めないという訴訟法上の効果が生じるが、台湾法は、検察官の不起訴処分以外に、このような訴訟法上の効果がなく、刑の減輕・免除という実体法上の効果が生じる。⑤日本の制度では、被疑者・被告人の証拠収集への協力は供述以外に、証拠の提出その他の必要な協力をすることも協力行為の一つとされている（草案第350条の2第1項）。これに対し、台湾の制度は供述のみに限られている。⑥日本の制度では、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意が行われる際に、弁護人の同意が必要とされ、被告人・被疑者の保障の観点からは、この点は台湾制度より優れている。⑦台湾制度は国側の具体的な訴追利益を得たこと（訴追ができたこと）が要件とされており、日本制度より訴追の効果を強調している。

2 犯罪被害者との関係

上記台湾の証人保護法における司法取引制度と、日本の刑事訴訟法一部改正案における司法取引制度を、①被害者への配慮、②被害者にもたらすメリット、③過大減刑への懸念という三つの側面から、犯罪被害者との関係について若干のコメントを加えたい。

まず、台湾や日本の制度は、いずれもその取引や合意は検察官と被疑者・被告人、あるいは、供述により訴追されるおそれのある証人との間で行われ、犯罪被害者との関係は少ないように思われる。とりわけ日本の捜査・公判協力型協議・合意制度は、その適用範囲が財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪を始めとした一定の犯罪¹⁴に限られているため、重大な身体犯などの犯罪による被害者の存在はそもそも少ない。それに対し、証人保護法における司法取引は、「最低法定刑が三年以上の有期懲役の罪」（同法第2条第1項第1号）も適用範囲内のため、強制性交（強姦）罪、殺人罪、強盗罪などの重大犯罪がこれに含まれている。証人保護法の目的は犯罪の訴追と証言の確保にあり、被害者やその遺族の処罰感情と一致するはずであるが、取引の対象者は当該犯罪の正犯や共犯でありうるうえ、検察官は不透明なイメージを帯びている司法取引を発動する際に、不用意に被害者の感情を害するおそれも孕んでいる。そのため、司法取引の発動について被害者に説明して理解してもらうなどの検察官による適切な配慮が望ましいと考えられる。

台湾の証人保護法での刑の減免・不起訴制度は犯罪の訴追が目的とされ、日本の刑事訴訟法改正案における司法取引制度は証拠収集が目的であるが、これも犯罪訴追に有利な制度といえよう。台湾法も日本法も、特に訴追の困難度の高い犯罪を主な制度の適用場面にし、例えば、組織的詐欺グループによる犯罪を訴追する場面では、制度の出番がある。組織的犯罪の特徴は隠密性が高く、被疑者所在が不明、あるいは、犯罪所得の行方が不明ということがありうる。司法取引を道具にして、犯罪事実を解明すれば、犯人の逮捕や犯罪所得を取り戻す可能性を高めることが期待され、被害者は犯罪の訴追によって副次的に、処罰感情の満足や損失回復などの利益を得られると考えられる。

但し、被害者から見ると、犯罪訴追に貢献したことを理由にして供述者の刑の減免などを認めるのは、過大な軽減となりうるのではないかという問題がある。台湾法の場合、第一類型（供述者自身が正犯・共犯にあたる）の場合、その法的効果は「刑の軽減または免除」ではあるが、具体的な判断は裁判官に委ねられる。公判中での被害者には意見陳述の機会が与えられ、供述者の刑についての被害者の意見は裁判官の判断材料になりうるため、過大な減刑になる懸念は軽減される。また、前述第二類型では、検察官は供述者を不起訴に付することができるが、検察官が供述者と取引する際に、被害者が受けた損害を含めて考慮したうえで同意すべきであり、それに加え、この類型の狙いは「小魚を免責して大魚を釣る」のため、手段と目的のバランスから見れば、過大な減免となる懸念も少ないと考えられる。それに対し、日本の合意及び協議手続においては、審判の対象となる訴因の設

¹⁴ 刑事訴訟法一部改正案により追加される刑事訴訟法第350条の2の第2項参照。

定についても合意内容とされる¹⁵ため、過大な軽減を被疑者・被告人に与える可能性がないとはいえない¹⁶。刑事訴訟法一部改正案では、検察官が合意をする際に、「関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情」を考慮することが斟酌事項として列挙され、被害者に関する事情もこれに含まれ、検察官は包括的に斟酌すべきであると考えられる。

第四節 捜査中の取引 —簡易手続における司法取引—

1 制度の導入経緯と内容の概要

台湾では、「捜査中の取引」と呼ばれる制度は、「簡易判決処刑」という、比較的軽い犯罪を処理する手続において導入されている。

「簡易判決処刑」（以下、「簡易手続」という）という制度は、1967年の刑事訴訟法全面改正に以降に存在し、初期では、対象事件を微罪に限って、軽微且つ明白な案件について、被告人の負担軽減と司法資源の節約を目的として事件を合理的に処理する制度である。90年代以降は、増加し続ける刑事事件を消化するため、数回にわたる法改正によって、対象事件の範囲が次第に拡張した。1997年の法改正で対象事件の範囲が無くされたが、「軽微且つ明白な案件」に適用するという方針が変わらず、簡易手続に適用されても、裁判所が被告人に科せられる刑罰は「執行猶予付、罰金あるいは社会労働に換刑処分のできる有期懲役あるいは拘役、又は罰金」に限る（刑事訴訟法第449条第3項）。執行猶予を付加する要件と換刑処分の要件を合わせてみれば、実質的に、犯罪の状況が比較的軽い事件のみが適用できる¹⁷。

そして、適用範囲の拡張と同時に導入されたのは、「捜査中の取引」と呼ばれる制度である¹⁸。改正当時の背景を合わせてみれば、当該改正は事実上、裁判所の負担を軽減し裁

¹⁵ 検察官が被疑者又は被告人の当該事件について合意できる内容は、①公訴を提起しないこと。②公訴を取り消すこと。③特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。④特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。⑤ 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。⑥ 即決裁判手続の申立てをすること。⑦略式命令の請求をすること。（刑事訴訟法一部改正案第350条の2第1項第2号）。

¹⁶ 台湾は訴因制度を採らず、一罪の全体が一個の公訴事実と考えられ、裁判所はその全体について審判するため、日本と同様の問題が生じないと思われる。

¹⁷ 執行猶予が付けられるのは、宣告刑が二年以下の有期懲役又は拘役又は罰金の場合に限り（台湾刑法第74条第1項）、換刑処分のできるのは、最低刑五年以下の有期懲役の罪を犯し六か月以下の有期懲役又は拘役が宣告される場合に限られている（同第41条第1項）。そのため、簡易手続の科刑範囲を二年以下有期懲役と見ることもありうる。しかし、適用罪名罪種の制限がほとんどないうえ、科刑はこの範囲内でさえあれば、普通手続をせずに簡易手続で済ませられることは、被告人に不利であるという批判もある。張麗卿「刑事訴訟法理論與運用」五南圖書出版公司（2008）634頁。

¹⁸ 実際、「捜査中取引」は条文用語ではなく、協議手続にある司法取引手続と区別するための呼び方である（例えば、林俊益「二〇〇四年修正刑事訴訟法簡介」台湾本土法学第

判の質を高めるという建前で行われた訴訟経済・司法資源合理化の改正であった。つまり、被告人と検察官との合意で簡易手続を適用させ、簡略化された手続の稼働率を高めることによって、裁判所に通常手続で複雑な事件を処理する余裕を持たせるわけである。ただ、この制度において、立法理由では「罪状認否及び協議の趣旨を導入する」と説明され、司法取引の趣旨に即する制度と思われる。

捜査中の取引を行うには、まず事件を簡易手続に適用しなければならない。簡易手続を適用できる事件は基本的には比較的軽く明白な事件に限られ、捜査中被疑者の自白またはその他犯罪を認定するに足りる証拠の存在が要件とされている。簡易手続の適用は、裁判所は職権で通常手続に従い起訴された案件を簡易手続に転換することもできるが、多くの場合、その適用は検察官の申請により発動される。捜査中で自白したことを前提にして、被疑者には検察官に簡易手続を申請することを請求する権利がある¹⁹。

簡易手続に適合する事件において捜査中に自白した被疑者は、検察官と求刑について取引する。具体的には、被疑者が希望する刑の範囲又は執行猶予付判決を受け入れることを提示し検察官と取引をして合意に達すれば、検察官は合意内容に基づいて裁判所に求刑する²⁰。捜査中に取引の意思表示をしなかった被疑者は裁判中に裁判所に対して表示することはできるが、簡易手続の場合は公判がほとんど開かれず、その上、検察官の簡易手続適用申請（起訴の効力と同様）は求刑と同時に進行するため、このような場面が限られている。検察官は裁判所に申請をする前に、被害者の意見を求めることができ、また、状況を斟酌し、被害者の同意を得て、被疑者に①被害者に謝罪すること、②被害者に賠償すること、を命じることができる²¹。

検察官が簡易手続における取引での合意に基づき求刑をした場合、裁判所は原則的にその求刑内容の範囲内で判決しなければならない（刑事訴訟法第451条の1第4項）。つまり、裁判所はその事後審査で法定の事由がないと認める限り、検察官の求刑に拘束される。しかし、裁判所は、公判を開かずに検察官が移送した資料しか頼らないため、明確な事実認定の誤りや、検察官の申請・求刑が不当であるなどと認定することは容易ではない。そして、検察官・被告人の「合意」に基づいた裁判所の判決に対する上訴はできない。この側面は、被疑者は比較的有利な判決を受けることと引き換えに、上訴権が制限されることも受け入れることを意味している²²。

2 捜査中の取引と犯罪被害者

以上のように、簡易手続の捜査段階における取引は、求刑についての取引がその主な内容とされているといえる。条文の書きぶりからは、検察官は受動的に取引に同意するよう

57期（2004）218頁）。他には「認罪協商」、「簡易判決処刑協商」、「準協商手続」など複数の呼び方もある。

¹⁹ 刑事訴訟法第449条第1項と第2項、第451条第4項。

²⁰ 刑事訴訟法第451条の1第1項。

²¹ 刑事訴訟法第451条の1第2項。

²² 張麗卿前掲634頁。

に見えるが、手続適用の申請、求刑、そして謝罪・賠償の命令はすべて検察官の権限であるため、検察官が被疑者に取引を提案することはありうる。被害者への謝罪・賠償といった事項は、検察官が求刑を行うまえに被疑者に命令しうる事項として、事実上、検察官・被疑者との間の取引の材料になりうる。謝罪・賠償の命令は被害者の同意が必要とされ、これらの意味では、検察官は被疑者と被害者の間の仲介役になり、ひいては、両者の対話・和解の促進に寄与することも考えられる。この取引を機に、被害者は多少刑事手続に関与できるようになるかもしれない。

しかし、制度を楽観視することはできない。まず、簡易手続での取引規定は運用される場数が少ないと思われる。当制度は導入当時では画期的であったが、その後の2002年に緩起訴制度が導入され、両方の適用範囲は異なるが、犯罪情状が比較的軽い案件であると想定される簡易手続の案件は緩起訴処分のできる案件と重複するところが大きい。その上、被害者への謝罪・賠償という内容は緩起訴の条件の選択肢にもあり、求刑取引を運用する場数が減少した。後述する2004年の「協議手続」の導入によって、公判中での司法取引が認められ、求刑取引の立場が一層微妙になり、運用される場数がさらに減少した。

そして、検察官が謝罪や賠償を命ずる際に被害者の同意が必要なため、被害者はこれで取引の形成に関与できるように見えるが、法にはこれらの項目が取引の内容とされず、付随命令のような形で定められたため、事実上は取引の材料として扱われるにもかかわらず、被害者の同意に関係なく検察官と被疑者の取引は進行しうる。この意味では、被害者に意見を聞くことや同意を得ることは、取引ではさほど重要でない。緩起訴処分の場合、謝罪や賠償など被害者に利する処分をする際に、被疑者の特別予防が考慮すべき点であるのに対し、捜査中の取引の場合、これらの内容が実質上の取引の材料と扱われてしまうと、単なる求刑の駆け引きをする際の道具に化し、被疑者の特別予防の意味が薄まってしまううえ、被疑者は有利な判決を得るために、例え謝罪・賠償を命じられても、真摯に行わない可能性が高い。それに加え、賠償の実効性を担保する規定が設けられておらず、被疑者が履行しないときは問題である²³。

また、緩起訴の場合、被害者には異議申立の手段があるが、取引による判決は上訴できないため、通常手続で行使しうる上訴請求権も適用できない。被害者の意見をないがしろにして成立した取引について、被害者には異議するすべが全くない。

以上の観点から見れば、被害者に利するよう見える謝罪・賠償といった内容が入っているものの、簡易手続での求刑取引は被害者にとっては必ずしも有利な制度ではない。

第五節 裁判中の取引 —いわゆる「協議手続」—

1 制度の導入背景と内容の概要

「協議手続」と呼ばれる台湾版の司法取引の導入背景を言えば、緩起訴制度の導入と類

²³ 林俊益「刑事簡易程序修正後實務運作之檢討」政大法学評論第61期（1999）439頁。

似する部分があった。従来の刑事訴訟構造に基づいた実務において、裁判所は真実発見の義務を負うものの、検察官の立証活動が不足し当事者が十分に関与できないという糾問的運用が生じた。その解決策として、当事者主導の要素を取り入れ、交互尋問を的確に行わせる「改良式当事者主義」の導入が決められ、予想される訴訟の処理時間の増大による遅延と裁判所の過剰負担が解決せざるを得ない課題となった。全国司法改革会議において、改良式当事者主義の導入による諸問題の対応措置として、諸外国で訴訟経済効果が認められる司法取引と起訴猶予制度が期待され、その後の導入に繋がったわけである。訴訟経済のためとはいえ、事件を簡略化した手続で処理する簡易手続がすでに存在し、起訴猶予制度も導入された当時の背景で、真実発見の代わりに当事者間の取引による事件解決をする制度の導入に対する抵抗が大きい一方、迅速解決の要請を無視できず、最終的には、「明白な事案は速やかに、疑わしき事案は慎重に断ずる」という指導原則の下で、国情に適した司法取引制度を、刑事訴訟法に新しい「第七編之一」を挿入するという形で導入した²⁴。

協議手続を大まかに言えば、検察官は起訴した非重罪案件について、裁判所の同意を得て、裁判外で被告人側との取引を開始する。当事者が取引事項について協議し、合意に達し被告人が罪を認める前提で、検察官が取引の内容と判決の申し出を裁判所に提出する。申請を受け取った裁判所は被告人に権利などの事項を告知し、案件を審査し適合を認めれば弁論をせず協議した範囲内で判決する、という制度である。

具体的にいえば、まず、対象事件について、いわゆる重罪事件は排除された。台湾刑事訴訟法では、検察官が起訴する事件について、①その法定刑は死刑または無期徒刑もしくは最低刑3年以上の有期懲役、あるいは、②高等裁判所がその事物管轄を有する、といった事件は必要的弁護とされている²⁵。①または①と②を合わせて、重罪案件とそうでない案件の区別の基準として多く使われる。緩起訴制度の対象事件は①以外の事件に限られるのに対し、協商手続の対象事件は①と②以外の事件に限られている。対象案件にこのような制限が設けられる理由について、裁判負荷軽減の要請で、司法資源を重大で複雑な事件に留保し、争いのない明白な案件を迅速に処理すべき、非重罪事件が司法取引に適するとの訴訟資源合理化に基づく説明²⁶は一般的であるが、重大案件の科刑も当事者との取引に委ねるとしたら、検察官に過大な裁量権を与え、裁判所の役割が過度に委縮することになり、妥当ではない²⁷という現実的な観点も適当であろう。

裁判中の取引を行うことができるのは、通常公訴手続により起訴される事件のみならず、

²⁴ 導入の是非について、政府側の司法院、民間司法改革団体と国会議員の間の意見対立があった。その経緯について、蔡清遊「刑事訴訟法協商程序実務探討（上）、（下）」司法周刊第1194、1195期（2004）、導入経緯の一部を紹介する日本語文献として、鈴木一義前掲「台湾における司法取引（一）」がある。

²⁵ 刑事訴訟法第31条第1項第1号と第2号。第1号の文言は「最低法定刑三年以上の有期懲役の事件」とされているが、解釈上は死刑と無期懲役も含まれる。同法第4条によれば、高等裁判所の事物管轄を有する事件は内乱罪、外患罪と国交妨害罪の三つの罪名のみである。

²⁶ 協議手続制度の立法趣旨説明。「立法院公報」第93巻第17期（2004）院会記録170頁参照。

²⁷ 吳巡龍「我国協商程序実務問題的探討」月旦法学教室第二二期（2004）107頁。

簡易手続適用申請が為された（＝起訴された）事件においても行える。但し、簡易手続で司法取引が行われて起訴された事件はほぼ同時に判決段階に入るため、裁判中の取引を適用する余地がない。

取引の発動は、通常手続の場合では弁論終結まで、簡易手続の場合は判決までとされる。その主体は申請権限のある検察官に限るが、被告人・弁護人には検察官に請求する権利がある。但し、取引に関して、裁判所の積極的介入は裁判所の公正性・客観性、そして当事者の取引の自由意志を害する危惧があるため、その関与が排除され、法には当事者間の協議は「裁判外で」行うと規定されている²⁸。そのため、協議について裁判所は事前同意・事後審査の形にとどまっている。

取引の事項について、刑事訴訟法では、①被告人の受け入れる科刑範囲又は執行猶予付有罪判決を受け入れること、②被告人が被害者に謝罪すること、③被告人が相当額の賠償金を支払うこと、④被告人が公庫に相当額を納めること、との四つが列挙された²⁹。その中、①は最も重要である。裁判所の事後審査についての規定を合わせてみれば、事実認定の権限は裁判所にあり、当事者は起訴事実の範囲内で科刑について取引するにとどまり、罪名の取引は含まれないと解される³⁰。ただ、列挙される四つの事項以外の事項、例えば、一定時数のボランティア活動に参加するなどが、取引事項になりうるかについて、多数説は、制度目的にそぐわない内容でなければ禁じられていないが、履行させる強制力がなく当事者の任意によるしかないため、検察官は履行されないリスクを考慮し協議すべきと認めている³¹。また、「被告人が罪を認めた」も要件とされているが、それが取引の前提ではない。むしろ、科刑範囲についての合意が成立してから罪を認めるべきであり、そうでなければ、被告人に不公平であるという意見があるのに対し、どちらが先に行われても不可ではなく、被告人に不公平な取引は裁判所が事後審査で排除すべきであるという見解³²もあるが、いずれにしても、有罪を認めることは取引の前提とされないと解されている。

協議が行われ合意に達すれば、検察官がその合意内容と「協議判決³³」の申請を裁判所に提出する。これを受け取った裁判所は、被告人を尋問し、罪名、法定刑と権利事項を告知する³⁴。裁判所の告知が行われるまでの間、当事者は取引を取り消すことができる。裁判所は、事後審査で協議判決のできない法定事由があると認める場合を除き、当事者の取

²⁸ 張麗卿前掲 642 頁。条文原文は「審判外」とされている。この用語はこの場合では裁判官の関与のないことを強調する。

²⁹ 第 455 条の 2 第 1 項。

³⁰ 陳運財「協商認罪制度的光與影」月旦法學雜誌 110 期（2004）232 頁。

³¹ 例えば、王兆鵬「論刑事訴訟増訂之協商程序（上）」司法周刊第 1181 期（2004）3 頁、同「論刑事訴訟増訂之協商程序（中）」同第 1182 期（2004）2 頁。陳運財前掲 232 頁。吳巡龍前掲 107 頁。王俊力「從公訴觀點看刑事訴訟法『協商程序』之實務運作」檢察新論第 1 期（2007）200 頁。

³² 王兆鵬前掲「論刑事訴訟増訂之協商程序（中）」2 頁。

³³ 刑事訴訟法第七編の一「協議手続」における特別規定に沿ってなされた判決は「協議判決」と呼ぶ。

³⁴ 第 455 条の 3 は「喪失する権利」としたが、具体的な内容は、例えば、協商手続による裁判は通常手続における享受できる権利（公開審理、証人尋問など）がないこと、原則的に上訴できないことなどが考えられる。

引合意に拘束され、その範囲内で判決しなければならない。但し、宣告する刑は2年以下の有期懲役（執行猶予付可）、拘役または罰金に限られる³⁵。そして、原則的に、裁判所の協議判決に対する上訴はできない。

2 制度の運用状況

協議手続導入後、2013年までの統計数字を見れば、初年度を除き、協議手続で終了した件数は年度全体の約3から5%で、近年は4%前後で推移している。

2004～2013年第一審刑事終結案件 件数表

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全件数	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446	123,446
協議 手続 (%)	1,535 (1.24%)	5,182 (3.84%)	6,147 (3.91%)	8,968 (4.83%)	12,132 (5.98%)	8,775 (4.56%)	5,911 (3.14%)	8,061 (4.36%)	8,218 (4.57%)	6,789 (3.74%)

資料出所：司法院「司法統計年報」（2014）

協議手続により処理する件数が少ない状況について、制度施行以降、多く指摘されてきた。取引で「正義を売買する」と制度に対する違和感を抱いていることや、十分な捜査を行った案件を通常手続で起訴したいこと、または、協議手続で科する刑が軽すぎるなどは、協議手続を利用しない検察官の心理的要因と言える³⁶。いくつかの制度の対象事件範囲が重なり、多くの場合は協議手続を適用できる事案は簡易手続で処理することもでき、ましてや、場合によって、対象範囲がほぼ重なっている緩起訴制度を利用すれば、起訴をせずに済むことも可能であり、協議手続を利用する機会が少ない、という構造問題も多く指摘されている³⁷。そして、裁判官は通常審理の案件が取引で解決できる可能性があると予想しても、検察官が申請しない限り介入できないことも適用数が少ない一因である³⁸。

また、検察官が協議を行う前に「被害者の意見を求める」という規定も、適用数の少ない理由の一つと指摘された。この点を含め、協議手続と犯罪被害者との関係について以下で検討を行う。

³⁵ 第455条の4。

³⁶ 王皇玉前掲99頁。

³⁷ 李善植「協商程序之實踐與評析」檢察新論第11期（2012）247頁。孫啟強「協商程序在實務運作之情形（上）」司法周刊第1333期（2007）2頁。吳巡龍前掲108頁。

³⁸ 孫啟強前掲2頁。

3 協議手続と犯罪被害者

(1) 被害者への謝罪・賠償について

前述で少し触れたように、法に列挙される取引事項では、被害者に謝罪・賠償すること、そして、被告人が公庫に相当額を納めることが含まれている。それと同様の内容（一部のみ同様の場合もあるが）は、緩起訴制度の条件、簡易手続での捜査中取引の命令事項、ひいては、裁判所の執行猶予宣告の付加事項にもある。協議手続における謝罪・賠償はまた学者が「(被告人と被害者との間での) 傷を修復する作用を有し、大いに利用すべき」と、修復的司法との関連性を示唆した³⁹。法務部委託で行われた報告書は、協議手続を条件付起訴猶予、執行猶予宣告の付加事項と並んで、それらの制度にある被害者に関する内容を現存制度での修復的司法を実施しうる場面と評価した⁴⁰。

被害者への謝罪や賠償という内容、そして、修復的司法との関連性について、金銭による被害者の損害回復など現実的効果があること、現存制度で修復的司法のプログラムを活用しうることをあえて否定する必要はないが、「協議手続での」被害者への謝罪・賠償に対する疑問が残されている。

通常の場合、被害者と示談・和解するつもりがある加害者は、刑事手続の早い段階から行うことが多く、起訴までに示談などがすでに行われた場合、検察官は協議手続であえて謝罪・賠償を要求する必要はなく、遅い段階になっても示談が成立できないことは、被害者と加害者との対立が深まっていることを表しているおそれがある。そうであれば、そもそも、傷の修復自体、難しさがある。前出第四節の(2)で触れたと同様に、この場合、取引項目である「被害者への謝罪・賠償」は単なる利益のために受け入れる交換条件となり、真摯な謝罪・賠償が得られないおそれがある。

また、視点を変えて見れば、裁判所は取引の結果に拘束されるため、取引の結果はほとんど被告人の宣告される刑に直結する。そうすると、被告人が謝罪・賠償を受け入れる「効果」は刑の軽減に反映することになりかねない。量刑は犯罪者の謝罪・賠償などの情状を考慮すべきとはいえ、謝罪・賠償を条件にして量刑が制約されることには違和感が残る。

(2) 被害者意見を尊重する制度のあり方

刑事訴訟法第455の2にいう、検察官が協議を行う前に「被害者の意見を求めることができる」という文言について二つの論点がある。すなわち、①被害者の意見を求めることができるにも関わらず、検察官がこれに違反した場合、取引手続は有効であるか、②被害者が反対をしたとき、検察官はどうすべきなのか、との問題である。多数の意見は、この文言は強制規定ではなく、被害者の意見を求めることができ、検察官が行わなかった場合であっても、協商の効力に影響がなく、被害者が反対意見を表明しても、検察官はこれに

³⁹ 張麗卿前掲 664 頁。

⁴⁰ 黄蘭焮等「修復式正義理念運用於刑事司法制度之探討期末報告」法務部(2011) 357 頁。

拘束されず、申請をすることができ、違法でもないということである⁴¹。それにもかかわらず、この規定は、多数の研究に協議手続の適用を阻害する要因の一つであると指摘されている⁴²。その原因は、法務部が通達によって、裁判所に申請する前に被害者の同意を求めなければならないと、検察官に義務を課したことである⁴³。そのため、実務では、被害者の意見を求めることができるときに、その意見を聞き、被害者が反対意見を表明した場合、検察官は必ずというほど取引に応じず申請も行わないわけである。

法務部の通達に反対する見解は、主にせつかく成立した制度を大いに運用すべき、それが訴訟経済など司法資源合理化の目的に益すると主張する。言うまでもなく、場合によって、被害者の数が多くすべての意見を聞くには司法資源の過大な消耗に繋がること、あるいは、被害者が所在不明などの理由で意見を求めるには困難に伴うことなどがありうるため、強制規定と解すれば現実的ではないが、できる範囲内で被害者の意見を聞くことが望ましい。被害者がその意見を表明することによって、検察官の公訴執行をチェックするという実質的効果が機能することも、ある程度の評価ができると考えられる。思うに、前述したように、協議制度とその他制度との競合関係が多く、複数の制度を同時に存在させることは、あらゆる場面で最善の選択肢を選べるようにするためであり、必ずしも多用することこそ王道であるとは限らない。そして、被害者の意見を求めるとの文言が置かれることが被害者の立場を尊重するためであれば、法務部が通達で被害者の意見を最大限に尊重することは称賛に値することであり、このような状況を反映した制度の適用数はむしろ現在の制度のあるべき姿に近いかもしれない。

第六節 小括

ここまで、台湾の制度を中心に、制度を紹介しながら、司法取引及びその関連制度における被害者との関係を検討した。

まず、条件付緩起訴では、制度の取引的運用が事実上可能でありながら、運用次第で被害者の損害回復との立法目的の達成に益することが確認された。

次に、証人保護法における刑の減免・不起訴制度は、捜査協力型の司法取引制度として、制度創設の目的が異なるが日本の刑事訴訟法一部改正案に盛り込まれる捜査・公判協力型協議・合意制度との類似性を有している。通常の場合、このような制度では、被害者は副次的に処罰感情の満足や損失回復などの利益を得られるが、台湾の制度では、重大な身体犯の事件にも適用しうるため、被害者への配慮が必要である。また、日本法の場合では、検察官の運用次第で取引による過大な軽減に繋がることがありえるため、慎重な運用が求められる。

そして、台湾法の簡易手続に導入される捜査中の取引に対する検討では、被害者の捜査

⁴¹ 黄朝義「刑事訴訟法（第三版）」新学林（2013）650頁、陳運財前掲233頁。王兆鵬前掲「論刑事訴訟増訂之協商程序（中）」2頁。

⁴² 例えば、王俊力前掲193頁。孫啟強前掲2頁。李善植前掲248頁。

⁴³ 法務部通達「檢察機關辦理刑事訴訟案件應行注意事項」捌138。

中の取引での立場が弱く、被害者に謝罪や賠償などの事項が取引で道具化される危惧があることが分かる。裁判中に適用される協議手続への検討では、この制度は修復的司法との関連が示唆されたが、その可能性に疑問が残されていると分かった。当制度への運用数不足との批判があるが、法務部が示した被害者意見を尊重する方針は称賛に値すると考えられる。

一方、日本では、起訴猶予を始め多数の制度の運用面で取引的要素が司法取引の制度化以前に存在していることが否められず、捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入により、司法取引の運用がより一層注目されるであろう。本稿は被害者にかかわる事柄を中心に検討したが、今後、日本における制度運用やその他司法取引関連制度導入の検討にあたり、台湾の状況の中で日本の示唆になる材料はあろう。

第六章 被害者の損害回復 —付帯民事訴訟制度—

第一節 問題の所在

犯罪行為は、刑事上の犯罪行為として処罰の対象になるだけでなく、民事上の不法行為にもなり得る。ゆえに犯罪被害者は通常、犯罪者に対する処罰を求める以外に、犯罪によって生じた損害を回復することや賠償することを、犯罪者に求める。近年、犯罪被害者を重んじる気運が高まるとともに、いかに迅速に被害者の被害を回復させられるかが重視されてきている。日本では、犯罪被害者等基本法第12条を受け、2007年の法改正で、損害賠償命令制度が導入され、翌年に施行された。損害賠償命令は、刑事手続の成果を利用し、被告人に賠償を命ずる制度である。

損害賠償命令と類似する犯罪被害者の民事責任を追及する制度、いわゆる「付帯私訴」制度は、ドイツやフランスでも採用されており、日本の戦前の刑事訴訟法においても採用されていた。日本の影響を受け、日本の付帯私訴制度と類似する制度は、台湾の刑事訴訟法にも存在している。台湾現行の付帯民事訴訟制度は、1928年の制定当時、日本の大正（旧）刑事訴訟法の付帯私訴制度を手本にして導入した制度であり、その後刑事訴訟法には幾度もの全面改正や一部改正があったが、いずれも、付帯民事訴訟制度は維持されてきた。90年代後半からの司法改革に伴った刑事訴訟法の激変期でも、付帯民事訴訟制度はほとんど改正されず、ほぼ当時のまま残されており¹、今も大正刑事訴訟法の付帯私訴制度と類似する部分が多いと考えられる²。

近年、犯罪被害者支援に対する関心が高まったことを受け、刑事手続の成果を利用して被害者の損害回復に資する付帯民事訴訟制度への再評価が期待できるのではないかとと思われる。本章では、付帯民事訴訟の概要と運用状況を分析し、検討を加えることを試みたいとし、そして、これを踏まえて、日本の損害賠償命令制度と比較する。

説明しておくが、台湾の付帯民事訴訟制度は大幅な改正を経ておらず、大正刑事訴訟法の類似性が高いが、条文の文言には微妙な差異がある上、制度の内容について解釈する学説や実務が積み重ねられてきた結果、従来の付帯私訴や、ドイツ・フランスにおいて使われている付帯私訴制度とは必ずしも同じではないと考える。混同を回避するために、台湾制度を述べるにあたり、「付帯私訴」という用語を避け、「付帯民事訴訟」を用いることとする。

¹ 黄士元「犯罪被害人財産権保障之救済——從憲法觀點論附帯民事訴訟之修改方向（下）」、全国律師 2011年5月号（2011）57～61頁。

² 付帯民事訴訟を付帯私訴と比較する邦語文献として、内海朋子・劉芳伶「中華民國（台湾）における付帯民事訴訟制度」亜細亜法学 41巻2号（2007）185頁以下参照。

第二節 台湾における付帯民事訴訟制度の概要

1 付帯民事訴訟の提起

(1) 付帯民事訴訟の原告・被告と請求しうる内容

付帯民事訴訟に関する規定は、台湾刑事訴訟法（本章では以下単に「刑事訴訟法」という）の第九編にある。まず、犯罪によって損害を受けた者は、被告人及び民法に基づいて損害賠償責任を負う者に対し、損害を回復することを請求する付帯民事訴訟を提起することができる³。付帯民事訴訟の提起権者たる「犯罪被害者」は、本稿第四章第一節に言及した被害者訴追制度という犯罪被害者の定義と異なり、実務・通説によれば、直接的に侵害された者に限らず、間接被害者も含まれている。例えば、被害者が死亡した場合、その親や配偶者などが付帯民事訴訟の原告に成り得る。付帯民事訴訟の被告になり得る者は刑事被告人に限定されておらず、民法によって損害賠償責任を負う者も含まれる。例えば、連帯責任を負う犯罪行為者の使用者は、その典型例である。

請求の内容は、損害を回復することに限られているが、その種類及び範囲は、広義の民法の規定に依る。そのため、財産的損害に対する損害賠償のみならず、非財産（精神的な）損害の場合には、慰謝料（いわゆる「精神慰撫金」）の請求も含まれている。

付帯民事訴訟制度の提起の前提となる刑事事件について、法には制限が設けられていない。つまり、罪名を問わずあらゆる刑事事件が、対象事件となり得る。また、公訴のみならず、被害者訴追（自訴）の事件についても付帯民事訴訟を提起することができる。但し、同一行為に犯罪とされる部分とそうでない部分が存在する場合、仮に犯罪とされない部分が民事上不法行為であっても、この部分についての請求ができない。例えば、過失傷害行為により被害者の器物を損壊した場合、器物損壊罪の過失犯が設けられていないため、この部分についての損害賠償請求ができない。

また、台湾の刑事訴訟は訴因制度を採っておらず、裁判所の審判対象は検察官の起訴した公訴事実、つまり、一罪の全体である。この事実の範囲は裁判所が認定するため、起訴時検察官の認定した範囲と多少変動することがありうる。従って、被害者がこの犯罪事実による損害について付帯民事訴訟で損害賠償を請求することはありえる。

(2) 付帯民事訴訟提起の時期と方式

付帯民事訴訟の提起は、刑事事件が起訴される時点から、その第二審の弁論終結時までの間とされている。但し、第一審弁論終結後、その判決に対する上訴が提起される前は、付帯民事訴訟の提起ができない⁴。これは、覆審制を採用する台湾の第二審において、原則として第一審と同様の調査・審理が行われるためであり、付帯民事訴訟の提起が比較的

³ 刑事訴訟法第 487 条第 1 項。

⁴ 刑事訴訟法第 488 条。

行いやすいというメリットもある⁵。

付帯民事訴訟の提起は、原則として、訴状を裁判所に提出するという形式を採るが、原告が刑事事件の審判期日に出頭する場合は、口頭で提起することもできる。訴状の法定記載事項について、民事訴訟法の規定を準用し⁶、口頭で訴えを提起する場合は、それを陳述しなければならない⁷。

なお、裁判所は刑事事件の管轄に関する決定を行う際、付帯民事訴訟について同一の決定をしたものと看做す。管轄違いの言渡しをする時、または移送の決定をする時は、付帯民事訴訟についても同一の言渡しをしなければならない⁸。

2 審理の原則と裁判

(1) 審理の方法

付帯民事訴訟の審理について、刑事訴訟法第九編に特別の規定がある場合を除き、刑事訴訟法の規定を準用する。但し、民事法廷に移送され、差戻されたときは、民事訴訟法の規定を適用する⁹。民事法廷に移送された場合、事件が刑事手続から切り離され、独立した民事事件となり、事件の付帯性がなくなるため、当然民事訴訟法を適用するわけである。

上記の「特別の規定」には、刑事訴訟法第四九一条¹⁰に定められた事項の他、以下の規定がある。①裁判所は刑事事件の審判期日に付帯民事訴訟の当事者及び関係人を召喚することができる¹¹。②原則として、付帯民事訴訟の審理は、刑事事件の審理後に行う。裁判長が適当であると認めるときは、これと並行して行うことができる¹²。③検察官の関与は要しない¹³。法には付帯民事訴訟の弁論手続について特段の規定はないが、その本質は民

⁵ 内海朋子・劉芳伶前掲 186 頁参照。同論文において、「大正刑事訴訟法では、付帯私訴を提起しうるのは第一審最終弁論終結前までであった。この点、付帯民事訴訟をより提起しやすくなっているといえる」と主張されているが、的を射ていない。覆審制である第二審が事実審理をやり直すからこそ、調査された事実を付帯民事訴訟事件に利用する実益がある。よって、付帯民事訴訟の提起時期が第二審弁論終結まで認められるのは当然の帰結である（最高法院 87 台附字 38 号判決参照）。そのため、第三審裁判所が刑事事件を第二審裁判所に差し戻した場合、この第二審の手続においても付帯訴訟を提起することができる（最高法院 28 年附字第 565 号判例参照）。

⁶ 刑事訴訟法第 492 条。台湾民事訴訟法第 244 条によれば、法定記載事項は、①当事者及び法定代理人、②訴訟物（実体法上の権利主張）及び請求の原因、③請求の趣旨、とされた。

⁷ 刑事訴訟法第 495 条第 1 項。

⁸ 刑事訴訟法第 489 条。

⁹ 刑事訴訟法第 490 条。

¹⁰ 刑事訴訟法第 491 条により、民事訴訟法を準用する事項は以下の通りである。①当事者能力及び訴訟能力、②共同訴訟、③訴訟参加、④訴訟代理人及び補佐人、⑤訴訟手続の中止、⑥当事者本人の出頭、⑦和解、⑧請求の放棄による判決、⑨訴え、上訴または抗告の取下げ、⑩仮差押、仮処分及び仮執行。

¹¹ 刑事訴訟法第 494 条。

¹² 刑事訴訟法第 496 条。

¹³ 刑事訴訟法第 497 条。

事事件であるため、民事手続の弁論手続を準用するのが通説である。しかし、④当事者が欠席した場合は、裁判所はその陳述がなくても判決することができる¹⁴。⑤証拠調べについて、刑事事件の手続において調べた証拠は、付帯民事訴訟事件について既に証拠調べを経たものと看做すと定められている。これについて、付帯民事訴訟の当事者またはその代理人は意見を陳述することができる¹⁵。

民事請求の放棄による判決以外に、付帯民事訴訟の判決は、刑事事件判決において認定された事実に基づくものでなければならない¹⁶。つまり、刑事手続において行なわれた事実認定が、付帯民事訴訟についても拘束力を有するということである。原則として、付帯民事訴訟手続において事実認定をやり直すことはせず、裁判所は当事者の主張する事実にかかわらず、民事原告の請求の当否を判断する。この拘束力は、付帯民事訴訟の場合にのみ適用され、事件を民事法廷に移送するなどの場合は、これを通常の民事事件として扱うことになる。

(2) 判決の時期と種類

判決時期については、刑事訴訟法第 501 条は「刑事事件の判決と同時に行わなければならない」とされているが、通説・実務の見解によれば、これは訓示規定にすぎず、付帯民事訴訟の判決は、刑事手続で認定された事実に基づいて行われるため、刑事事件の判決前に行えば違法判決になるが、同時判決ではなく、刑事判決の後に判決を行うのは適法である¹⁷。また、同時判決は、一通の判決で刑事と付帯民事両事件を言い渡すという意味ではなく、裁判官が別々に二通の判決を作成し同期日に言い渡すという意味である。

付帯民事訴訟の判決を大別すると、却下判決、民事法廷移送決定、被告敗訴判決の三種類がある。第一に、裁判所は以下の場合において、判決で付帯民事訴訟を却下しなければならない¹⁸。①原告の訴えが不適法であること、②原告の請求に理由がないこと、③刑事事件について無罪、免訴または不受理¹⁹の判決が言渡されたとき、と三つの場合である。③の場合、刑事事件の事実が証明されておらず、付帯民事訴訟の判断根拠たるものが存在しないため、請求内容についての審理を行なうことができず、原告の訴えを却下せざるを得ない²⁰。第二に、民事法廷への移送決定には、次の二種類がある。一つは、前述③の場

¹⁴ 刑事訴訟法第 498 条。

¹⁵ 刑事訴訟法第 499 条。

¹⁶ 刑事訴訟法第 500 条。

¹⁷ 実務の見解は最高法院 26 年鄂附字 2 号判例がある。通説についての解説は、林栄耀「付帯民事訴訟案件的處理」法學叢刊第 49 期（1979）73 頁参照。

¹⁸ 刑事訴訟法第 502 条第 1 項及び同第五〇三条第 1 項本文。

¹⁹ 台湾では、公訴以外に私人（被害者）訴追も認められているため、こちらの棄却は公訴棄却と自訴棄却両方含まれている。

²⁰ この三種類は刑事事件への付帯性がなくなるため却下しかできないと解説する見解がある（例えば、林栄耀前掲 73 頁）。しかし、特に無罪判決の場合、必ずしも依存対象となる刑事事件が消滅するわけではない。法は付帯民事訴訟の事実認定は刑事手続に認定される事実によるとする以上、この三種類の場合、民事請求の判断にあたって根拠となるものが存在しないことこそ、却下の理由であると考えられる。

合において、裁判所は原則的に却下決定をするが、原告の申出があるときは、事件を民事法廷に移送しなければならない²¹。もう一つは、民事関係が複雑であることを理由とする移送決定である。民事事件と刑事事件を同時に判決するのが理想的であるが、複雑な民事の事実関係によって裁判に遅延をもたらすケースもありうる。それを回避するために、裁判所は決定で付帯民事訴訟事件を民事法廷に移送することができる。慎重を期するには、原則として合議制でこれを行なう²²。第三に、裁判所が付帯民事訴訟事件を審理した結果、原告の請求に理由があると認められた場合に言渡されるのは被告敗訴判決である²³。但し、この判決は、原告の請求の一部にのみを認める場合もあり得る。

3 上訴及び第三審裁判

付帯民事訴訟は刑事手続に付帯する性質を有し、特に、刑事事件と同時に決される付帯民事訴訟判決に対して上訴²⁴をする場合、両手続の連動関係、いわば付帯性が顕著に現れる。

刑事被告人が下級裁判所の判決に対して上訴を提起し、刑事部分のみを上訴すると表明していない場合、付帯された民事訴訟も上訴される²⁵。すべての刑事事件が第三審に上訴し得るわけではないが、第三審に上訴することが出来ない特定の軽罪²⁶については、それに付帯する民事訴訟事件は、その第三審への上訴が認められる。但し、この場合、付帯民事訴訟の付帯性がなくなるため、裁判所は民事事件を民事法廷に移送しなければならないが、付帯性がなくなった部分は一般民事事件として扱われるため、訴訟利益が民事訴訟法第466条に定めた金額を超えない場合は上訴できない²⁷。また、刑事訴訟当事者が刑事の有罪判決について上訴をせず、付帯民事訴訟の当事者が付帯民事訴訟のみを上訴することもあり得る。この場合においても、付帯民事訴訟の付帯性がなくなるため、裁判所はこれを民事法廷に移送しなければならない²⁸。

²¹ 刑事訴訟法第503条第1項。また、自訴（被害者訴追）手続において付帯民事訴訟が提起され、自訴事件が棄却された場合、この規定に準用しその付帯民事訴訟を却下しなければならない（同第503条第4項）。

²² 刑事訴訟法第504条第1項「裁判所は、付帯民事訴訟が煩雑で、長期間経なければその審理を終結することができないと認めるとき、合議制を以てそれを裁判所の民事法廷に移送する決定をすることができる。法定人数に足りず合議制を行うことができないときは、院長が決定する」。

²³ 刑事訴訟法第502条第2項。

²⁴ 台湾の法律用語では、控訴と上告の区別がなく、ともに上訴と呼ばれるため、本稿はそのまま上訴と訳す。

²⁵ この問題について、刑事訴訟法では明文がなく、通説の説明によれば、ここで働く原理は付帯性ではなく、刑事訴訟法第348条（判決に対する上訴は一部上訴と表明しない場合に全部上訴と見なす）を準用した結果である（林栄耀前掲75頁参照）。

²⁶ 刑事訴訟法第376条に定めた各罪の事件は第三審に上訴できない。該当するのは、最高法定刑有期懲役3年以下の罪、拘留または罰金のみ科される罪、窃盗罪、横領罪、詐欺罪、背任罪、恐喝罪、盗品故買罪である。

²⁷ 刑事訴訟法第506条。

²⁸ 刑事訴訟法第511条。

また、付帯民事訴訟の当事者が下級裁判所の判決に対して上訴をする際、仮に下級裁判所の言渡した刑事判決が無罪、免訴または不受理であった場合は、これに対する上訴がないと、付帯民事訴訟の上訴はできない²⁹。

第二審の判決に対して上訴を行う場合（刑事判決・付帯民事訴訟判決をまとめて上訴する場合を指す。以下同じ）、第三審裁判所が事件を下級裁判所に差戻す場合は別として、その付帯民事訴訟判決の処理に関する規定は、刑事訴訟法の第 508 及び 509 条に置かれている。①第三審裁判所は、刑事部分の上訴を却下する場合、付帯民事訴訟の原審判決に上訴理由になり得る法令違反がなければ、その上訴を却下しなければならない。上訴理由となり得る法令違反があれば、それを破棄自判するのが原則であるが、事実審理が必要と認められる場合は、事件を原審の民事法廷に差戻し、または原審の同級裁判所の民事法廷に移送する（第 508 条）。②第三審裁判所は、刑事部分の原審判決を破棄自判する場合、刑事判決の変更は付帯民事訴訟に影響を及ぼすか否か、並びに、付帯民事訴訟の原審判決に上訴理由になり得る法令違反があるか否かによって扱いが異なる。いずれかに該当すれば、原審の付帯民事訴訟判決を破棄自判するのが原則であるが、事実審理が必要と認められる場合は、事件を原審の民事法廷に差戻し、または原審の同級裁判所の民事法廷に移送する。いずれにも該当しない場合は、付帯民事訴訟の上訴を却下する（第 509 条）。民事法廷に差戻す、ないし移送する場合は、ともに付帯性がなくなるため、通常の民事事件として扱うことしかできない。

4 裁判の効力と費用

付帯民事訴訟の本質は民事訴訟のため、その判決の効力は一般の民事判決と同様である。従って、これを債務名義として強制執行を申し立てることが出来る。

特筆すべきは、訴訟費用の免除である。付帯民事訴訟を提起する場合、刑事・付帯民事両判決をまとめて上訴する場合、あるいは、決定で民事法廷に移送される場合は、訴訟費用の納付は要しない³⁰。一般の民事訴訟を提起する際、訴訟物や請求の金額によって、訴訟費用を納めなければならないのが原則であるが、付帯民事訴訟は刑事訴訟に付帯するため、刑事訴訟の無償性に影響される。訴訟費用の免除は、台湾の付帯民事訴訟制度の運営に重要な意味を有している。

²⁹ 刑事訴訟法第 503 条第 2 項。

³⁰ 刑事訴訟法第 504 条第 2 項、同第 505 条第 2 項。但し、有権解釈の見解は、民事法廷に移送された事件がさらに上訴される場合、既に通常な民事事件として扱われるため、免除範囲内ではないと示した（24 院字第 1373 号）。また、判例の見解によれば、民事法廷に移送された事件に、訴えの変更などにより本来の請求よりはみ出した部分があれば、その部分については、訴訟費用の納付が必要である（76 年度台上字第 781 号）。

5 制度の目的・意味

制度の目的や趣旨については、制定当時の公式記録が残されておらず³¹、それを探るには後世の見解に頼るしかない。これについて、これまでの学説や実務の見解を整理すれば、付帯民事訴訟の主な目的は、訴訟経済、紛争の一回解決と矛盾判決の回避という三つで説明することができよう³²。

すなわち、刑事手続に民事訴訟が付帯し、裁判所が刑事裁判の成果を利用して手続の重複を回避することができ、訴訟経済上の効果と司法資源の確保につながる。のみならず、同一手続で判決することによって、刑事と民事の紛争が一回で解決することができる。そうすると、事件に係わる者にとっては、訴訟手続に対応する手間が省け、負担の軽減が期待できる。また、刑事手続で認定された事実は付帯民事訴訟において拘束力があり、刑事事件が無罪と宣告される場合、民事訴訟を却下しなければならず、原則的に民事と刑事の矛盾裁判が避けられる。この点は、国民の裁判結果への信頼に繋がると期待される。

訴訟費用の免除は刑事訴訟の無償性の影響であり、制度本来の目的や趣旨になることはないが、重要な意味を有している。通常の民事訴訟の場合、特に高額な損害賠償を請求するとき、高い裁判費用で躊躇する犯罪被害者がいる、訴訟費用の免除は被害者の損害賠償請求を提起する際の労力や心理的な負担を軽減する効果がある。

また、付帯民事訴訟を提起した場合、被害者は民事訴訟の原告となり、民事の訴訟資料を閲覧することができ、その資料のうちに付帯民事訴訟に関連する刑事手続での訴訟資料も含まれるため、刑事手続で訴訟資料の閲覧・謄写権を付与されない被害者は、この方法で訴訟資料を閲覧できるようになる。付帯民事訴訟の提起で刑事訴訟資料を閲覧することは、付帯民事訴訟の趣旨や作用にそぐわないが、被害者が付帯民事訴訟を提起する一大理由になっている³³。

第三節 実務の運用状況とその問題 —特に移送と同時判決の問題について—

以下は、過去 10 年間の統計数字を通じて付帯民事訴訟の運営状況を分析する（次頁表参照）。まず、案件の慢性的消化不良の影響もあるが、地方裁判所の付帯民事訴訟の受理件数は毎年約十数パーセント程度増加し、近年は年間 2 万件超も受理されている。定着した制度として相当に運用されていると分かる。

³¹ 林淑閔「刑事附帯民事訴訟研究」、刑事法雑誌第 38 巻第 3 号（1994）77 頁参照。1928 年旧中華民國刑事訴訟法の成立経緯などの公式記録が残されていないうえ、1967 年の全面改正においても、制度維持の理由などに関する記載も全くない。「立法院公報」第一屆第 38 会期第 12 期（1967）28～33 頁参照。

³² 黄朝義「刑事訴訟法（三版）」新学林（2013）807 頁。林淑閔前掲 78 頁、范光群「附帯民事訴訟之移送及民事庭之審理」中興法学 17 期（1981）207 頁、87 年台附字 38 号判決等参照。

³³ 被害者の訴訟資料閲覧に関して、本稿第三章第三節を参照していただきたい。

2005～2014 年地方裁判所付帯民事訴訟終結状況

年	受理 件数	取下げ	同時 判決	民事法 廷移送	却下	民事 和解	訴訟外 調解	その他	未決 件数
2005	9052	975 (10.77%)	168 (1.86%)	3578 (39.53%)	992 (10.96%)	1175 (12.98%)	---	547 (6.04%)	1617 (17.86%)
2006	11475	1215 (10.59%)	135 (1.18%)	4576 (39.88%)	1091 (8.88%)	1791 (15.61%)	---	705 (6.14%)	1962 (17.1%)
2007	12821	1205 (9.4%)	168 (1.31%)	4943 (38.55%)	1239 (9.66%)	1594 (12.43%)	1266 (9.87%)	366 (2.85%)	2040 (15.91%)
2008	14164	1129 (7.97%)	187 (1.32%)	4947 (34.93%)	1302 (9.19%)	1495 (10.55%)	2551 (18.01%)	365 (2.58%)	2188 (15.45%)
2009	16244	1275 (7.85%)	239 (1.47%)	5435 (33.46%)	1468 (9.04%)	2102 (12.94%)	3188 (19.63%)	370 (2.28%)	2167 (13.34%)
2010	18159	1295 (7.13%)	330 (1.82%)	5793 (31.9%)	1368 (7.53%)	2010 (11.07%)	4434 (24.41%)	399 (2.2%)	2530 (13.93%)
2011	19800	1414 (7.14%)	302 (1.53%)	6042 (30.52%)	1203 (6.07%)	2087 (10.54%)	5673 (28.65%)	419 (2.12%)	2660 (13.43%)
2012	22171	1302 (5.87%)	346 (1.56%)	6659 (30.04%)	1135 (5.12%)	2628 (11.85%)	6345 (28.62%)	370 (1.67%)	3386 (15.27%)
2013	22679	1396 (6.15%)	325 (1.43%)	7016 (30.94%)	1451 (6.40%)	2753 (12.14%)	6195 (27.32%)	384 (1.69%)	3159 (13.93%)
2014	24117	1402 (5.81%)	319 (1.32%)	7294 (30.24%)	1266 (5.25%)	3421 (14.19%)	6388 (26.49%)	438 (1.82%)	3589 (14.88%)

(註) ①出所：司法院「中華民國 103 年司法統計年報」(2014) 9-244～9-245 頁。

②パーセンテージは筆者により算出したものである。

統計数字のうち、民事法廷移送の割合はこの 10 年間に約 4 割から 3 割にまで減少してきたことが目立っている。民事法廷移送と密接な関係のある刑事・付帯民事事件同時判決の割合がほとんど変動していないことから、その減少の原因は、同時判決の増加ではなく、もう一つ件数の増加の目立つ「訴訟外調解³⁴」と関連しているのではないかと考える。「訴訟外調解」は司法院の強く推進する政策として、2007 年以降は政策方針により件数が急増し、その影響で民事法廷移送の件数だけでなく、取下げ、却下の件数にも影響したと推

³⁴ 「調解」は台湾独自の制度であり、その概略を言えば、訴えを提起しようとする原告に対して、ある程度の仲裁で、原告に訴えを提起させないようにする制度である。司法院は 2007 年から、訴訟渋滞の解消対策の一つとして、付帯民事訴訟事件を対象に調解推進政策を進めてきた。刑事訴訟法における調解の明文がないため、調解成立の場合、原告は付帯民事訴訟を取り下げるしかできない。しかし、これが従来の取下げとは違うため、統計では別の項目に置かれた。

測しうる。

また、同時判決の割合がこの10年間、いずれも2%未満という低い水準で横ばいしていることから、付帯民事訴訟で最も問題視される民事法廷移送の問題は改善されていないことが分かる。上述の通り、裁判所は場合によって、職権または申出により付帯民事訴訟事件を民事法廷に移送することができる。問題となる民事法廷移送の件数の内訳を見れば、そのほとんどが刑事訴訟法第504条第1項による移送であると分かる。すなわち、付帯民事の部分が煩雑で終結するのにかなりの日時を要すると認められ、裁判所の職権により民事法定移送された事件である。法にはこの職権による移送の決定に対する抗告ができないとされ、運用は裁判所次第である。従来から民事法廷への移送問題が多く存在していたため、1967年の法改正にあたって、立法者は、移送決定がより慎重に下されるよう、決定を下す主体を合議制法廷あるいは裁判所長に限定した³⁵。しかしながら、これによって問題が解決されることはなかった。抗告の許されない決定によって、容易に一件落着けるのは、刑事裁判官にとっては魅力的である上、裁判の専門化も要因の一つであると考えられる³⁶。時代とともに、事件の複雑化・多様化が進み、それに対応するため、より専門的な裁判が進められてきた。しかし、長年刑事裁判に専念してきた裁判官は、付帯民事訴訟に慣れず、より長い時間を費やすことから、刑事判決を見合わせざるを得なくなる。これを回避するために、大量の移送決定が下されたことは、十分想像しうるであろう。また、制度設計により、刑事と民事の裁判範囲の不一致が生じることも審理の複雑化に繋がり、民事法廷に移送される件数が多い一因であると考えられる。この部分については次節に論じる。

このような運用状況は、制度の目的や趣旨に反するのではないか、という批判が刑事法学者の間から生じてきた。一方、民事法学者が注目するのは、移送後に残る思わぬ後遺症である。移送の決定によって付帯性が無くなった付帯民事訴訟事件は、通常の民事事件として扱われるのが原則であるが、移送後に訴えの適法性の争いが生じた場合、その準拠は刑事訴訟法か民事訴訟法か、移送前の訴訟行為が有効であるか否かについて、議論があった。この問題について、最高法院（最高裁判所に相当する）は「刑事訴訟法に依る」と示し、実務での取扱いを決めた³⁷。言い換えれば、事件の移送を受けた民事法廷は、事件の提起当初の適法性を、「刑事訴訟法」に従って、一から審査し直さなければならない。しかし、民事法廷の判断が刑事法廷と合致しない場合があり、訴えの適法性が認められない場合、民事法廷は訴えを却下する他ない。さらに、下級裁判所が訴えの適法性を認めたとしても、上級裁判所がそのように判断するとは限らないため、上級審において却下される場合もあり得る。そうなると、民事の訴えによって得られるはずであった利益が、すべて

³⁵ 張剣男「應速修法廢除『附民裁定移送』制度（上）」司法周刊第1017期（2001）3頁。

³⁶ 黄士元前掲52～54頁参照。

³⁷ 最高法院の作成した「六十五年十二月七日第九次刑庭庭推總會決議」の趣旨によれば、「民事法廷に移送された事件について、移送してから民事訴訟法を適用する。それ以前の訴訟行為が適法であるか否かについては、刑事訴訟法によりそれを決めるべきである」とのことである。この決議は、実務の取扱いに決定的な影響力を持ち、事実上の拘束力を有している。

失われてしまい、原告（つまり、付帯民事訴訟の原告であった犯罪被害者）にとって、かなりの不利益になる³⁸。

長年存在する移送制度の実務的な問題から、付帯民事訴訟を存続させるには、移送制度を廃止すべき、あるいは、それを改正すべき、という主張³⁹が為されてきた。しかし、付帯民事訴訟の諸問題は司法改革において度外視され、制度は原状のまま放置されている。

第四節 若干の検討

日本では、損害賠償命令申立制度の導入にあたって、制度のあり方に対して活発に検討が行なわれたのに対し、長く存在している台湾の付帯民事訴訟制度に対する議論は、若干の制度を疑問視する声（例えば、刑事民事の原則を曖昧にし、両手続を混同して混乱をもたらす恐れがあるなど⁴⁰）はあったが、殆ど検討は行なわれていない。そこで、本節では付帯民事訴訟制度における二つの問題を取り上げて検討を加える。

1 刑事審判期日に付帯民事訴訟当事者等を召喚する問題

刑事審判期日に付帯民事訴訟の当事者等を召喚する問題は、正に付帯民事訴訟制度は刑事・民事訴訟の区分を曖昧にするという批判の中心問題の一つであるといえよう。問題となるのは、刑事訴訟法第494条「裁判所は、刑事事件の審判期日に、付帯民事訴訟の当事者及び関係人を召喚することができる」という規定と、刑事と付帯民事訴訟の並行審理を認める第四九六条の但し書きである⁴¹。例えば、仮に裁判所が犯罪事実の存否と重なる民事の争点を審理しようとして、付帯民事訴訟の原告を召喚するとしたら、この場合、単純に被害者を刑事証人として召喚すること、あるいは、被害者が傍聴人として法廷に出ることとは異なり、彼らにある程度の手続に参加する権利、ひいては手続の主体性を与えることになろう。そうであれば、確かに、刑事訴訟の原理と構造にそぐわない、刑事民事の区別を曖昧にして民刑分離の原則に反する、などの点が懸念されるように思われる。また、同条の「召喚することができる」について、付帯民事訴訟の当事者及び関係人の手続上の権利保障を考慮し「召喚しなければならない」と解すべきという主張もあり⁴²、この主張に沿えば、上記の批判をより一層浴びるだろう。

³⁸ 典型例の一つとしてあげられたのは、時効の中断である。民事訴訟の問題として、黄国昌「刑事附帯民事訴訟移送民事庭後之合法要件審査—以最高法院九八年度台上字第一八六三号判決為楔—」台湾法学 114 期（2010）29 頁以下参照。

³⁹ 張劍男前掲三頁及び同氏「應速修法廢除『附民裁定移送』制度（下）」司法周刊第 1018 期 3 頁。同氏「刑事附帯民事訴訟之移送」司法周刊第 1321 期（2007）2 頁、林淑閔前掲 79 頁以下などを参照。

⁴⁰ 林鈺雄「刑事訴訟法（下）」元照出版公司（2010）512 頁、前掲林淑閔 79 頁以下参照。

⁴¹ 第 496 条「付帯民事訴訟の審理は、刑事被告事件の審理後に、これを行わなければならない。但し、裁判長が適当であると認めるときは、これと並行して行うことができる」。

⁴² 黄朝義前掲 810 頁。

しかし、現制度の枠組みにおいても、このような批判は的を射ていないと考える。まず、第 496 条の但し書きは並行審理を認めるが、「付帯民事訴訟の審理は、刑事被告事件の審理後」に行うのが原則規定である。そして、第四九四条に照らせば、同条の但し書きは、裁判長が刑事手続の性質を配慮し、刑事訴訟の審理に支障をきたすことのない民事事項について、刑事手続において取調べを行なうことができるものと解釈するのが妥当であろう（例えば、飲酒運転致死傷罪の場合、犯罪事実の存否と関係がないが、慰謝料請求に係わる行為者の年収など）。第 496 条但し書きの要件を満たす場合のみに、取調べのために付帯民事訴訟の当事者や関係人を召喚することができる。つまり、原則として、付帯民事訴訟の審理は刑事事件の審理「後」に行なわれるが、付帯民事訴訟の取調べが刑事手続に悪い影響を及ぼさないという前提のもとに、必要な場合において、はじめて付帯民事訴訟の当事者や関係人を召喚する余地がある。また、こちらの召喚は「刑事手続での」権利保障として召喚しなければならないのではなく、裁判所が民事部分の審理の必要に応じて行うと解すべきである。

このように考えると、付帯民事訴訟制度は、刑事手続に民事を取り入れることではあるものの、両手続を融合し、その区分を曖昧にするものではない。上記の解釈によれば、事実審理における柔軟性が保たれ、民刑分離の原則も維持される。審理の順序を見ると、台湾の制度は日本の損害賠償命令制度と同様に、刑事訴訟の成果を利用し、被害者の損害回復を図る特徴を有していると考えられる。

2 付帯民事訴訟の裁判範囲について

上述したように、台湾の付帯民事訴訟は、その提起についての制限が少ない。提起権者は直接的被害者に限られず、罪種や罪名の制限も設けられておらず、付帯民事訴訟の被告になり得る者は「民法に基づいて損害賠償責任を負う者」まで含まれている。

しかし、刑事手続に「付帯」する民事訴訟にもかかわらず、刑事の裁判対象にならない第三者を民事の被告にすることは、多少違和感があるのではなかろうか。学説は「付帯民事訴訟は審判の重複を避けるために認められた制度で、被告になり得る範囲は、刑事被告人以外にまで拡張されるべきではない。さもなければ、『付帯』民事訴訟と言えなくなるであろう」⁴³と「民法に基づいて損害賠償責任を負う者」を縮小解釈すべきと示唆した。これに対し、実務・判例は「民法に基づいて損害賠償責任を負う者」が刑事被告人に限らず民法によって連帯損害賠償責任を負う者も含むと強調した⁴⁴。しかし、このような理解は、前述した高い移送率及び低い同時判決率の要因の一つとなっていると指摘された⁴⁵。

確かに、付帯民事訴訟の請求を基礎づける事実の範囲と、刑事事件の裁判範囲とが、微妙にずれることは不可避であるが、一致するのが理想的である。そうでない場合、付帯民事訴訟の裁判が進められなくなったり、遅延が生じたりすることになる。「民法に基づい

⁴³ 黄朝義前掲 808 頁。

⁴⁴ 最高法院 53 台上 43 号、71 年台附五号判例、司法院七九廳刑一字二一六号函復台高院など参照。

⁴⁵ 黄士元前掲「犯罪被害人財産権保障之救済（下）」62 頁。

て損害賠償責任を負う者」が現制度の付帯民事訴訟の被告に加えられた結果、この者に係わる関係事実が裁判範囲に持ち込まれ、裁判範囲と公訴事実との同一性を保つことが難しくなる。例えば、引越し会社のアルバイト運転手がトラック運転中に歩行者をひいて怪我させた事件で、運転手及び使用者に対して付帯民事訴訟を提起する場合において、刑事法での争点にもなる過失致傷などの事実の有無以外に、使用者の損害賠償責任に係わることも付帯民事訴訟の争点になる。しかし、そのような関係事実は、往々にして刑事裁判の関心事とならない上、立証も複雑になる⁴⁶。

そもそも、刑事手続の成果を利用することは、民事事件を刑事手続に付帯させることの正当性を基礎づける理由であり、これを厳守すれば、民事請求を基礎づける事実の範囲は、起訴された刑事事件の事実に限定されるのが筋であり、そのうえ、刑事の起訴効力が及ばない被告人以外の第三者を、付帯民事訴訟の被告にする余地はないはずである。

しかし、現行法の制度設計は、刑事裁判における判断の付帯民事事件に対する法的拘束力を認め、この点からは刑事手続の成果を利用する意図が明らかであるが、付帯民事被告の範囲はそうした論理に沿ったものでない。現制度の手本と言われる日本の旧刑事訴訟法と比較すれば、文言や構成が似ているものの、付帯私訴の被告は「公訴ノ被告人」⁴⁷に限定されており、台湾の制度は創設当時から原制度の枠組みを改め、被告の範囲を拡大したのではないかと推測しうるが、立法の理由を示す資料が残されておらず、検証が困難である。もっとも、通説は付帯民事訴訟の目的が訴訟経済や紛争の一回解決だと強調してきた中で、民事被告範囲の拡張ということも、これによって、同一の不法行為による刑事・民事の紛争を、一連のプロセスで一掃に解決することができるようになり、目的に益するものである。この側面で観察すれば、刑事と付帯民事の裁判範囲のズレは、目的に資する制度設計により伴う必然な状況として予想され、あらかじめ許容されたであろう。そうであれば、たとえ実際の審理で刑事と付帯民事の範囲のズレが生じても、事件が煩雑などの理由で職権により民事法廷に移送できるという規定は、民事事件の内容を客観的に吟味し、その審理を刑事手続内で行えば制度目的の達成を害する著しい状況が生じると認められるときのみ適用すべきであり、付帯民事事件をリリースする抜け道ではないと考えられる。

⁴⁶ 例えば、刑事裁判中において、付帯民事訴訟の被告を追加し、刑事被告人以外の第三者を被告人にする場合は、追加された第三者の被告人に対する請求に関しては、その立証責任について問題になる。これについて、最高法院 80 年 11 月 5 日第五次刑事庭會議（二）の決議要旨は、この場合は民事訴訟法を準用するとして、従って、付帯民事訴訟の原告が立証責任を負う。

⁴⁷ 日本旧刑事訴訟法 576 条：「犯罪ニ因リ身体、自由、名誉又ハ財産ヲ害セラレタル者ハ其ノ損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帯シ公訴ノ被告人ニ対シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得」。

第五節 日本の損害賠償命令制度との比較

日本は戦後付帯私訴を廃止したが、2007年に損害賠償命令制度という、現行刑事訴訟制度に即する新たな形で再び登場した。現行台湾の付帯民事訴訟制度は、成立以降の運営や積み重ねてきた判例解釈等により、お手本であった日本の付帯私訴制度とは一定の差があるが、日本から受け継いだ制度として、日本の損害賠償命令制度と比較するのは意味があると考えられる。以下、その主な差異点を挙げたい。

①日本における戦後の当事者主義への刑事訴訟制度の変遷は、付帯私訴が廃除される要因の一つであったといわれている⁴⁸。近年、被害者支援に着目し、付帯私訴を復活させるという動きもあったが、再導入について検討すべき課題が多いと指摘され、新たに独自の損害賠償命令制度を作り上げた。それに対し、従来から職権主義を採り続ける台湾の刑事訴訟法は、2003年の改正で当事者主義の理念を取り入れたが、法全体に浸透したわけではなく、職権主義の色彩は依然として根強い（いわゆる改良式当事者進行主義）。したがって、日本の付帯私訴と類似する付帯民事訴訟制度を存続させる土壌が残されていると思われる。

②日本では損害賠償命令の手続の独立性が強調され、刑事手続と厳格に区別される⁴⁹。損害賠償が命じられ、それが確定した後に、刑事事件の上訴審で第一審の有罪判決が破棄され、無罪判決が言渡された場合であっても、それは損害賠償命令の効力に何ら影響を及ぼさない。それに対し、台湾の場合、付帯民事訴訟の手続への付帯性が重視され、起訴から上訴まで、それに影響されるところが多い。民刑手続を融合させるわけではないが、民刑分離の前提のもとに、刑事手続において例外的に付帯民事事件の取調べが認められる。この点が、民刑の徹底分離を強調する日本の制度とは異なっている。

③日本では、訴因制度が採用され、刑事裁判の範囲は明らかに制限されている。損害賠償命令制度において、民事請求を基礎づける不法行為の事実が訴因として特定された事実に限られるため、民事と刑事の裁判範囲がほぼ一致している。台湾の場合、裁判所の審判すべき範囲は、検察官の起訴事実を包含する一つの歴史的な事象全体であり、その範囲は手続の進展によって変化することがありうる。その上、前述の通り、付帯民事訴訟の裁判範囲は、刑事の範囲に加え、場合によって民法により刑事被告人と連帯損害賠償責任を負う第三者に係わる関係事実も含まれる。それゆえ、事実審理の終了まで、付帯民事訴訟の裁判範囲が一定していないと言えるのみならず、民事と刑事両方の範囲のズレもありえる。

④民事訴追に関する書面の記載は、犯罪事実に触れる可能性が高く、刑事手続で提出されれば裁判官に不当な予断を与えるという指摘がある。日本の場合は、損害賠償命令の請求原因の記載について、請求を特定するのに必要な事実があれば足り、具体的な事実の記

⁴⁸ 奥村正雄「犯罪被害者の損害回復と損害賠償命令」ジュリストNo.1138(2007)六四頁、川出敏裕「付帯私訴について」広瀬健二・多田辰也編「田宮 裕博士追悼論集(下巻)」(2003)所収二八八頁参照。

⁴⁹ 川出敏裕「損害回復のための刑事手続の成果の利用」酒巻匡編「Q&A 平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正」(2008)所収51～53頁。奥村正雄前掲70頁。

載は要求されていない（許されない⁵⁰）ため、予断の問題を回避できる。台湾の場合は、付帯民事訴訟の訴状の記載は民事訴訟法を準用し、請求の原因事実について具体的な記載が必要とされている。しかし台湾では、起訴状一本主義が採用されていないため、捜査段階の証拠と資料が、起訴後にすべて裁判所に送られ、付帯民事訴訟の資料もそのごく一部にすぎない。しかも民事上の主張は、刑事裁判において何ら拘束力はなく、裁判官は付帯民事当事者の主張にこだわらず、刑事事件を裁判するため、予断の危惧が殆どされていない。

⑤台湾の付帯民事訴訟制度の根拠たる思想は、訴訟経済等の政策的な理由であるため、その提起にあたり、罪種・罪名の制限が為されていない。被害者は、それによって労力軽減などの現実的な利益を得られるものの、被害者支援がその本来の目的ではない。それに対し、日本の損害賠償命令制度は、犯罪被害者等基本法第12条を受けて導入された制度であり、被害者のための工夫が為されている。申立が認められる犯罪が、犯罪被害により身体的・精神的な疲弊が著しい類型に制限された理由も、この類型の被害者が損害回復を行なうことが比較的困難であるためであり、より簡易かつ迅速に損害回復を実現できる法制度が創設された⁵¹。したがって、日本の損害賠償命令制度全体の出発点は被害者の支援にあり、それが台湾の制度との根本的な違いである。

一方、日本の損害賠償命令制度は、その直面している問題は偶然にも台湾制度と類似している。

日本の損害賠償命令制度は、制度を開始した以降は、年間200から300件あまりと、件数が増加しながら運用されているが、2014年12月末までに1545件の申立てがあり、そのうち1459件が終局した。その内訳は、認容が725件、和解が267件、民事訴訟手続への移行が194件、取下げが167件、認諾が60件、却下が21件、棄却が4件、放棄が1件等である⁵²と、十分に活用されているとはいえない。申立に設けられている罪種の制限が、その原因であると指摘された⁵³。当初は犯罪被害により身体的・精神的な疲弊が著しい類型の被害者であるために、より簡易かつ迅速に損害回復を実現できる法制度が創設されたが、この制度は、審理の複雑化で4回以内の審理で終結することが困難と判断される場合、職権による通常民事訴訟に移行するという規定が設けられており、否認事件での利用が難しい。実際、制度運用の累計数のうち、一割強が民事訴訟手続への移行という状況は、台湾制度のように移送が多用され制度目的の達成の妨げになる懸念を拭えないおそれがある。

また、損害賠償命令の手数料は安く設定されたが、移行された場合、訴訟費用の差額を納付しなければならないため、訴訟費用の軽減も不安定なものにとどまる。実際、台湾の

⁵⁰ 川出敏裕前掲「損害回復のための刑事手続の成果の利用」43頁。

⁵¹ 滝沢誠「刑事訴訟における犯罪被害者の権利利益について（二）」法学新報（中央大学）第115巻5・6号（2008）133頁、川出敏裕前掲「損害回復のための刑事手続の成果の利用」42頁。

⁵² 内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」32頁。

⁵³ 武内大徳「犯罪被害者に対する経済的支援の展望——間接的支援の拡充と犯罪被害者庁の設立にむけて——」被害者研究第25号（2015）125頁。

付帯民事訴訟制度は原則として訴訟費用が免除されるが、移送された後上訴された場合、あるいは、移送された後、請求の変更追加により、本来の請求からはみ出した部分については、訴訟費用の納付が必要である。

そして、付帯民事訴訟と損害賠償命令制度は、ともに被害者の損害回復に資する制度として、被害者の損害回復が実現できるのかが肝心であるが、刑事事件が深刻であればあるほど損害賠償請求が高くなるが、重大事件の加害者の多くは、刑罰に科せられ刑事施設に収容されるため、損害賠償義務を履行することもできない。この状況は人を死傷させた故意犯に限っている損害賠償命令制度においてはより浮彫にされるであろう。

第六節 付帯民事訴訟に対する再評価と今後の課題

四十余年にわたって改正されることなく、事実上八十年以上維持されてきた台湾の付帯民事訴訟制度は、全刑事訴訟法の中で異例の存在といえる。制度は訴訟経済をその主な目的としながらも、特に、犯罪被害者支援に対する関心が高まっている昨今においては、被害者の損害回復に資する制度として、再評価することができるのではなかろうか。

加害者が無資力や刑務所に収容されるなどの理由で、被害者は付帯民事訴訟を通じて加害者への損害賠償請求が認められても、賠償が履行されないリスクについて、付帯民事訴訟は民事の手段としては避けられない。この場合、例えば、被害者補償制度を用いてこの谷間を埋めることが必要である。しかし、却ってみれば、被害者補償制度の多くは、生命や身体に対する犯罪、あるいは、故意犯に限定するなどの制限が設けられ、補償されない犯罪があるという限界があり、国による支給にも財政的な限界があるため、民事訴訟を利用する必要性がかなり高いことは否定できない。被害者にとっては、通常の民事訴訟と比べて、立証せずに請求権が実現でき、訴訟費用の負担もない付帯民事訴訟のほうが有利である。このように、被害者支援の側面で見れば、付帯民事訴訟は被害者補償制度とは相補える制度といえよう。

また、付帯民事訴訟は刑事裁判官のもとで行われるため、刑事被告人にプレッシャーをかけやすく、取引のような過程を通じて、一般の民事手続に比べ、加害者が賠償に応じる可能性も高い⁵⁴。刑事裁判官自身も、付帯民事訴訟の裁判で、当事者に和解を勧め、原告をなだめることができる。実際、実務では、この方法を通じて、通常の民事訴訟の三倍の和解率を達成した⁵⁵。これが、加害者の賠償意欲を促し被害者の損害回復に役立てるのみならず、互いに理解させることは、刑事政策面での意義も重大である。以上のことから、付帯民事訴訟制度は、被害者の損害回復において重要な役割を担っていると考える。

制度運営の観点からみれば、民事法廷への移送は最大の問題であることは否めないが、翻って考えれば、それなりの利点もある。付帯民事訴訟の審理は、刑事事件の審理後とい

⁵⁴ 内海朋子・劉芳伶前掲 190 頁。

⁵⁵ 統計数字によると、通常の民事事件の和解率は約 3～5%程度であるのに対し、付帯民事訴訟の和解率は 10%～15%（前掲表参照）であり、3 倍以上も高い。この差は歴然としている。

うのが原則であるが、法を硬直的に捉えれば、民事法廷への移送決定自体もそうでなければならない。実務では、法が柔軟に運用されており、刑事裁判の早期の段階で付帯民事訴訟を民事法廷に移送することができるため、仮差押・仮処分などの保全処分が求められるケースで、迅速な対応が可能である。さらに例外として、移送せずに刑事裁判の早期の段階で保全処分の決定を下しても違法にならない。こうしたメリットを活かし、制度を上手に運用することで、より確実な損害回復が期待できる。ただ、訴訟経済という制度目的の達成と被害者の損害回復というニーズを合わせてみれば、民事法廷移送ではなく、刑事手続で処理することが望ましい。

付帯民事訴訟制度の存在意義を肯定する一方で、言うまでもなく、制度運営に存在する弊害を直視しなければならない。とりわけ、これまでの訴訟経済上の考えを改め、犯罪被害者のニーズに合わせて、その損害回復を簡易かつ迅速に実現できる制度に向けて検討することは今後の課題になると考えられる。

第七章 経済的支援 —犯罪被害者補償制度—

第一節 問題の所在

台湾では、国の政策として犯罪被害者補償制度（以下、「被害者補償制度」という）の立法検討が始まったのは1989年であった。主管機関である法務部保護局は草案編纂の段階で、欧米諸国や日本・韓国などの立法例を参考にし、その中でも、特に、日本の旧犯罪被害者等給付金支給法から大きな示唆を得たと考えられる。1998年に公布・施行された被害者補償制度の根拠となる「犯罪被害人保護法」（以下、「保護法」という）には、日本法と類似する条文体系や文言が残された。保護法の概要と初期の運用状況については、日本でもすでに幾つかの論文によって紹介・分析されている¹。

10年以上にわたり施行されてきた保護法は、近年、これに対する検討が盛んに行われるようになり、改正に至った。とりわけ、2009年以降被害者補償制度に関連する重要な改正が3回も行われた²。改正内容において、被害者保護措置の拡大に関する改正の他に、特に注目すべきは、性犯罪被害者補償金と補償項目の新設、外国人に対する制度の適用、海外での犯罪被害に遭った国民への経済的支援、そして、補償金財源に関する改正などである。

1981年より施行してきた日本の犯給制度は、様々な拡充が行われてきて変化しつつある中で、近年、制度改革をめぐり内閣府を始めとした検討を行ってきた。日本や諸外国の制度を手本にして土台を作った台湾の制度には日本の制度にはない特徴もあり、台湾制度が独自の進展を遂げたという意味で、日本の制度改革のあり方を模索する際に、台湾との比較研究には意義があると思われる。そこで、本節では、台湾法の改正以前の制度概要を紹介した後、法改正の主要な点について分析し、実務での運用状況を通じて制度の検討を行い、最後に日本制度への示唆を探ることとしたい。

¹ 例えば、①太田達也「台湾における犯罪被害者保護法」捜査研究47巻3号（通巻566号）（1998）74頁以下、②同「被害者支援を巡るアジアの最新事情」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集：第一巻犯罪被害者論の新動向』成文堂（2000）359頁以下、③同「台湾の犯罪被害者補償制度—犯罪被害者保護法の運用状況」法律ひろば54巻6号（2001）44頁以下、④蔡德輝「台湾における被害者支援の動向」被害者学研究第12号（2002）3頁以下など。

² 保護法は当初、補償に特化する「犯罪被害人補償法」として国会に提出された。国会審議中に、被害者に対する支援は経済的支援に限るべきではないとの議員意見があったほか、与野党意見折衝の過程で、被害者への直接的な支援を含めた総合的立法にすべきだとの主張もあり、その結果、被害者支援機構に関する規定（第29条）が盛り込まれ、法律名称も現名称に改められた。こうした経緯で、後の法改正は補償制度のみに対して行われたものに限られていないが、保護法が被害者補償制度をその主な内容としていることは変わっていない。

第二節 制度の基本的概要——2009年の法改正以前を中心に

1 支給対象と補償金の性格

補償金の支給対象について、その範囲は日本法と同様であるところが大半であるが、最も特徴的であるのは、過失により他人の生命・身体を侵害する行為による被害が対象とされることである（保護法第3条第1号参照）。

過失犯罪による被害が対象とされる理由に草案段階の社会背景が挙げられる。当時、犯罪被害者の七割が車両運転過失によるものと言われ、とりわけ、大型自動車運転過失致死傷が多発しており、既存の社会安全制度による被害者への経済的支援が十分でないことが考慮され、その救済を図るため補償の対象に追加された³。パラレルに、自動車・原付バイクを対象とする強制自動車責任保険法⁴が保護法と同年に施行され、交通事故の被害者には強制自賠責保険制度による保険金が支給され、犯罪者不明のひき逃げ事件についても、同法により設立された特別補償基金による保険金が支給されることとなった。こうして、立法当時に懸念された問題の大部分が解消されたと言えるが、例えば被害者が死亡した場合、扶養順位を重視する被害者補償制度は相続人に支給する保険制度と異なるため、運転過失による被害に対する補償の存在価値を失うことはなく⁵、むしろ両制度が相補う形になっていると考えられる。そのうえ、交通犯罪のみならず、他の過失犯罪被害者の救済措置としての意義を有している。

台湾の被害者補償制度において、日本の犯給制度と最も異なる点は、補償金の法的性格である。補償金について、制定当初から保護法第3条第2号（現第3号）に、補償金とは「国がこの法律により犯罪行為の被害によって死亡した者の遺族又は重傷を受けた者の損失を補償する金銭をいう」とされていたため、基本的に補償金は損失補償的な性格を有すると考えられる。補償金の算定は原則的に被害者が提出した支出の証明書類に基づいて行われ、実費補填の色彩が濃厚である。ただ、政府の財政状況を考慮し支給限度額が設けられ、その損失の一部を一定の限度額の下に補填する。補償金で被害者の損失をすべて補填することが制度目的とされるわけではない⁶。また、法務部による有権解釈によれば、被害者が保護法に定められた支給限度額内で加害者と和解し他の請求を放棄した場合、例えば加害者が履行を拒否し、被害者が損害賠償されずとも、国は和解金額を優先し、この額以内でしか補償金を支給しないとされている⁷。

2 補償金の種類・項目と限度額

補償金の種類は、制度成立当初に、犯罪により死亡した被害者の遺族に支給する「遺族

³ 許啓義「犯罪被害人保護法之実用權益」永然文化出版公司（2000）78頁。

⁴ 正式名称は「強制汽車責任保険法」である。

⁵ 太田達也、前掲註（1）③、48頁。

⁶ 最高行政法院93年判字第52号判決の見解である

⁷ 法務部民国99年10月28日法保字第0999039167號。

補償金」と、犯罪により重傷を受けた重傷被害者に支給する「重傷補償金」の二種類で構成され、それぞれの補償項目と限度額が列挙された。遺族補償金の項目は、医療費が 40 万元（台湾元、以下同じ⁸）、葬祭費が 30 万元、遺族扶養費が 100 万元であり、重傷補償金の項目として、医療費が 40 万元、労働能力の喪失・減少による逸失利益又は増加した生活費用が 100 万元である（旧保護法第 5 条第 9 条）。

遺族補償金の申請できる遺族の順位については、民法の扶養優先順位との整合性を考慮し、第一が父母、配偶者、子、第二が祖父母、第三が孫、そして第四が兄弟姉妹とされる。但し、第二順位以下の者は、被害発生当時、被害者の収入に依存して生活する者に限り、遺族補償金の一項目としての遺族扶養費を申請することができる（保護法第 6 条）。これを申請する者が未成年者である場合には、成人に達するまで補償金を犯罪被害者保護機構（すなわち、財団法人犯罪被害者保護協会、以下「保護協会」という）に委託し信託管理することができる（同第 9 条第 4 項）。

「重傷補償金」について、所謂「重傷」とは、台湾刑法第 10 条第 4 項の定義を準拠とする（犯罪被害人保護法施行細則（以下、「保護法施行規則」という）第 2 条）。保護法成立当時の刑法によれば、重傷とは、

- ①片眼又は双眼視力の喪失、
- ②片耳又は双耳聴力の喪失、
- ③言語能力、味覚能力又は嗅覚能力の喪失、
- ④一肢以上の機能の喪失、
- ⑤生殖機能の喪失、
- ⑥その他身体又は健康に於ける重大な不治又は難治の傷害、をいう。

この定義は主に身体法益を侵害する事件において、特に、普通傷害罪と重傷害罪と区別する際に使われるため、侵害の強度を示す身体機能の損傷の度合いが重視される。被害者補償制度で重傷の定義を用いることには、従来の刑法上の普通傷害・重傷害の概念に一致するメリットがある反面、性的自由の侵害と共に身体的・精神的侵害も伴っている性犯罪被害者の多くは、その受けた損害が定義に合致せず、被害状況に関係なく補償制度を適用できないデメリットもあった。2005 年の刑法改正で、「喪失」の文言は「喪失又は重大な減損」に換えられ、重傷定義を援用する保護法の適用範囲が拡張されることとなったが、性犯罪被害事件における適用問題は依然として残されていた。この問題を具体的に解決したのは、後述の 2009 年の保護法改正のことである。

3 補償金の減額及び調整

（1）補償金を支給しないことができる場合

補償金の減額または不支給について、保護法第 10 条の基本規定と保護法施行規則第 7 条第 1 項及び第 2 項に例示された事由の内容は日本法と酷似している点を有している。ま

⁸ 2015 年 11 月末現在で、一台湾元は約 3.6 日本円である。

ず、保護法第 10 条に、被害者にはその被害につき、その責めに帰すべき事由があったとき、補償金の一部又は全部を支給しないことができるとされている点は日本とほぼ同様である。保護法施行規則第 7 条に例示された被害者が強暴、脅迫、侮辱など不正当な行為によって犯罪を誘発することと、被害者が当該犯罪行為を承諾し、あるいは、教唆し、又は幫助する行為があった（第 1 項第 1 号・第 2 号）という内容も日本法と酷似している。

一方、具体的な誘発・関与態様に対し、施行規則第 7 条第 3 号に「犯罪被害の発生につき被害者に過失があったとき」と例示されている。これは、台湾の補償金支給額の算定は、独自の算定法でなく、民事損害賠償の規定により、その「過失」は民法の過失概念と同様ののものであると考えられてきた。そのため、実務においては、支給された補償金の金額は後の求償訴訟において民事裁判所に損害賠償債権として認められるように、裁定にあたり、民事裁判と同様に過失相殺などの規定に沿って、被害者側の過失の割合で支給額を減額する。

しかし、民事裁判では、過失相殺の認定は裁判官が自由な心証を形成することにより行われる。補償金の額を決める犯罪被害人補償審議委員会（以下、「審議委員会」という）による決定において算定基準が明確にされていない事例が多く、決定が恣意的に行なわれてしまうといった批判がなされた⁹。過失相殺は加害者と被害者との間の公平な損害の分担を図るための制度であるが、被害者支援制度としての補償制度において、民事法上の損害分担の考えをとるべきかどうかは、議論の余地があると考えられる。

上記以外に、保護法第 10 条第 2 号では、「被害者又は遺族と犯罪行為者の関係及びその他の事情を斟酌し、一般社会通念によれば、補償金を支給することが妥当ではないと認める場合」に、不支給にするという一般規定が定められている。

保護法には、親族間犯罪について、日本法のような補償金の還流を防ぐための原則不支給の規定が設けられておらず、この一般規定により支給の当否を個別に判断し対応することになる¹⁰。補償金の還流を防ぐために導入された信託管理の仕組みについて、補償金を申請した遺族が未成年である場合、成年になるまでに、犯罪被害者保護機構に委託し信託管理をし、分割支給または月ごとにその利子を支給することができる。2009 年の法改正で、制度を利用できる申請者に被後見人または被保佐人が追加されたうえ、性犯罪被害者の保護を図り、未成年・被後見人・被保佐人被害者の法定代理人あるいは後見人または保佐人が加害者である場合にも、制度適用に追加された。

また、審議委員会は経済的に恵まれている被害者の請求に対し、安易に上記の「一般社会通念」という曖昧な概念を根拠にして一部不支給・全部不支給の決定をする傾向があるため、学者からの批判がなされた¹¹。

⁹ 盧映潔「我國犯罪被害人保護法施行成效之研究——以被害補償排除條款的運用為討論中心」政大法學評論第 77 期（2004）298～306 頁。

¹⁰ 太田達也前掲註(1)③49 頁。

¹¹ 盧映潔前掲 314～323 頁。

(2) 損害賠償との関係及び併給調整

多くの立法例と同様に、他の公的救済がなされた場合の支給調整に関する規定が設けられている。同一事件につき、同一補償申請者に社会保険給付がされた場合、あるいは犯罪行為によって他の法律により、金銭給付が受けられる場合には、補償金からそれらの価額が減額される（保護法第 11 条）。既に補償金が支給された場合には、その価額を返還しなければならない（同第 13 条第 1 号）。所謂社会保険とは主に国民健康保険や国民年金保険、労働者保険、自動車強制自賠責保険、などを始めとする保険制度を指す。この規定から、保護法は原則として補填された損害を補償しないことが分かり、その他の社会安全制度を優先させることにより、被害者補償制度を最後の頼りとする狙いも窺える。近年、諸保険制度の整備により補償金には多額の調整がなされる事例が多くなったことが問題になり、2013 年の法改正での併給調整項目の削減（後述）に繋がった。

また、申請者が同一事件につき損害賠償を受けた場合には、この分が減額の対象とされている（同第 11 条参照）。これも、損害補填を重視する保護法が、損害の既に補填された部分に対し補償をしないことを表している。

4 補償金の申請手続と裁定機関

補償金の裁定は、各地方裁判所及びその支所の検察署¹²に設置される審議委員会が行なう。審議委員会は地方検察署の検察長（日本の検事正に相当する）が主任委員を兼任し、検察長が検察官、あるいは、法律・医学又はその他関連する専門分野から 6 から 10 人の委員を選び、合意制の委員会を組織する（保護法第 14 条第 3 項）。

補償金の申請は、犯罪被害を知ってから 2 年以内又は犯罪被害が発生してから 5 年以内に、申請権者が書面により、所定事項を明記し犯罪地の審議委員会に提出して行なう（同第 15・16 条）。医療費と葬祭費の補償は実費補填であるため、これを申請する際、実際に支出した事実を証明する書面の提出が必要になる（但し、葬祭費の提出規定は後の法改正で一部緩和され、これについて、後出第三節 6 参照）。原則として、審議委員会は申請を受けてから 3 か月以内に補償の決定を作成する（同第 17 条）。実務において、審議委員会の招集回数が限られているため、地方検察署に配属される検察事務官が提出された資料と事件の事実をもとに補償決定案を作成し、最終的に審議委員会がこれを審査し、決定することが多い。

申請者が地方の審議委員会の決定を不服とする場合、書面をもって高等裁判所及びその支所に設置される犯罪被害者補償覆審委員会に再審議を申請することができ、再審議を不服とするとき、あるいは覆審委員会が法定期間内に決定をしていない場合には、その救済として、行政訴訟を提起することができる（同第 18・19 条）

¹² 1980 年以前の台湾では、各級裁判所に配置先と同じ地理的管轄範囲を持つ検察署が設置され、検察署の正式名称に配置先裁判所の全称が冠された。その後検察署が分立され独立した国家機関になった。名残であるが冠された裁判所名称が存続され、現在に至る。

5 犯罪被害者保護機構

保護法は補償を扱うのみならず、第 29 条では被害者の直接的な支援を目的とした組織に関する内容が盛り込まれている。これを根拠にして創立されたのが保護協会である。保護協会は現在、台湾全土・福建省金門県及び連江県において、総会支会合計 21 の拠点をもち、補償金申請の協力を含め八つの分野の業務¹³を推進している¹⁴。その支援対象者は基本的に被害者補償制度の対象者と同様であるが、補償金の申請権者に限られていない。2009 年の法改正で、性犯罪被害者補償金の新設に伴い、性犯罪の被害者が新たに支援の範囲に加えられ、さらに、家庭内暴力又は人身売買の被害者、そして、児童・少年の被害者も対象者に加えられた。2013 年の改正で、さらに国外で被害を受け死亡した被害者の遺族も加えられた。

保護協会は民間の財団法人でありながら、法務部の指揮監督を受け、官的色彩が濃厚であるため、政府や官署との連携がしやすい。例えば、検察署が被害者の死亡した事件を保護協会に通知する制度が成立し、協会による遺族への迅速な対応が可能になったことが挙げられる。協会運営の財源について、民間による寄付の他に、国（法務部・内政部）の予算がその一つとして保護法に定められている（第 29 条第 3 項第 1 号）。近年では、条件付緩起訴（条件付起訴猶予）処分及び司法取引判決（協商手続における判決、本稿第五章 5 参照）による犯罪者の寄付金が財源の一部となり、注目されている。

第三節 近年の法改正とその検討

1 制度改革の方向性

2009 年以降の被害者補償制度に関連する保護法の改正は三回も行われた。概して言えば、制度改革の方向性は、支援対象者を拡大するうえ、規制を緩和し被害者により手厚い支援を提供することにある。多岐にわたるその内容は、次のようにまとめることができる。

- ①性犯罪被害者への補償金「性侵害補償金」の新設。
- ②補償項目として、非財産的損害に対する「慰撫金」（＝慰謝料）の新設。
- ③外国人被害者への支援の拡大、補償における相互主義の削除。

¹³ 保護法第 30 条に列挙された事業内容は以下の通りである。①緊急の身体的または精神的医療の協力及び生活保護、②捜査・裁判及び裁判後の法律扶助、③被害者補償金、社会援助及び民事損害賠償への協力、④犯罪行為者又は法律によって賠償責任を負う者の財産の調査の協力、⑤安全保護の協力、⑥身体的又は精神的治療及び生活再建の協力、⑦被害者保護の宣伝活動、⑧その他の協力。

¹⁴ 保護協会の設立経緯・事業内容と初期の実施状況に関する文献として、太田達也「台湾における犯罪被害者支援の現状～犯罪被害者保護協会の活動を中心として～(1)」及び同論題の(2)捜査研究 50 巻 5 号及び 6 号（通巻 595、596 号）（2001）がある。

- ④社会保険など併給調整項目の削減。
- ⑤葬祭費支出証明提出規定の緩和。
- ⑥海外で犯罪被害に遭った国民への経済支援（扶助金制度）。
- ⑦補償金財源規定の多様化。

上掲①、②、③、⑦は2009年の法改正の範囲で、④、⑤、⑥は2013年改正の範囲である。以下は⑦以外について述べる。

2 性犯罪被害者への支援

第二節で述べたように、法改正までは、性犯罪被害者は、その被害内容が重傷の概念に合致した場合のみに、重傷者として補償を受けることができた。しかし、性犯罪被害者の受けた身体機能の損傷は必ずしも喪失または重大な減損というレベルに達するわけではなく、受けた精神的打撃による症状などを「その他の身体又は健康に於ける重大な不治又は難治の傷害」と認めることも困難である。実際、被害者補償制度施行からおおよそ10年間の性犯罪被害者の補償申請は、遺族補償金の4件と重傷補償金の13件のみであり、実際に支給されたのはわずか5件しかなく、支給しないとされた6件の理由はほとんどの場合、「重傷」の定義に合致しないというものであった¹⁵。

そこで、2009年の法改正の際、性犯罪被害者も補償対象に追加されることとなった。具体的には、保護法の定義規定に「性犯罪被害者」を置いたうえで、性犯罪被害者に対する新しい「性侵害補償金」を新設したのである。その給付項目と金額は重傷補償金と同じ内容とされた。性犯罪被害者の受けた心身の苦痛は重傷被害者と比べて劣るものでなく、性犯罪被害者に対する補償が重傷被害者に劣らないよう、補償項目・金額を同一のようにしたのではないかと、改正理由から推測することができる¹⁶。これによって、性犯罪被害者は、医療費の他に、被害により喪失または減少した労働能力、あるいは増加した生活費用、そして、同年の改正により補償項目として新設された慰謝料についても、申請できるようになった。それぞれに一定の限度額があるが、合計180万元(約日本円640万円)である。

性侵害補償金制度にもいくつかの特徴がある。まず、いわゆる「性犯罪被害者」は保護法に列挙される性犯罪の被害者を指し、性犯罪の範囲は、刑法第16章「性的自主を妨害する罪」にあるほぼすべての罪名を包摂している¹⁷だけでなく、児童少年を性的売買に強いる犯罪、児童少年ポルノに関する犯罪など特別法「児童及び少年性取引防止法¹⁸」にある

¹⁵ 立法院(国会)院会法務部長(法務大臣に相当する)答申資料による。「立法院公報」第98巻第22期(2009)76頁。

¹⁶ 保護法第1条と第3条の改正理由参照。

¹⁷ 14歳未満の児童少年同士、または、その片方が18歳以下の者による合意での性行為は刑法上の犯罪とされているが、合意である以上、「被害者」扱いで補償金を支給する合理性を欠くため、それらの犯罪は列挙されていない。但し、偏る認識を持つ児童や少年には被害者性もありうるため、保護法第30条に、このような児童や少年は被害者支援機構(保護協会)の保護措置の対象者と定められた。

¹⁸ 正式名称は「児童及び少年性取引防治条例」である。

罪名も含まれている。列挙された犯罪は、既遂のみならず、未遂犯の被害者も補償を申請することができる。そして、申請資格に制限が設けられていないため、被害程度を問わず、列挙された犯罪に該当する被害者であれば受給資格があり申請することができる。

ただ、性侵害補償金の補償項目と金額を重傷補償金と同様にする点について、性犯罪被害者は被害者遺族や重傷被害者とは違うのであって、それぞれのニーズに本質的な相違があるのであれば、同様のものとして扱った今回の改正には疑問があるという批判がなされている¹⁹。もっとも、性犯罪被害者のニーズは死亡した被害者の遺族と重傷被害者とは必ずしも一致しないが、犯罪によって経済的な困窮に陥りかねないことにはさほど違いはなく、性犯罪による精神的被害をもたらした経済的打撃を考慮すれば尚更のことである。性犯罪被害の程度を問わない寛大な制度設計は、重傷でなければ補償しないという旧法時代の欠点を取り除き、より手厚い経済的支援を提供できるようになった。そして、本改正で性犯罪被害者を明確に保護の範囲に含めることにより、被害者の直接的な支援を目的とした保護協会は補償以外にも、被害者ごとのニーズに合わせて支援を提供するようになった。この二つの点を被害者支援の緻密化を図る観点から見ると、評価に値する法改正であると考える。

性犯罪被害者への経済的支援を言えば、実際、台湾では、総合的性犯罪対策法として、「性侵害犯罪防止法（正式名称は性侵害犯罪防治法である。以下『防止法』という）」が制定されており、この法律においても、経済的支援に関する規定が若干設けられている。防止法第 19 条と衛生福利部の制定した補助金支給の基本原則²⁰によれば、性犯罪被害者は、①医療費、②心理療法（カウンセリング）費用、③訴訟費用と弁護士費用、④緊急生活費用、⑤地方政府の規定に列挙された項目を、地方自治体に補助金を申請することができる²¹。そのうち、医療費は国民健康保険の対象とならない費用（受付料、診断書発行料を含む）を指し、原則的に当該被害により支出することになる費用のみ補助されるが、例外的に、治療のための特殊薬剤、毒物薬物検査、入院部屋の差額、食事代などについても給付の対象となる²²。カウンセリングなどの費用について、一般医療機関による診療の場合では、国民健康保険の対象とならない項目として、自治体の制定した規定に準じて補助金が支給される²³。福祉機構・福祉団体の専門家による心理療法の 경우에는、療法の種類によって、それぞれの補助額が国の指針で決められている²⁴。統計によれば、各自治体に

¹⁹ 吳威志「我國犯罪被害補償法制中補償事由、補償金額、補償對象等之探討」月旦法學雜誌 197 期（2011）98 頁。

²⁰ 補助制度について、国側の主務官庁である行政院衛生福利部が基本原則（所謂「辦理性侵害被害人補助申請原則」、最新の改正は 2012 年）を制定し、各地方政府に参考にしてもらう。そのため、自治体により補助項目・金額の増減がありうる。

²¹ 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第四。

²² 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第五。

²³ 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第六の（一）。首都圏にある台北市及び新北市（旧称は台北県）の規定を例とすれば、受付料、自由診療に属するカウンセリング及びグループ療法費用、心理学的検査、及び薬剤の保険外負担が補助範囲とされている。「臺北市性侵害被害人補助辦法」（2005 年 12 月 29 日制定）第 7 条、「新北市政府家庭暴力及性侵害被害人補助要點」（2012 年 7 月 24 日改正）第 6 点参照。

²⁴ 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第六の（二）に示される最高額として、被害者本

設置される性犯罪防止センターによる「証拠採取及び医療扶助」を受けた延べ人数は平均年間 2,257 人であり、「心理相談及び助言指導」を受けたのは 10,085 人である。支出された補助金の年平均は医療補助金が約 543 万円（約 1,950 万円）であり、心理療法補助金が約 962 万円（約 3,460 万円）である²⁵。身体的医療・検査より、心理療法など精神的な被害回復の需要の高さが窺える。

防止法による補助金は地方自治体が支給するため、自治体によって支給額が異なるのに対し、犯罪被害者補償金は国が支給し、その分、支給の上限金額も高い。防止法による補助金は医療やカウンセリング費用に重きを置くのに対し、被害者補償制度には、逸失利益・増加した生活費用への補償、精神的苦痛に対する補償という防止法にはない項目が設けられている。実際、被害者補償制度の場合、必要なカウンセリング費用が発生した場合、損失補填として、医療費ではなく、増加した生活費用として補償を申請することもできる。そして、防止法による補助金は損害補填的な性質でないため、例えば被害者が同一事件につき、両者ともを申請しても、支給された補助金は補償金の調整対象とはならない。かくして、被害者補償制度と性犯罪防止法による補助金は、互いに補う形で、被害者により手厚い支援を提供することになっている。

3 補償項目としての精神慰撫金（慰謝料）の新設

旧法第 3 条の定義規定によれば、犯罪被害者補償金とは「国家が犯罪行為によって被害を受けた者の損失を補償する金銭をいう」とされていた。議論の余地はあるが、この規定から、補償金の性格は基本的に損失補填的な性格を有すると考えられる。保護法は損失補償の側面を強調し、補償項目の設定も民法の損害賠償項目を参酌して設計された²⁶。実務での補償金支給額の計算も、独自の算定法ではなく民事損害賠償の規定によることになっている。しかし、民事法の損害補償の観点からすれば、不法行為によって生命や身体が侵害された被害者やその遺族は、行為者に対し損害賠償を求める際に、精神上の苦痛の損害賠償として慰謝料を請求することは少なくない。慰謝料は民法の損害賠償の項目の一つであるにもかかわらず、立法当時は政府財政への圧迫を避けるために、これが補償項目に入れられなかった²⁷。しかし、2009 年の改正で、被害者の精神的苦痛を保護するという理由で²⁸、補償項目に上限額 40 万台湾元（約 140 万円）の「精神慰撫金」（以下「慰謝料」という）が加えられることとなった（第 9 条第 1 項第 5 号）。慰謝料を申請できるのは、精神的苦痛の強い性犯罪被害者だけではなく、重傷被害者や被害者遺族も含まれる。

一方、慰謝料の給付額は精神的苦痛という抽象的事実に基づき算出されるため、基準の

人のための心理療法は毎時 1,200 円で、年 48 時間まで（合計 57,600 元、約 207,000 円）補助し、家族療法は毎時 1,600 円で、每人毎年 24 時間まで（合計 38,400 元、約 138,000 円）補助される。

²⁵ 衛生福利部が公表した 2007 年から 2013 年の集計資料によって筆者が算出した。

²⁶ 旧保護法第 9 条の立法理由参照。

²⁷ 許啓義前掲 80 頁。

²⁸ 2009 年法改正の第 9 条の改正理由参照。

具体化が難しく、算定に支障が出かねないという指摘がなされている²⁹。確かに、民事の損害賠償概念を用いて補償項目を創設した以上、その裁定は民事法の影響を避けられない。民事裁判実務においては、慰謝料算定の際に、被害者の受けた苦痛の程度だけでなく、加害者・被害者両方の経済状況、社会地位を考慮する必要があり、ひいては、過失程度など権利侵害事実（＝犯罪事実）まで斟酌しなければならないため、他の補償項目と比べ、より人的・時間的な資源が掛かると考えられる。被害者補償制度発足以降、裁定処理期間に対する批判は多く、法では3か月以内とする訓示規定はあるものの、実際に3か月以内に裁定した件数は全体の3割程度、1年以上掛かる件数は15.2%にも達している³⁰。こうした手続の遅延問題は慰謝料の新設で一層深刻になりかねない。

支給項目の新設は申請できる補償金総額を引き上げる事実上の効果がある。これに批判的な論者は、被害者や遺族の苦痛を緩和するためには、実務に支障の出やすい慰撫金を導入することより、従来の支給項目の補償金額の上限を引き上げるほうが確実であると反対意見を表明している³¹。近時、被害者補償の実務では、具体的な被害の内容等を無視し、例えば、性犯罪の場合、原則として既遂被害が最高の40万元、未遂被害が30万元という一律の基準を適用する見解がある³²。このようなやり方には迅速な裁定というメリットはあるが、速やかな対応が求められれば仮補償金を支給すべきであり、あえて具体的な被害内容を無視することは却って不公平であるという批判を招きかねないであろう。

さらに、慰謝料の金額を算定する際の判断対象は精神上的苦痛など抽象的な事実が多く、往々にして判断者により認定が異なる。そのため、補償金に対する求償権が行使される際、同じ認定（判断）が民事裁判所によって認められる保障はない。このように、迅速な裁定は如何にして実現するのか、そして、求償が重視される台湾の被害者補償実務において、判断の格差は如何にして埋められるのか、疑問が残されている。

4 外国人被害者への制度適用

領域内の外国人犯罪被害に対する保護法の適用に関しては、制定当初の旧法第33条に「被害者が外国人である場合は相互主義に基づいて適用する」と規定されていたため、被害者の出身国の制度によって制度の適用が異なっていた。しかし、近年、外国との交流が一層盛んになった結果、外国人の犯罪被害が増加してきている。とりわけ、台湾国民の配偶者で国籍を取得していない中国大陸・香港・マカオ地域出身の配偶者、及びその他の外国籍の者、あるいは、就労している外国人労働者の被害が問題となっていた。この問題に対応するため、2009年の法改正で、外国人配偶者と台湾で就労している外国人労働者を、補償金、社会援助及び民事損害賠償の申請手続への協力を除き、保護協会による支援業務

²⁹ 吳威志前掲 107 頁。同「臺灣犯罪被害補償法制中申請人資格與補償項目之探討」月旦法學雜誌 199 期（2011）161～163 頁。

³⁰ 法務部「98 年 5 月法務統計專題分析」（2009）25 頁の資料に基づいて筆者が算出した。

³¹ 吳威志前掲「臺灣犯罪被害補償法制中申請人資格與補償項目之探討」163 頁。

³² 台湾法務部保護司（法務省保護局）副司長の発言。中華警政研究学会「犯罪被害人保護政策体検報告」法務部（2012）付録 14 の 241 頁。

の対象者に加えた（第30条第2項第3号）。

同年に、政府が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准し、国内法化をし始めた³³。公約精神に合わせて関連法案の改正が行われることになり、2011年の法改正で、「人権保障には国境がなく、滞在外国籍や無国籍の被害者が過不足なく平等な待遇を受けられることを確保し、犯罪被害者の人権保障をより周密にさせる」³⁴という理由で、在留資格制限のある前掲の条文と第33条の相互主義条文が削除された。これによって、在住状況・出身国・在留資格を問わず、出身国において台湾国民に対し同様の保護がなされるかどうかとも関係なく、台湾での犯罪行為によって重傷または性的被害を受けた外国人被害者、犯罪によって死亡した外国人被害者の遺族は、保護協会による支援の対象者になるだけでなく、補償金の受給資格を有することとなった。

外国人への補償金支給について、論者の中には、補償金給付とそれ以外の支援が異なる性質を有し、人道的な視点から補償以外の支援は最大限に提供すべきだが、両者の混同は妥当でない、また、補償金支給は社会共同生活者の連帯責任と危険分散に基づき税金を使うことなので、国は国民の安全と生存権を保障する以外責任を持たず、納税義務のない外国人のみならず、中国大陸の人に対しても補償金を支給すべきではないと批判する向きもある³⁵。一方、理論的問題の他、実務面では、補償金の裁定に欠かせない被害者収入査定は国内の公的資料がない場合では難しいなど、多くの課題を抱えていることは確かである。

思うに、上記のような理由から直ちに外国人への補償金給付を否定することは適切ではないが、そうした反対理由や直面する問題は、台湾の保護法が立法に際して参考にした日本の犯給制度の非在住外国人に給付金を認めない理由と重なるところも多く³⁶、反対理由を含めて、外国人被害者に給付する金銭の性質、給付項目と算定方法などを改めて検討することが今後の課題であろう。

5 自国民の外国での被害に対する経済的支援（扶助金制度）

上述したように、改正後の保護法での外国人被害者への支援は相当手厚くなった。これとは対照的に、自国民の海外での被害に対する支援は不十分な状況であった。大きな転機となったのは、2012年に東京で発生した台湾人による台湾人留学生殺害事件であった。この事件で犠牲となった留学生の遺族は、日本に住所を持っていなかったため、日本の犯罪被害者等給付金制度の要件に合致せず、支給を受けることができなかった。そのうえ、

³³ 両公約が批准されることを受け、公約にある人権保障に関する規定の国内的効力の担保として、同年に「公民與政治權利國際公約及經濟社會文化權利國際公約施行法」が制定、施行された。この法律によって、国際規約に定められている人権保障精神に合わないと思われる法律を改正する責務が政府に課された。

³⁴ 立法院公報第100卷第74期（2011）258頁、同第100卷第75期（2011）147頁。

³⁵ 盧映潔「犯罪被害人保護法修正之評析」月旦法學雜誌178期（2010）41頁。

³⁶ 太田達也「犯罪被害者補償制度の研究（二・完）—改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題—」法学研究（慶應義塾大学）第74巻第6号（2001）75頁参照。

犯罪の発生地は台湾の領域外のため、当時の保護法によれば、台湾の補償金の受給資格もなかった。被害者遺族に対し、保護協会は訪問慰問、法律相談、心理相談などの支援活動を行った³⁷が、この事件によって、領域内の外国人被害者に補償までの手厚い支援が行なわれている一方、領域外の自国の被害者に対する保護があまりにも不十分であることが露呈し、国会議員や世論による議論が噴出し³⁸、新たな経済的支援の制度新設に至った。

実際、どのような形で経済的支援を提供すべきかについては、法改正審議の際に、新たな制度を設けるのではなく、補償金制度を用いたらよいという意見が出された。

これに対し、法務部は、補償金で支給すれば、①補償金審査の際、被害に関する資料の収集や補償項目に関する出費の証明が必要であるが、それには困難が予想される、②国民の海外での被害による損失に関する情報を十分に収集できなければ、今後の補償金支出額の概算に影響が出る。③現存する補償金類型を支給するには重傷者・性犯罪被害者を認定しなければならないが、海外との法制度の違いがありうるため、認定に支障が出る恐れがある、などの理由で反対した³⁹。最終的に、犯罪被害者保護法の中で、犯罪被害者補償金とは別個の「扶助金」という制度を設けることで、改正が実現した。この扶助金制度は、台湾領域外における故意の犯罪行為により死亡した国民の遺族は、一定の要件を満たす場合に限り、上限 20 万元(約 67 万円)の扶助金を申請することができるという制度である。

補償金制度と比べた場合、扶助金制度には以下の特徴が挙げられる。まず、扶助金の対象事件の範囲は狭く、被害者が死亡した事件に限られている。加えて、過失犯による被害は対象とされていない。また、医療費や葬祭費などの項目で構成される補償金に対し、扶助金にはこのような実費支出に基づく項目が設けられていない。扶助金を申請するときに、申請者は関係する支出の証明を提出する必要はない。そして、損害補填としての扶養費の支給も扶助金に含まれていない。

扶助金の対象事件と条文の配置も補償金とは異なり、改正後の保護法の補償金の定義規定(第3条第3号)にも扶助金が含まれないことから、両者は異質なものである。また、前述した特徴を見る限り、扶助金は損失補填の色彩が比較的薄く、そして、加害者に求償しないことができるという但し書きが置かれていることから、扶助金制度を立て替え払いのような制度として運用しないことを念頭においていることが窺える。実際、補償金の求償状況を参照すれば明白であるが、国内にて行われた求償でさえ実現が低い現状では、海外の加害者に賠償責任を追及すること自体現実的ではないであろう。一方、「扶助金」と言っても、申請者資格に生活困窮が要件とされていないことから、生活保護的な性格はさほどない。このようなことから、扶助金は被害者遺族に支給する見舞金ともいえるのでは

³⁷ 2012年4月16日法務部新聞稿(=プレスリリース)による。

³⁸ 学者からの批判的見解として、例えば、盧映潔「百合花的印記—從留日學生被害事件淺談犯罪被害人的困境」在野法潮第14期(2012)18~19頁。議員立法で提出された改正案が「百合法案」と呼ばれることがある。

³⁹ 立法院公報第101卷第62期(2012)委員会記録135頁。その背景として、台湾の特殊な国際的地位により、外国に領事館など政府の駐在機関のない場合が多く、犯罪に関して当該外国との協定がない限り、個人はもちろん、政府であっても情報収集は困難である。

ないかと考えられる。

しかし、海外で被害に遭った国民の窮状を救うべきであることを前提にしても、長期間海外に住む国民が多く、その対象者の範囲をどこまでにすべきなのかは容易な問題ではない。これについて、新法には、複数の要件⁴⁰が設けられているが、もっとも重要であるのは、移民を含め国外での長期滞在を目的として、自らの戸籍に対し国外転出手続をした場合、あるいは、2年以上出国して、一度も帰国することのない国民の戸籍に対し、行政機関が職権による国外転出手続をした場合、その国民の事件は適用の対象外とされた。この要件は、現在の戸籍管理制度に準拠し、ある程度、国民の居住関係を反映するものではあり得るが、海外に滞在した国民の遺族の要支援性との関連が必ずしもあるわけではない。例えば、経済的に恵まれていない家庭の子女が、奨学金を得るなどして海外に留学し、経済的理由で2年以上も帰国できない事例は想像できないことではない。このような留学生が海外で不慮の事故にあった場合、扶助金要件を充足しないことにより、遺族への支給ができなくなる。被害者の入国事情と被害者またはその遺族の要支援性との関係をどう設定すべきなのかが、今後の課題になるであろう。

なお、異質なものであるにも拘わらず、扶助金の財源は準用規定により補償金と同じとなっている。後出第五節の2に詳しく述べるが、台湾の被害者補償制度は、その財源は税金が原資である政府予算から被疑者・犯罪者による資金に転換しつつある。海外の国民死亡被害の発生率と支給額を考えれば、財源全体に対する影響は少ないが、国内での犯罪によって起訴・判決された者が国外での犯罪被害に対する給付までその財源を負担せざるを得ないという抽象的意義を、負担均衡の観点から考えると、まだ疑問が残されている。

6 葬祭費証明提出規定の緩和

2013年の法改正において、上記の扶助金の新設以外に、補償制度に関連する改革として、葬祭費証明提出規定の緩和と併給調整項目の削減（後出7参照）が行われた。

補償項目の一つとして、葬祭費に関しては実費補填が原則とされ、領収書などの実際に支出した事実を証明する記録を基に金額を算定するため、申請者がこれを提出しなければならない。しかし、算定するには手間がかかり、支給が遅延したケースが多く存在し、被害者遺族は葬祭費支出により生活が圧迫されることがある。その上、葬祭費用の証明を追及する政府側の姿勢が遺族の心情を害するおそれもある。そこで、今回の改正で、支給上限（30万円、約105万円）を変更せずに、申請した葬祭費金額が20万円（約70万円）以下の場合、支出証明なしで裁定することができ、この補償金はその他の補償項目に優先

⁴⁰ 保護法第34条の1は、以下のように定められている。中華民国国民は、中華民国の領域外において故意行為により被害に遭い、中華民国100年（筆者註：2011年）12月9日以降死亡し、且つ、以下の要件に満たす場合、その遺族は扶助金を申請することができる。①被害者は、台湾地区に戸籍があり、その戸籍は国外転出登記されていなかったこと。②被害者には、違法出国または指名手配される事情がなかったこと。③故意行為の行為時に、中華民国の法律により刑罰規定が設けられていること。

して遺族に支給すべきことが追加された⁴¹。

支給上限でも多いとは言えない葬祭費の現況⁴²では、たとえ証明がなくても、20万台湾元は支出の補填としての合理範囲を超えていない。その上、上限の3分の2以下しか申請しなかったことから、遺族が経済的に恵まれていないことが推測できる。迅速な支給の要請と遺族の心情ケアを合わせて考慮すれば、この法改正は評価できると考えられる。

7 併給調整項目の削減

上述したように、保護法では、他の公的救済がなされた場合の支給調整に関する規定が設けられている。実務での調整方法について言えば、申請者の提供した資料及び調査による資料を基に、申請した補償項目に沿って各項目の支給額を算定し、その合計額から調整すべき価額を控除した金額を補償金額にし、ゼロにまで減額された場合は申請を却下する、という方法である。

併給調整項目は、その他の社会保障制度を優先させることが目的であるが、近年になると、補償金には多額の調整がなされ、また、調整により不支給となった事例が多くなりつつあった。国の支援が薄いというマイナスイメージがもたらされた⁴³。その原因は、諸保険制度のうち、特に適用範囲が拡張されてきた国民健康保険と2008年に成立した国民年金保険が整備され、調整すべき価額が上昇したことが大きいと考えられる。そのうえ、社会保険による給付は、殆どの場合、精神的被害に対する給付が含まれていないにも拘わらず、2009年に慰謝料が補償項目として新設されて以降、同じ方法で減額すれば、二重給付に該当しない慰謝料の給付額まで減額されるという不当な結果が生じた⁴⁴。そのため、近時、一部の社会保険の給付を調整から除外する議論が見受けられる⁴⁵。

2013年の法改正で、こうした不都合を取り除く理由で⁴⁶、施行規則で社会保険の一種類として認められてきた自動車強制自賠責保険を第11条に列挙し、その代わりに、「社会保険」という文言が削除された。その結果、自動車強制自賠責保険を除き、支給内容を問わずその他の社会保険がすべて併給調整から除外されることになった。調整対象の除外は勿論、給付額引上げという事実上の効果もある。この法改正から、損失補填を原則にしつつ、社会保険制度を優先させる方針を緩め、被害者補償制度をより実効性のある経済支援制度

⁴¹ 保護法第9条第1項第2号参照。

⁴² 一つの目安として考えられるのは、遺産及び贈与税法に定めた免税額である。その第17条に、被相続者の葬儀費用が100万台湾元（約360万円）とされている。この免税額は後に通達により、111万元（約400万円）に引き上げられた。

⁴³ 社会保険が原因であった減額調整による却下は、被害者またはその遺族が不満に思う理由の一つであるという指摘がある。盧映潔「犯罪被害補償制度之比較研究—兼及我國問題之分析與改革建議」高大法學論叢第8卷第1期（2012）、102頁。

⁴⁴ 調整が不当であるという指摘に対し、法務部の通達により同じ調整法が踏襲された。法務部は、被害者補償制度が補充的な社会安全保護制度に過ぎず、申請者がその他の給付をもらえることができないとき初めて適用されると強調し、支給される金額分を控除や返還すべきと指示した。法務部通達100年11月24日保字1000016105号函。

⁴⁵ 中華警政研究学会前掲付録11の173頁。

⁴⁶ 2013年法改正第11条の改正理由参照。

に一步前進させる改革の動きが見えてくる。一方、それに伴う政府支出の増大が、今後、補償金の予算編成にどのような影響をもたらすかについても注目する必要がある。

第四節 制度の実施状況の概観

ここまで、台湾の被害者補償制度の運営状況を制度内容の説明に交じえて紹介したが、以下は統計資料を基にさらに分析・検討を行う。

(表 1) 1998～2014 年 8 月犯罪被害補償案件処理状況

年度	処 理 件 数												求 償 率
	犯罪被害補償金申請				仮補償 金申請 (件)	補償金 返還 (件)	求償権行使						
	合 計	補償決定					合 計	履行完済		債権証書取得			
		件数	決定率	金額				件	金額	件	金額		
1998	8	0	--	--	5	--	0	--	--	--	--	--	--
1999	490	215	43.8%	10,315	25	--	4	2	46	0	--	--	0.4%
2000	853	410	48.0%	19,717	22	1	195	3	81	10	1,917	10.2%	
2001	701	258	36.8%	14,651	24	6	380	12	493	70	6,006	44.9%	
2002	912	291	31.9%	14,309	11	17	337	24	877	162	10,001	78.4%	
2003	928	348	37.5%	12,605	11	18	259	29	843	152	10,124	91.5%	
2004	817	294	35.9%	10,602	10	16	265	23	536	184	10,020	103.6%	
2005	739	271	36.6%	8,727	8	12	289	36	781	183	10,696	135.5%	
2006	730	216	29.5%	6,154	4	15	223	33	1,408	131	7,343	163.5%	
2007	603	167	27.6%	6,367	6	12	141	20	498	89	3,775	70.6%	
2008	615	196	31.8%	8,367	6	15	170	19	377	108	5,097	68.9%	
2009	796	203	25.5%	8,083	9	12	191	22	1,606	139	7,353	121.6%	
2010	817	243	29.7%	11,255	4	11	243	33	1,100	180	10,657	103.7%	
2011	849	342	40.1%	14,957	2	27	206	20	662	143	7,848	59.6%	
2012	935	434	46.4%	17,735	9	16	270	32	827	192	10,757	66.6%	
2013	1032	512	49.6%	24,324	8	16	366	47	1,496	275	15,772	73.2%	
2014 1～8月	880	391	49.6%	23,092	6	16	256	28	1,354	194	10,807	68.8%	

説明：(1) 法務部資料による作成。(2) 金額の単位は万台湾元。(3) 犯罪被害補償金の決定率は筆者が算出した。(4) 求償率の算式：求償率＝求償する金額／(決定された補償金額－返還された補償金)×100。

制度成立の 1998 年から 2014 年 8 月までの補償金の申請・決定の状況を見ると、2009 年を境に幾つかの変化が見えてきた (表 1 参照)。まず、増減を繰り返した申請件数がこ

の年から著しく増加傾向になり、2012、2013年は連続2年過去最多を記録した。2009年での性侵害補償金の新設が要因と思われる。この傾向は、補償申請の新規受理件数にも見えてくる（表2参照）。性侵害補償金の新設以降、申請件数が年々増加しており、2011年から重傷補償金を上回った状況になっている。注意すべきであるのは、保護法に性犯罪と指定された罪名には、強制わいせつや強姦（台湾では強制性交という）といった典型的な性犯罪は勿論、その加重類型たる致重傷・致死罪、並びに、強盗や殺人との結合罪なども含まれている。そのため、重傷結果のある申請事件は、以前は重傷補償金として統計されたが、新設以降は性侵害補償金として数えられる。それにしても、性犯罪被害者への経済的支援の確実な需要が証明されたと考えられる。

（表2）1998～2014年9月犯罪被害補償案件新規受理件数

	遺族補償金	重傷補償金	性侵害補償金		遺族補償金	重傷補償金	性侵害補償金
1998	20	7	--	2007	442	155	--
1999	651	125	--	2008	507	162	--
2000	860	170	--	2009	592	194	18
2001	746	159	--	2010	576	159	114
2002	633	151	--	2011	399	167	287
2003	723	184	--	2012	524	158	350
2004	632	160	--	2013	528	171	445
2005	589	118	--	2014	495	125	317
2006	514	125	--	(*)	(*)2014年の資料は1～9月のみ。		

そして、制度成立以降の決定率が2009年までは減少傾向にあり、その後は大幅に上昇してきたと分かった。実務では、社会保険などの受給により調整される補償金がゼロまで減額された場合は申請が却下されるため、制度施行以降に、社会保険・年金制度などが次々と成立又は拡大したことで、調整された案件が増加し決定率に影響をもたらしたことが窺える。2009年の性侵害補償金の新設により申請件数が増え、それに、慰謝料という補償項目の新設により支給上限額が増加し、調整で却下される件数が減少したことによって、決定件数・決定率がともに上昇してきたと考えられる。

こうした経緯で、制度施行からの10年の間に減少傾向にあった支給総額は2009年以降から急増してきた。いずれも、草案当時の概算であった年間10億元以上の支出⁴⁷を遥かに下回る数字ではあるが、2013年の法改正で、強制自賠責保険以外の社会保険が調整対象から除外されることにより、支給額の大幅増加が予想される。実際、2014年の支出額は過去最高になると予見できる。これが、国家予算から被疑者・犯罪者による基金に転換しつつある制度運営に影響をもたらさう。これまで、新制度の成立する度に、その支出の備えに法務部予算が編成されているが、国家予算によらずに運営する方針が続けば、安

⁴⁷ 許啓義前掲81頁。

定的な財源の確保は喫緊の課題である。補償金制度の財源の変遷・拡大の経緯は、第五節に後述する。

海外で被害に遭った国民の遺族に支給する扶助金について、2014年8月までに2例があった。前述した女子留学生事件の遺族が遡及規定により支給された以外に、2013年11月に発生したフィリピン武装過激派による誘拐事件によりマレーシアで殺害された国民の遺族の提出した申請も決定された。いずれも台湾元20万円が支給された。

また、台湾の被害者補償制度の運用における特徴の一つというべき「加害者への求償」について、高い求償率から加害者への責任追及はかなり実現しているように見えるが、実際はそうではない。求償をめぐる議論が多く、以下この問題を切り口に、現行制度をさらに検討することにする。

第五節 制度に対する検討

1 求償権をめぐる諸問題

(1) 求償権行使とその成果

求償の根拠となる保護法第12条によれば、「国家は犯罪被害補償金を支給した場合、支給金額の範囲内において、犯罪者または法律によって賠償責任のある者に対して求償する権利を有する」とされ、その行使は検察機関の責務として定められている⁴⁸。その立法理由には、「犯罪による損害は、犯罪行為者または法律によって賠償責任を負う者が賠償するはずであるが、国による補償支給は社会の安全を考慮し予め被害者に救済を得させる為である。故に、国が補償金を支給したとき、責任を負うべき者に求償する権利を有するのは当然である」と示されている。つまり、加害者からの賠償が十分になされないことに着目し、本来、加害者が払うべき賠償の一部を国家が肩代わりし支給するという考えである。これも台湾の被害者補償制度が損失補填の性質を有することが前提となっている。

とは言え、制度設計上は被害者にあった損害賠償請求権が法律によって国に移転されるとしても、必ずしも現実かつ具体的な求償と結び付くわけではない。保護法の参考と言われる日本法の第8条には類似した条文（請求権移転）が定められているが、日本では求償権が積極的に行使されていない⁴⁹。これに対し、台湾では、財政負担の軽減と国家債権行使の確保、並びに正義の実現のためという理由で、求償権行使が極めて重視されている⁵⁰。保護法とその施行規則では、加害者等の財産資力の調査権、加害者等との交渉の手續、保

⁴⁸ 第12条第2項に「前項の求償は、検察官がこれを行使する」と定められ、後に「前項の求償は、補償金を支給した地方裁判所またはその支所の検察署がこれを行使する」に変更された。検察署の名称表現に関しては、註(12)参照。

⁴⁹ 太田達也前掲註(1)③50頁。

⁵⁰ 許啓義前掲 113頁。

全のため仮差押、求償で得た金銭の処理などについて定められ⁵¹、そして、保護法施行後間もなく、法務部が度々の行政通達をもって、加害者所在不明の求償、検察事務官の事務担当、求償実績考査制度、競売で売却できなかった不動産所有権の国への移転など、隅々まで規定し、求償システムを完備させた。かくして、加害者への求償と損失補填の要素とが相まって、被害者補償制度は損害賠償の立て替え払いのような制度で運用されている。

しかし、求償は容易なことではない。2002年に国政調査権を有する監察院は保護法の施行効果を調査し、当時、求償による収入が支出した補償金の僅か1.84%に過ぎないという低い求償成果に対し、「検察機関が時効期間内で求償権を行使しなければ、時効成立によって権利が消滅することになる。これは国庫の損失を生じさせるだけではなく、賠償責任を負うべき者が責任を果たさずに済むようになることで司法の威信を損なうことになる」と指摘し、業務の強化を要求している。このような指摘を背景に、積極的だった求償権行使が一層活発化し、2004年から2006年までの間では、民事裁判所に認められた債権に基づき計算された求償率が100%を上回ったという現象すら起きている⁵²(表1参照)。しかし、保護法施行の1998年から2008年までの統計を見れば、平均求償率は65.4%に達したが、求償率は「債権証書取得」を含めて計算される数字のため、実現した債権ではない。所謂「債権証書(債権憑証)」は、国が補償金の支給により被害者から移転された損害賠償請求権を行使し民事裁判を起し、裁判所に認められた債権をもって強制執行を申請したものの、債務者は執行に供する財産を有しない、あるいは、その財産が執行されても債務を弁済しきれないとき、裁判所に債権の証明として交付される文書である⁵³。そのため、実現した債権はこれより遥かに低く、求償で実際に得た金額は支給された全補償金の僅か5.5%という低い水準に止まっている⁵⁴。

実際、求償効果を保護法の施行効果の指標とする監察院だけでなく、債権回収を補償金予算の執行成果とする監察院審計部(会計検察院)も、近年になっても毎年のように求償効果の低さを指摘してきた⁵⁵。これらの指摘を受け、求償の動きが更に促され、その結果とも言える平均求償率は前掲監察院の調査時点と比べかなり効率が上がった。しかし、履

⁵¹ 保護法第12条の1に、「検察側が求償権を行使するとき、加害者等の財産状況について、租税などの機関を相手に調査することができる」と、保護法施行規則第9条に、「検察官が求償権を行使するとき、予め加害者等と交渉ができ、あらゆる状況を斟酌し分納または延納を認めることができる」と、保護法第27条第1項に、「検察官が求償権行使のための保全につき、加害者等の財産に対し裁判所に仮差押を申請することができる」と、保護法施行規則第10条に、「求償または返還された金銭を全て犯罪被害補償金専門口座に納入しなければならない」と定められている。

⁵² 公表された求償率は、当年度実際に支給された補償金と同年度の求償訴訟で認められた金額で計算された結果である。同じ年度とは言え、検察官側が主張した債権は必ずしも当年度の補償金支給による移転された債権ではないので、100%以上の求償率がありうるわけである。求償率はあくまでもその推移の側面に参考の価値があると考えられる。

⁵³ 債権証書は執行名義があるため、新たに債務者の財産を発見した場合、改めて強制執行を申請することができる。債権証書の時効は5年であるが、更新が認められる。

⁵⁴ 法務部前掲註(30)23頁の資料に基づいて筆者が算出した。

⁵⁵ 近年の審計部「中華民国年度中央政府総決算審核報告」に、類似する指摘は2005年度報告乙-53頁、2008年度乙-111頁、2009年度乙-128頁、2010年度乙-164頁などに見られる。

行完済され、政府の債権が真に実現したもののみを計算すれば、制度成立の1998年から2014年7月まで加害者等が履行完済した金額は、支給した補償金の僅か6%前後に過ぎず、求償の厳しいことが現実である⁵⁶。

(2) 積極的求償権行使に対する検討

加害者等に対する求償は社会（または被害者）の正義感情の充実、国の財源の充実に繋がり、求償で実現した弁償を補償金予算に当てることも加害者の償いを象徴するという意味を帯びているであろうが、求償が困難であるのは当然のことである。求償行使の強化を要求した監察院であっても、その調査報告において求償の難しさが意識されていた⁵⁷。

しかしながら、積極的に求償権を行使し加害者等に賠償を求める一方で、これが犯罪者の社会復帰の妨げになるのではないかという疑問がある。勿論、犯罪者の更生を不当に妨げない範囲で可能な限り賠償責任を果たさせることが、犯罪者が犯した罪を自覚させることに繋がり、それが真の社会復帰への契機となる⁵⁸であろうが、国の債権の実現が極めて低いということは、求められた賠償が犯罪者等の能力を相当超えていたことが窺える。その上、国は弁済がなされていない債権について債権証書を取得し、確定判決と同じ効力を有する債権証書を再び債権名義として、強制執行を申請することができる。犯罪者が収監される場合であっても、支払い能力は低下しているものの、その労作金（作業賞与金）に対する執行は禁止されていない⁵⁹。すなわち、国が自主的に債権を放棄しない限り（例えば、債権証書を更新しない）、加害者等は完済するまで、いつまでも国に返済を取り立てられることがありうるのである。犯罪被害者のための補償金の名目が増えれば増えるほど、犯罪者の社会復帰とのバランスが維持し難くなると考えられる。

そもそも、たとえ犯罪者等が第一次の損害賠償責任者であることを貫くとしても、補償金の支給額と回収額を一致させることはほぼ不可能である。審議委員会が具体的事件について状況を斟酌してから補償金を支給し、そして検察側が加害者等を被告に民事訴訟を起す際に、審議委員会と同じ主張をしたとしても、必ずしもそのまま認められるわけではないからである。この不一致を最小限に抑えるために、審議委員会（又は担当する検察事務官）が常に求償を意識することは当然の帰結といえる。しかし、それが思わぬ影響をもたらすこととなった。

まずは、補償金の算定は審議委員会が自らの行政的判断で行うことができるにもかかわらず、刑事裁判と異なる結果とならないよう慎重に算定するため（保護法第17条には司法機関の調査資料を斟酌すべきと定められているが）、審議委員会が刑事裁判の判決を待

⁵⁶ 法務部1998年から2014年7月の資料を根拠にして筆者が算出した。

⁵⁷ 趙昌平＝黄武次＝黄勤鎮「有關『犯罪被害人保護法』施行後、法務部辦理情形及執行成效之專案調查研究報告」監察院（2002）55頁。その原因として、①犯罪者が所在不明、②犯罪者が賠償責任から逃れ、賠償したがらない、③犯罪者が無資力、④犯罪者が収監、⑤求償手続が繁雑で短時間で回収し難い、⑥検察官の人手不足などが挙げられた。

⁵⁸ 太田達也前掲註(1)③52頁。

⁵⁹ 法務部「(90)法矯字第1290号」参照。

つことがある。そして、後日行なわれる求償裁判で確実に検察側の主張を認めてもらうため、実費に基づき計算する医療費・葬祭費など費用の証明を厳しく要求し審査することとなった（前掲 2013 年の葬祭費に関する改正は提出規定の緩和のため、原則を変えたわけではない）。その上、本来、被害者に支給してからその分を加害者に追及するとされるべき被害者補償金の仕組みは、求償を意識する審議委員会が補償金を算定する際、予め求償裁判の結果を推測し、裁判で認められそうな分だけを被害者に支給することとなり、事実上本末転倒の発想になってしまった。かくして、制度本来の意味を見誤る恐れがあるばかりでなく、処理期間の長期化と厳格な審査は申請者に悪い印象すら与えるようになっている。

上記の状況に対して、法務部は通達をもって「補償金申請については、司法機関の調査資料を斟酌すべきではあるが、その裁定は起訴又は判決を待つ必要はない」、「補償金の裁定は仁愛の立法精神をもとに速やかに行なうべきであり、審査にあたり求償を唯一または決定的な考慮とするべきではない」⁶⁰と審議委員会に注意を促したが、現行法の枠組みにおいては、こうした考えから脱出することは容易でないように思われる。

前述のように、加害者等の完済までの一連のプロセスは賠償責任の追及を中心軸にして成立したとも言える。研究者からは、その裏に働いている発想は民事法の代位概念に他ならないと、そして、加害者こそ損害賠償責任者であると強調する国は責任を逃れているのではないかと、強い批判がなされている⁶¹。実際、求償だけではなく、前掲第二節の 3 の（1）に述べたように、支給決定における全部または一部不支給の裁量にも民法の過失概念が多く用いられている。勿論、補償金の算定などに民事法上の概念が交錯することはあり得るであろうが、積極的な求償権行使が国の代位弁済の色彩をより一層鮮明にすることは否めない。このような批判の根本たる原因は、保護法の立法以来問われてきた制度の性格が曖昧なことにあると考える。

2 補償金の財源について

（1）初期：法務部予算で運営

保護法の起草当初に、法務部は補償金基金の設立について検討はしたが、予想される毎年の支出を満足的に賄える政府予算以外の財源を得ることが難しいというえ、管理費用のかかる基金の設立は政府組織合理化政策に合わないなどの理由で、設立不可能との結論を付けたため、行政院（内閣）に提出した草案では、補償金の財源は法務部予算（つまり、原資が税金である国家予算）とした⁶²。その後、行政院の審査意見に沿い、刑務作業員の作業報奨金（被勾留者の任意作業の報奨金を含む）の総額の割り当て分が財源として加えられ、そして、国会審議中に、議員提案により、犯罪者が犯罪で得た所得または法律によって没

⁶⁰ 法務部「法 88 保決字第 478 号函」参照。

⁶¹ 盧映潔「我國犯罪被害人補償制度之檢討與未來展望」法務部『刑事政策與犯罪研究論文集〈14〉』（2012）14～16 頁。

⁶² 許啓義前掲 80～82 頁。

収され公売されたその財産がさらに追加された。この三つが保護法成立当時の補償金財源となった。作業報奨金の一部を財源とする立法理由を見れば、財源基盤を確保すると同時に、犯罪者に被害者補償に対する責任の一部を負担させるという社会的意義が重視されると読み取れる⁶³。没収・公売された不法所得を財源にすることも、加害者こそ責任を負うべきという価値観を反映したものだと言える。

このうち②の刑務作業従事者の労作金の割り当てに関して、その比率は羈押法(勾留法)、監獄行刑法、外役監条例、保安処分執行法に定められている⁶⁴。各法律の文言に多少の違いはあるものの、「作業収入から作業支出を控除し、その残額の五十パーセントを労作金とし、労作金総額の二十五パーセントを犯罪被害者補償費用とする」という点は共通している。すなわち、毎年決算の後に残る労作金の残高の25%は補償金の財源となる。労作金の割当と③の「没収され公売された犯罪者の不法利益」は、すべて国庫で設置されている二つの特別口座に繰り入れられている⁶⁵。そのうちの一つは労作金からの繰入金専用の口座である⁶⁶。

世界的に最も多い補償金財源のモデルは、原資が税金である国の一般会計からの歳出である。台湾の保護法には三種類の財源が定められているものの、実際は、2007年度まで、法務部は労作金からの繰入金の口座の残金を補償金予算の予備金とするため、制度初期の補償金は大体法務部予算⁶⁷、つまり国の歳出予算で運営されていた。しかし、この状況は2008年に大きな転換期を迎えた。

(2) 一般会計からの離脱と基金方式での運用

補償金の予算編成は、2007年度の3,100万元に対し、翌年の2008年度は一気にゼロになってしまっている(表3参照)。長年存在していた経費の使用順序問題が、この転換の背景にあったと見られている。その経緯は以下の通りである。

まず、保護法には補償金の財源について規定されているが、その使用順位については特に定めがない。こうした問題に対応すべく、2002年に法務部は「法務部犯罪被害補償金経費動支要点」を制定し、経費の使用順序を以下の順と定めた。①犯罪被害者補償金年度予算(法務部予算として国の歳出)、②刑務所の労作金からの繰入金(すなわち、国庫特別口座に預けられる経費)、③国の第二予備予算、である。刑務所の労作金の割当だけで

⁶³ 許啓義前掲 129 頁参照。

⁶⁴ 羈押法第 17 条、監獄行刑法第 33 条、外役監条例第 23 条、保安処分執行法第 57 条の 1 参照。

⁶⁵ 犯罪被害人保護法施行細則第 3 条及び第 21 条参照。

⁶⁶ この口座は、毎年「監所作業基金(刑務所刑務作業基金)」から割当が繰り入れられる以外に、返還された補償金がこの口座に振り込まれる場合もある。もう一つの口座は、条件付緩起訴(起訴猶予)処分金からの繰入金、司法取引判決金からの繰入金、犯罪者に対する求償権の行使による収入、返還された補償金を繰り入れるための専用口座である。

⁶⁷ 制度施行始めの 1999 年度は国の予備金で運営したため、初めて編成された犯罪被害者補償金予算は、1999 年下半期と 2000 年の予算であった。

は財源として不十分であり、法務部予算が制度運営にとって不可欠であると考え、当初このような順位にしたものと推測される。

しかし、長年にわたって刑務所の労作金からの繰入金を使う機会がなく、積み上げにした結果、巨額な残高に膨れあがっていった。2007年、当時3億2,900万元にも達した残高について、国の収入・支出の検査を行う監察院審計部（会計検査院）は財源の優先順位を指摘し、「繰入金の使用を優先させ、これを使い切ってから法務部予算を使うということにすれば、政府の財政負担が軽減できるに違いない」とした⁶⁸。しかしながら、指摘を受けた法務部は直ちにこれに応じた措置を取ることをせず、「要点」に基づく運用を維持したが⁶⁹、予算編成を担う行政院主計処はこれを受けて2008年度の補償金予算は編成しないことにした。そのため、その後2年間は労作金からの繰入金が事実上補償金の主たる財源となったが、2009年の保護法改正で性侵害補償金と精神慰撫金が新設され、これに対する備えとして、翌（2010）年度は補償金予算が再び編成された。法務部は、2010年の運営について、予算で性侵害補償金を支給し、それ以外の補償金は繰入金で支給する、という異例の措置を取った。

財源の使用順序問題は、ついに2011年度の総予算審議において国会でも問題視された。国会は、当年度からすべての補償金支給にあたり、法務部予算より特別口座の繰入金を優先させなければならないと決議し、具体的に法務部に要求した上に、2011年の法務部補償金予算を削除してしまった⁷⁰。こうした経緯で、台湾の犯罪被害者補償金は次第に一般会計予算から離脱していった。

一方、補償金の財源を確保するため、2009年の保護法改正で、「犯罪行為者が執行猶予または起訴猶予処分、あるいは司法取引判決を受け、これによって支払った金銭の総額の割当」という新たな財源規定が加わった⁷¹。すなわち、通称「緩起訴処分金」、「執行猶予判決金」と「司法取引判決金」の一部が当てられることになったのである。これを受け、法務部は同年12月に保護法施行規則を改正し、割当の割合について、「（犯罪者等から）支払われるべき金銭の総額から一割を割り当て、指定された補償金の特別口座に繰り入れなければならない」とした。一時期、緩起訴処分金、執行猶予判決金と司法取引判決金の効果的な監督措置が整備されていなかったことで、徴収、管理及び配分などについてやや混乱した状況だったが、現在は軌道に乗って運営されており、補償金の財源になっている。厳密な意味での基金ではないが、上記の被疑者・被告人など犯罪者による金銭、そして求償による金銭は専門口座で管理され、積み立て基金方式で運用される。実際、2008年以降は、2010年度と2014年度を除き補償金の法務部予算は編成されず、2014年度は編成されたが作業報奨金の割当てが優先された。財源を積み立て基金方式に移行させる動きは

⁶⁸ 審計部「中華民國九十五年度中央政府總預算審核報告」乙-67頁。

⁶⁹ 「法務部犯罪被害補償金經費動支要点」はすでに2010年9月に廃止された。

⁷⁰ 国会審議の2011年1月中旬時点で、国庫特別口座に預けられる繰入金の残高は4億1,797万元であった。決議内容は、「立法院公報」第100巻12期282頁、總統府「中華民國100年度中央政府總預算審查總報告（修正本）」47頁参照。

⁷¹ 保護法第4条第2項第4号。そして、経費源のさらなる拡充を図るために、第5号に「その他の収入」と定められた。

鮮明である⁷²。補償金の財源を巡る経緯から推測するに、今後、税金を原資とする法務部予算は補償金財源の第一線から後退していくと考えられる。

(表 3) 1999～2014 年 7 月補償金予算編成及び予算支出状況

年度	当年度の 法務部予算	法務部予算で 支給した総額	労作金からの繰入金専 門口座で支給した総額	補償金の 支給総額
1999 年度下半期	46,900,000	20,948,768	0	20,948,768
1999 年下半期及び 2000 年度	514,468,000	240,156,448	0	240,156,448
2001 年度	202,673,000	148,757,116	0	148,757,116
2002 年度	100,000,000	99,989,941	30,000,401	129,990,342
2003 年度	100,000,000	99,989,828	28,382,629	128,372,457
2004 年度	97,000,000	96,989,716	20,447,324	117,437,031
2005 年度	97,000,000	94,927,528	0	94,927,528
2006 年度	61,000,000	60,957,504	2,184,889	63,142,393
2007 年度	31,000,000	30,917,655	29,319,863	60,237,518
2008 年度	0	0	83,618,930	83,618,930
2009 年度	0	0	77,934,775	77,934,775
2010 年度	481,175,000	37,000,127	57,263,025	94,263,152
2011 年度	0	0	146,211,610	146,211,610
2012 年度	0	0	176,435,241	176,435,241
2013 年度	0	0	229,146,236	229,146,236
2014 年度 (註)	1,000,000	0	154,718,427	154,718,427

註：(1) 法務部資料により作成。(2) 単位は万台湾元。(3) 2014 年の予算は年度予算だが、支給の部分は 7 月までの統計である。

(3) 財源の変更及び多様化の意味

前述した財源の変遷を、財源基盤の確保は勿論、政府の財政負担を軽減する資金調達方法として捉えることも可能であるが、犯罪者の反省の現れ、償いの象徴として評価し⁷³、犯罪者の更生意欲を促すきっかけにもなりうるという側面もある。また、これを加害者責任の強調として捉えることもありうる。この意味では、求償を重視する姿勢と同じ側面を有している。しかし、毎年新たに収容される受刑者のうち、覚せい剤などの薬物事犯と窃盗犯罪者とが合わせて全体の約 7 割を占めることから、加害者が第一義的な責任者に立脚すればからこそ、身体犯や性犯罪でない刑務作業や起訴猶予を受けた被疑者に求めるこ

⁷² 2014 年度の予算も法改正による支出増加を備えに編成されたと推測するが、法務部提供の資料 (表 3 参照) によれば、他の財源が優先されるため、2014 年 7 月までに、この予算で支給することはなかった。

⁷³ 許啓義前掲 82 頁。

とには疑問がある（補償金の支給対象は生命・身体又は性的自由が侵害された被害者又はその遺族のため）。社会的感情に適合する財源規定ではあるが、このような理論面での問題を見逃すことができないと考えられる。

第六節 日本への示唆

ここまで、台湾の被害者補償制度の概要、近年における法改正の動き、そして、実務における問題を検討してきた。その内容は以下の三つに要約されよう。

第一に、法改正の方向性に関しては、困難であった性犯罪被害者への賠償問題を克服したことや、適用範囲の拡大、規定の緩和などの改正から、より広範囲で、手厚く、且つ実行的な支援を提供することが、その方向性であると評価できる。一方で、補償項目として加えられた精神慰撫金は、基本的に実費損害補填型である台湾の制度にとっては馴染みにくいものであるため、今後の運用が注目される。

第二に、実施状況の分析から、制度運営全体が根強い民法型思考に左右されているだけでなく、民法型思考と求償権行使へのこだわりが相俟って、制度のあるべき姿に歪みをもたらしていることが明らかとなった。更には、積極的な求償権行使が犯罪加害者こそ第一義的な損害賠償責任者であることを強調すると同時に、犯罪者の社会復帰を不当に阻害することが危惧される。

第三に、国の財政負担軽減を背景として進められた財源の多様化と使用の合理化において、最終的に着目したのは犯罪者・被疑者らが刑務作業によって得た資金や受けた処分に基づいて支払われた資金である。これもまた、被害者への補償金は本来加害者等が負担すべきであるという考え方の延長線で、加害者の責任を強調することになるのみならず、負担の公平性にも問題がある。

このほか、迅速な裁定の実現、制度の理論基礎に対する再検討なども無視できず、課題が山積しているといえよう。今後も、台湾における被害者補償制度の改革が行われていくと思われる。

以上のような台湾の制度は、現在、日本の犯給制度にとっても幾つか示唆するところがあるろう。

①性犯罪被害者への給付

性犯罪被害者は、身体的被害以外にも、失職や転居などで大きな財産的損害を被っており、さらに、精神的打撃を受けたことによってPTSDなどの症状を発症することにもなりかねない。その回復に当たり、心理療法やカウンセリングを受けることがありうる。

日本の犯給制度において、性犯罪被害への給付は、死亡事件を除くと障害給付金支給及び重傷病給付金支給が考えられる。しかし、障害給付金の場合、精神的障害の程度がかなり重くないと障害給付金の対象にならないという限界がある。重傷病給付金の場合には、一か月の療養・三日以上勤務不能という要件を満たせば支給可能であるが、給付額が僅かであるにも拘らず医療保険制度を前提としているため、保険範囲内の心理療法やカウンセ

リングのみ対象となる。範囲外の療法を受けた場合、あるいは、被害を受けた早期段階にプライバシーなどの理由で自由診療を選んだ場合には、その対象とはならない。

これに対し、台湾では、国民健康保険の適用範囲の内に心理療法・カウンセリングの一部が含まれ、保険が適用されることにより負担分が軽減されることは勿論、保護法・性犯罪防止法による被害者への経済的支援もある。性犯罪防止法による補助金の場合には、心理療法補助金は自由診療費用も対象としており、施術先も保険指定病院に限定されていない。また、性犯罪被害者本人だけではなく、当該被害によってその家族ごとに心理療法を受ける必要のある場合には、家族・グループ療法も補助対象となるため、多少の負担軽減が期待される。保護法による性侵害補償金は、性犯罪被害者であれば被害状況・程度を問わず、対象者として扱われる。医療費項目は実費補填のため、健康保険適用後の自己負担分についても申請することができる。しかも、医療費と認定されない出費の部分は、「増加した生活費用」として認定され支給される。物価水準を含めて考えれば、上限 40 万円の医療費（約 140 万円）、又は合計上限 180 万円（約 645 万円）の支給は高いレベルにあると言える。

日本では、内閣府で「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が開催されると平行に「犯罪被害者等に対する心理的療法の費用の公的負担に関する検討会」も開催され、カウンセリング費用負担について議論が行われたが、カウンセリングの必要性の判定とその実施は誰が行うべきなのかについて結論が出ず、課題のままである。今後台湾の実施状況を注目していく必要があるだろうが、制度の枠組みなどが参考にすることに値することであろう。

②外国での被害の経済的支援

日本現行の犯給制度の適用は国内犯による被害に限定されている。外国での犯罪被害は、裁定の前提であるその事実調査が困難である、あるいは、調査するには相当な時間を要すると予想されるなどのことで除外された。しかし、近年、海外に滞在する日本国民が犯罪被害に遭う事件が多く発生し、被害者又はその遺族に対する支援が議論の俎上に載せられ、経済的支援の制度化を試みた地方自治体もある。内閣府で行われる検討会でも、裁定困難を意識し、犯給制度とは別枠で給付する仕組みを制度化することを提言した。しかし、2014年に弔慰金を支給する法律案が提出されたが立法に至らなかった。しかし、今後、制度化される方向は変わらないであろう。台湾は窮屈な国際的地位に置かれているが、海外での被害者への経済的支援対策に取り組んだその姿勢と制度の枠組みは、今後の日本の立法に対し示唆に富んだ材料であると考えられる。一方、給付が見舞金の域を出ないとしても、海外被害において、人的範囲はどのような要素を考慮すべきで、どう限定すればよいのかについては、さらに慎重な検討が必要であろう。

③財源と求償の問題

日本では、一部の議論において犯罪被害者はその被害につき国に対し補償を請求する権利を有すべし、損害賠償を国が肩代わりする制度を設けるべきなどの提言、もしくは、これを前提とし、被害者の損害回復を行なうべきはまず加害者であり、補償の財源について、

国の予算以外に、没収、追徴、罰金、刑務作業金を充てるべき等の意見が見受けられる⁷⁴。

犯罪者の支払った金銭を原資とする基金を設け被害者補償に使うことは、国の財政負担軽減に役立ち、財源確保を前提とすれば、補償制度の拡充・拡大にも繋がる可能性もある。前述のように、台湾では、補償金の財源はこうした方向へ転換しつつある。しかし、財政面のメリットの他に、他人の生命、身体又は性的自由を侵害しなかった収容者に財源を求めるといった負担の不均衡も見逃すことができない。財源の多様化により、執行猶予、司法取引判決を受けた被告人の支払が財源になり、この不均衡が一層懸念されるであろう。社会上の保障制度が整備・拡大されていく今日では、必ずしも第一次的機能を果たすとはされていない被害者補償制度において、賠償責任を強調し、財源を犯罪者たちに求める必要性を吟味することは不可欠であろう。

加害者の責任追及の側面を強調し、さらに損失補填の要素を加味すれば、被害者補償制度が損害賠償の立て替え払いのような制度になる。確かに、日本の犯給制度は損失補填の仕組みを採らないが、国は補償金を支給したとき、行為者等に対する損害賠償請求権を取得するという規定によれば、行為者等に追及できないわけではない。求償権を積極的に行使することで、事実上、立て替え払いに近い運用とすることもできる。しかし、求償の実際はそれほど簡単ではない。台湾では、10年以上も求償してきたにも拘らず、返済金額はなかなか一割に届かない。求償による支給決定に対する負的影響、受刑者の社会復帰への阻害、そして、執行にあたる人的・物的コストを含めて考えれば、その実益は更に疑われる。積極的求償を行う政府当局に対し、近時、求償なしの構造改革に踏み切ることや恩給制に変更する提言すら見受けられ⁷⁵、これらは求償の行き詰りに関し警鐘を鳴らすことと考えられる。日本では求償の積極化は考えにくいだが、殷鑑遠からずであり、犯給制度の改革にあたり、制度のあるべき姿を改めて検討してみる余地はあろう。

⁷⁴ 例えば、九州弁護士会連合会・大分県弁護士会編「犯罪被害者の権利と救済」（1999）214頁。大谷実「犯罪被害者対策の理念」ジュリスト1163号（1999）12頁、児玉公男「犯罪被害者の支援について—弁護士会の立場から」同66～67頁、高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」同73頁。

⁷⁵ 中華警政研究学会前掲付録11の174頁。

第八章 裁判外の紛争解決 —刑事調停と被害者—

第一節 問題の所在

ここまでは、犯罪発生後の捜査・起訴・裁判という一連の手續における被害者の地位を検討してきた。言うまでもなく、近代的刑事司法システムにおける犯罪とされることに対する一連の追及過程の欠点は、被害者の存在が忘れられがちなことである。一方、犯罪を加害者と被害者の紛争と見て、加害者の惹起した損害の修復と紛争の解決を図る修復的司法と呼ばれる理念は、加害者と被害者の対話を重視することで、上述した欠点を回避する。そのため、現存する刑事司法システムの枠組みで被害者地位の向上を模索する近年の思潮において、このような理念は注目が集まっている。いわゆる刑事調停または刑事和解は、その実践として考えられてきた。

修復的司法という概念は、台湾にとってはまだ比較的新しい舶来的概念であり、その理念に基づく正式的制度が存在しておらず、刑事調停や刑事和解というまとめられた制度も存在していない。この理念をどのような形で運用すべきかについて、学者は、既存の制度から、修復的司法の理念に適合する要素のある制度、あるいは、刑事調停・和解に類似する制度を見出し、既存の制度の枠組みの中でこの理念の実現に向けて試みをしている。政府としては、法務部が2010年に修復的司法推進試行方案を提出し、国情に即するやり方を模索し続けている。

しかし、修復的司法という理念と、その実践と思われる刑事調停・和解、及びそれに類似する制度やプログラムは、世界各国で広く運用されているが、様々な形態があるうえ、その定義自体は必ずしも明確ではない¹。本章のテーマとする刑事調停・和解について、本稿は、訴追前段階または公判の段階で、調停機関等に委託し、仲介者を介して犯罪者と被害者を対話させ、両者で合意が成立し、それを犯罪者が履行した場合には、事件を終局させたり、その事実を処分選択に反映させたりするものである、と仮の定義をしておく。

このような理解に基づいて台湾の制度を見れば、裁判外制度として長い歴史を持つ「郷鎮市調解（調停）」制度、そして、事実上の制度として存在する「法院調解（裁判所調停）」制度は、正にそのものである。前者には近年、修復的司法の実践策として再評価する動きが見られ、後者は司法当局の推進策で、刑の執行猶予制度や量刑制度と組み合わせで運用され、大きな役割を果たしている。そして、訴追・裁判機関が自ら犯罪者と被害者の対話を促し、それを条件とし、処分に反映する刑事調停・和解の構造や理念に近い制度は、①条件付緩起訴、②刑の免除判決、③簡易手続及び協議（協商）手続、④刑の執行猶予に関する規定において、これらの要素が見られる²。①～④の制度の一部は、本稿前掲各章に

¹ 刑事調停（加害者・被害者調停, Victim and Offender Mediation, VOM）と修復的司法の概念は多義的で曖昧であるとの指摘について、藤岡淳子編著「被害者と加害者の対話による回復を求める—修復的司法におけるVOMを考える」（2005年）13頁以下参照。

² 緩起訴や司法取引手続においては、調停に類する過程は検察官が主導するため、この検察官が主導する調停を「不純正調停」と称する学者がいる。葛祥林「加害人・被害人

も取り上げられ、修復的司法に関連する部分についても若干検討を加えたため、本章では重複して検討はしない³。以下は、「郷鎮市調解（調停）」制度と「法院調解（裁判所調停）」を主な対象として、分析・検討する。

第二節 郷鎮市調解（調停）制度

1 台湾の独自の制度

台湾では、刑事調停の理念と最も近いとも言われる制度は、「郷鎮市調解条例」⁴による「郷鎮市調解」という制度である。研究によると、「調解（調停）」という制度は古代中国の周王朝時代にすでに存在し、似たような制度は秦・漢以降から清王朝に至るまで代々存在していた。中華民国政権が中国大陆にあった時代にも、法制化がなされないまま調解制度は存続していた⁵。台湾社会では、漢民族の固有思想及び儒教思想に大きな影響を受けているため、紛争が裁判沙汰に発展することが恥と考えられ、和睦を重んじるという思想（いわゆる「以和為貴」）が根強い。このような思想を体現した法制度が郷鎮市調停制度である。このような意味においては、1955年に台湾で成立する「郷鎮市調解条例」は、中国の制度を継承したものとは言えるが、制度を現代の法制度として確立するのが初めてのことであり、台湾の独特な社会情勢に合わせた制度作りを考えれば、中国の制度と一線を画しており、台湾独自の制度として評価された⁶。

文面からもわかるように、郷・鎮・市とは地方自治の行政区分の名称である。実は、「郷

關係與應刑罰性」台湾本土法学第86期（2006）134頁。

³ 緩起訴の部分について第二章第二節の3を、協議手続の部分について第五章第五節の3を参照していただきたい。

刑の執行猶予制度は、条件付緩起訴制度導入の影響を受け、その遵守・履行事項とはほぼ同内容の付加事項が盛り込まれている。刑法第74条第2項の各号に定められた被告人に命じることのできる内容は、①被害者に謝罪すること、②悔悟書を提出すること、③被害者の財産的な及び非財産的な損害に対し相当額の賠償を支払うこと、④公庫の相当額の金額を支払うこと、⑤指定された政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティ、またはその他公益目的の機構もしくは団体に40時間以上240時間以下の義務労務を提供すること、⑥禁絶治療、精神治療、心理補導またはその他適当な処遇措置、⑦被害者の安全を保護する必要な命令、⑧再犯予防に必要な命令。

また、刑の免除制度について、①被害者に謝罪すること、②悔悟書を提出すること、と③被害者に相当金額の慰謝料を支払うことは、従来から、裁判官が刑の免除判決を言渡す際に、被告人に命ずる事項として、刑事訴訟法第299条に存在している。

⁴ この「条例」は地方自治制度に関連するが、台湾では、条例というものは通常法律と同じレベルに位置づけられる法律の名称の一つである（中央法規標準法第2条：「法律の名称は、法、律、条例または通則とする」）。そのため、地方自治体の権限と関係なく、条例は全国性の効力を有する法律である。

⁵ 許春金、陳玉書、黃政達「調解制度中受調解人修復性影響因素之研究——修復式正義觀點」犯罪與刑事司法研究第9期（2007）4～5頁。

⁶ 容邵武「文化、法律與策略：郷鎮調解過程的研究」台湾社会学刊第38期（2007）85頁。

「鎮市調解」制度は、地域密着型制度で地方自治制度の一環として機能を果たしている。その一方、紛争を解決する司法的な機能も果たしているため、行政・司法に跨る「準司法制度」と考えられる⁷。従来、この制度に関する研究が少なかったが、近年は修復的司法の理念と強い親和性を有しているため、注目が集まっている（以下、郷鎮市調解条例を「調停条例」と、郷鎮市調解制度を「郷鎮市調停制度」という）。

2 制度の概要

(1) 組織と委員会の構成

郷鎮市調停制度は、調停委員会がその中心である。調停委員会は基本的に7から15名の委員で構成され、全国各郷、鎮、市の役所に設置される（調停条例第2条）。直轄市（例えば台北市）の場合は、郷・鎮・市と同じレベルの「区」に設置される。それらの自治体は、県または直轄市に次ぐ地方自治体であり、一般市民にとっては生活と密接しているうえ、役所も利用しやすい存在である。

調停委員会の委員は、同自治体に在住する法律あるいはその他の専門知識を有し、かつ、人望を有する公正な者から自治体の長が選び、所管裁判所及び所管地方検察署の共同審査を経て、県政府に報告してから選任する（同第3条）。調停委員は基本的に無給職のボランティアであるため⁸、リタイアした地方の有識者を招く自治体が多い。2014年末現在、全国368郷鎮市区⁹の調停委員は合計4028名であり、そのうち60歳以上の者は2388人にも達している¹⁰。

(2) 調停手続

A 調停の開始

調停委員会が調停しうる事件は、民事事件と親告罪の刑事事件とされている（同第1条）。調停の提起は、紛争の当事者（刑事事件の場合では、加害者または被害者）が、書面または口頭によって行なう（同第10条）。すでに起訴され第一審裁判所に係属している親告罪の刑事事件は、その弁論終結前に、調停を申請することは可能である。司法院の通達によれば、この場合、裁判所は調停の進捗状況を考慮し公判期日を適宜に合わせるべきであるとされている¹¹。

⁷ 地方制度法第20条第3項によれば、郷鎮市調解は地方自治の一部である。予算は国でなく、自治体が負担するが、業務の奨励のための予算は内政部と法務部が負担する。委員の選任審査などの事項は事実上法務部と司法院の監督を受けているため、単純な地方自治（行政）事項でもない。

⁸ 但し、調停を担当した場合は手当が貰える（一件あたり約500台湾元、約1,800円前後）。この他、業務状況による若干の奨励金制度もある。

⁹ 中華民国が実効支配している台湾全土、福建省金門県及び連江県を指す。

¹⁰ 内政部103年統計年報による。

¹¹ 司法院通達「法院適用郷鎮市調解條例應行注意事項」（2008年8月15日）第1参照。

さらに、検察機関との連携の強化を図るために、法務部は通達をもって、捜査中の親告罪事件、または民事的な賠償・給付の性格の強い非親告罪事件について、加害者・被害者に調停を勧めることを検察官に求め、それらの同意を得た検察官は、事件を所轄地方の調解委員会に仲介移付することができる¹²。調停の結果が検察官の事件の処分をする際に参考の材料になることは、連携の具体的な意義であると考えられる。検察官の仲介で移付される事件のほかに、警察の仲介で移付される事件も多い。

なお、調停委員会は民事事件も扱うため、本質が民事事件である刑事付帯民事訴訟について、裁判所は、これが調停に適すると認めるとき、決定で調停委員会に移送することもできる。但し、解釈上、これも当事者の同意を得なければならない。

B 調解の手続及び処理

調停委員会は、申請を受けた後、要件を審査し調停の期日を決めなければならない、原則的に、申請から15日以内に調停を行なう。委員会は書面をもって出席の要請を当事者に通知する（同第15条）。調停できる刑事事件が親告罪事件に限られているため、事件の被害者の同意を得なければ、調停手続を行うことができない（同第11条）。

法には、調停の場所について原則規定しか設けられておらず、一般的には区役所のオフィスにて行なわれるが、他の適切な場所（例えば、公民館や体育館）で行なわれる場合もある。裁判所法廷と違って、調停の場所には参加者毎に固定された席順がなく、席が自由で座席の間にも段差がないのが通常である。

調停は、原則的に委員3人以上の合議制で行なわれるが、当事者の同意があれば単独制で行うことができる（同第7条）。人的資源を合理化するために、殆どの調停は委員一人で行なわれているのが実状である¹³。当事者は、信頼する者を三人まで推薦し、協同調停員として出席させることができる。調停事件と利害関係のある者は、委員会の許可を得て調停参加人として参加することも許される（同第17・18条）。協同調停員と調停参加人の容認によって、地域の代表者、利害関係者、当事者の家族などが一堂に会し、事件の最適な解決方法を語り合うことが可能になる。

調停は公開されない。委員には真相を調査する権限はあるが、その場の証拠提示や当事者陳述によって行なわれることが多い。調停を行なう順序について、法には殆ど規定が設けられておらず、基本的には調停委員に任せるため、臨機応変に行なわれるケースが多い。例えば、調停委員は加害者・被害者に各自の意見・主張を語らせて、話し合わせてそれらの対話を促し、証拠調査・争点整理をしながら、当事者双方に勧告したり、参加者・協同調停員の意見を聞き解決策を模索したり、当事者の合意を図るための解決案の提出をした

¹² 「検察官偵査中加強運用郷鎮市區調解功能方案」（1998年5月14日法務部法87檢字第001595号）但し、性犯罪と家庭内暴力事件は除外されている。民事的な賠償・給付の性格の強い非親告罪事件の実例を挙げれば、検察官が過失致死事件の被害者遺族と被疑者を説得し調停委員会に移付する事例があった。李善植「天平上の愛」法務通訊2547期（2011）第4版参照。

¹³ 法務部はその調停奨励金支給策では、単独制を推奨している（「法務部郷鎮市調解奨励金核發要點」参照）

りする¹⁴。同法には、訴訟遅延を防ぐため、裁判所から移送された事件について、二か月の制限が設けられているが、これを除けば、調停の時間や回数についての制限はない。ごく短時間で調停が成立するケースもあれば、数回の調解を経ても成立できないケースもある。

C 法律効果

調停終結の場合では、成立・不成立それぞれに法的な効果が与えられる。不成立の場合、調停委員会は調停不成立の証明書を発行する。調停は親告罪の告訴権者が申請した場合では、告訴権者は委員会に告訴の申請をすることができ、この場合、事件は管轄権のある検察官に移送されることになり、そして、調停の申請時に告訴がなされたものと見なす（同第 30・31 条）。

調停成立の場合、委員会は調停書を作成し、当事者双方に交付し、郷鎮市役所に報告する。郷鎮市役所は十日間以内に、調停書及び記録資料を、移送元または管轄権のある裁判所に送付し、審査を請求しなければならない（同第 25・26 条）。合意は被害者への謝罪・賠償などの内容とするのが通常であるが、どのような内容であっても、処罰は禁止されている（同第 22 条第 2 項）。裁判所は、調停合意の内容を審査し、原則的に、法律違反、公の秩序または善良の風俗に反する事項、執行に適していない事項、その他の適切でない事項がなければ、合意を裁定する。裁定された合意内容は確定判決と同一の効力を有する。調停は金銭もしくはその代替物、または有価証券を給付することを内容とするものが、その調停書は債務名義を有する。当事者は、同一事件について、再び起訴、告訴または自訴（被害者訴追）を提起することができない（同第 27 条）。捜査中または第一審刑事手続弁論終結前に親告罪刑事事件の調停が成立し裁定された場合では、告訴または自訴は成立時点に取り下げられたものと見做す（同第 28 条第 2 項）。

（3）運用状況、評価及び検討

A 制度の運用状況

（表 1）2002～2011 年全国郷鎮市調停（刑事事件）統計

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総件数	57,637	61,630	64,148	70,090	76,903	82,303	87,415	89,417	88,414	91,469
成立 (%)	48,218 83.66%	50,490 81.92%	53,405 83.25%	58,320 83.21%	62,539 81.32%	68,478 83.20%	71,695 82.02%	73,766 82.50%	72,403 81.89%	73,820 80.70%
不成立 (%)	9,419 16.34%	11,140 18.08%	10,743 16.75%	11,770 16.79%	14,364 18.68%	13,825 16.80%	15,720 17.98%	15,651 17.50%	16,011 18.11%	17,649 19.30%
委員数	3,811	3,790	3,932	3,959	3,963	3,956	4,028	4,035	4,027	4,028

（註）内政部統計資料により作成。パーセンテージは筆者が算出した

¹⁴ 調停事件について、公正で理にかなう策を練り、双方を協調させることを努力すると、同法第 22 条で調停委員に努力義務を課している。

過去 10 年間の統計数字（表 1 参照）を見ると、制度が非常に頻繁に利用されていることは明らかである。調停の件数は年々増加していて、2014 年の件数は、十年前と比べ、60%程度の増加があった。2011 年の統計によれば、傷害及び器物損害罪類の調停が圧倒的に多く、合計約 89.34%を占めていた。そのうち、喧嘩による普通傷害や器物損壊などもあるが、交通事故事件（過失傷害罪）が最も多いと思われる。交通警察隊の仲介で移付される事件の件数が多いのは、その原因であると見られている。

B 制度の評価

行政と司法、伝統と現代、民事と刑事の交差地帯に位置していることが、郷鎮市調停制度の特徴である。社会的な観点からすれば、本制度は、伝統的な調和観を現代法制度に存続させるという意義を有している。

現に認められた刑事調停の意味・目的と違い、調停条例の成立当初の司法的な目的は、ただ裁判所の負担軽減を唯一の目的としていたと指摘されている¹⁵。現在になっても、この機能の重要性は依然として否定することはできない。上記 2010 年の統計資料を例とすれば、同年度地方裁判所で提起された公訴事件の件数 201,226 件を併せて考えれば、裁判所の負担軽減に重要な役割を果たしているに違いないと考えられる。

80 年代中期に、刑事司法の観点で郷鎮市調停制度の新たなあり方を模索する一部の見解は、すでに調停制度の損害修復機能、ダイバージョンとの関係、起訴猶予制度との相互関係の可能性、社会（地域）内処遇との関連などの側面に着目し、制度の拡張と再認識を呼びかけた¹⁶。当時ではかなり先進的な見解であったにもかかわらず、この制度に対する積極的な議論が出されず、凡そ 2000 年までの観点は、郷鎮市調停制度は刑事調停・和解の趣旨を取り組んだ制度と認めつつ、検察機関との連携、対象犯罪の拡大など制度の強化が主張されたが、その着眼点はやはり司法システムの負担軽減であった¹⁷。

それ以降の論点は次第に修復的司法との関連に向けて、郷鎮市調停制度が修復的司法の実践形と認識され¹⁸、その健全化が修復的司法に取り掛かる際の一課題と指摘され¹⁹、文化の適合性から検証し郷鎮市調停制度が華人社会向けの修復的司法実践策と論ずる説もある²⁰。そして、近年に郷鎮市調停の参加者と調停委員を対象として実施された実証研究は、当事者が調停のプロセス、調停の結果、修復程度、そして制度そのものに対し満足を示したことから、制度全体が修復的司法の理念とかなり合致し、それなりの確実な効果があるという結論に帰結した。同研究は、郷鎮市調停制度の基本理念は裁判所の負担軽減のみならず、損害の修復もその一つであり、調停を実施する際に、裁判所の負担軽減のみ考

¹⁵ 吳景芳「刑事案件之裁判外處理——由美國之裁判前疏訴計畫論我刑事案件之調解」、同氏著「刑事法研究（第一冊）」五南圖書出版公司（1999）248 頁。

¹⁶ 同前註。この論文の初出は 1984 年法学叢刊第 29 卷第 3 期。

¹⁷ 高金桂「論刑法上之和解制度」東海法学研究第 14 期（1999）157、161 頁。

¹⁸ 許福生「犯罪被害人保護發展趨勢之探討」刑事法雜誌第 49 卷第 4 期（2005）45 頁。

¹⁹ 莊忠進「論回復性司法」警學叢刊 33 卷 4 期（2003）70 頁。

²⁰ 陸振芳「修復式正義理論在華人文化之可行性探討」警學叢刊 38 卷 4 期（2008）127 頁以下。

えれば、調停の効能を損なうことになる」と主張した²¹。積み重ねられた議論のうちに、郷鎮市調停制度を地域司法（community justice）と結び付け、地域を中心とする修復的司法的な司法システムの構築において、行政的な区画を基準に設置された郷鎮市調停委員会は、重要な一翼を担うべきという主張もある²²。

C 検討

郷鎮市調停制度の構造と調停手法（例えば、調停の開始、対話、合意、中立的な第三者、終局的な解決効果）を考えると、本制度は真正の刑事調停制度と言える。地域を基盤とすること、犯罪に関係する地域の者、利害者、家族などが一堂に会し、事件の最適な解決方法を語り合うことが可能ということを含めて考えれば、修復的司法のモデルの一つとして認めることができ、そして、事件を訴追システムから外す効果（告訴権消滅・取下げ）を含めて考えれば、ダイバージョン策の一つとして認めることもできる。

被害者的な視点からすると、制度の特殊性が見られる。調停できる罪種の制限について、罪の軽重ではなく、被害者の意思を尊重する親告罪に限られることは、それなりの意義がある。そして、加害者・被害者の対話的な要素や、双方の合意によって終局的に刑事法上の法律効果が生じることは、公判手続にないものである。さらに言えば、本制度は、台湾での広義的な刑事司法システムの中で、ほぼ唯一、被害者が事件処理の開始から解決まで関与できる制度と言える²³。

とは言え、限界も見られる。主に司法前処理とされている郷鎮市調停制度は、殆ど事件の加害者・被害者の自発的な調停意識に頼るため、当事者が制度の存在を知らない場合や、あるいは、事件の調停の可能性が存在するものの、事件が告訴・公判まで発展する場合は、当事者の申請がない限り、制度のメリットが十分発揮できなくなる。適用罪種が親告罪に限られるため、非親告罪事件ではたとえ軽微でも適用ができず、制度の可能性がやや制限されている。

修復的司法であろうと、ダイバージョン策であろうと、郷鎮市調停制度の派生的な機能を期待する一方、まず政策のジレンマを解消することが必要である。言うまでもなく、裁判所の負担軽減はこの制度の重要な機能であるが、これを主な目的とし訴訟経済効果を求めれば、事件処理の合理化が必然的な帰結となり、その結果は調停の本来の意味を失ってしまうことになるため、この思想から脱却しなければならない。そして、制度の基礎となる調停委員の数と質の向上も課題となっている。過去 10 年間の調停件数が 60%も増加したのに対し、委員の数の増加率は僅か 6%程度である。件数から市民の制度への根強い信

²¹ 許春金、陳玉書、黃政達「調解制度中受調解人修復性影響因素之研究——修復式正義観点」、犯罪與刑事司法研究第 9 期（2007）1 頁以下。

²² 陳祖輝「淺談社區司法的理念與實踐：復歸式正義的取向」社區發展季刊 107 期（2004）445 頁以下。

²³ もう一つの可能性は、自訴（被害者訴追）において付帯民事訴訟（付帯私訴）が提起されることである。但し、注意しなければならないのは、付帯民事訴訟において、民事訴訟法の訴訟上和解や調解を類推適用する場合を除き、事件は合意ではなく裁判官の判断（判決）により解決されることである。

頼が伺えるが、このまま行くと、調停の質の低下に繋がり、最終的に市民の信頼を損なうことになりかねない。調停委員の質こそが制度の要であり、改善する余地があると度々指摘される²⁴。特に、委員の法的な涵養や調停の専門知識の強化をしなければならない。しかし、郷鎮市調停制度は台湾の独自の制度として 50 年以上も存在しているにもかかわらず、調停の基礎理論や実務研究が乏しいのが現状であり²⁵、刑事調停の理論と実務が深化し委員の質が高まるまで、時間を要するのではないかと考えられる。

第三節 法院調解（裁判所調停）制度

1 制度の成立背景と構成

（1）成立背景

近年、刑事裁判所のみならず、民事裁判所も社会・経済情勢の激変による大量な訴訟事件に追われている。それを解消するために行なった諸措置のうち、いわゆる「裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution; ADR）」の導入は重要である。この制度は、通常の裁判手続によらない紛争解決方法を指し、もともとアメリカにおいて、訴訟多発をうけ、裁判の合理化を図るために出来た制度であり、民事・家庭裁判の事件などに多く活用されている。

司法行政の主管機関である司法院は、2006 年から、この概念を民事事件に運用することを推進してきて、民事訴訟の調停制度の拡大のきっかけとなった。さらに、各裁判所は、裁判外紛争解決概念の延長線として、民事訴訟法を根拠として設置された調停委員の機能を刑事事件においても運用している²⁶。このような制度は、前述の行政的・地方的な郷鎮市調停制度と異なり、「裁判所調停（原文の表記は「法院調解」）」または「司法型調停」と呼ばれている。とは言え、この制度は刑事訴訟法や特別法においても成文がなく、実務運営において運用されている事実上の制度である。

（2）調停委員の構成

裁判所の調停委員の設置の根拠となる民事訴訟法と司法院通達²⁷によれば、各裁判所の調停委員は、所長が選び選任する。選任の具体的な条件・資格は設けられず、人数も各所

²⁴ 例えば、陳祖輝前掲 454 頁、吳景芳前掲 249 頁、許春金、陳玉書、黃政達前掲 46 頁。

²⁵ 陳賜良「談如何提昇台灣調解品質」律師雜誌 2009 年 10 月号（2009）66 頁。

²⁶ 実施の根拠は司法院通達「加強調解試辦要點」（2005 年 12 月 21 日）である。強化実施の時期は一年の延長を経て 2007 年末までに終了したが、推進の結果として、2007 年の民事訴訟法の改正のきっかけとなった。刑事調停の部分は事実上の制度に止まっている。

²⁷ 民事訴訟法第 406 の 2 条第 1 項及び同第 463 条、そして、司法院「法院設置調解委員辦法」（2009 年 11 月 13 日司法院院台廳民一字第 0980026743 號令修正）。

の事務状況によって各裁判所に任せられている²⁸。そのため、実際の構成は多種多様であり、郷鎮市の調停委員が兼任するケースもあり、裁判所長が兼任するケースもある。法律によって若干の手当てが支給されるが、委員は無給職のボランティアである。

選任の条件と無給制の点を見れば、裁判所の調停委員は郷鎮市調停委員会委員と同じであるが、若干の違いがある。裁判所の調停委員は独立機関ではなく、裁判所に付属し、裁判官が調停事件の性質・状況により担当委員を選ぶ²⁹。裁判所の扱う事件は専門性が高く、民事・刑事問わず、より高い調停委員の素質が求められているため、郷鎮市調停委員会の委員と違い、裁判所の選任する委員の学歴や専門性が比較的に高いのが特徴である。

2 事件の処理と制度の利点・意義

(1) 調停の開始と実施方法

調停に適すると認められる事件は、概ね次の三種類が挙げられる。①刑事付帯民事訴訟事件、②親告罪事件、③民事的紛争の性格の強い非親告罪事件。③の場合、特に財産、名誉、健康など個人法益を侵害する犯罪が主として考えられる。従って、刑事手続における調停ではあるが、これは刑事事件の罪や刑について協議する司法取引的制度ではなく、あくまでも、話し合いを通じて解決しうる民事の部分について調停する。

調停を利用するときは、当事者（被告人と被害者）の合意がなければならない。刑事裁判官は事件を移付する職権を持たないため、例えば片方の当事者のみに申請の意欲がある場合、あるいは、裁判官が事件の性質・状況を考慮し、調停に適すると認める場合においても、刑事裁判官は被告人・被害者に調停を勧めることしかできない。実務では、被告人と被害者の調停の意思を確認するには、公判期日前に召喚状と共に意思調査票を双方に送付する方法や電話確認などが使われている³⁰。期日前に調停意思が確認された場合、裁判官は予め調停期日を刑事公判の期日と同じ日に指定することになる。

刑事調停のある裁判は、調停手続を挟んで行なわれる。具体的な進め方は裁判所により異なるが、台中地方裁判所を例とすれば、以下のように行なわれる³¹。まず公判は刑事公判として開始され、調停期日が予め指定された場合、あるいは、公判進行中に、裁判官の訊ねによって調停意思が確認される場合、裁判官が休廷を宣し、調停手続に切り替わる。次に、裁判所の調停室で当事者が口頭をもって調停を申請し、民事調停事件として調停が

²⁸ 司法院の通達「法院設置調解委員辦法」第4条によれば、以下の一つを持っていれば条件が満たされる：品行方正、信用良好、調停事務に熱心である、生活安定且つ時間的な余裕がある、心身健全且つ説得力がある、民事・家事紛争解決の専門経験がある、社会的な経験知識がある、その他適切と認める者。

²⁹ 民事訴訟法第406条の1第2款、「法院設置調解委員辦法」第12条。

³⁰ 梁宏哲「如何提昇法院調解的功能—板橋地院加強調解試辦經驗談」司法週刊1314期(2006)3頁。

³¹ 劉長宜「台中地院調解業務概況與展望(上)」司法週刊1569期(2011)2頁以下、張惠立「台中地方法院加強調解試辦壹年談」司法週刊1330期文選別冊(2007)45頁。

開始される。調停は、調停委員または司法事務官³²が行い、成立・不成立を問わず、調停の状況を報告書にして、当日のうちに訴訟記録と共に刑事法廷に送り返す。最後に、刑事裁判官が公判を再開し、調停の状況を考慮して、その場で弁論に入るか、公判期日・時間を改めるかを決定する。こうして、初回の公判期日をもって、以降の裁判をどう行なうのかを、効率よく決めることが可能になる。そして、最終的に、刑事裁判官は調停の結果を考慮し、刑事裁判に反映させる。

(2) 制度の利点と意義

司法行政的なメリットとして、上述した例のような手続のアレンジによって、当日の調停が成立した場合、または最終的成立しなかった場合でも、公判続行ができるようになり、時間の無駄が省けるということが挙げられる。成立の目処が付く場合でも、刑事裁判官は調停結果が出るまでの時間を予測し、次回の期日指定が円滑にできるようになる。こうして、訴訟遅延を防ぐ効果が得られるし、裁判の参加者（特に被害者）にとっては、一回の公判で民事・刑事の紛争が解決できれば、労力がかなり軽減されることになる。また、裁判所調停で合意に至った付帯民事訴訟事件の原告は提起を取り下げることになるため、この制度の実施後に付帯民事訴訟の審理件数が縮小した³³。そして、満足な調停合意を得た告訴人は勧告を受け入れ、告訴が取下げられることもある。とにかく、刑事裁判の速やかな終結、ひいては訴訟資源の節約に、この制度が役に立つといえる。

台湾では、金銭取引などの紛争の解決に、相手を圧迫し出頭させ債務を履行させようとするために、あえて刑事司法を利用するなど、私権の実現を目的とする事件は多く、特に、詐欺、横領、背信と文書偽造などの罪名においてよく濫用されている³⁴。特殊な法文化は刑事司法システムの重い負担となり、このような事件は捜査段階でできるだけ排除されるにもかかわらず、公判まで発展する事件もかなり存在する。上記のメリットのある本制度は、訴訟負担に悩んでいる刑事裁判所にとっては、実に都合のいい制度である。

これ以外に、私権実現のためではないが、訴追・応報というより、損害補填・回復されることを重視する告訴人もあり得る。特に、権利を主張し自分の被った損害を回復する手段すら知らない犯罪被害者にとっては、刑事調停で成立した合意は、裁判上の和解と同一効力を持ち³⁵、債務名義となりうるため、被害者の損害回復に一定の役割を果たしている。

また、調停制度は、量刑制度または執行猶予制度と組み合わせで運用することによって、大きな効果を発揮することになる。通常、刑事手続における調停で成立する合意は、加害

³² 司法事務官は裁判所の常設職で、裁判の中核事項以外の事務事項、または非訟事件を取り扱う。調停事件は司法事務官の所掌事務の一つである（法院（＝裁判所）組織法第17条2参照）。裁判所によっては、裁判官補佐（裁判官の命により訴訟事件の形式審査、法律問題分析、資料収集などを取り扱う常設でない職）が立ち会う場合もある。

³³ 本稿前掲第六章第三節参照。

³⁴ 「檢察機關如何處理假性財產犯罪案件」法務通訊2018期（2001）第3版。

³⁵ 台湾民事訴訟法第416条第1項「調解は、当事者の合意により成立する。成立した調解は、訴訟上和解と同一の効力を有する」。

者の謝罪誠意、損害回復に対する姿勢、そして被害者の赦しの程度が具体化されたものであり、示談と同様、量刑上に重要な意義を有する。台湾刑法第 57 条第 7、9、10 項によれば、行為者と被害者の関係、犯罪による損害、そして犯罪後の態度は、量刑の際に考慮すべき事項であるため、調停結果は判決に反映されうる。特に、初犯や犯情が比較的軽微な事件においては、執行猶予については刑の免除判決が活用される。裁判官が刑法第 74 条第 1 項により執行猶予を言渡すときは、さらに状況を斟酌し同第 2 項各号の付随的な命令を付加することができる（前掲註(3)参照）。こうして、制度のメリットが相補われることになり、社会内処遇や再犯予防など刑事政策的な目標が達成できる。そして、調停合意の履行を執行猶予の条件とすることなどによって、被害者の利益がより一層確保される。

さらに、犯罪の被害者・加害者が刑事裁判において対話をする機会を得られることは、重要な意義を有する。本制度の構造を見ると、被害者・加害者の意思で開始される調停、中立的な調停者、修復過程と対話、調停結果が反映されるなどの要素を備え、刑事調停に適合し、修復的司法理念との接点も見られる。論者は、裁判所調停制度はアメリカ法における刑事調停プログラム（Victim and Offender Mediation, VOM）の基本構造・概念を有し、人的資源が郷鎮市調停制度より優れる裁判所調停制度は、これからの「裁判外紛争解決手続（ADR）」の基盤になり得ると指摘した³⁶。実務においては、公判中の事件だけでなく、検察官の仲介により、捜査中の事件を調停する事案が存在する。台中地方裁判所の統計によると、当所の取り扱った捜査中事件の調停の成立率は、2009 年が 72%、2010 年が 66%である³⁷。実際、法務部が 2009 年から次第に推進してきた「修復的司法」計画において、2010 年 6 月から実験的に実施された捜査段階の修復的司法プログラムが利用されてきたのは、この裁判所調停制度であった³⁸。

3 制度の検討と問題点

(1) 事実上の制度としての問題

台湾では、いわゆる「改良式当事者主義」という刑事訴訟構造の導入後も、職権主義の色彩が依然として残されている。起訴状一本主義を採らないため、公訴提起後に、捜査中の証拠・記録を裁判所に移送しなければならず、裁判官が訴訟資料を閲したうえで公判に臨み、公判中の裁判官の訴訟指揮権も強い。これを後ろ盾に、民事の調停制度を刑事事件に運用する「刑事調停」が事実上の制度として存続させられることになるであろう。しかし、事実上の制度であるため、それなりの欠点がある。

まず、民事訴訟法を根拠とする制度を利用するため、一般の民事調停と刑事事件からの

³⁶ 陳賜良前掲 67 頁。

³⁷ 劉長宜前掲 3 頁。

³⁸ 劉長宜前掲 3 頁。法務部委託研究「修復式正義理念運用於刑事司法之探討」期末報告（2011）318 頁以下。法務部の修復的司法計画は裁判所調停制度を利用したが、調停で実施したプログラムの計画に応じて特化したものであり、本稿が取り上げる（一般に行われる）刑事調停では必ずしも実施するとは限らない。

民事調停をはっきりと区別して計算することが難しく、マクロ的な制度成果の検証に支障をきたし、改善する余地がある³⁹。そして、刑事調停の実施方法は各裁判所によって異なり、制度としての安定性、当事者・被害者の手続上の保障が欠けている。調停の本質を言えば、あくまでも民事行為であり、刑事事件において、調停の意味は量刑の参考材料として使われることである。前述の通り、刑事裁判官は事件を調停に移付する権限がなく、勧めることしかできないが、実際、公判中に、勧めるか否か、及びその時期について、すべて裁判官に委ねる。しかし、例えば、同じく量刑資料になり得る被害者の意見陳述は、調停の結果によって内容が異なり得るため、調停を何時に実施するのかなどは、終局的に裁判官の量刑心証に異なる影響を及ぼすことになりかねない。それに、裁判官は往々にして被告人の量刑を軽くするために調停を勧めるが、職権による量刑材料の調査でなければ、当事者や被害者の請求のない場合では、刑事裁判官が自主的に量刑材料の実現を手助けすることについては、議論の余地はある。下手すれば、調停不成立の事実が量刑心証に悪影響をもたらす危険性がある。制度の適正運用には裁判官による慎重な判断が必要である。

(2) 調停委員の質の問題

郷鎮市調停制度と同様に、裁判所の調停委員の質も問われている。裁判所の選任する委員の質が比較的に優れていることは確かであるが、裁判所の取り扱う高度複雑な事件に対応できているのが問題視されている。ボランティアなので研修を勧めることしかできず、質的な向上が期待し難い⁴⁰。無報酬のため、手当だけで優秀な人材を確保することも困難である⁴¹。「刑事」調停制度が明文化されないかぎり、刑事事件の特殊性に対応できる調停委員を選任するのが困難であり、司法事務官や裁判官補佐に事務分担させることになっているのが現状である。

(3) 理想から乖離する危惧

もっとも問題となっているのは、実務において、調停がもたらす手続の時短化効果と被害者への金銭賠償は、裁判所の負担軽減と被害者の損害回復に等しい、そして、早期で迅速な調停は裁判所にも被害者にも裨益することになる、という短絡的な理解である。一部の裁判所では、調停の時期を前倒しさせて、すべての刑事事件を公判準備手続の前に、一律に調停に移付させるというやり方が見られている⁴²。

確かに、刑事和解・調停においては、被害者の利益に深く係わる事柄として金銭賠償が

³⁹ 陳嘉惠「高雄地方法院調解業務之現況與開展」司法週刊 1330 期文選別冊 (2007) 13 頁以下参照。

⁴⁰ 陳賜良前掲 70 頁。また、劉長宜「台中地院調解業務概況與展望 (下)」司法週刊 1570 期 (2011) 3 頁参照。

⁴¹ 張惠立前掲 42 頁参照。

⁴² 洪英花「實踐修復式正義—以士院試辦刑事案件流程管理為例—」台灣法學 175 期 (2011) 17 頁。

重要なテーマと思われており、和解・調停を通じて、事件の早期終結や裁判手続から外するという効果もありうる。しかし、もし当事者の真の紛争解決こそ調停・和解の目標であるとしたら、財産的な損害回復はその手段の一つにすぎず、この短絡的な理解のもと「被害者の回復」を口実に行なわれた調停・和解は、「裁判所負担軽減」という司法行政当局の下心が露呈しているとしか言えない。告訴の取下げや処理所要日数の短縮など、裁判所の都合のいい「事件の解決」を図るために、結局、調停担当者を含む裁判所側は、量刑の軽減（特に、単純執行猶予と条件付執行猶予）、あるいは、公訴棄却判決の可能性を材料として被告人を籠絡しようとし、被害者側には確実な金銭賠償が得られることで説得しようとし、まるで馬の鼻先に人参を吊るすように、被告人と被害者を調停に誘引することになる。その結果、たとえ調停が成立したとしても、加害者・被害者の「対話」はほぼ存在しなくなり、調停の意味は賠償額の取引しか残っていなくなる。この状況について、論者はこのように指摘している。被害者も加害者も、そして調停の担当者も、心身的な準備をしていないままに拙速な刑事調停をし、被告人が刑事制裁のプレッシャーに、被害者が報復のプレッシャーに迫られている状態で出来た調停は、往々にして不公平である。特に、生命・身体・健康を侵害する事件において、このような短時間で、害を被った被害者の傷が治せるのか、加害者が被害者の苦痛を理解できるのか疑問である。このような調停は本来の目的とかけ離れている⁴³。

上記のような、理想から乖離している現制度の裏に働いているのは、他ならぬ、訴訟経済や裁判所の負担軽減の考え、そして、調停に対する誤解である。裁判所の刑事調停制度は、真の加害者・被害者調停制度に向けて構築するなら、明文化のみならず、調停の意味を正しく理解し、負担軽減の道具と誤解されないことも、重要な課題である。

第四節 今後の課題と日本への示唆

ここまで、大雑把であるが、台湾における「郷鎮市調解」制度と「裁判所調停」制度を説明し検討を加えた。これらの制度の創設背景や本来の目的は、殆ど刑事裁判所の負担軽減や訴訟経済であったが、制度の枠組みの範囲内で、運用面により、加害者と被害者の調解・和解・対話の機会がもたらされた。その結果、刑事司法プロセスの広い段階で、加害者・被害者が対話する可能性が存在することになっている。犯罪被害者の法的地位から見れば、各段階の刑事調停・和解策を活用するなら、被害者の紛争解決と被害回復に非常に有用であり、被害者地位の向上に繋がるのではないかと考えられる。

近年、法務部の実験施行した修復的司法のプログラムが現存制度との有機的な連携で成立したことから、現存制度においても、修復的司法の理念を運用する土壌があると思われる。特に、修復的司法の純粹モデルに近い郷鎮市調停、そして裁判所調停が期待されている。刑事調停・和解制度が運用された事件は、必ずしも終局的に加害者を刑罰的な制裁から外すことに繋がるわけではないが、加害者・被害者にある程度の対話があれば、この延

⁴³ 陳賜良前掲 67～68 頁。

長線で矯正段階での対話も期待できるのではないかと考える。

しかし、多くの制度は「裁判所の負担軽減」を当初の目的の一つとして設定されたが、この目的が過度に強調されると、合理化、効率、迅速な処理の価値も強調され、制度の「マクドナルド化」⁴⁴、ひいては、制裁システムの諸制度の道具化が危惧される。このような危険を如何に払拭するのかが、正に今後の最大の課題である。

日本では、2000年の犯罪被害者保護二法の成立を受け、民事の争いについて、刑事訴訟手続での和解制度が導入された。この「刑事和解制度」と呼ばれる制度によれば、被告事件にかかわる民事上の争いについて、刑事被告人と被害者の間で合意が成立した場合、その内容が記載された公判調書に裁判上の和解と同一の効力が付与されるため、それを債務名義として強制執行することができる。民事和解と同一効力の点、そして、刑事民事の紛争を一回の手続で解決できる点は、台湾の裁判所調停制度と類似している。台湾の裁判所調停度は、修復的司法との関連付けと量刑に反映することがなされているのに対し、日本の制度は修復的司法として理解されていないうえ、量刑上の事情として考慮されることも強調されていないが、刑事和解を量刑で考慮することはありうる。しかし、被害者は現実の損害回復がなされていない段階で量刑上、被告人の有利な事情として扱われることに抵抗があり、制度が広く活用されない理由の一つと指摘された⁴⁵。制度の頻繁な運用こそ正義とは限らないが、和解そのものをどう刑事手続で取り扱うべきなのか、被害者の損害回復の利益と被告人の刑事手続での利益のバランスを如何に取るのかなど、今後日本制度の改善や運用については、台湾の諸制度を参考にする余地はあろう。

⁴⁴ 緑川徹「マーク・アンブライト『被害者・加害者のマクドナルド化および周縁化の回避』」法律時報 74 卷 11 号 (2002) 100 頁以下。

⁴⁵ 武内大徳「犯罪被害者に対する経済的支援の展望——間接的支援の拡充と犯罪被害者庁の設立にむけて——」被害者研究第 25 号 (2015) 124 頁。同論文に指摘された理由は、この他に、①加害者に資力がない場合、実益が乏しい、②被害者等にとって、被告人と共同して申立を行うことが煩雑である、の二点である。

第九章 性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護

第一節 問題の所在

日本では、平成 22 年 12 月に閣議決定された「第三次男女共同参画基本計画」において、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」ことを具体的施策にしたことをきっかけとして、近年、刑法における性犯罪をめぐる議論が次々と展開されている。法務省の検討会では、性犯罪の構成要件及び法定刑、性犯罪を非親告罪化とすること、性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止、刑法における性犯罪に関する条文位置などを主な論点として、議論が行われた。性犯罪の構成要件及び法定刑という項目の中に、性犯罪の法定刑の見直し、強姦罪の主体等の拡大、性交類似行為に関する構成要件の創設、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、性交の同意年齢の引き上げ、配偶者間における強姦罪の成立、という七つの論点が含まれた¹。犯罪被害者支援の観点からすれば、諸論点の中の、性犯罪の非親告罪化に対する検討が殊更重要である。従来、被害者の名誉のために親告罪とされたと考えられてきた性犯罪の場合では、たとえ重大であっても被害者の告訴がなければ訴追できないというジレンマが存在しているうえ、性犯罪により多大な苦痛を被る被害者を刑事手続がもたらす不利益から守るという難しいテーマが横たわっている。この問題については実体法・手続法の内容検討を踏まえ、さらに政策的な考慮を加味しなければならず、立法論としては複雑で難解な問題である。

偶然にも、法制度の類似度が比較的に高い台湾では、前述した日本の法改正にあたり議論される論点の多くについて、1999 年の刑法改正前後を中心に検討され、刑法条文に反映されたものもある。日本の法改正検討にあたり、各国の立法例を参考にすることが有意義であることから、台湾の例が日本でも参考に値するものであると考える。本章では、1999 年の台湾の刑法改正内容の一部を紹介・説明したうえで、台湾でなされた性犯罪の非親告罪化をめぐる諸議論を中心に考察・検討を行い、最後に、日本への示唆を探るとしたい。

第二節 1999 年の台湾刑法改正における性犯罪の改正要点

1 改正前の性犯罪規定の位置づけ

まず、1999 年の改正前の台湾刑法における性犯罪の規定を説明しておく。第一章にも触れたが、台湾の現行刑法典は中国清王朝末期の草案がルーツであり、大陸法系の刑法系統を継受した。体系的には、総則、国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、個人法益に対する罪という日本と類似する順で成り立っている。性犯罪規定が置かれている

¹ 法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」第 4 回会議配布資料九「性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理（案）」による。

のは、「風俗を妨害する罪²」と名付けられた第 16 章であった。この章は、公共危険罪（第 11 章）と偽造犯罪（第 12 から第 15 章）に続いて位置し、これ以降は、重婚罪・姦通罪を始めとする「婚姻及び家庭を妨害する罪」（第 17 章）と「礼拝所冒瀆及び墳墓遺体侵害の罪」（第 18 章）といった善良な社会風俗を保護する条文が続いている。体系的に、第 16 章は社会的法益を保護する罪と位置された。台湾刑法における性犯罪に関する規定は 1999 年改正の前にも 2 回の改正があったが、その内容はわいせつ物頒布罪の法定刑の引き上げ³と性犯罪者の強制治療に関する規定の改正⁴であり、性犯罪規定全般に対する大幅な変更はなかった。それに対し、1999 年の改正で、第 16 章「風俗を妨害する罪」を含めた性犯罪に関する規定はほぼ全面的に改正された。改正の幅が広く、それについてすべてを言及することはできないが、以下は日本での性犯罪規定改正に有用であることを念頭に、本章論題の射程範囲内の関連情報として抽出してまとめておく⁵。また、性犯罪規定の非親告罪化については、第三節以下に詳しく論ずる。

2 改正の要点（非親告罪化を除く）

（1）性犯罪の保護法益と条文位置の見直し

前述のとおり、改正前の第 16 章は体系的に社会的法益を侵害する罪として位置された。それに設けられる強姦罪、強制わいせつ罪を始めとする性犯罪の保護法益についても、基本的には、社会の善良的秩序及び性的風俗という社会的法益を主な保護法益とし、個人法益も兼ねて保護すると考えられてきた。しかし、個人の尊厳を重んずる普遍的な価値からは、このような体系配置と個人的法益への侵害を内実とする条文との整合性にずれが生じ、解釈の面にも支障をもたらした。そこで、改正では、個人的法益への侵害が重視され、個人の身体と性的自主権が性犯罪の主な保護法益であり、社会的法益が副次的に保護されるという認識に改められた。

このような根本的な認識転換を踏まえて、性犯罪規定の条文位置の見直しがなされた。なるべく条項順を維持するという前提で、第 16 章が「性的自主を妨害する罪」と「風俗を妨害する罪」という二つの章に分けられた。本来の位置づけである社会的法益に対する罪の各章に個人的法益の章を挿入したことは多少不自然ではあるが、旧第 16 章の前半（第

² 原文の表記は「妨害風化罪」である。社会の善良な風俗だけでなく、道德推進作用を害する意味も読み取れるこの章名を直訳すると「風俗教化を妨害する罪」になるが、翻訳の便宜上で「風俗を妨害する罪」とする。

³ 1969 年の改正はわいせつ物頒布罪の法定刑を 2 年以下の有期懲役にするものである。

⁴ 台湾では保安処分が認められている。1994 年の改正は強姦罪などの性犯罪者に、保安処分の性質を有する強制治療を仮釈放の条件とする改正である。なお、1999 年の改正で、この内容が外され、その代わり保安処分の規定に新たな強制治療に関する規定が盛り込まれた。

⁵ 本節の 2 に挙げた改正点以外に、加重類型と加重結果犯の新設、児童・少年との合意性行為の犯罪化、法定刑の調整などの点があるが、論題の制限で詳しく論ずることとしない。

221条～第229条の1)にあった強姦罪を始めとする性的自由を著しく侵害する各罪を、新第16章「性的自主を妨害する罪」に帰属させ、その後半の血族性交罪、公然わいせつ罪など、社会秩序を維持する目的が比較的強い罪名は、新設された第16の1章「風俗を妨害する罪」に属させられた。

(2) 強姦罪の主体・客体の見直し

日本の現行法と同様に、台湾の旧法第221条第1項「強姦罪」⁶では、行為者が男性で被害者が女性に限られている。基本類型以外にも、例えば、旧第225条「心神喪失などの類似状況に乗じた強姦罪」においては、「婦女」に対する「姦淫」行為が構成要件とされた。強姦罪の「姦淫」行為への理解と客体が女性に限定されることから、犯罪主体は男性に限られると解釈されていた（但し、間接正犯の場合は女性も主体になりうる）。これに対し、第224条強制わいせつ罪の客体は男女とされ、旧法では、日本と同様で、男性は強姦罪の客体になり得ないため、男性が被害者になった場合では強制わいせつ罪にとどまっていた。1999年の改正で、性別平等の理念に基づき、性の差別をなくすために、強姦罪の犯罪客体について、強制わいせつ罪の例と同様に「男女に」と改められた。これで、男女とも強姦の被害者に該当しうるようになった。そして、性差をなくした性交行為の定義規定（後出（3）参照）を置いたことによって、解釈上は犯罪主体が男性に限定されることもなくなり、その結果、犯罪主体の拡大と同様な結果を得た。

(3) 性交とその類似行為の定義の再構成（性交概念の中性化）

旧第16章を中心に使われた姦淫という用語は、外国法を継受した現行刑法の制定当初から法律用語として使われた⁷。社会が変遷する中で、この言葉には法律用語と異なる意味が生じ、風紀を乱し道徳に反する性行為というような意味が含まれていると指摘された⁸。強姦罪が制定当初に体系的に社会的法益に関する罪に位置され、善良な性風俗の保護という角度からはそれほど問題が生じないが、落ち度のない被害者に社会的評価の低い言葉を当てはめることは被害者保護の理念にそぐわず、性差別的ニュアンス、封建的・父権的概念が浸透した用語を、より価値中立的な用語に変えることが求められた。

そして、強姦罪の構成要件行為である姦淫は、基本的に日本現行法と同様で、男性器の女性器への挿入（接触）行為、つまり、膣性交を中心概念として解釈されたため、性交の

⁶ 刑法旧第221条第1項は「婦女に対し、暴行、脅迫、薬剤、催眠術又はその他の方法を用いて、抗拒不能ならしめて姦淫した者は、強姦罪とし、五年以上の有期懲役に処する」とされていた。

⁷ 姦淫という語彙は日本の法律用語として創造されたと考えられる。谷田川知恵「性的自由の保護と強姦罪処罰規定」法学政治学論究第46号（2000）514頁。この用語は、台湾刑法のルーツとなる清王朝末期に起草された「大清新刑律」に日本の例を手本にして「猥褻、姦淫及び重婚の罪」が設けられたことによって法律用語として登場した。

⁸ 法改正提案委員による説明である。「立法院公報」第88巻第13期（1999）125頁。

類似行為を包摂することが難しい。価値中立的である性交という言葉であっても、口淫や肛門性交などの類似行為が包摂されるか否かについては依然として曖昧であるため、単なる文言の入れ替えは解決に繋がらない。そこで、1999年の改正では、刑法総則第10条（用語の定義規定）の第5項に性交の定義規定を置いたことで、性交類似行為を性交の定義範囲に取り入れた。改正後の第10条第5項によれば、「性交」とは、①性器を他人の性器、肛門または口に入れる行為、②性器以外の身体部位または器物を他人の性器、肛門または口に入れる行為、と規定された。

このような定義は、問題となった肛門性交や一部の口淫行為をカバーできるようになったものの、新たな適用問題を起こした。例えば、歯医者等の指を患者の口に挿す行為は、違法阻却事由があることで処罰されないのが明らかであるにもかかわらず、その行為が刑法上の性交行為に該当すること自体には違和感がある。加えて、上記の定義は基本的には侵入行為を想定したもので、女性が男性の意思に反して無理やり性交させる場面では適用が難しい。こういった問題を解決し、類似行為をカバーするために、2005年の刑法改正で、性交定義は以下のように改正された。「性交と称するのは、正当でない目的に基づいて為された下記の性的侵入行為をいう。一、性器を他人の性器、肛門または口に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。二、性器以外の身体部位または器物を他人の性器または肛門に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。」

（4）強姦罪等における暴行・脅迫要件の変更

日本現行法における強姦罪の行為たる暴行及び脅迫の程度について、法には明示されていないが、最高裁判例によって、相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもので足りると判断された⁹。この暴行・脅迫の程度を緩和すべきなのかについては改正の争点の一つとなった。

台湾では、1999年の改正までの旧第221条第1項強姦罪は明文で「抗拒不能」が構成要件とされていた（前出註6参照）。抗拒不能について、判例はなるべく穏やかな定義を適用していたが、文言のある限り、女性が強姦されそうになったら反抗するものであり反抗でき、性犯罪に遭った女性の反抗が犯罪の成立にかかわることになる、というように理解されがちであったことは、あたかも現在の日本の状況と似ている。1999年の改正の理由でも、抗拒不能という要件の厳しさが指摘された。のみならず、旧第221条第1項全体と合わせて見れば、偏見を帯びた内容が女性の尊厳を軽蔑するという批判もある。

1999年の改正において、強姦罪を始め各性犯罪の保護法益についての認識は、個人の身体と性的自主権を保護し副次的に社会的法益を保護するという認識に改められ、ここでの問題はもはや抗拒するか否かにあらず、行為者が相手の意思に反したか否かにある。この考えが反映された改正後の第221条「強制性交罪」（強姦罪より改称、以下同じ）は、「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇（きょうかく）、催眠術又はその他意思に反する方法を用いて性交した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する」とされた。こうして、暴行・

⁹ 最判昭和24・5・10刑集3・6・711。

脅迫は意思に反する手段の例示になり¹⁰、暴行・脅迫でなくても、あらゆる被害者の性的自主決定権を抑える方法であれば足り、抗拒不能に達する必要もないと、最高法院（最高裁判所に相当する）の判決で示された¹¹。ただ、被害者の精神障害、身体障害や知的欠陥などの状況を利用し性交（強姦）する罪（第 225 条）では、抗拒不能との文言が残された。それは、同条の対象は、加害者は腕力を使用しなかったが、そもそも、被害者はその障壁によって抗拒の意味を認知していないため抗拒ができず、あるいは、体の不自由により抗拒が不可能であったことを予想するからである。

（5）配偶者間の強姦について

いわゆる配偶者間の強姦の成立について、1999 年の改正の前には特段な規定がなく、肯定説と否定説があった。多数説は、旧法強姦罪の行為である姦淫を、正常でない性交行為、少なくとも、正常な婚姻での性交以外の性行為と解釈することによって、配偶者間の強姦罪の成立を否定した（前述通り、「姦淫」という文面にはマイナスなニュアンスが含まれていると考えられていた）。台湾民法第 1001 条に定めた夫婦同居義務の延長で、性交義務がこれに含まれているという説も、否定説の論拠となった。一方、強姦罪に対する理解が個人の性的自主決定権の保護に切り替われば、夫婦間の強姦（性交の強制）が成立し得ないという定説に対して異論を唱える余地があるという懐疑的見解があった¹²。

1999 年の改正は、強制性交罪の文言において、依然として配偶者の強姦（強制性交）の成立可否については明文にしなかったが、新設された第 229 条の 1 に、配偶者が強制性交罪を犯した場合は親告罪とするとの規定が設けられたことから、立法者が肯定説を取ったことが分かり、夫婦間での性交の特性に鑑み、婚姻問題の処理に余裕を持たせたという立法説明があった¹³。

この改正に対し、肯定しながら配偶者への強姦の解決を家庭や婚姻制度に任せるべきという中間的意見¹⁴がある一方、配偶者間の強制性交罪は婚姻制度の本質に合わないうえ、立証にも困難が伴うことから、別居中の配偶者間でのみ成立し得るとされるべきとの主張¹⁵や、婚姻制度の本質と人間としての基本欲求に反し、民法の価値観との矛盾もあるという批判的見解もある¹⁶。

¹⁰ 単なる例示ではなく、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術などの手段が伴った性交であれば、被害者の意思に反すると推定されると解釈すべきと主張する意見もある。許福生「百年刑法妨害性自主罪之變革」中央警察大學警政論叢第 11 期（2011）15 頁。

¹¹ 93 台上 3182 号判決、97 台上 5814 号判決。

¹² 王如玄「性侵害案件法律規範之修訂與過程」律師雜誌第 212 期（1997）25 頁。

¹³ 法改正提案委員による説明である。「立法院公報」第 88 卷第 13 期（1999）125 頁。

¹⁴ 薛智仁「強制性交罪（刑法第二二一条第一項）之研究」刑事法雜誌第 44 卷第 1 期（2000）106 頁。

¹⁵ 林東茂「評刑法妨害性自主罪之修正」月旦法學雜誌第 51 期（1999）77 頁。

¹⁶ 高金桂「從刑事政策論刑法妨害性自主罪之立法變革」法務部編「刑事政策與犯罪研究論文集（三）」（2000）に収録される。51～52 頁。

第三節 台湾における性犯罪の非親告罪化をめぐる議論

性犯罪の親告罪規定に関して、日本では、現行刑法制定時に強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪及びこれらの罪の未遂罪について親告罪とされたが、昭和33年の改正で、輪姦的形態において犯された上記の罪を非親告罪とした。平成12年の改正で強姦罪を始め親告罪とされる性犯罪は、6か月という告訴期間が撤廃されたが、性犯罪の非親告罪化問題が残された。そして、平成22年に閣議決定された「第三次男女共同参画基本計画」において、強姦罪の非親告罪化について検討することを具体的施策に加えていることで、性犯罪の非親告罪問題が俎上に載せられている。

台湾刑法では、1999年の改正までに、性犯罪を主な内容とする第16章「風俗を妨害する罪」計15か条文のうち、10か条が親告罪と定められていた¹⁷。強姦罪のみならず、輪姦、強姦殺人、強姦致死や致重傷罪など重大犯罪まで含まれていた¹⁸。1999年の改正では、立法者は非親告罪化の道を選び、その結果を述べると、改正後の刑法第16章「性的自主を妨害する罪」及び第16の1章「風俗を妨害する罪」にある犯罪のほとんどが非親告罪とされた¹⁹。このような大幅な転換の背後には、非親告罪化をめぐる長年にわたる議論と社会的背景が存在した。日本の法改正にあたり、これらを検討する価値があると考え、次のように整理しておく。

1 親告罪規定を維持する見解

台湾は中国古来の儒教思想にかなり影響され、儒教思想の一つである「名節」思想が台湾社会では根強く存在し、人の誉れと節操が重視されている。また、性の品格及びその純潔を内実とする貞操の概念も重視され、台湾民法では、貞操権が人格権の一種として認められている²⁰。名節や貞操の概念が名誉やプライバシーの概念と混じり合い、とりわけ性犯罪の場合、被害者のプライバシーや名誉が侵害されれば、名節も維持できないと考えら

¹⁷ 旧第236条による。台湾での親告罪は、「告訴乃論（告訴を待つて論ずる）罪」と呼ばれる。

¹⁸ 親告罪とされたのは、①強姦罪・準強姦罪（14歳未満の女子を姦淫する罪）とその未遂罪、②輪姦罪、③強姦殺人罪、④強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪（14歳未満の男女に対するわいせつ罪）、⑤心神喪失などの機会に乗じた強姦・強制わいせつ罪、⑥強姦・強制わいせつ致死致重傷罪（被害者が羞恥に耐えず自殺した場合を含む）、⑦14歳以上16歳未満の女子に対する姦淫・わいせつ罪、⑧権勢利用による姦淫・わいせつ罪、⑨詐術による姦淫罪、⑩血族和姦罪である。親告罪とされていなかったのは、①営利目的で婦女に他人と姦淫・わいせつ行為をさせる罪（公務員がかばう加重類型を含む）、②営利目的で自分の監督に服従する人または妻に他人と姦淫させる罪、③他人との姦淫又はわいせつ行為を目的に16歳未満の男女を誘引する罪、④公然わいせつ罪、⑤わいせつ物頒布罪である。①から③の類型は主に売春関連に対する処罰を想定した。

¹⁹ 親告罪とされたのは、①配偶者による強制性交罪・強制わいせつ罪、②18歳未満の者による14歳未満の男女または14歳以上16歳未満の男女との合意性交・わいせつ罪、及び③血族合意性交罪のみである。

²⁰ 台湾民法第195条第1項。

れている²¹。性犯罪の非親告罪化に反対する、つまり、親告罪を維持する意見は、このような社会的背景で展開された。

性犯罪の親告罪を維持しなければならない理由について、その典型的な論述を挙げると、例えば、「強姦罪はプライバシーにかかわり、無理矢理に訴追し、その内容が撒き散らされれば、被害者がさらに不利な影響を受ける可能性がある」²²、「法律にこのような訴追条件（註：親告罪を指す）が設置される目的は婦女の名誉を守ることにあり、これをもって被害者の意思を尊重し、訴追や審理で人に知られたくないそのプライバシーを公にさせられて二次被害が生じることを避けるためである」²³などがある。

そして、性犯罪（特に強姦罪を指す）の特徴から、その訴追にあたり、物的証拠の採取や公判における証言などで、被害者の協力を得ることが重要であるが、国民が名節を重んずるため、被害者が協力をせず、公判で事実を否認することもありうる。加害者の責任追及に支障が生じないように、親告罪の存置が必要である、というような被害者の訴追への協力を着目する見解もあった²⁴。但し、親告罪規定を維持する見解であっても、必ずしも全部の親告罪規定を堅持するわけではなかった。折衷案として、強姦罪の基本類型を親告罪のままにし、輪姦罪、強姦罪の加重類型や強姦殺人などの結合犯は、重大犯罪ゆえ、社会秩序を維持するために、親告罪の範疇から外すべきという意見や、一部の性犯罪を非親告罪化する際に日本の立法例を参考にすべきという意見が度々見られた²⁵。

上記の見解を見れば、名節思想を重視する社会的な雰囲気において、女性が深刻な二次被害を受ける危険性を意識していたことがその共通点であると分かる。一方、被害者の司法への協力担保を得るために親告罪規定を維持すべきとする意見や、一部の性犯罪を親告罪から除外する提案は、訴追の実効性の確保を念頭にし、訴追の無効化を回避するためであると考えられる。

また、親告罪の場合、被害者は告訴の取下げを武器に加害者との和解や賠償談判で有利な立場を得られるが、このメリットは非親告罪化によってなくなるという被害者の損害回復の観点からの主張²⁶や、非親告罪化すれば、被害者にあった積極的な権利がなくなり、たとえ加害者に悔悟の情有り被害者が事件を公にする意思がなくても、司法権力の介入によって円満解決の可能性がなくなるという、被害者の意思が無視される懸念もある²⁷。

²¹ 張錦麗「性侵害犯罪防治法的過去、現在與未来」律師雜誌第 212 期（1997）27 頁。この論文の作者は以下のように述べた。セックスのことは我が国では隠し事であり、婦人にとっては、それが名節にかかわることでもある。名節は毀損されてはならず、さもないと名誉も由々しく影響される。このような伝統的な社会概念の下で、自分の名節が壊されたことが漏れることを恐れ、性犯罪の被害女性は大半泣き寝入りしかできない。

²² 甘添貴「刑法各論（上）」五南圖書出版公司（1987）369 頁。

²³ 林山田「刑法各罪論」台大法学院（1995）363 頁。

²⁴ 許福生「強姦罪告訴乃論及其處理方式之檢討」警學叢刊 25 卷 1 期（1994）183 頁参照。

²⁵ 例えば、朱石炎「略論刑法告訴乃論各罪」法令月刊第 36 卷第 2 期（1985）6 以下。許福生前掲「強姦罪告訴乃論及其處理方式之檢討」185 頁以下、黃村力「強姦罪構成要件之檢討與改革建議」警專學報第 2 卷第 5 期（1998）42 頁参照。

²⁶ 林芳玫「談強姦公訴罪」政策月刊第 36 期（1998）26 頁参照。

²⁷ 林東茂前掲 77 頁。

2 親告罪規定を撤廃する見解

(1) 性犯罪についての社会通念への反省

性犯罪における親告罪規定は被害女性の名誉やプライバシーを保護するためにあるという論調は有力であった。この点に対し、次のような批判が展開された。

古くからの儒教思想によって女性の名節が重んじられるという時代的背景において、告訴をしなければ事件を公にせず女性の名節が守られるという考えは、告訴権不行使による作用と儒教的思想を混同したという誤りに陥ったものであり、名節思想を性犯罪被害者の保護と同等視すべきではない。性犯罪の非親告罪化は、このような被害者に泣き寝入りさせる法的束縛を破るためである²⁸。また、女性意識の台頭により、性犯罪の被害はもはや不名誉と考えられなくなり、親告罪のままにすれば、加害者を懲罰することなく犯罪を助長し、被害者が被害を恥と思う概念を助長する恐れがある。暴力犯罪という性犯罪の本質を重視し、公的権力が積極的に被害者を保護すべきであると指摘された²⁹。

このような観点は、台湾社会での独特な伝統思想に対する反省という一面を有するほか、性的被害は貞操の被害で不潔であり、性犯罪は被害者の挑発的な言動によるものだから被害自体が不名誉であるなどの社会的偏見を否定するという側面からみれば、強姦についての俗説ないし強姦神話への反省という一面も有すると考えられる。

(2) 告訴権の不行使や取消し要求による二次被害への懸念

親告罪の告訴は被害者が犯人を知った日から6か月以内に行うという基本規定は、台湾法と日本法では変わらないが、その取消しについては規定が異なっている。日本刑事訴訟法の「公訴の提起があるまで」という規定に対し、台湾刑事訴訟法では「第一審の弁論が終わるまで」（第238条第1項）と、よりゆとりのある時間的範囲が設定されている。

通常、事件の発生から、通報、告訴、捜査を経て、公判に入り第一審の弁論が終わるまでは、長い時間がかかる。法改正当年の統計によれば、刑事案件一件あたり第一審の平均処理日数は101.69日に達し、重大事件の場合は倍近い198.84日にも及んでいた³⁰。この統計数字は、告訴を行う時点から第一審の弁論終了までの実際の日数と多少のズレがあると考えられ、長さの目安の側面のみは有用であるが、警察・検察段階を含めた日数を考えてみれば、総日数はかなり長いと考えられる。警察・検察の取り調べ段階からの長い刑事手続において、被害者がデリカシーのない接し方に遭い、もろもろの刑事手続に堪え切れず、告訴の取消しを余儀なくされるケースが少なくなかったと考えられる。

とりわけ深刻であるのは、事件の発生後に告訴権者が告訴をしようとしても、逆恨みを恐れて告訴ができず、あるいは、被害者が告訴を提出したにもかかわらず、取消し期限ま

²⁸ 尤美女「性侵害案件改公訴罪、已是時候」全国律师1998年7月号（1998）2頁。

²⁹ 蔡碧玉「刑法部分修正条文重点简介」月旦法學雜誌第51期（1999）47頁及び同論文54頁註7参照。

³⁰ 司法院「中華民國89年司法統計題要」（2001）8-118及び8-188頁。

での間に、加害者側による示談や和解を名目とした執拗な告訴の取消し要求を受け、場合によって脅迫に晒されるケースが多発したことである。この状況での告訴権の不行使や告訴後の取消しは、犯罪者の処罰に繋がらないと批判されてきた³¹。その中で、強姦などの性犯罪の訴追は国の責務であるにもかかわらず、犯罪者が処罰されるかどうかは所詮、被害者を動かす実力の程度によることになり、国家訴追の平等性を破壊してしまい、弱肉強食にほかならないという峻烈な批判もなされた³²。このような現象を取り除くためには、親告罪規定の見直しや被害者保護対策の充実が必要であると古くから主張されてきた³³。

(3) 告訴理論との不整合による問題

前述のとおり、改正前の刑法では、強姦殺人罪まで親告罪とされていた³⁴。強姦殺人罪は強姦罪を基本にした結合罪のため、理論的には、告訴不可分原則が適用され、告訴の効力は一罪性が認められる全体に及び、告訴を欠いた場合においては訴追することができない。しかし、強姦殺人罪のような重大犯罪については、告訴欠如を理由にして放置してはならず、この状況を救済するために、長い間、告訴がなくても、殺人罪のみを起訴・裁判することが許された³⁵。訴追するためのやむを得ないやり方ではあるが、事実上告訴不可分原則を無視するという理論との不整合は、親告罪の見直しの原動力の一つになった。

(4) 確実な訴追・処罰の社会的要請

台湾での性犯罪親告罪規定を縮小や撤廃すべきという意見では、加害者への懲罰を求める声が少なからず含まれている。これは、当時の台湾での性犯罪の情勢に関連している。

90年代の台湾の性犯罪の状況を述べると、1990年前後に年間で受理された性犯罪の件数は約500から600件であったのに対し、90年代中盤には倍の1000件前後、法改正前年の1998年が1587件と、約3倍に達した³⁶。このような性犯罪数が悪化した状況で、暗数問題が懸念された。保守的思想や社会的偏見により、被害者が自身の性的被害を他人に知らせることに抵抗を感じ、通報しないことが多く、通報をしても、プライバシーがさらに公に晒されないよう、告訴しないケースも多かった。あるいは、前述したように、被害者

³¹ 王如玄前掲24頁、黄村力前掲41頁参照。また、後掲註32、註33に掲げる文献を参照。

³² 林鈺雄「刑事訴訟法（上）」（2010）48頁。同「強姦罪告訴乃論早該廢除」現代法律第190期（1998）20頁。

³³ 筆者の把握している文献では、初めてこのような主張がなされたのは60年代中盤の論文である。劉裕吉「告訴乃論及其問題之探討」軍法專刊第10巻第9期（1964）15頁。被害者支援の概念がまだ伝来していない時代での主張としては、かなり先進的である一方、二次被害の深刻さも垣間見ることができるだろう。

³⁴ 当時の刑法第223条は「強姦罪を犯して故意に被害者を殺した者は、死刑に処する」とされていた。

³⁵ 司法院院字第1954号解釈。

³⁶ 内政部警政署刑事警察局「中華民國八七年臺灣刑案統計」（1999）69頁、同「中華民國九四年臺灣刑案統計」（2006）87頁。

が加害者側からの影響を受け告訴しないことや、告訴後にそれを取消すこと、あるいは、公判手続に堪えきれず告訴を取消すことによって、結局、加害者の訴追・処罰を断念せざるを得ないケースが相当数存在していた。特に強姦罪の場合には、かなりの暗数が存在していることが指摘された³⁷。逮捕されず、または手続の打ち切りで有罪判決を言い渡されない加害者が再犯に至り、結局、治安の悪化、潜在被害者と暗数の増加に繋がるのではないかという懸念がなされた。

再犯と暗数の悪循環を断ち切るため、性犯罪の非親告罪化によって性犯罪者に対するより確実な訴追・処罰を求める社会的要請は、国会議員を中心とした論者に、性犯罪の非親告罪化の理由とされた。

3 理論的整理——本稿の見解——

ここまで、台湾で行われた刑法の性犯罪規定改正と非親告罪をめぐる議論の要点を説明した。改正はほとんどの性犯罪を非親告罪化したことで終わったが、例えば、かつて堅持された性犯罪を親告罪とした根拠をなぜ否定すべきなのか、被害者主導権の消失により被害者の立場を損なったのか、非親告罪化は暗数解決に繋がったのか、といった点は、まだ明確にされていないところが多い。これらの点については日本での法改正の参考に供する部分もあり、以下は既述した議論を踏まえてさらに検討を行う。

(1) 二分説・三分説又は国家訴追主義制限説に対する疑問

親告罪を認める根拠については、従来から二つまたは三つの要素に分けてまとめられる。いわゆる二分説ないし三分説である³⁸。二分説は、①公訴提起が被害者の名誉・秘密等の点で不利益になる場合、②被害が比較的軽微であって、被害者の意思に反してまで訴追することが適当でない場合、という二つが想定されている。これに対し、三分説は、親告罪の根拠を、①犯罪が軽微であって、被害者が特に希望しないため処罰の必要性がない場合、②事件について審理を行うことがかえって被害者に苦痛を与えることから、その者の訴追要求なしに審判を行うことが望ましくない場合、③家族関係を尊重して、被害者の告訴なしに訴追・審判することが望ましくない場合、という三つに分類している。

台湾では、かつて類似する説明もなされていた。例えば、「(親告罪とされる)犯罪は公益と直接の関係がなく、侵害された法益は個人・家庭の私的利益のため、侵害された者の

³⁷ 但し、強姦罪暗数の推定は容易でなく、学者によって結果が異なっていた。学者黄富源の調査によれば、暗数は政府統計数の約7から10倍に及び、学者許春金らが1990年に行った調査の結果は強姦罪の全体の45%が暗数で、1998年の調査の結果は48.76%であった。黄富源「從解釋強姦犯罪的理論觀點論性教育之重要性」全國律師1998年7月号(1998)26頁。許春金「犯罪学」三民書局(2000)55頁。

³⁸ 黒澤睦「親告罪における告訴の意味」法学研究論集(明治大学)第15号(2001)7頁以下。

自由によって被害について訴追を請求することが許される」³⁹、あるいは、「犯罪の審理は被害者及びその家族の名誉が深く係わり（例えば風俗を妨害する罪）、犯罪訴追するか否かについて、その意思を尊重しなければならない。たとえ審理は被害者の名誉に影響を及ぼさないとしても（例えば傷害罪）、被害者が被害事実を社会に明らかにしたがないことがあるため、訴追を検察官に任せれば社会の注目が引かれ、却って被害者に不便を感じさせうる。よって、（中略）被害者が起訴によって再び心理的苦痛を感じることを避けるべき」⁴⁰と、主張がなされた。そして、各別条文の分析により、親告罪の理由に、被害者の名節の保護、家庭生活の維持、犯罪の軽微さ、公的利益との関係、被害者の訴追意思の尊重などが挙げられる⁴¹。このような議論は、前述した二分説ないし三分説とは実質的に類似する点が多くあるといえる。

また、公訴提起の観点から理解する学説は、親告罪の告訴は、検察官が事件を起訴しようとするときのみに意義があり、検察官の権力を制限することが親告罪を認める理由であるとしている⁴²。特定の場合では、親告罪をもって国の訴追権力を制限する理由があり、親告罪規定は国家訴追主義の制限として理解される。親告罪で国の訴追権力を制限する場合は、①被害者にとって訴追する利益が存在しない場合（例えば、名誉毀損罪）、あるいは、②被害者にとって訴追しないことに利益が存在する場合（例えば、親族間窃盗罪）が挙げられた⁴³。

思うに、二分説・三分説など刑法規定から抽出した親告罪の要素であろうと、後者の国家権力発動制限の必要性の見解であろうと、親告罪とする必要性については、結局、国家による訴追の利益と被害者側の利益が、具体的な罪名にどのぐらい含まれているかによる。その選別は、当該犯罪の処罰必要性和被害者保護の利益を衡量することになりがちになる。日本で昭和33年に行われた集団強姦等非親告罪化の法改正や、台湾の法改正前に強姦殺人罪が親告罪であるにもかかわらず、重大犯罪を訴追するために、あえて告訴不可分原則を無視し、告訴を欠いた場合においても、殺人罪のみを起訴・裁判することが許された解釈は、この適例である⁴⁴。そうすると、同じ性犯罪の各罪名の間に不整合が生じ、親告罪と非親告罪の妥当な線引きというさらなる疑問が出てくる。そのうえ、重大犯罪であるゆえ訴追が優先され被害者の利益を犠牲にすべきという誤解を生じる危険性もある。

このような親告罪問題を両極の価値衡量に単純化した考えは、刑事手続における被害者の地位・保護がほとんど重視されていない過去では、公訴提起により不利益を防止するために、その発動を被害者の意思に委ねるしかないという側面において、それなりの意義があったが、被害者支援の認識や具体策が進んでいる昨今では、その意義が失われつつあるのではないかと考えられる。そもそも、訴追の利益と被害者の利益は必ずしも対立するも

³⁹ 劉裕吉前掲 13 頁。

⁴⁰ 蔡墩銘「論告訴人之心理」刑事法雜誌第 13 卷第 1 期（1969）1 頁。

⁴¹ 朱石炎前掲 6 頁以下。

⁴² 王兆鵬「刑事訴訟法講義」元照出版公司（2008）496 頁。

⁴³ 林鈺雄「刑事訴訟法（上）」（2010）48 頁。

⁴⁴ 但し、日本刑法では台湾法と同様な規定がなく、強姦して被害者を殺害した場合は、殺人罪のみ起訴しても、その処理は台湾と異なるため、台湾と同じ問題が生じない。

のではなく、主導権を被害者に委ねることも必ずしも被害者の利益に等しいものではない。犯罪の訴追処罰も被害者保護も政府の責務である以上、政策を練る際に、両者をパラレルに最大限に追求するのが筋である⁴⁵。

(2) 非親告罪化による被害者の示談主導権の消失について

台湾で性犯罪の非親告罪化が行われた直後の論文では、性犯罪の非親告罪化で、加害者側の和解や賠償の意欲の低下に繋がるという懸念があった。「よく見られる名誉棄損や交通事故のように、親告罪での被害者は告訴権の威嚇力を以って犯罪者に正当な賠償やその他の贖罪策を求めることができる。しかし、性犯罪を非親告罪化した以降は、公的権力が事件に強引に介入することができるようになり、そうすれば、被害者の損害賠償請求権には影響しないが、加害者が賠償を放置する可能性が出てくるだろう」としつつ、被害者にあった主導権が消失し、被害者にとっては勝利ではないと強調した⁴⁶。

確かに、被害者にとって、加害者による金銭賠償や謝罪などの贖罪は重要であり、加害者側にそれに努力する動機づけが与えられれば、被害者はこれによって利益を得る可能性がある。しかし、もし告訴という主導権が被害者の損害賠償の面で必要であるとすれば、同じ性犯罪であるにもかかわらず、親告罪でない性犯罪ではその必要がないという矛盾が生じる⁴⁷。

仮に告訴という公的訴追を遮断する権利を被害者に与える目的が被害者を公的訴追による二次被害から守ることであれば、告訴しないように、または告訴を取消すように、加害者側からの示談や和解の持ち掛けと共に、被害者が心理的プレッシャーをかけられ、場合によっては逆恨みの恐怖に晒され、被害者にとってはまさに進むも地獄退くも地獄である。

そのうえ、示談・和解が成立し、告訴が取消された場合、再告訴ができず、犯罪者と被害者の間に取り交わされた示談は民事関係のため、それに対する公的介入ができない。その結果、警察段階を含め刑事手続における被害者支援施策は、こうした民事の法律関係にも及ばない。日本では、示談で被害者が二次被害を受ける機会が増大し、被害者支援の効果をなくすような事態が被害者支援の無効化と呼ばれ、懸念されている⁴⁸。

また、公的権力の介入（非親告罪化）により、加害者と被害者の対立が高まり、結局的

⁴⁵ 学者は「そもそも、被害者の名誉やプライバシー保護が性犯罪における親告罪の目的であるならば、訴追や公判における被害者の保護が徹底されれば、親告罪である必要はなくなることになる。また、強姦致死傷罪や集団強姦罪が非親告罪となっているのも矛盾であるし、これらは重大犯罪ゆえ被害者のプライバシー保護より犯罪対策を優先するという理由であれば、強姦はそうではないのかということになりかねない。刑事手続における関係機関が最大限果たさなければならぬ当然の責務であって、被害者に選択権を与えることでこれを為したとするのは適当ではない」と指摘した。太田達也「日本における被害者支援と死刑」法学研究（慶應義塾大学）第86巻第6号（2013）35頁。

⁴⁶ 林東茂前掲76頁。

⁴⁷ この設定は、非親告罪化する前の台湾法（例えば、解釈で実質的に非親告罪化された強姦殺人罪と親告罪の強姦罪）でも、日本法（例えば（単独）強姦罪と強姦致傷罪）でも成立しうる。

⁴⁸ 柴田守「性犯罪の非親告罪化と被害者保護」被害者学研究第24号（2014）31頁。

に加害者の示談を求める意欲の低下に繋がる可能性を否定し難いが、それが失われるわけではなく、場合によって、加害者に自らの行為を客観視する機会を与えることもありうるため、必ずしも被害者の利益を損なうわけではない。告訴の運用による被害者救済の促進は、あくまでも制度の付随的メリットであり、親告罪規定存置の理由にすべきではない。

(3) 治安対策・暗数対策としての非親告罪化

前述したとおり、台湾での性犯罪の親告罪化をめぐる議論では、治安の悪化や暗数への懸念は非親告罪化する重要な論拠の一つであった。

確かに、強制的な捜査・起訴の観点から見れば、性犯罪を非親告罪化することによって、暗数の削減は推論上、不可能ではない。非親告罪化前の台湾の状況をモデルとして挙げると、学者が「性犯罪防止センター」で受けた通報資料を分析した結果によれば、性犯罪被害者が、事件後に警察に被害届けを提出した割合が 84.3%であるのに対し、告訴した割合は 69.3%しかなかった⁴⁹。仮にこの二つの数字のギャップが、犯罪捜査機関が被害申告により性犯罪を知っていたにもかかわらず告訴されなかったことによるものである場合、性犯罪を非親告罪にすることによって、この部分の事件について強制的に起訴・訴追をして処罰できるようになれば、暗数の削減に繋がるかもしれない。

しかし、同研究によれば、強姦の加害者は見ず知らずの人の割合が僅か 2 割であり、圧倒的な数を占めている加害者は面識があり、しかも、熟知の度合いが高ければ高いほど、被害者が通報・告訴をしない傾向がある。これがまさに暗数の主要ファクターである。被害者がその被害事実を余所の第三者に知らせない限り、事件が明らかになることが難しいという傾向を示したとおり、被害者の面識ある人が犯罪者の大多数を占めている状況では、性犯罪を非親告罪化する際に期待される暗数改善効果には疑問が残されている。ましてや、強姦の加害者が見ず知らずの人という偏見が拭えない社会では、過度に暗数（及び暗数対策としての非親告罪化）を強調すれば社会の不安と強姦神話に拍車をかけることになりかねず、適切ではないと考えられる⁵⁰。

また、被害者の協力がなければ、捜査、訴追、立証等の裁判の順調な進行は望むことができず、非親告罪化で性犯罪の暗数を減らすことを否定し、これを親告罪維持の理由の一つにした見解⁵¹はあるが、これについては疑問がある。言うまでもなく、刑事手続の実施

⁴⁹ 許春金・陳玉書「性侵害犯罪被害情境與要素之分析」中央警察大學警政論叢第 3 期(2003) 124 頁。この研究は、性犯罪が親告罪だった 1997 年 10 月から 1998 年 9 月までの 1 年間、各自治体に設置されている「性侵害防止センター」から取り寄せた資料によるものである。性侵害防止センターは「性侵害防止法（正式名称は「性侵害犯罪防治法」、後出）」の規定により設置され、性犯罪被害事件を通報する義務のある者からの通報を受け、被害者の支援を提供する。

⁵⁰ 学者は、性犯罪の親告罪規定が家族・親族からの性犯罪被害の潜在化に繋がる危険性があると指摘した。柴田守前掲 37 頁。本稿は非親告罪化を漠然とした暗数の対策にすることを疑問視するものの、家族・親族からの性犯罪被害の潜在化の問題について、非親告罪化を含む対策を採ることについては賛成である。

⁵¹ 例えば、椎橋隆幸・高橋則夫・川出敏裕「わかりやすい犯罪被害者保護制度」有斐閣

は必ずというほど被害者に負担をかけるが、性犯罪の特殊性によって他の犯罪より被害者の協力が必要であればこそ、被害者の協力を得るための被害者を配慮する施策を講じることを、被害者を支援する側や犯罪を訴追する側に責務として課すべきなのである。告訴の有無と関係なしに刑事手続が開かれることが性犯罪の非親告罪化がもたらすデメリットであると言えるが、被害者の負担軽減と被害者への支援の重要性が、これによってより一層浮き彫りにされるであろう。このような施策の存否は、性犯罪の非親告罪化においては重要な意義を有すると考える。

(4) 非親告罪化と被害者の負担を軽減する法的担保

上述したように、性犯罪の性質上、その被害者には特段のケアを行う必要があり、特に非親告罪化問題をめぐって、被害者の負担を軽減する施策の存否は重要な意義を有している。本来、公判での二次被害は告訴しないことで忌避することができ、非親告罪化によってこのメリットが消失し、告訴の有無にかかわらず刑事手続が開かれるため、公判での被害者保護施策の重要性は言うまでもない。しかし、公判段階のみならず、刑事手続は捜査から公判までが一連のプロセスであるため、被害者が忌避する二次被害は警察・検察による捜査でも発生しうる。被害者の意思に反する強引な捜査は行うべきではないが、被害者は捜査を制止するすべがない以上、この一連のプロセスでの被害者負担の軽減策は、性犯罪を非親告罪化する際に法的担保として重要である。被害者の保護が徹底されれば、非親告罪化の合理性は基礎づけられる。また、政策的に性犯罪を非親告罪にすることが行われるのであれば、この施策を充実させることが国の責務になる。このような施策は、単なる害悪回避のためではなく、被害者の刑事訴追への協力の担保として、訴追の実効性をより一層確保することもできる。

台湾では、一部の施策は性犯罪を非親告罪化する改正に続けて成立したものであるが、国が刑事訴追による害悪を軽減する方策を講じた場合、性犯罪の非親告罪化の余地が生じうる前提が妥当であれば、事後の立場から検証した台湾の性犯罪の非親告罪化は、ある程度、基礎づけられた上でなされた法改正であると評価できると考えられる⁵²。台湾での具体的施策については、第四節の2以下に述べる。

第四節 非親告罪化後の状況と性犯罪被害者保護の具体的施策

1 非親告罪化後の状況

前述したとおり、治安の悪化や暗数への懸念は、台湾では性犯罪を非親告罪化する重要

(2001) 29 頁 (椎橋隆幸執筆)。

⁵² 厳密にいうと、1999 年の性犯罪規定の改正では、非親告罪化した部分について二年間の猶予期間が設けられたため、追って成立した施策には発効に間に合うように制定されたものもある。

な論拠の一つであった。確かに、1993 年を境に台湾での統計上の性犯罪受理件数は増加したが、この増加は、警察の被害届受理制度の改善、市民の認識転換、被害者の通報・告訴に対する支援策の整備（特に、1996 年の性侵害犯罪防止法の成立の影響が大きいと言われる）などによって反映された可能性があり⁵³、一概に悪化（認知されなかった事件を含む性犯罪件数そのものが増加）したとは言い切れない。性犯罪は犯罪全般において低い割合しか占めていないが、1999 年の刑法改正以降は、性犯罪の受理件数は緩やかな増加傾向にあり⁵⁴、裁判で有罪確定された人数も増加した。統計では事件増加の原因が示されず、社会の関心を集めたことが要因である可能性が示唆された⁵⁵。

実際、1999 年に行われた性犯罪規定の改正は単に親告罪だけではなく、性交の定義から罪名の設置まで多数変更された（前掲第二節の 2 参照）。そのため、改正後の「強制性交罪」の成立し得る範囲は従来の「強姦罪」より広く、統計上の件数が増加したことが予想から逸脱したこととは言えない。しかし、大幅な改正と同時に、構成要件の変更で比較基準が失われ、法改正で性犯罪の抑止に繋がったのかは判明し難い。また、暗数の推定が困難なことはもとより、同様な理由で、上記の状況では性犯罪暗数の改善について検証しようとしても、そもそも、不可能に近い。

そして、法改正の背景になった治安悪化のイメージについては、その後に犯罪率が下がりにつつあったにもかかわらず、犯罪への恐怖感が依然として改善されていない。法改正の翌年から 5 年間の数字を見れば、主要各国と比べても、むしろ治安が良好と言えるはずであるという指摘もある⁵⁶。思うに、非親告罪化の背景であった治安の悪化は、実は体感治安によるものではないかと考える。社会で蔓延する不安感とこれに連動する暗数への懸念が、非親告罪化に対する十分な客観的・理論的検討に先立ち、立法レベルまでに浸透したのであろう。

一方、性犯罪は非親告罪化によって、告訴の有無にかかわらず刑事手続が開かれうるということが意識され、公判ないし刑事手続全体における性犯罪被害者の保護策が急速に整備されてきた。台湾では、検察官が犯罪の嫌疑を知った場合に直ちに捜査を開始すべきとされている⁵⁷。しかし、性犯罪の隠ぺい性が高く、多くの場合では、被害者がその被害を申告しなければ捜査の端緒にならない。従来のシステムでは、被害者への配慮が足りず、被害者は申告を躊躇することが多い。この状況を解消するために、特に事件の直後に被害者が助けを求める病院の受診段階からの配慮が重要で、これが円滑にその後の警察・検察

⁵³ 黄富源前掲 25 頁。侯友宜「性侵害殺人犯罪之研究」五南図書（2006）12 頁。

⁵⁴ 統計によれば、1998 年から 2007 年までの性犯罪件数は、1,587 件、1,332 件、1,382 件、1,698 件、1,807 件、1,792 件、1,604 件、1,796 件、1,733 件、1,868 件である。いずれも犯罪全般の 0.4%前後を占めている。内政部刑事警察局「臺灣刑案統計・中華民國九六年」（2008）26～27 頁。

⁵⁵ 陳慈幸「刑事政策：概念的形塑」元照出版公司（2013）224 頁。

⁵⁶ 許福生「犯罪與刑事政策學」元照出版公司（2010）57 頁。

⁵⁷ 刑事訴訟法第 228 条第 1 項。また、原則的に警察が捜査を行い、検察官が必要なときのみ捜査を行うという日本法の規定と異なり、台湾では、第一線で捜査を行うのは警察官であるが、刑事訴訟法の規定上は、検察官が捜査の主体であり、警察官はその指揮を受け犯罪捜査を行う。

の捜査に繋がるために不可欠なことであると意識されてきた。そして、被害者が、事件直後の警察段階から公判まで、何度もその被害内容について質問・尋問を受けることが二次被害の原因の一つであり、この回数を減らせれば、被害者負担の軽減に繋がると認識された。この軽減策は、公判での被害者の特殊性へ配慮する施策と合わせて行われれば、その効果がより一層期待される。

台湾での刑事手続における性犯罪被害者保護の具体的な施策については、刑事訴訟法での証人や被害者の保護策以外に、1996年に制定された「性侵害犯罪防止法」という法律⁵⁸に設けられている規定が重要である。そして、1999年の性犯罪非親告罪化改正を受け、内政部の制定した「性侵害事件被害者重複陳述を減ずる要点⁵⁹」には、司法手続における被害者が受ける尋問・質問の負担を軽減する対策があり、検察機関を所管する法務部も注意事項を制定し、横の連携で被害者陳述負担の減少を図っている。また、一部の地方自治体は、医療、支援と証拠保全のプロセスを一か所に集約する「ワンストップ式性犯罪被害者サービス」を起し、効率的な捜査と被害者の負担軽減を両立する試みを行っている。以下、上に挙げた性犯罪被害者保護の施策の主な内容を紹介する。

2 性犯罪被害者の負担軽減の施策

(1) 被害通報と被害者のプライバシー・安全の保護

性侵害犯罪防止法の規定により、全国各地方自治体に「性侵害防止センター」が設置されている（第6条）。被害者に迅速で専門的な支援を提供することが狙いである。同法により、性犯罪事件を扱う裁判所・検察官・警察官と医療機構のすべての人員は専門的訓練を受けた者でなければならないとされている（第14条第1項）。性犯罪の被害を発見しやすい各分野の従事者は、原則発見後の24時間以内に各自治体に通報する義務が課せられている（第8条⁶⁰）。この通報は性犯罪被害者支援の入り口となり、特に被害者への早期支援において重要であり、そして、警察との連携で犯罪捜査の端緒にもなりうるため、早期の証拠保全が期待される。

被害者のプライバシー保護に関し、性侵害犯罪防止法には、通報の内容を含むすべての被害者の個人情報を機密にすることも定められている（第12条第1項）。これによって、当該情報は業務上秘密となり、秘密漏示した場合、刑法またはその他法律の処罰対象にな

⁵⁸ 性侵害犯罪防止法（中国語表記は「性侵害犯罪防治法」）は性犯罪対策と性犯罪被害者の支援に特化された法律として制定され、1999年に行われた刑法の性犯罪の非親告罪化への改正と2003年に行われた交互尋問の実施強化を目的とした刑事訴訟法の改正を受け、2005年に全面改正され、現在は性教育方針、行政・警察・医療の責務、司法機関の性犯罪事件の取り扱い方、犯罪者の強制治療、出所者の登記制度、マスコミの報道規制など広い分野に及ぶ総合的性犯罪対策法である。

⁵⁹ 正式名称は「性侵害案件減少被害人重複陳述作業要点」（2002年12月27日内政部性侵害防治委員会制定。2005年11月8日最新改正）である。

⁶⁰ 第8条により通報義務が課されるのは、医療、福祉、教育、保育、警察、労働者管理、移民業務の従事者である。但し、この通報義務には違反の罰則が設けられていない。

る。検察機関と裁判所の行政規則により、開廷の通知書など検察署・裁判所が制作する公的文書では、被害者とその家族の個人情報に隠し、代わりにアルファベットや符号で表記する⁶¹。そして、刑事手続で提起される付帯民事訴訟においても、民事部分の委託を受けた弁護士が訴訟資料を作成する際に、被害者の個人情報の隠匿に注意しなければならない⁶²。また、マスコミなどによる性被害の報道で被害者が再び傷つけられることがあり、性侵害犯罪防止法により、出版物、放送、テレビ、インターネットなどマスコミの内容に被害者の姓名または識別に足りる情報を掲載することが禁じられている。この規定に違反する場合、管理機関は行政罰や改善措置を課することができる（第13条）⁶³。

性犯罪事件後、被害者の身の安全が脅かされることがあり得るため、性侵害犯罪防止法第12条第1項により、必要なときに警察はその安全を確保する措置を採らなければならない。同法には具体的な方法が示されていないが、パトロールの強化やシェルターの提供が考えられる。

（2）捜査・公判段階の被害者の付添い

台湾の刑事訴訟法では被害者付添いの基本規定が設けられている。被害者が捜査段階で証人尋問を受けるとき、その法定代理人、配偶者、直系又は傍系三親等内の親族、家長、家族、医師または社会福祉士の付添いが認められ、付添人は意見陳述することができる（第284条の1）。この規定は警察による取調べ段階にも適用される。性犯罪被害者の特殊性を考慮し、性侵害犯罪防止法に特別規定が設けられている。付添人になりうる者には、心理士やカウンセラーが加えられたうえ、付添い規定の適用が公判段階まで拡張され、公判の証人尋問においても、被害者付添人の立ち会いとその意見陳述が許される（第15条第1項）。これは被害者の公判中での権利であるため、裁判所は拒絶することができない。性犯罪の被害者が児童や少年の場合は、明らかに必要がないと認められる場合を除き、地方政府の主務機関は社会福祉士を付添人として派遣しなければならない（同第3項）。

日本法での公判段階の付添い規定と比べ、台湾では性犯罪に限られている点は日本より範囲が狭いが、意見陳述できる点は消極的な活動が期待される日本制度と比べ特徴的である。また、捜査中での付添いは、被害者の不安や緊張を緩和し、アドバイスを目的とするが、台湾は近親者と医療福祉関係者を中心とする者が被害者を支援し、意見陳述権が与えられていることが特徴である。

⁶¹ 「検察機関辦理妨害性自主案件應行注意事項」（2005年12月1日法務部制定。2013年5月22日最新改正）第十、第十一。「法院辦理妨害性自主案件應行注意事項」（2005年7月26日司法院制定。2011年2月21日最新改正）第三。

⁶² 司法院は2012年に各弁護士会に通知を發し注意喚起を促した。秘台廳刑二字第一〇一〇〇一四七六〇号函。

⁶³ 但し、被害者の同意があった、または犯罪捜査機関が必要と認める場合は除かれる。

(3) 被害者の供述負担を軽減する措置

刑事手続において、被害者にとって非常に負担が掛かったのは、警察・検察の捜査段階から公判までに繰り返された質問や尋問である。警察が被害者に詳しい取調べを行い、その結果を引き継いだ検察も必要な場合にさらに捜査をするということは、本来ならば犯罪事実や被疑者の嫌疑を判明するための必要なプロセスであるが、性犯罪被害者の場合、何度も被害状況を回想させられ、これに耐えきれないケースが少なくなかった。

重複する供述や、必要のない質問や尋問をなるべく減少させれば、被害者の回答回数、ひいては出頭回数も減らすことができ、被害者の負担軽減に繋がる。このような重複供述を減少させる工夫は、警察・検察・裁判の有機的連携がなければ成り立たず、容易ではない。台湾では、被害者の供述負担を軽減する措置として、内政部が制定した「性侵害事件被害者重複陳述を減ずる要点」や法務部の「検察機関による性侵害事件捜査における被害者重複陳述を減ずる注意事項⁶⁴」は、法律レベルでなく行政規則レベルで各省庁や検察と警察の連携を図るものである。その特徴は、福祉・警察と検察の連携により、早期段階で必要な被害者供述を取得し重複作業を減少させること、並びに、録音録画をもって後日の再度尋問の必要性の確認に供し公判段階の尋問をなるべく減少させることである。

内政部の要点による措置の大凡の流れは以下である。①各自治体にある性侵害防止センターが連絡役となり、性犯罪事件の通報を受け警察に通知すると同時に社会福祉士を派遣する。社会福祉士は被害者とコンタクトをとりながら措置の適用の可否を判断する。被害者が18歳未満または知的障害の場合は原則的に適用するが、それ以外の被害者は申出があれば適用する。②社会福祉士が被害者の心身状況で尋問を受ける適切な時期を判断し、警察官・検察官にアドバイスを提供する。③なるべく警察・検察が共同して尋問に立ち会うという原則で、検察官の指揮のもとで警察官が被害者の取調べを行う。取調べや尋問の様子を途切れなく録音録画する。④検察官の立ち会いがいない場合では、完成した調書を直ちにファックスなどの方法で検察官に送り、聞き漏らしや不明瞭な点が確認されたら補完する。必要がある場合のみ日を改めて行う。⑤完成された録音録画資料は証拠物として保管され、事件が検察署や裁判所に移送されると同時に移される。また、検察官は重複尋問をしないように、再度被害者に出頭を求める前に、録音録画の内容を精査すべきである⁶⁵。

被害者の供述負担を軽減する措置は行政規則のため強制力がないが、制度施行の初期段階での研究調査によれば、特に検察官の捜査段階での被害者の供述回数はこの措置によって顕著に減少し、被害者の負担軽減が期待できているといわれる⁶⁶。

⁶⁴ 「検察機関偵辦性侵害案件減少被害人重複陳述注意事項」(2001年1月19日制定。2010年3月17日最新改正)。

⁶⁵ 「検察機関偵辦性侵害案件減少被害人重複陳述注意事項」第二。

⁶⁶ 措置を利用しなかった被害者の供述回数が平均2.69回であるのに対し、利用したのが2.04回である。姚淑文・張錦麗「性侵害案件減少被害人重複陳述方案」推動後的結果與未來發展方向」律師月刊301期(2004)40頁以下。

(4) 公判における保護措置

公判を例外に非公開とする原則⁶⁷に対し、被害者のプライバシー保護が必要である性犯罪の公判の場合、性侵害犯罪防止法第 18 条では原則非公開とされている⁶⁸。

被害者が証人として出廷し被告人が尋問に立ち会う場合で、被害者が不安で十分な供述のできないとき、刑事訴訟法では被告人を一時退室させる規定があるが、被告人の証人尋問権を制限することができず、その後再び立ち会いのもとで尋問する機会を与えなければならない。性侵害犯罪防止法では、法廷とは別の部屋で双方向ビデオリンクシステムによる尋問、またはその他適切な方法（スクリーンなど）で被害者を被告人・裁判官と隔て尋問を行う方法、いわゆる「隔離尋問」が許される。隔離尋問は申出により行うこともあるが、裁判所は、被害者が知的障害・心身の外傷により同法廷での尋問に対し自由に供述ができない、あるいは、十分に供述ができないと認める場合、職権で適用しなければならない（第 16 条第 1 項及び第 2 項）。このやり方は、日本法での証人尋問の際の証人の遮蔽規定とビデオリンク方式による証人尋問と類似している。

また、被告人・弁護人による証人尋問について、性侵害犯罪防止法では、被害者と被告人以外の人との性的経験に関する尋問事項、並びに、被害者と被告人以外の人との性的経験に関する証拠の提出が原則的に禁止されている（第 16 条第 4 項）⁶⁹。この禁止規定の目的は、プライバシーの保護、被害者を恥辱から守る、そして、性的被害への偏見の排除にあると考えられる⁷⁰。禁止される尋問事項を含め、裁判官が被告人・弁護人による尋問が不当であると認め、その尋問を禁止した場合、補充として、裁判官は自ら質問を行うことができる（同第 3 項）。いわゆる不当な質問の定義については法には具体的な規定がなく、性的経験やその関連事項でなくても、被害者の道徳観への指摘も避けるべきである。その判断と禁止は、裁判官の経験と訴訟指揮権限に頼ることになる⁷¹。

(5) ワンストップ式サービス

ワンストップ式性犯罪被害者サービスは、前述した被害者の供述負担を軽減する措置を基礎にしたうえで、医療、福祉、警察と検察のさらなる連携強化を図り、被害者の負担軽減を図る仕組みである。その特徴は、供述負担を軽減する措置の中で行う作業をなるべく被害者が事件直後に病院に助けを求める段階に集約し、受診・証拠採取と取調べをまとめて病院で行うことである。2008 年から台北市の病院と警察署の連携でサービスが始まり、2013 年現在は台北市内の 7 つの市立病院で、ワンストップ式サービスが設けられて

⁶⁷ 法院（＝裁判所）組織法第 86 条但し書き「国家安全、公共秩序または善良の風俗を妨害する虞がある場合、裁判所は公開しないと決めることができる」。

⁶⁸ 被害者の同意があり、裁判官が必要と認める場合は例外である。

⁶⁹ 但し、裁判官が必要と認める場合は除外される。

⁷⁰ 陳文琪「建立一個友善且公平的法院—談性侵害案件之交互詰問（二）」法務通訊第 1287 期（2004）4 頁。

⁷¹ 吳景欽「性侵被害人於刑事司法的保障」法律扶助第 39 期（2013）46 頁。

いる。

具体的には、病院にワンストップ式サービスの専用空間を設け、性的被害の直後の診療や証拠採取に必要な設備、そして、取調べに必要な道具や録音録画の機器をそこに設置し、空間を全体的に隠密で家庭的な雰囲気を整えている。病院を訪ねる被害者を中心に、医師、社会福祉士の診療と判断を行い、被害者の任意で供述負担を軽減する措置による取調べを開始する。この場合、従来の警察署や性侵害防止センターで取調べを行うのと異なり、警察官や検察官が病院に赴き、検察官の指揮のもとで取調べを行う。被害者がその場で、まとめて被害状況を説明することができ、診療、証拠採取及び取調べの時間の短縮が期待される。このサービスの狙いは、刑事手続と医療・福祉の資源を集約することで、被害者が自ら病院、警察署、検察署に赴く手間を省き、被害直後に混乱状態に陥る被害者に十分に尊重されている感覚を感じさせることによって信頼関係が築けることである。これで、より円滑な警察・検察の取り調べを行うことができ、捜査段階での被害者の二次被害をできる範囲内で軽減することができる。実際の実施効果を見れば、診療・医療の所要時間と調書の作成所要時間の短縮のみならず、被疑者を起訴する割合も高くなったことが確認され、制度の効果を発揮している⁷²。

第五節 日本への示唆

ここまで、本稿の見解を混じえながら、台湾における刑法性犯罪規定の改正、性犯罪の非親告罪化、性犯罪被害者の負担を軽減する施策などについて論述してきた。変動の激しい社会に応じてやや拙速に失する台湾の立法は多少発展途上の色彩を帯びていることは否めず、今後検討すべき課題が多く残されているが、性侵害犯罪防止法の成立や刑法性犯罪規定の改正、そして、近年に発展してきた性犯罪被害者保護の具体的な施策など、この15年ないし20年間に行われた法改正や制度改革を、時代背景を合わせて経緯的に観察すれば、その先進性に対し、ある程度の評価を与えることができると考えられる。

日本の現行法と比べ、1999年の改正の前の台湾刑法における性犯罪の親告罪の範囲は日本より広がったということを念頭におかなければならないが、それが、現在日本が直面している問題が深刻でないことを意味するわけではない。現在日本で行われている議論は、かつての台湾での議論とかなりの程度が重なっており、前述した台湾の過去の経験に鑑み、日本法の改正にあたり、いくつかの改正への示唆を挙げることにしたい。

①日本では、従来より、性犯罪を親告罪とする理由は被害者の名誉保護のためであると説明されてきた。それを裏返して言えば、性的被害が不名誉であり、事実を隠すことが被

⁷² ワンストップ式サービスを利用する場合とそうでない場合とを比較する研究によれば、医療の所要時間が平均2時間から1.3時間に短縮され、取調べの所要時間が6時間から4.7時間に短縮された。そして、ワンストップ式サービスを利用した事件の起訴率は67%で、一般の47.8%より高くなっている。詹景全等「從台北市經驗看性侵害被害人一站式服務」台北市醫師公會會刊第57卷第1期（2013）38頁以下。

被害者保護であることになる。このような考えは本末転倒であると指摘されている⁷³。社会的な背景の違いはあるが、儒教の名節思想に縛られ、性的被害を公にしないことと被害者（名節）保護を混同された台湾での過去の状況は、現在の日本と類似している。このような状況の裏に根強い強姦神話が存在する点も類似し、これを打破するには、やはり強姦罪の本質を見直し、非親告罪化を検討することが必要である。

②日本の現行法は、一部の性犯罪を非親告罪としているが、これはそれらの犯罪が暴力犯罪としての凶悪性が著しく、訴追・処罰の必要があると考えられたためである。被害者の保護と訴追の必要性を比較衡量する立法はかつて台湾でも類似する状況があった。しかし、被害者の保護も犯罪の訴追処罰も政府の責務である以上、両方をパラレルに最大限に追求すべきであり、被害者の保護を徹底して親告罪を廃除することは、検討せざるを得ない課題である。

③被害者は事件後に加害者からの執拗な示談・和解の要求に晒され、告訴をしない、あるいは告訴を取消すことを迫られることがしばしば発生し、結局、告訴という制度が、加害者側に有利な武器として使われている。この状況はかつての台湾にもあり、近年、韓国でも、告訴した被害者が加害者側の関係者からの脅迫、懐柔等を伴う告訴取消しの要求に悩まされるという二次被害が問題となり、2012年に性犯罪に係わる親告罪及び反意思不罰罪が廃止された⁷⁴。非親告罪化すれば、加害者側の示談・和解の動機が弱まるのではないかと懸念する声はあるが、仮にそうであっても、現実には、その他の非親告罪の犯罪でも、加害者の動機が消失したわけではないため、取消しの強制の問題を直視すべきである。

④多くの性犯罪被害者が、加害者の処罰を希望しながらも被害届の提出や告訴を躊躇する理由は、警察・検察ないし公判段階での二次被害を危惧することにある。そのため、捜査や公判での性犯罪被害者に対する特段の配慮が重要である。すなわち、被害者が自身の被害を申告しやすい環境作り、ないし被害者の負担軽減の対策を講じることが大切である。これが非親告罪化の制度的・法的担保としても重要である。日本では、録音・録画の刑事手続での利用についての議論はまだ落ち着いていないが、陳述内容を精査する手段として、被害者の重複陳述の削減を図り、類似する方法の活用は検討に値すると考えられる。

⑤台湾では、ワンストップ式被害者支援サービスが近年展開されており、次々と効果を発揮している。日本では、「性暴力救援センター・大阪（略称 SACHICO）」や警察庁の平成22年のモデル事業として開設した「ハートフルステーション・あいち」などの病院拠点型のワンストップ支援センターが存在している。性犯罪の非親告罪化が今後の方針であれば、このような支援センターのさらなる展開が必要である。現段階では、警察への届出の促進がワンストップ支援センターの運営目的の一つとされているが、今後、届出の促進に止まらず、被害者の捜査での負担軽減を図るため警察との連携強化は不可欠である。

⁷³ 岩井宜子「性犯罪規定の見直し」神奈川法学第43巻第1号（2010）137頁。

⁷⁴ 韓国では、告訴の取消期限は第一審判決宣告までとされている。「外国の立法」国立国会図書館調査及び立法考査局2013年4月月刊版。月刊版は印刷物として公刊されておらず、国立国会図書館のページ <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/> で閲覧できる。

⑥日本では、性犯罪被害者に対する過去の性的行動に関する尋問については、実際の法廷では、被害者に精神的な苦痛を与えるにもかかわらず、尋問に対する制限が少ない⁷⁵。台湾法では、被害者に過去の性的経歴についての質問が禁止される「レイプ・シールド」のような規定があり、日本でも、被害者を偏見や二次被害から守るには、このような規定の導入は検討課題とすべきであろう。

⁷⁵ 吉田容子「日本における性犯罪の被害実情と処罰にかかわる問題」刑法雑誌第54巻第1号（2014）27頁。

第十章 おわりに

ここまで、雑駁ではあるが、台湾の諸制度を中心に幅広く犯罪被害者の法的地位について、比較法的検討をしてきた。以下、本稿前掲各章において行った考察・検討を要約することとしたい。

第二章では、捜査段階における犯罪被害者の地位について、特に台湾版の起訴猶予制度、いわゆる緩起訴制度に重点を置いて検討した。告訴・緩起訴制度を除けば、被害者はこの段階で、付添人の立会い、証拠保全請求、訴訟書類の受け取りなどの権利を有しているが、被害者への情報提供を中心に、まだ改善する余地がある。条件付緩起訴制度の導入に伴う検察官の裁量権拡大によって、従来の（職権による）微罪型不起訴を融合した新たな処遇方法が創設され、訴訟経済を始めとする司法資源の合理化、被疑者の社会復帰、被害者の損害回復などを目的としたこの制度は台湾の刑事訴訟制度では画期的である。運用面で修復的司法の理念を実現する枠組みが提供されていることも、近年この制度が注目される理由である。緩起訴制度はダイバージョン的制度として着実に機能している一方、被害者の利益になりうる処分類型は十分に運用されていないことが分かり、検察官の姿勢と意識の改革が求められる。修復的司法プログラムの導入について、実施の方法により弊害がもたらされるおそれもあるため、慎重な姿勢が必要である。また、被害者が異議申立において立場の弱い状況が判明され、被害者の意見をより反映しやすいように、日本制度を参考にして改善する余地がある。条件付起訴猶予のような制度の日本での運用可能性について、強制的処分は日本の現制度にそぐわず導入は困難であるが、起訴猶予成立の歴史的背景を考察すれば、そもそも、被疑者を観察し支援するなどの方法の運用は排除されておらず、現在でも、福祉との連携した起訴猶予が運用されており、経過観察的起訴猶予も制度上可能である。その延長で、被害者に益する制度の運用も期待しうると考えられる。

第三章では、公判段階における犯罪被害者の法的地位について、被害者証人の安全保護と負担軽減、被害者意見陳述制度、被害者の公判記録閲覧・謄写に関する問題を中心に検討した。台湾では、証人保護のための特別法はあるが、要保護性が前提のため、犯罪被害者での適用場面は限られている。ビデオリンクなどの活用は、性犯罪被害者の負担軽減が性侵害犯罪防止法により導入する最初の目的であったが、後に刑事訴訟法に導入された部分はあくまでも証言の確保がその目的とされている。日本の刑事訴訟法のような包括的な被害者負担軽減対策の立法が必要と思われる。被害者の意見陳述制度について、台湾の制度はたった一つの規定により成立することで、様々な問題が生じた。陳述の主体、内容、時期について不明瞭な点があるうえ、被害者の立ち直り促進がその制度の意義であるにもかかわらず、裁判所が制度の趣旨を証人喚問と混同することによって、陳述不必要と不適当の判断についても問題が生じた。改善が必要である一方、被害者陳述への過度な期待でもたらす負的影響は今後注意しなければならない。また、被害者による公判記録の閲覧・謄写の問題について、台湾制度では、被害者の訴訟記録閲覧・謄写は認められているが、告訴人が弁護士を委任した場合に限られている。しかし日本やドイツの制度を参照しても、弁護士に限定する理由は必ずしも見出すことができないうえ、被害者の知る権利に格差が

生じる点からは異論する余地がある。一方、閲覧・謄写の行使による真相解明への影響も無視できず、時期や申出事由について、日本やドイツ制度のような規制の導入は立法課題である。

第四章において、台湾独自の制度「自訴（被害者訴追）」と、導入をめぐって台湾で盛んに議論されている被害者参加制度について検討した。台湾では、歴史的背景もあるが、国家訴追も被害者訴追制度も認められている。自訴制度は過去の濫用問題により法改正で緊縮されてきた結果、利用数がかなり少なくなっているが、近年、被害者の法的地位の向上との思潮によって再び注目された。しかし、自訴制度では完全な手続関与が被害者に与えられているが、これが被害者支援の理念に必ずしも合致するのではないのみならず、自訴制度に過剰な期待をすることはかえって被害者支援の阻害になりかねない。司法構造の改革で、ほぼ国家訴追に一本化した台湾の現状では、被害者参加制度の創設を検討する余地が開かれると考えられる。近年の社会情勢はまさに被害者参加制度導入の気運が高まる時期であり、ドイツ制度を手本にした改正案が国会に提出されたところでもある。初歩的考察に止まるが、台湾現制度を分析し、草案のドイツ式の被害者参加制度を採用することより、日本型の被害者参加制度を導入したほうが、構造上適合していると論説した。

そして、近年、日本で導入をめぐって活発な議論がなされている司法取引制度について、第五章では、台湾の状況を中心としつつ、司法取引と被害者の関係を検討した。台湾では、条件付緩起訴などの制度で取引的運用が存在しているほかには、証人保護法に捜査協力型刑の減免・不起訴制度があり、刑事訴訟法において、捜査中の取引と呼ばれる簡易手続での制度と、協議手続と呼ばれる裁判中の取引もある。証人保護法にある刑の減免・不起訴制度が日本で今後導入すると思われる制度との類似性はあるが、目的ないし法律効果の違いは多くあるが、犯罪訴追に有利な制度として、両方とも、被害者への配慮や過大な減刑への懸念が問題になりうる。台湾制度の方は心配が少ないように思われるが、検察官（または裁判官）の運用次第という点は看過できず、今後日本の実施状況にも注目すべきである。また、求刑の取引を中心とした捜査中の取引と裁判中の取引は、被害者への謝罪や賠償などが、捜査中の取引では検察官が被疑者に命令しうる事項として、裁判中の取引では取引事項として定められている。被害者の回復に益する内容ではあるが、捜査中の取引はその他の制度との競合で運用される場面が少ないうえ、被害者の立場も弱く、必ずしも被害者にとって有利な制度ではない。一方、裁判中の取引に対し、十分に利用されていないと批判されたが、運用上被害者を尊重する措置を採ったため、現在の運営はむしろ比較的理想の形であると思われる。

被害者が如何に有効で迅速に犯罪により被った損害を回復するかということは、被害者支援の一大課題である。第六章では、日本法の影響で導入され、80年以上刑事訴訟制度において定着している台湾の付帯民事訴訟制度を、日本の損害賠償命令制度と比較しながら検討した。付帯民事訴訟は、刑事手続への付帯性により付帯先事件の処理と連動する特徴は所々にあるが、刑事訴訟無償性の影響で裁判費用が免除される点は意義が大きい。一方、刑事訴訟に付帯するにもかかわらず、実務の運用では大量の民事法廷移送の決定がなされている。刑事・民事事件の裁判範囲のズレなどはその背景の一つではあるが、制度目

的の達成に著しい阻害のない限り、安易に移送決定すべきではないと考えられる。付帯民事訴訟は訴訟経済や紛争の一回解決などをその本来の目的としたが、被害者の損害回復に資する制度として再評価する余地がある以上、民事法廷移送のあり方を含めて、被害者支援の観点を加味して見直さなければならない。

犯罪被害者は、民事訴訟などの手段を通じて、その損害の回復を図ることができるが、加害者の無資力などの理由で絵に描いた餅に帰してしまうことが多い。被害者への経済的支援では、被害者補償制度はその中核を担っている。第七章では台湾の犯罪被害者補償制度について詳しく検討をした。台湾の被害者補償制度の根拠たる「犯罪被害人(=被害者)保護法」は、制度起草段階より日本法の多大な影響を受け、日本法と似通っている部分が多く存在しているが、創立当時から日本に実現していなかった制度を導入したり、制度成立後に独自の改正をしたりすることによって、際立つ進展を遂げた。近年の改革は、規制を緩和し寛大で実効性のある手厚い支援を提供することが、その方向である。とりわけ、性犯罪被害者への支援、外国での被害への支援、規制緩和や補償項目の新設による支給額の増加が注目的である。また、税金が原資である政府予算で運営してきた台湾制度は、近年は次第に被疑者や犯罪者による資金の基金方式運用に移行しつつあり、その動向は注目に値する。一方、台湾制度では、加害者への求償が強調され、実務でも頻繁に行われているにもかかわらず、回収の成果が芳しくないうえ、求償への拘りにより悪影響がもたらされ、加害者への追及姿勢もその更生を妨げるおそれがありうる。台湾の状況に対し、日本では、性犯罪の被害者への経済的支援に関し、特に心理的療法の費用の公的負担をめぐって議論がまだ落ち着いておらず、海外での被害への支援についても台湾制度を参照する実益がある。なお、日本では積極的な求償が行われていないが、犯給制度を立て替え払い制度のように運用する提言は後を絶たず、台湾の状況に鑑み、再考する余地はあろう。

第八章では、裁判外の紛争解決について、台湾の独自の調停制度「郷鎮市調解(調停)」制度と、事実上の制度「法院調解(裁判所調停)」を分析検討した。郷鎮市調停制度は、国民の思想に合う紛争解決制度として長年に亘って支持されてきたのみならず、諸制度のなかで、近年流行する修復的司法の理念に合致し、しかも事件処理の開始から解決まで被害者が関与できる制度として、注目を集めている。しかし、制度の成立当初の目的は司法システムの負担軽減にあり、この目的と制度への新たな期待とについて、如何にバランスを取るのかは今後の課題である。そして、裁判所調停制度は、刑事調停の基本構造や概念を有し、修復的司法プログラムの運用に理想的な制度でもあるのみならず、調停により被害者は金銭賠償など具体的利益が得られるうえ、調停手続の運用により刑事手続の時間短縮など司法行政的効果も得られ、近年政策的に大いに推進された制度である。しかし、調停を以って訴訟経済を促進するなどの理解は却って調停の理想から乖離するおそれがあり、慎重に運用しなければならない。

最後の第九章に、犯罪被害者の法的地位の関連問題として、台湾における性犯罪の非親告罪化問題に関する議論と性犯罪被害者の保護について検討をした。日本では、法改正に向けて、性犯罪の構成要件及び法定刑に対する検討について、非親告罪化を含め七つの論点で行われている。台湾では、1999年の刑法改正において、性犯罪に関する改正での議

論は現在の日本の論点と類似するところが多く、刑法条文に反映されたものもあり、日本の法改正にあたり示唆に富む材料である。本稿は、従来の親告罪を認める根拠論は親告罪の選別にあたり、犯罪の処罰必要性和被害者保護の利益という両極的な価値衡量に陥りがちなことに疑問を呈し、訴追利益と被害者利益が必ずしも相反するものにあらず、両方とも政府の責務である以上、パラレルに最大限を追求すべきと考える。性犯罪の非親告罪化により被害者の示談主導権が消失するという懸念に対し、非親告罪化で加害者の示談を求める意欲が低下するおそれはあるが、これが消失するわけではない。親告罪の存置により、被害者が示談・和解の要求のプレッシャーに晒される危険があり、示談・和解の成立で告訴が取り消された後、加害者の不履行による再被害に遭うリスクもあり、被害者にとっては存置で不利益がもたらされる場合がある。性犯罪の本質を直視し、親告罪の規定を見直さなければならない。しかし、性犯罪被害者には特段のケアが必要であり、非親告罪化にあたって被害者の負担を軽減する法的担保が重要である。この部分について、台湾で運用されている制度や経験、例えば、被害者の供述負担を軽減する措置、ワンストップサービス、レイプ・シールドのような規定などは、日本の制度改革にあたり参考に値するであろう。

法律システムは多数の制度の集合体であり、一つの対象を政策的に考査する際に、それを切り離して微視的に精査することでは物足りず、諸制度に亘って巨視的に観察して初めて対象の全体像が浮かび上がってくる。まだややおぼろげであるが、以上の検討から、本稿の考察対象となる台湾法での犯罪被害者像は多少浮き彫りになったのではないかと考える。意欲的に海外の新制度を取り入れながら、拙速で全般的緻密な検討がまだ足りない台湾法と、安定性を保ちながら丁寧で慎重に推敲して改正を行う日本法は対照的であろう。論語での名言「賢を見ては斉しからんことを思い、不賢を見ては内に自ら省みる」（里仁第四）のように、法制度の比較研究は、自国にない優れたものを参照し学習することはもとより、他国にある制度の問題点を知り検討することも重要であり、互いに切磋琢磨をして、より良い制度の建設に役に立つと考え、以上の台湾制度の比較法的検討を行った次第である。論稿作成の制限で、議論し尽せない部分が多く残されているが、より広く深い比較検討は今後の課題にしたい。